

令和5年第1回（3月）坂城町議会定例会会期日程

令和5年3月1日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	3月 1日	水	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 ・人事案等質疑 討論 採決 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計予算案詳細説明)
2	3月 2日	木		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 3日	金		○休 会
4	3月 4日	土		○休 会
5	3月 5日	日		○休 会
6	3月 6日	月		○休 会
7	3月 7日	火		○休 会
8	3月 8日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	3月 9日	木	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月10日	金	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計予算案総括質疑 委員会付託
11	3月11日	土		○休 会
12	3月12日	日		○休 会
13	3月13日	月	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
14	3月14日	火	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
15	3月15日	水		○休 会
16	3月16日	木		○休 会
17	3月17日	金		○休 会
18	3月18日	土		○休 会
19	3月19日	日		○休 会
20	3月20日	月	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

3月1日上程

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	3月1日	適任
議案第7号 長野広域連合規約の変更について	3月1日	可決
議案第8号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について	3月1日	可決
発委第1号 坂城町議会の個人情報保護に関する条例の制定について	3月10日	可決
議案第9号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第10号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第11号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第12号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第13号 坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について	3月10日	可決
議案第14号 令和5年度坂城町一般会計予算について	3月20日	可決
議案第15号 令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月20日	可決
議案第16号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計予算について	3月20日	可決
議案第17号 令和5年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月20日	可決
議案第18号 令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月20日	可決

3月20日上程

議案第19号 令和4年度クレーン付きトラック売買変更契約の締結について	3月20日	可決
議案第20号 令和4年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について	3月20日	可決
議案第21号 令和4年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	3月20日	可決
議案第22号 令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について	3月20日	可決
議案第23号 令和4年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について	3月20日	可決
議案第24号 令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	3月20日	可決
議案第25号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第		

3号) について

3月20日 可決

令和5年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日 3月1日(水)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○人権擁護委員の推薦、議案第7号、議案第8号の上程、 提案理由の説明、質疑、討論、採決	8
○発委第1号、議案第9号～議案第18号の上程、提案理由の説明、詳細説明	10

第2日 3月8日(水)

○議事日程	40
○一般質問 栗田 隆 議員	40
中嶋 登 議員	51
大森 茂彦 議員	62
玉川 清史 議員	76

第3日 3月9日(木)

○議事日程	86
○一般質問 塩野入 猛 議員	86
山城 峻一 議員	100
大日向進也 議員	114

第4日 3月10日(金)

○議事日程	124
○一般質問 柵津 明子 議員	124
吉川まゆみ 議員	133
○発委第1号、議案第9号～議案第13号の質疑、討論、採決	147
○一般会計予算案総括質疑、委員会付託	151
○特別会計予算案総括質疑、委員会付託	167

第5日 3月20日(月)

○議事日程	174
○議案第14号委員長報告の質疑、討論、採決	174
○議案第15号～議案第18号の委員長報告の質疑、討論、採決	191
○追加議案上程、提案理由の説明	198
○議案第19号～議案第25号、質疑、討論、採決	201
○閉会中の委員会継続審査申し出について	206
○町長閉会あいさつ	206

令和5年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和5年3月1日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月1日 午前10時00分
4. 応招議員 13名

1番議員	小宮山 定彦 君	8番議員	栗田 隆 君
2 "	大森 茂彦 君	10 "	滝沢 幸映 君
3 "	山城 峻一 君	11 "	吉川 まゆみ 君
4 "	祢津 明子 君	12 "	西沢 悦子 君
6 "	大日向 進也 君	13 "	塩野入 猛 君
7 "	玉川 清史 君	14 "	中嶋 登 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 12名
7. 欠席議員 9番議員 朝倉 国勝 君
8. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者

町 長	山村 弘 君
副 町 長	宮崎 義也 君
教 育 長	清水 守 君
会 計 管 理 者	大井 裕 君
総 務 課 長	臼井 洋一 君
企 画 政 策 課 長	伊達 博巳 君
住 民 環 境 課 長	竹内 禎夫 君
福 祉 健 康 課 長	堀内 弘達 君
商 工 農 林 課 長	竹内 祐一 君
建 設 課 長	関 貞巳 君
教 育 文 化 課 長	長崎 麻子 君
収 納 対 策 推 進 幹	鳴海 聡子 君
ま ち 創 生 推 進 室 長	清水 智成 君
総 務 課 長 補 佐	瀬下 幸二 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	宮嶋 和博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	宮下 佑耶 君
企 画 調 整 係 長	
保 健 セ ン タ ー 所 長	竹内 優子 君
子 ども 支 援 室 長	細田 美香 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	北村 一朗 君
議 会 書 記	柳澤 ひろみ 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 6 議案第 7 号 長野広域連合規約の変更について
- 第 7 議案第 8 号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について
- 第 8 発委第 1 号 坂城町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 第 9 議案第 9 号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について
- 第 10 議案第 10 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 11 議案第 11 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 12 議案第 12 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 13 号 坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 14 号 令和 5 年度坂城町一般会計予算について
- 第 15 議案第 15 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 16 議案第 16 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 17 議案第 17 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 18 議案第 18 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 1 回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前に、9 番 朝倉国勝君から欠席の届出がなされております。また、カメラ等の使用の届出がなされておられ、これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（小宮山君） 会議規則第127条の規定により、14番 中嶋 登君、2番 大森茂彦君、3番 山城峻一君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（小宮山君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの20日間といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から3月20日までの20日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は、明日3月2日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定したとおりであります。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（小宮山君） 町長から招集の挨拶があります。

町長（山村君） 改めまして、おはようございます。本日ここに、令和5年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様のご出席をいただき開会できますことを心から感謝申し上げます。

さて、先月24日で、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻開始から丸1年が経過いたしました。侵攻は現在も続いており、長期化の様相を呈しております。

この間、当町におきましては、町国際交流協会が中心となって、これまでに650万円を超える義援金を現地へ送り、ポーランドへ避難をされたウクライナの方々への支援に加え、ウクライナ国内に開設された避難所への支援物資の輸送などの活動支援に活用されております。

また、町議会におきましても、昨年3月定例会におきまして、「ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議し、平和的解決を求める決議」を全会一致で可決し、厳正な姿勢を表明されました。

こうした活動に対し、ポーランドのツェレスティヌフ郡の議長並びに郡長、ウクライナのリュウ州のカメンナ・ブツカ市とグリニャニ市の市長から、先日感謝状を頂きました。

感謝状には、感謝の言葉に加えて、当町からの義援金により、被災者から求められた支援に対応できたこと、支援により困難に打ち勝つことができると信じていることなどが書かれてお

り、侵攻が続く中、お送りいただいたそれぞれのメッセージに、深く感銘を受けたところであり、ります。

町国際交流協会によるウクライナへの義援金につきましては、現在も企画政策課窓口のほか、同協会の特設口座への振込にて受け付けておりますので、引き続きのご協力をお願いいたします。

また、多くの犠牲者が出ていますトルコ・シリアで発生した地震による被災者に対する支援につきましても、福祉健康課窓口と社会福祉協議会窓口にて救援金の受付を行っておりますので、多くの皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと思っております。

さて、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなどの各種証明書が受け取れる「コンビニ交付サービス」の運用を1月31日からスタートいたしました。

運用開始から1か月が経過したところでありますが、2月末現在の発行証明書につきましては、住民票の写し67件、印鑑登録証明書39件、戸籍関係の証明書12件、所得・課税・扶養証明書4件の計122件を発行いたしました。

コンビニ交付サービスの特徴は、「いつでも」「どこでも」サービスを受けることができ、役場の窓口で交付している各種証明書が、開庁時間外や休日においても身近な場所で取得できることであり、町内はもとより、県内外のコンビニの店舗でご利用いただいております。

町といたしましては、引き続き、マイナンバーカードの普及促進を図り、デジタル化の推進を通じて、住民サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。

さて、先月2日の臨時会でお認めいただきました、出産・子育て応援交付金事業につきまして、準備が整った8日以降、妊娠の届出をいただいた方などから対応を始めております。

また、本事業は令和4年4月1日以降にお生まれのお子さんや、同日以降に妊娠の届出をされた方についても、給付金の遡及交付の対象としており、該当する方には既に申請案内を送付し、手続きが整った方から給付金の支払いを進めているところであります。

本事業は全ての妊婦・子育て世帯に対し、妊娠届出時及び出産後の乳児全戸訪問時において実施する、保健師による面談及びアンケートに加え、出産を間近に控えた妊娠8か月頃の妊婦に対しアンケートに回答いただき、必要な支援を行うほか、出産応援給付金及び子育て応援給付金を支給し、子育て家庭への経済的な支援を行う新たな子育て支援策でありますので、町ホームページや広報を通じて制度の周知を図ってまいります。

さて、2月8日、坂城テクノセンターを会場に、新春経済講演会が3年ぶりに対面で開催されました。今回は、リーダー・ビジネス研究所の川村真二代表を講師にお迎えし、「これからの坂城町企業・リーダーのあり方」と題して講演をいただきました。

過去の偉人や哲学、思想、また、現代の日本企業のトップへのインタビューや、昨年発刊しました「平成の産業史」に掲載されている町の企業経営者のインタビュー記事などから共通し

て見えてくる、持続的な企業発展やリーダーに必要な資質についてわかりやすくお話しいただき、聴講に来られた多くの町内企業の皆さんが熱心に耳を傾けました。

また、21日には、坂城駅周辺を中心市街地のにぎわいと地域の活性化を推進するため、小宮山議長、大日向坂城駅周辺活性化特別委員長をはじめ、町商工会や地元区長、学識経験者の方などにご参加いただき、町並み整備のための意見交換会を開催いたしました。

意見交換会では、今年度実施しました鉄の展示館西側の整備工事や、昨年末に寄附をいただいた鉄の展示館北側の土地・家屋の現状等について説明し、現地をご確認いただいた後、今後の利活用について意見交換を行いました。地域活性化など、まちづくりの重要なエリアとなりますので、地域関係者のご意見も踏まえながら、整備を進めていくことが大切であると考えております。

さて、世界の経済情勢であります。日本総研などによりますと、アメリカの景気は、住宅需要の低迷の長期化など、懸念材料はあるものの、足元の景気はサービス消費を中心に堅調に推移しており、昨年10～12月期の実質GDP成長率は、前期比年率プラス2.9%と前期に続いて高めの伸びとなっております。また、ヨーロッパにおける10～12月期の実質GDPは、前期比年率プラス0.5%と伸びが鈍化しておりますが、足元では企業の景況感に底入れの兆しが見えており、底堅さを維持している状況となっております。

また、中国におきましては、ゼロコロナ政策に基づく活動制限を背景に10～12月期の実質GDPが前期比伸び率「ゼロ」と、前の期のプラス16.5%から大きく失速しておりますが、先行きについては、12月に打ち出されたゼロコロナ政策の撤廃によりサービス消費の増加が見込まれており、景気の回復が見通されております。

続いて国内の状況であります。内閣府による1月の「月例経済報告」では、「景気は、このところ一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」としております。また、「先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」としながらも、「世界的な金融引き締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。」と付け加えております。

また、長野県内の状況につきましては、日銀松本支店が2月に発表した「金融経済動向」によりますと、公共投資、住宅投資、設備投資、個人消費の個別観測から「生産は高水準ながらも、一部で弱めの動きとなっている。雇用・所得は持ち直している。」とし、総論として「長野県経済は、一部に弱い動きがみられるものの、持ち直しの動きが続いている。」としております。

当町におきましては、1月に実施いたしました町内の主な製造業20社の経営状況調査の結

果では、生産量は、3か月前との比較で、プラスとした企業が11社から8社に減少し、売上げについてもほぼ同じ状況で、国や県の観測と同様の傾向がうかがえる結果となっております。

また、雇用については、10月～12月の実績が、総計で37人の増と、前回調査に比べ16人増加しており、本年4月の雇用予定では、全ての企業が増員または減員分の補充を予定しており、全体では110人の増員予定となっております、こちらも国、県と同様の傾向がうかがえるところとなっております。

ウクライナ侵攻の長期化や新型コロナの動向など、世界経済の先行きが不透明であります、当町の企業や経済が持続的に成長していくことを願うところであります。

続きまして、令和5年度一般会計当初予算（案）について申し上げます。

ご案内のとおり、令和5年度は統一地方選挙の年でありますので、骨格予算編成といたしました。義務的経費や制度によるもの、また、継続事業などを中心に予算を計上し、歳入歳出予算の総額につきましては、63億6千万円、前年度と比較してマイナス12.6%、9億2千万円の減額といたしました。

まず、歳入といたしまして、町の財政の根幹を担う町税につきましては、コロナ禍から社会経済活動の正常化が進む中、企業の業績につきましても回復傾向がうかがえることから、法人町民税につきましては、前年度に対しまして9,300万円の増額を、個人町民税につきましても2千万円の増額を見込み、町民税全体で11億1,360万円を計上いたしました。

また、固定資産税につきましては、償却資産における企業の現有資産の減少と鉄道施設などの減価償却に伴う大臣配分の減額を勘案する中で、前年度に対しまして3,100万円の減額を見込み、町税全体では、前年度対比プラス3.5%、8,864万7千円の増額となる25億9,792万9千円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、地域のデジタル化の推進に係る項目や光熱水費高騰分の対応経費等が、普通交付税の基準財政需要額に算定されることに加え、普通交付税の振替財源となる臨時財政対策債につきまして、その発行総額が大幅に抑制される方向であることなどを踏まえ、前年度に対し2億円の増となる11億1千万円を計上いたしました。

また、国庫支出金につきましては、新型コロナ予防接種負担金等の減少を見込む中で、5,185万7千円減額の5億6,453万4千円。ふるさと寄附金につきましては、今年度の実績等を踏まえ、前年度と同額の1億2千万円を計上いたしました。

繰入金につきましては、びんぐし湯さん館や町体育館の改修事業の完成等により、前年度対比マイナス68.9%となる3億7,249万円を計上いたしております。

また、町債につきましては、先ほど申し上げました臨時財政対策債の減額などを見込む中で、前年度対比3億3千万円の減額となる1億7,140万円を計上しております。

続いて、歳出であります、投資的経費につきましては、金井地区で事業を進めております

町道A01号線道路改良事業や、昭和橋等の橋梁修繕事業など、継続事業として引き続き工事を進めてまいります。また、国や県の制度や予算の関係などから、当初計上が求められる事業として、防災重点ため池2か所の耐性評価を行う農村地域防災減災事業、会地排水門の自動化を行う農業水路等長寿命化防災減災事業などの経費を計上しておりますが、総額では前年より約9億3,600万円の大幅な減額となる3億5,013万7千円といたしたところであります。

義務的経費につきましては、人件費が13億8,094万2千円、障がい者へのサービス給付費や児童手当、福祉医療などの扶助費につきましては6億9,985万7千円。公債費につきましては6億374万4千円を計上いたしました。

また、その他の経費といたしまして、町内への移住者や定住者に対する移住定住促進事業補助金や、GIGAスクール構想推進事業に係る情報通信機器等の保守料など、切れ目なく事業を進めるための経費のほか、新たに盛り込む、中学生の部活動地域移行に係る経費や、来年度見直しが必要となる、橋梁長寿命化計画や障害者計画などの策定に係る経費などを含めて、33億2,532万円を計上いたしております。

そうした中、新型コロナワクチン接種につきましては、町において、1・2回目の初回接種を完了してから3か月以上を経過した12歳以上の方を対象としたオミクロン株対応ワクチンの集団接種、5歳から11歳の小児を対象とした初回接種を、集団接種でいずれも月1回程度実施しております。

令和5年度の新型コロナワクチン接種につきましては、厚生労働省が、4月以降も全ての接種対象者の無料接種を継続する方針を固め、次の追加接種につきましては、春夏、5月から8月に65歳以上の高齢者をはじめとした、重症化リスクの高い方を対象とし、また、秋冬、9月から12月には、希望する全ての方を対象として接種を実施する方針が示されたところであります。

現状、4月以降のワクチン接種の具体的な対応について、国から示されていない中ではありますが、当面必要と思われるコールセンター委託料や、接種券の発送等に係る人件費、接種委託料等を当初予算に計上させていただいたところであります。

また、中学校の部活動の地域移行につきましては、令和5年度から休日の部活動を、学校活動から地域活動へ段階的に移行していくことを目指す中で、千曲市と共同して、新たな地域の活動の場となる「千曲坂城クラブ」を3月末に立ち上げ、4月から活動できるよう準備を進めているところであります。

当初予算に、地域移行に係るクラブへの負担金を計上するとともに、千曲坂城クラブの生徒が当町の施設を利用できるよう、学校施設の開放に係る条例の改正を今議会に上程し、対応してまいりたいと考えております。更埴地域の中学校の生徒たちが、お互いに切磋琢磨し、ます

ます活躍されることを期待しております。

国民健康保険につきましては、長野県が財政運営の責任主体となり、町では、県全体の医療費などを賄うための財源として県が算定した納付金を納める仕組みとなっております。先般、令和5年度の納付金額が提示され、町では、これに基づき保険税率を算定したところであり、税率の算定にあたりましては、昨今の社会情勢等を踏まえ、加入者の皆様の負担の増加を考慮し、町独自の激変緩和措置を講じる中で、算定方式の3方式移行に向けた改正にとどめ、令和4年度とほぼ同額程度のご負担をお願いすることとし、国民健康保険運営協議会にお諮りし、お認めをいただいたところであります。

また、出産育児一時金につきましても、健康保険法施行令の改正に合わせまして、現行の本人給付分40万8千円に、産科医療補償制度の掛金1万2千円を加えた総額42万円から8万円を増額し、本人給付分48万8千円と産科医療補償制度掛金1万2千円を合わせ、総額を50万円とする改正を予定しており、税率改定とともに、今議会に関係条例の改正議案を上程させていただいております。

今議会に審議をお願いする案件は、人事案件1件、広域連合の規約の変更が1件、広域連合の財産処分の協議が1件、条例の一部改正が5件、令和5年度の一般会計予算及び特別会計予算4件の計13件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

◎日程第4「諸報告」

議長（小宮山君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。また、株式会社まちづくり坂城から第21期経営状況報告書が提出されております。

議長（小宮山君） 日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から、日程第7「議案第8号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について」までの3件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、順次議案第8号までご説明申し上げます。

まず、日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

本年6月30日をもって、3年間の任期が満了となる田原茂樹氏に、人権擁護委員として引き続きご尽力いただきたく、法務大臣へ推薦するにあたって議会の意見を求めるものであります。

田原氏は、長年民間企業に勤務した後、県内高等学校等において就職支援員や自立支援コーディネーターとして勤められ、平成26年7月から人権擁護委員として活動いただいているところであります。その間、平成31年4月から令和4年3月まで上田人権擁護委員協議会事務局長として活躍され、令和4年4月からは長野県人権擁護委員連合会事務局長として活躍されているところであります。

人格、識見ともに優れ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方であります。

次に、議案第7号「長野広域連合規約の変更について」ご説明申し上げます。

長野広域連合が長野市信州新町地区で運営しております、特別養護老人ホーム久米路荘及び信州新町デイサービスセンターを、令和5年4月1日付で社会福祉法人に移管すること等に伴い、長野広域連合規約の一部を変更するものであります。

変更の主な内容といたしましては、広域連合の処理する事務、広域計画の項目及びデイサービスセンターの管理及び運営に関する経費の負担割合の規定から、信州新町デイサービスセンターを削除するとともに、特別養護老人ホームの設置、管理及び運営に関する経費の関係市町村負担割合の規定から久米路荘を削除し、併せて所要の条文整備を行うものであります。

次に、議案第8号「長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について」ご説明申し上げます。

長野広域連合が運営する特別養護老人ホーム久米路荘及び信州新町デイサービスセンターを令和5年4月1日付で社会福祉法人に移管することに伴い、久米路荘の建物及び物品類、信州新町デイサービスセンター物品類を移管先法人へ譲渡するため、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため、10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時27分～再開 午前10時37分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎日程第5「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）適任」

◎日程第6「議案第7号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第7「議案第8号 長野広域連合規約の変更に伴う財産処分の協議について」
「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（小宮山君） 日程第8「発委第1号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」から日程第18「議案第18号 令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの11件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。

趣旨説明を求めます。

議会運営委員長（塩野入君） 発委第1号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日に施行されることに伴い、地方公共団体には改正後の法律において全国的な共通ルールが適用されますが、議会は独立性を確保するという考え方から、法律の適用除外となりました。

本案は、議会として、引き続き個人情報の適正な取扱いを確保する必要があることから、新たに条例を制定するものであります。

条例の内容につきましては、個人情報等の取扱い、個人情報の開示、訂正及び利用停止などを規定するものであります。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただきご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

議長（小宮山君） 続いて、提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、続きまして、議案第18号までご説明申し上げます。

まず、議案第9号「坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、町の利子補給制度の対象となる融資を受けた町内事業者に対して実施する利子補給事業について、令和4年度においても国の地方創生臨時交付金を原資として事業を実施することができ、今後の利子補給金を積み立てることが可能であるため、本条例の有効期限の延長を行うものであります。

条例の内容といたしましては、本条例の有効期限を令和9年3月31日から令和10年3月31日に改めるものであります。

議案第10号「坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に合わせ、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正内容といたしましては、民法及び児童福祉法における親権者等による子どもへの懲戒権に関する規定が、児童虐待防止の観点から削除されたことに伴い、条例中の懲戒に関する規定を削除するものであります。

議案第11号「坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、健康保険法施行令の改正に合わせ、国民健康保険における出産育児一時金の支給額を改正するものであります。

出産育児一時金につきましては、現在、一時金40万8千円と合わせて、産科医療補償制度を利用した場合、規則で定める加算額1万2千円を合計した42万円が支給されているところであります。

今回の改正におきまして、条例で定める一時金の額を8万円引き上げた48万8千円とし、加算額との合計額を50万円とするものであります。

議案第12号「坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、坂城町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。今回の税率改正は、令和9年度までに段階的に資産割をなくしていくという方向性の中で、医療給付費分の資産割の率を引き下げ、後期高齢者支援金分の所得割の率を引き上げるもので、医療給付費分の税率について、資産割4.5%を1.8%に改めるとともに、後期高齢者支援金分の税率について、所得割2.55%を2.7%に改めるものであります。

所得階層により若干の税額の変動はございますが、町独自の激変緩和措置を講じる中で、課税世帯全体では年間の賦課額が現年度を上回らない範囲での改定としており、税負担を一定程度に抑えた中での改正としているところであります。

なお、本改正の内容につきましては、2月7日に開催した国民健康保険運営協議会においてご審議を賜り、答申いただいたものであります。

議案第13号「坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は、来年度より休日の中学校部活動が地域移行するにあたり、担い手となる千曲坂城クラブが学校施設を利用できるよう、本条例に関して所要の改正を行うものであります。

改正の内容といたしましては、中学校部活動から移行する千曲坂城クラブは、更埴地域の6中学校が対象となり、坂城町及び千曲市の活動を希望する生徒が、それぞれの専門部に所属

し、坂城町・千曲市の各施設において活動することとなります。そのため、坂城中学校以外の生徒も町内学校施設が利用できるよう改めるものであります。

また、生涯学習の一端を担う社会体育の団体におきましては、社会の多様化や高齢化により活動人員の減少が見られるため、一般の利用につきましても、一定の人数を確保して活動ができるよう、利用者条件について併せて改めるものであります。

議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算について」ご説明申し上げます。

新年度の予算編成につきましては、4月に統一地方選挙を控えていることから、経常的経費及び継続事業を中心とした骨格予算編成といたしました。

令和5年度坂城町一般会計の歳入歳出予算の総額は63億6千万円で、前年度との比較ではマイナス12.6%、9億2千万円の減額となっております。

歳入の主な内容について申し上げますと、初めに、町税につきましては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、企業の業績も回復傾向であるため、法人町民税は、前年度対比プラス31.3%、9,300万円の増額、個人町民税は、前年度対比プラス2.9%、2千万円の増額とし、町税全体ではプラス3.5%、8,864万7千円の増額となる25億9,792万9千円を計上しております。

次に、地方交付税につきましては、地域のデジタル化の推進に係る項目や光熱水費高騰分の対応経費等が、普通交付税の基準財政需要額に算定されることに加え、普通交付税の振替財源となる臨時財政対策債につきましても、国の発行総額が大幅に抑制される方向であることなどから、前年度に対し2億円増額となる11億1千万円を計上いたしました。

国庫支出金につきましては、町道A01号線や橋梁修繕事業などに係る社会資本整備総合交付金の減少や、新型コロナ予防接種負担金等の減少を見込む中で、5,185万7千円減額となる5億6,453万4千円を計上いたしました。

また、県支出金につきましては、防災減災事業として、ため池の耐性評価に係る農村地域防災減災補助金を計上したところではありますが、参議院議員選挙等の選挙委託金の減少等により、1,312万3千円減額となる3億6,989万円を計上いたしました。

寄附金は、ふるさと寄附金の今年度実績等を踏まえ前年度と同額を計上し、また、繰入金は、長野広域連合のごみ処理施設建設公債費等に充当する広域行政事業基金の繰入れのほか、ふるさとまちづくり基金、財政調整基金からの繰入金を計上したところではありますが、びんぐし湯さん館や町体育館の改修事業の完成等により、前年度対比マイナス68.9%となる3億7,249万円を計上したところでもあります。

また、町債につきましては、町道A01号線道路改良、舗装修繕事業、昭和橋等の橋梁修繕事業に係る公共事業等債や臨時財政対策債など、1億7,140万円を計上いたしました。

続いて、歳出の主な内容ではありますが、投資的経費につきましては、金井地区で事業を進め

ております町道A01号線道路改良事業や、昭和橋等の橋梁修繕事業など、継続事業として引き続き工事を進めてまいります。

また、豪雨等による水害を事前に防ぐための事業として、ため池の耐性評価、六ヶ郷用水の水門や会地排水門の自動化を行う防災・減災事業に係る予算を、国や県の予算の関係などから計上しておりますが、びんぐし湯さん館リニューアル改修事業や町体育館の耐震及び大規模改修事業の完了等により、前年度比マイナス72.8%、9億3,553万2千円の大幅な減額となる3億5,013万7千円を計上いたしました。

義務的経費につきましては、障がい者へのサービス給付費や、児童手当、福祉医療などの扶助費について、0.5%の減となる6億9,985万7千円、人件費は0.4%の増となる13億8,094万2千円、公債費については1.9%の増となる6億374万4千円をそれぞれ計上しております。

その他の経費といたしまして、新生児の聴覚検査費用に対する助成や中学生の部活動地域移行に係る経費のほか、橋梁長寿命化計画や障害者計画など定期的な見直しが必要な計画の策定に係る経費などを新たに計上いたしました。また、継続事業として、住宅用の太陽光発電設備など再生エネルギー設備の導入を支援するスマートエネルギー設備設置補助金や、町内への移住者や定住者を促進するための移住定住促進事業補助金のほか、子どもたちの教育環境の充実を図るため、GIGAスクール構想推進事業に係る情報通信機器等の保守料などを含めて、33億2,532万円を計上しております。

以上、令和5年度一般会計当初予算の概要についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、後ほど担当課長から説明いたします。

次に、議案第15号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

国民健康保険につきましては、県が財政運営の責任主体となり、町では、県全体の医療費などを賄うための財源として県が算定した納付金を納める仕組みとなっております。

本予算案は、保険税収入を主な原資として県へ納める事業費納付金及び県からの交付金を原資に支払う医療費に対する保険給付費等を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,693万6千円とするもので、前年度対比1,927万1千円、1.3%の減であります。

歳入の主な内容といたしましては、国民健康保険税2億6,353万1千円、県支出金10億8,597万8千円、繰入金8,355万6千円等であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費10億6,899万5千円、国保事業費納付金3億3,703万8千円等であります。

続きまして、議案第16号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申

上げます。

下水道事業につきましては、今後、点在する町内の未整備地区の整備等を進めてまいります。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億1,741万5千円とするもので、前年度対比5,882万5千円、7.6%の減であります。

歳入の主な内容といたしましては、下水道受益者負担金1,470万円、下水道使用料1億7,810万円、管渠工事に係る国庫補助金2,100万円、一般会計からの繰入金2億9,200万円、町公共下水道及び千曲川流域下水道事業に係る下水道事業債2億1,150万円等であります。

一方、歳出の主な内容につきましては、下水道全般に係る一般管理費1,177万9千円、下水道の維持管理に係る施設管理費1億1,026万5千円、公共下水道の整備事業費1億8,346万8千円、流域下水道の整備事業費1,990万円、事業の元利償還に係る公債費3億9,200万1千円等であります。

議案第17号「令和5年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度にあたり、本予算案は、この事業計画と給付状況の推移等を勘案し予算を計上するものであります。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4,167万9千円とするもので、前年度対比1,842万1千円、1.3%の増であります。

歳入の主な内容といたしましては、介護保険料2億9,210万円、国庫支出金3億3,374万7千円、支払基金交付金3億7,708万8千円等であり、歳出の主な内容につきましては、保険給付費13億4,898万円、地域支援事業費6,903万5千円等であります。

最後に議案第18号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定程度の障がいがある65歳から74歳までの希望者が加入する医療保険制度であります。

市町村では、被保険者の皆様から保険料を徴収し、制度運営主体である後期高齢者医療広域連合へ納付することとされており、必要な予算を計上するものであります。

本予算案の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億5,779万1千円とするもので、前年度対比2,154万2千円、9.1%の増であります。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料2億732万5千円、繰入金4,994万円等であり、歳出の主な内容につきましては、総務費129万3千円、後期高齢者医療広域連合納付金2億5,597万6千円等であります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

議長（小宮山君） 続いて、議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、歳入について。

財政係長（宮嶋君） 令和5年度坂城町一般会計予算につきまして、初めに歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表歳入歳出予算のうち2ページから5ページ、飛びまして9ページ第2表地方債と附属の当初予算資料1ページから2ページの歳入内訳表により、款別にご説明申し上げます。

予算書2ページ、第1表歳入歳出予算と附属の当初予算資料2ページをご覧ください。

初めに款1の町税についてでございます。町税全体につきましては、令和4年度対比プラス3.5%、8,864万7千円の増額となる25億9,792万9千円を計上いたしております。

項ごとに申し上げますと、項1町民税については、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、企業の業績も回復傾向であるため、法人分については、前年度対比プラス31.3%、9,300万円の増額、個人分についても、前年度対比プラス2.8%、2千万円の増額、項2固定資産税につきましては、償却資産における現有資産の減少と、大臣配分による償却資産等の減額などを見込み3,115万3千円の減額、また、前年度実績から、項3軽自動車税は150万円の増額、項4たばこ税は500万円の増額、項6入湯税は30万円の増額といたしました。

続きまして、款2地方譲与税でございますが、前年度実績や国の予算要求額等を考慮しまして、地方譲与税全体で、前年度対比プラス0.1%となる5,853万4千円を計上いたしております。

次に、款3利子割交付金は、前年度対比マイナス44%の56万円、款4配当割交付金は、前年度と同額の510万円、款5株式等譲渡所得割交付金は、プラス25%の700万円としておりますが、いずれも4年度の金融状況や交付実績、また県における交付見込額等を踏まえての予算計上であります。

続いて、2年度から交付されている款6法人事業税交付金については、3年間の経過措置が終了し、マイナス26.7%となる3,300万円を計上し、款7地方消費税交付金につきましては、4年度の実績見込みを考慮等する中で、プラス3.3%の3億1千万円の計上でございます。

3ページに移りまして、款8環境性能割交付金につきましては、環境性能割は、自動車の購入時においてその自動車の環境性能に応じ購入者に対し課税され、交付金として都道府県及び市町村に交付されるもので、環境性能割交付金につきましては、50万円の増額といたしたと

ころでございます。

款9 地方特例交付金、項1 地方特例交付金につきましては、個人住民税における住宅借入金控除の実施に伴う減収分を補填するために市町村に交付されるもので、国の予算要求額等を考慮いたしまして100万円の減額、また、項2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、令和8年度までの間、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、固定資産税を軽減する特例措置に対する減収分を市町村に補填するもので、1,900万円を計上いたしました。

次に、款10 地方交付税でございます。国の予算総額は約18.4兆円で、前年度に比べ0.3兆円の増額の見通しとなっております。当町の普通交付税につきましては、国の動向やこれまでの交付額を参考に、地域のデジタル化の推進に係る項目や、光熱水費高騰分の対応経費等が普通交付税の基準財政需要額に算定されることに加え、普通交付税の振替分として発行される臨時財政対策債は、国の発行総額が前年度に対し約0.8兆円減と大幅に抑制される方向であることなどから、前年度から2億円の増額、特別交付税においては、交付実績等から前年度と同額を見込み、地方交付税全体では前年度対比プラス22.0%、11億1千万円を計上いたしております。

款11 交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ、前年度と同額の200万円を計上、また、款12 分担金及び負担金につきましては、更埴地域勤労者共済会の運営負担金について、財政状況を勘案する中で、当町も含め千曲市負担分も増額となることなどから、前年度対比プラス5.5%、175万3千円の増額となる3,377万1千円を計上いたしております。

款13 使用料及び手数料につきましては、主に、町営住宅や公園施設の使用料、戸籍・住民基本台帳の証明関係や家庭系一般廃棄物処理に係る手数料などで、前年度の実績等を考慮いたしまして、前年度から119万4千円の減額となる6,977万1千円を計上いたしております。

続いて、款14 国庫支出金につきましては、主なものとして、障害者自立支援給付や児童手当などに係る民生費の負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る負担金・補助金、また、道路改良、橋梁修繕事業などに係る土木費の補助金などで、令和5年度においては、新型コロナ予防接種負担金等の減額を見込む中で、国庫支出金全体で前年度対比マイナス8.4%、5,185万7千円の減額となる5億6,453万4千円を計上いたしております。

次に、3ページから4ページにかけての款15 県支出金につきましては、主なものとして民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などで、農林水産業費において、ため池地震耐性評価に係る農村地域防災減災事業補助金を新たに計上したところではありますが、参議院議員選挙等の選挙委託金の減少等により、県支出金全体で前年度対

比マイナス3.4%、3億6,989万円を計上いたしております。

款16財産収入につきましては、普通財産の貸付料や基金積立金利子等で954万8千円、款17寄附金は、ふるさと納税事業によるふるさと寄附金の実績などを踏まえ、前年度と同額の1億2,000万1千円を見込んだところであります。

次に、款18繰入金につきましては、財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金から事業に必要な財源について繰り入れたものなどで、主なものとしては、長野広域連合へのごみ処理施設建設事業負担金に対する広域行政事業基金の繰入れや、ふるさとまちづくり基金などの繰入金を計上したところでありますが、びんぐし湯さん館や町体育館の改修事業の完成等により、来年度は基金からの繰入れの大幅な減額が見えることから、繰入金全体では、前年度から8億2,441万3千円の減額となる3億7,249万円を計上しております。

一つ飛びまして、款20諸収入につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費納入金などが主なもので、項5雑入につきましては、今年度稼働開始となったちくま環境エネルギーセンターに係る一般廃棄物処理手数料分配金について、今年度の実績等を勘案する中で770万円減額を見込み、諸収入全体では、778万7千円の減額となる4億8,397万2千円を計上しております。

次に款21町債につきましては、道路改良事業や橋梁修繕事業などに係る公共事業等債9,630万円、県営かんがい排水事業に係る一般補助施設整備等事業債440万円、国の発行総額が大幅に抑制される見込みである臨時財政対策債につきましては、前年度から1億4千万円の減額となる6千万円を見込みまして、町債全体では、3億3千万円の減額となる1億7,140万円を計上しております。

なお、令和5年度末の町債残高は57億7千万円程度になる見込みであります。

また、9ページ、第2表地方債につきましては、款21町債の内容に関するもので、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

以上、歳入予算の総額は63億6千万円で、前年度と比較いたしまして、マイナス12.6%、金額で9億2千万円の減額予算でございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 続いて、歳出について詳細説明を求めます。

なお、議会費は省略いたします。

総務課長（臼井君） 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。

説明書27ページから32ページでございます。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は特別職、総務課、企画政策課、会計室等の職員と会計年度任用職員の人件費、一般会計に係る職員全体の退職手当負担金等を計上いたしております。

続きまして、30ページ職員研修事業では、人材育成の研修、接遇研修などを行い、住民

サービスの向上に努めてまいります。

3 1 ページにかけての職員厚生事業は、市町村職員互助会負担金等でございます。

同じく 3 1 ページの目 2 文書費につきましては、町から発送いたします文書の郵送料、庁舎等で使用しているコピー機などの賃借料でございます。

3 2 ページにかけての目 3 財政管理費、財政一般経費のうち印刷製本費は当初予算書の印刷費、有料道路通行料につきましては、町全体の経費を計上しております。

会計管理者（大井君） 続きまして、3 2 ページ、目 4 会計管理費につきましては、節 1 0 需用費のうち消耗品費の役場全体で使用する事務用品の購入費用、印刷製本費の決算書や封筒などの印刷費用。また、節 1 1 の役務費では、公金収納及び指定金融機関の八十二銀行派出業務等の手数料などが主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、目 5 財産管理費の主なものは、町の普通財産の管理などに要する経費でございます。

続いて、3 3 ページにかけての目 6 企画費、企画政策推進経費の主なものは、長野、上田両広域連合の総務管理に係る経費のほか、町内への移住定住を図るための移住定住促進事業補助金や、首都圏などからの移住者で、一定の要件を満たす方に交付する U I J ターン就業・創業移住支援金などを計上いたしました。

続きまして、温泉管理事業は、温泉施設の維持補修経費のほか、町民や障がい者、消防団員の入館割引に係る負担金、びんぐし湯さん館の施設整備等の基金積立てなどが主なものでございます。

次に 3 4 ページにかけてのまちづくり推進事業では、行政協力員の謝礼と広報等の配布などに係る行政事務委託のほか、全戸を対象とした自治会活動保険への加入経費や、自治区等自主的な取組を支援する地域づくり活動支援事業補助金を計上いたしました。また、ふるさとまちづくり基金への積立金のほか、これまで公園管理一般経費にて計上しておりました子どもフェスティバル補助金について、さかきっずフェスタ補助金として計上してございます。

続きまして、国際交流事業は、諸外国との民間交流を進めている国際交流協会への補助金が主なものでございます。

次に、3 5 ページにかけてのスマートタウン構想事業の主なものは、脱炭素化を推進するため、住宅用太陽光発電システムや家庭用リチウムイオン蓄電池システムなどのスマートエネルギー設備導入補助事業に要する経費でございます。

ふるさと納税事業は、返礼品に要する経費や、全国から寄附を受けやすい体制を整え寄附者への利便性の向上を図る委託経費など、ふるさと納税に係る経費を計上してございます。

続きまして、3 6 ページにかけての目 7 広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、行政の情報システムの運用管理に要する経費で、主なものはサーバーなどのインターネット関連

機器の保守料とリース料、インターネットサービス等の使用料でございます。

次に、広報発行事業は「広報さかき」発行に要する経費で、印刷製本費が主なものでございます。

電子自治体事業では、行政間の専用回線である市町村行政ネットワーク（LGWAN）に接続し、国・地方公共団体間での電子文書の交換、電子メールなどを行うための経費を計上してございます。

次に37ページにかけての目8電算費、電算一般経費につきましては、住民基本台帳業務や税業務等の基幹業務システムなどに要する経費で、サーバーや端末等の保守料、リース料、ソフトウェアの保守料、使用料などでございます。

総務課長（臼井君） 続きまして、37ページから38ページにかけての目10業務管理費は、庁舎全体の光熱水費、修繕料、電話料金などや庁舎設備の保守点検料、総務課管理の車両の点検料、町が所有いたしております車両全体の自賠責保険料等でございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、38ページの目11防犯対策費でございますが、防犯灯に係る蛍光灯等の消耗品、電気料、新設・修繕の工事請負費と更埴防犯協会連合会への負担金、町防犯協会等への補助金でございます。

続いて、39ページにかけての目12交通安全対策費でございますが、交通指導員の報償、新入学児童用ヘルメット等の消耗品、カーブミラー等の交通安全施設の清掃委託が主なものでございます。

同じく39ページ、目13消費生活費でございますが、消費生活展の開催等に係る経費、町消費者の会への補助金、特殊詐欺防止装置取付費補助金が主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、40ページの目14男女共同参画推進費につきましては、「女（ひと）と男（ひと）ふれあいさかき」の講師謝金や、関係団体への補助が主なものでございます。

収納対策推進幹（鳴海さん） 続きまして、40ページから42ページにかけて、項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員の報酬、職員の人件費など経常的経費及び長野県地方税滞納整理機構への負担金等でございます。

続いて、目2賦課徴収費は、町税に関わる申告書及び納税通知書等の印刷製本費や発送に係る通信運搬費、町税等の賦課徴収に係る電算等への委託費及び固定資産評価基礎資料整備に係る委託のほか、申告に伴う税額更正や過誤納付等に係る税償還金・還付加算金などでございます。

住民環境課長（竹内君） 43ページから44ページにかけての項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費は、人件費等経常的な経費のほか、各種届出及び証明に係る用紙等の消耗品費、印刷製本費、戸籍住民基本台帳等に係る電算委託、保守点検委託、システム使用料、

また、コンビニ交付サービス運用に係るコンビニ交付手数料及び地方公共団体情報システム機構への負担金等が主なものでございます。

総務課長（臼井君） 続きまして、44ページの項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員4名の報酬等でございます。

45ページのみ6県議会議員選挙費は、4月9日に投開票が予定されております長野県議会議員一般選挙に要する経費、46ページにかけてのみ7町長・町議会議員選挙費は、4月23日に投開票が予定されております坂城町長、坂城町議会議員一般選挙に係る経費でございます。

今回の町長・町議選から選挙ポスター等につきまして、公費負担の運用が始まりますことから、新たに選挙運動費用公費負担金を計上いたしております。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、47ページの項5統計調査費、目1統計調査総務費では統計全般に係る経費を、目2委託統計調査費は指定統計調査に要する経費で、本調査経費として学校基本調査、住宅・土地統計調査、また、次年度以降の本調査に備えた準備段階として国勢調査調査区設定、世界農林業センサスに要する経費を計上してございます。

総務課長（臼井君） 続きまして、48ページの項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員の報酬等でございます。

福祉健康課長（堀内君） 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費でございます。48ページから50ページにかけての社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、節12では生活困窮者等自立相談支援事業の委託経費、節18では福祉委員協議会への補助金や民生委員の活動費交付金など、福祉関係団体等への補助金、負担金を計上してございます。

社会福祉協議会補助事業では、社協の円滑な運営を支援する社会福祉協議会補助金のほか、結婚相談、心配ごと相談に係る補助金を計上しております。

国民健康保険特別会計繰出金事業は、所得の低い方の保険税軽減に係る保険基盤安定繰出金など国保特別会計への繰出金を計上しております。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、51ページ、目2国民年金事務費でございますが、国民年金の資格取得・喪失申請や免除申請、住所変更、氏名変更等の手続に係る事務経費で、主なものは新成人への啓発用品の配布、広報紙による啓発記事の掲載でございます。

福祉健康課長（堀内君） 続きまして、目3老人福祉費でございますが、51ページの老人福祉一般経費は、節13の福祉バスのリース料のほか、節18では長野広域連合、更埴地域シルバー人材センター、老人クラブ等に対する負担金、補助金を計上してございます。

52ページにかけての老人福祉町単事業は、節18にて高齢者祝賀行事への補助、節19にて敬老祝金などの経費を計上しております。

高齢者生活支援事業では、外出に車椅子を必要とする方などの医療機関等への送迎に関する外出支援サービスに係る経費を計上しております。

介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険給付に係る町の負担分など、特別会計への繰出金でございます。

後期高齢者医療保険事業では、長野県後期高齢者医療広域連合への事務費、給付費に係る負担金、特別会計への繰出金などがございます。

53ページにかけての介護予防施設管理等運営事業は、ふれあいセンターの管理運営に係る経費でございます。

次に、目4心身障がい者福祉費でございます。心身障がい者福祉一般経費は、節18において障害支援区分認定審査会に係る長野広域連合への負担金、障がい者が働く福祉施設の自主製品販路拡大等事業への補助金などを計上いたしました。

54ページの重度障がい者介護慰労金支給事業では、重度障がい者を在宅で介護する方への慰労金を計上しております。

福祉タクシー委託事業は、重度障がい者の外出等の負担軽減のため、タクシー利用券を交付するものでございます。

心身障がい者町単事業は、節18にて精神障がい者入院医療費に対する助成、じん臓機能障がい者の通院費や、障がい者施設などへの通所費の補助金などを計上しております。

また、節19では、重度心身障がい者の福祉年金、難病等の患者への見舞金などを計上しております。

55ページにかけての福祉医療給付事業では、福祉医療費給付全体に係る審査等委託費のほか、節19で重度障がい者への福祉医療費、節20で福祉医療受給者の医療費窓口負担の軽減を図る福祉医療費サポート資金貸付金を計上いたしました。

自立支援給付一般事業費は、法定の障がい福祉サービス給付に係る審査手数料等事務的な経費でございます。

介護・訓練等給付事業費は、法定の障がい福祉サービスとして居宅介護や生活介護などの介護給付、就労移行支援や就労継続支援などの訓練給付といったサービスを提供するための経費と、所得の低い方の施設入所等における光熱水費などを助成する特定障害者特別給付費などが主なものでございます。

56ページにかけての自立支援医療事業費では、身体障がいの除去や軽減を図るために、対象となる手術等を受けた場合の自己負担に係る医療費の給付を行う更生医療、育成医療等に係る経費でございます。

補装具支給等支援事業費では、身体機能を補う装具の支給・修理に係る経費を計上しております。

57ページにかけての地域生活支援事業費は、障がい者の自立した日常生活や社会生活を支援するため、節12で相談員の委託のほか、訪問入浴サービスや地域活動支援センターや成年後見支援センター等の委託費を、節19では日中一時支援サービスや日常生活用具の支給などに要する経費を計上してございます。

障害者計画等策定事業では、令和6年度からの第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の策定に係る委託料等を計上いたしました。

企画政策課長（伊達君） 57ページから58ページにかけての目5人権同和推進費の主なものは、同和对策集会所の管理委託や人権擁護委員会の負担金、協議会への補助金、犯罪被害者等見舞金などを計上しております。

次に、59ページにかけての目6隣保館運営費では、職員の人件費と隣保館の管理及び人権啓発活動の推進、地域交流事業や文化教養活動事業に要する経費を計上してございます。

福祉健康課長（堀内君） 59ページの目7高齢者対策費は、老人福祉法に基づく養護老人ホームへの入所措置費が主な経費でございます。

次に、60ページ、目8地域包括支援センター費でございます。61ページにかけての地域包括支援センター一般経費は、介護予防に係るケアマネジメント業務や介護給付システムの保守に係る委託料など、地域包括支援センターの運営に係る経費でございます。

老人福祉センター管理等事業は、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会へ委託するものでございます。

住宅整備事業は、要介護認定3以上の高齢者及び重度障がい者が自宅の居間や浴室等を改修する経費の一部を補助するものでございます。

高齢者在宅生活支援事業は、要介護認定には至らないものの在宅生活に支援が必要な高齢者へのミニデイの実施や、高齢者に係る成年後見支援センターの運営に係る委託経費を計上しております。

62ページにかけての家族介護支援事業では、介護者慰労金のほか、節12では寝具洗濯や訪問理美容サービスの委託費を、節18では、おむつなど介護用品購入費の補助などを計上しております。

緊急通報体制整備事業は、ひとり暮らし高齢者の安心・安全に資するため、訪問員の報償のほか、あんしん電話や水道メーターを活用した見守り事業に係る委託料、使用料、賃借料等を計上しております。

次に、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費でございます。63ページにかけての児童手当は、節19扶助費にて中学生までの子どもを養育している保護者等に支給する児童手当を計上してございます。

子ども医療給付事業では、18歳までの入通院に係る医療費自己負担分の助成経費を、出産

祝金事業は、少子化対策の一環としてお子さんの生まれた親御さんに対し町の商品券を支給するものでございます。

障がい児通所等支援事業では、障がい児施設の通所等に係る法定のサービス給付費などの経費を計上しております。

続きまして、目2母子父子等福祉費でございます。母子父子等福祉事業費では、母子・父子家庭のお子さんの小中学校への入学時と中学・高校卒業時の激励祝金などを、64ページにかけての母子・父子医療給付事業は、母子家庭等及び父子家庭に係る福祉医療費でございます。

子ども支援室長（細田さん） 続きまして、64ページから65ページにかけての目3保育園総務費でございますが、主なものは人件費をはじめ3園分の賄材料費、給食調理業務委託等の経常的経費のほか、他市町村への広域入所に係る負担金を計上してございます。

次に、69ページにかけての目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれの保育園の運営に係る経費でございます。主なものは、需用費では燃料費、光熱水費、委託料では施設や機械類の保守管理料、使用料及び賃借料では厨房機器のリース料などがございます。

70ページにかけての目8児童館運営費は3児童館の運営に係る経費で、館長、補助員の人件費、その他経常的な経費が主なもので、目9放課後児童健全育成費は、3児童館の支援員、補助員の人件費が主なものでございます。

71ページから72ページにかけての目10子育て支援センター事業費は、人件費をはじめ子育て支援センターの運営に係る経常的経費を計上しており、子育てに関する悩みなどに広く対応できるよう、公認心理師や家庭児童相談員を配置し、相談事業の充実に努めてまいります。

72ページの目11出産・子育て応援交付金事業は、全ての妊婦及び子育て家庭に対し、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と併せ、妊娠届出時及び出産後に応援金等を支給し、経済的支援を行う国の事業で、今年度については補正予算で対応し、先月から事業を開始したところであります。令和5年度当初予算につきましては、国において事業実施が確定している上半期分を計上し、妊婦及び出生した子の養育者に対し5万円を支給する出産・子育て応援交付金が主なものでございます。

福祉健康課長（堀内君） 続きまして、73ページ、項3災害救助費、目1災害救助費では、災害等による見舞金及び炊き出しに係る食糧費を計上しております。

議長（小宮山君） 詳細説明の途中ですが、ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時45分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

引き続き詳細説明を求めます。

保健センター所長（竹内さん） 午前に引き続きまして、予算書73ページ、款4衛生費から歳出の詳細説明を申し上げます。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございますが、73ページから74ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費が主なものでございます。

75ページにかけての精神保健福祉等事業は、精神障がい者を支援するためのこころのリハビリ教室、こころの健康相談の開催に係る経費のほか、令和6年度から10年度を計画期間とする坂城町自殺対策推進計画の策定に係る経費を計上してございます。

次に、目2予防費でございますが、75ページの予防費一般経費は、千曲医師会管内や長野地域、上田地域と共同で医療体制を確保するための委託料や負担金が主なものでございます。

76ページの結核関係一般経費は、65歳以上の町民を対象に結核レントゲン検診を実施するための経費でございます。

77ページにかけての乳幼児健診事業は、乳幼児健診及び不妊・不育治療費の助成に係る経費や妊産婦健診、産後ケア事業による医療機関等へ支払う委託料等の経費が主なものでございます。

同じく77ページの予防接種事業は、法定の予防接種を実施するための経費や、子どものインフルエンザ予防接種費用の助成に係る経費、積極的勧奨の差し控えにより接種の機会を逃した方への子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種、また一定の年齢要件に該当する男性に対して行う風疹抗体検査と検査結果が陰性の方への予防接種費用に係る経費等でございます。

78ページにかけての新型コロナウイルス予防接種事業は、新型コロナワクチンの追加接種等に係る経費を計上してございます。

続きまして、目4健康増進事業費でございますが、79ページの健康増進事業は、令和5年度末の年齢が19歳から39歳までの方を対象に実施する一般健診や各種がん検診などの委託料が主なものでございます。

80ページにかけての後期高齢者健康推進事業は、高齢者の保健事業と介護予防の一体化を実施するための経費や、後期高齢者の健康診査、人間ドックの委託料が主なものでございます。

同じく80ページの食育・健康づくり推進事業は、各年代に沿った食育や健康づくりのための教室の開催に要する経費でございます。

81ページにかけての目5保健センター管理費でございますが、保健センターの施設管理などに要する経常的な経費でございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、81ページのみ6環境衛生費でございますが、環境衛生一般経費は、環境衛生委員の報酬。

雑排水浄化槽汚泥処理委託事業は、家庭雑排水浄化槽汚泥の収集運搬及び処理の委託。

自治区環境整備事業補助金は、各自治区において、毎年6月の環境月間に合わせて実施していただいている環境浄化事業に対する補助。

不法投棄ごみ撤去事業は、シルバー人材センターへの不法投棄防止パトロール及びごみ撤去の委託料。

狂犬病予防事業は、獣医師会への狂犬病予防注射の委託料、犬の登録台帳の管理に伴う負担金が主なものでございます。

続きまして、82ページの日8環境保全対策費でございますが、環境保全対策一般経費は、空家対策に係る協議会委員の報酬、主要河川等の定点定期水質調査及び井戸水等の地下水調査の委託、また、地域猫活動に取り組む団体への活動補助金及び地域猫不妊去勢手術費補助金が主なものでございます。

建設課長（関君） 目9上水道費の主なものにつきましては、上水道事業の広域化研究に伴う先進地視察に係る旅費及び負担金でございます。

目10合併処理浄化槽設置費の主なものは、水環境の保全を図るため、公共下水道の整備計画区域以外の合併処理浄化槽の設置に係る補助金でございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、83ページの項2清掃費、目1清掃総務費でございますが、清掃総務一般経費は、各世帯へ配布するごみ分別収集計画表の印刷、各自治区を通じてのごみ指定袋のあっせんに伴う自治区への手数料、町ごみ減量化推進委員会への補助が主なものでございます。

ごみ危険物収集所整備補助事業は、各区において可燃・不燃のごみ収集所の整備を行った際に、その費用の一部を補助するものでございます。

続きまして、84ページにかけての日2塵芥処理費でございますが、塵芥処理一般経費は、消耗品費で可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋の購入、一般廃棄物の収集運搬及び処理委託、長野広域連合負担金、葛尾組合負担金が主なものでございます。

資源物回収奨励事業は、資源物のリサイクルを推進するための非営利団体への回収奨励金でございます。

ごみ減量化容器等設置補助事業は、個人が生ごみ処理機等を購入した場合に、購入費の一部を補助するものでございます。

目3し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合への経常的負担金と、し尿投入量に応じた負担金でございます。

商工農林課長（竹内君） 続きまして、85ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いたします。

85ページの労政一般経費では、職員の人件費のほか、当町も参画している長野地域若者就職促進協議会事業に係る負担金や、テクノハート坂城協同組合への補助金などを計上しており

ます。

86ページにかけての勤労者福祉対策事業では、中小企業退職金共済の掛金や一般財団法人更埴地域勤労者共済会への補助金、また勤労者生活資金貸付預託金などを計上しており、勤労者総合福祉センター管理一般経費は、同センターの施設管理を一般財団法人更埴地域勤労者共済会に委託するための経費でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、87ページにかけての農業委員会一般経費は、職員及び農業委員等の人件費のほか、長野農業委員会協議会への負担金などが主なもので、農業者年金業務では、農業者年金の加入推進に向けた経費などを計上いたしました。

88ページにかけての目2農業総務費、農業総務一般経費は、職員の人件費でございます。

次に、89ページにかけての目3農業振興費、農業振興一般経費では、節18において営農条件の厳しい地域を支援する中山間地域直接支払事業や、若手農業者などを支援する新規就農者育成総合対策事業、また、ワイン用ブドウの苗木などの購入を補助するワインぶどう産地化補助金、新規就農者の家賃や農業機械の購入等を助成する新規就農者支援補助金など、農業振興に係る各種補助金が主なものでございます。

90ページにかけての地域営農推進事業では、農業支援センターへの農機具保管庫管理委託料やアグリサポート事業などを行うための補助金、また農産物直売所への補助金などを計上しております。

需給調整推進対策事業では、米の需給調整を行うための転作推進補助金などを計上し、農振地域整備促進事業では、農業振興地域整備促進協議会の委員報酬のほか、農業振興地域整備計画の総合的な見直しを進めるため、計画策定に係る委託経費を計上いたしました。

次の農地銀行活動促進事業は、ファミリー農園の農地借上料が主なもので、農産物加工施設管理費では、農産物加工施設の光熱水費などの管理経費が主なものでございます。

91ページのさかきブランド推進事業では、ねずこんのホームページの管理委託や、地域資源を活用した新商品の開発等を支援するさかきブランドづくり事業補助金などを計上しております。

続きまして、さかきワイン文化推進事業につきましては、ワインが町の新しい文化として浸透し、坂城産ワインに親しみ、応援いただくための取組を行うもので、千曲川ワインバレー特区連絡協議会の負担金、ワイン文化推進のためのセミナーなど、イベント開催に対する補助金を計上しております。

92ページにかけての有害鳥獣対策事業では、鳥獣被害対策実施隊や地域と猟友会が連携して実施する集落捕獲隊の報酬のほか、有害鳥獣の駆除に係る委託料、また、電気柵など予防施設設置に対する補助金などを計上しております。

次に、92ページから93ページにかけての目5農地費、農地一般経費の主なものは、節18で計上いたしました六ヶ郷用水組合や埴科郡土地改良区への負担金のほか、土地改良事業の償還負担金などでございます。

93ページの農道等基盤整備町単事業は、農道や農業用水路等の土地改良施設の整備、維持に係る経費で、町単補助事業では、地域で実施する用水路や農道等の整備に対する原材料費及び補助金を計上いたしました。

次の農村地域防災減災事業では、町内の防災重点ため池の安全性や貯水機能の確保に向けて計画的に改修を行っていくため、令和5年度では2か所のため池について耐久性などの調査に係る委託経費を計上し、多面的機能支払交付金事業では、農業者が共同して取り組む農地、水路、農道等の維持や機能回復を図る活動を支援するため、7団体への交付金を計上しており、農業水路等長寿命化防災減災事業では、欠口用水の会地排水門の自動化工事に係る経費を計上いたしました。

次に、項2林業費でございます。94ページの日1林業総務費、林業総務一般経費の主なものは、職員の人件費のほか森林巡視に係る委託料や林産振興に係る負担金などでございます。

目2林業振興費の松くい虫防除対策事業では、長野県防除実施基準に基づく空中散布及び無人ヘリ散布、伐倒駆除のほか、根茎感染防除、植樹などの松くい虫防除対策を総合的、複合的に実施するための経費を計上しております。

95ページの町有林管理事業では、林業委員の年報酬や作業報酬のほか、町有林の管理に係る経費を計上し、特用林産振興事業では、中之条の原木キノコの生産施設の光熱水費や、「お〜い原木会」への生産振興に向けた補助金を計上しております。

次に、96ページにかけての日3林道事業費、林道事業一般経費では、林道整備などに係る作業員の報酬や管理委託料のほか、補修工事に係る経費が主なものでございます。

続きまして、96ページの日4森林環境整備推進事業費では、森林環境譲与税を財源として管理が行き届いていない山林の整備を図るもので、森林経営管理意向調査に係る委託料、また意向調査に基づき森林整備を行う事業体を支援する森林整備推進事業補助金などを計上しております。

続きまして、款7商工費、項1商工費でございます。97ページにかけての日1商工総務費、商工総務一般経費では、職員の人件費及び中小企業能力開発学院への補助金などを計上しております。

98ページにかけての日2商工振興費、商工振興一般経費では、中小企業の設備投資などに対する商工業振興補助金や、商工会経営改善普及事業補助金及び商業店舗リフォーム補助金などを計上しております。

中小企業対策事業では、中小企業の経営安定を図るため、保証料補給金や町経営安定特別資

金、新型コロナウイルス対策に係る利子補給金、中小企業振興資金貸付預託金のほか、町内企業の受注機会の拡大などを支援するため、坂城町出品者協会への出展補助金を計上しております。

99ページにかけての中心市街地活性化事業では、中心市街地の町並み整備に向けた検討に伴う委員報酬のほか、中心市街地コミュニティセンターの管理に係る委託料や、けやき横丁の管理に係る経費などを計上いたしました。

次に、目3観光費、観光一般経費では、観光パンフレットなどの印刷製本費、葛尾城や狐落城などの遊歩道整備委託のほか、観光推進団体への負担金などを計上しており、町民まつり事業では、町民まつり実行委員会への補助金を計上いたしました。

次に、100ページの日4商工企画費、商工企画一般経費では、B. Iプラザの光熱水費のほか、節18において町内企業の振興を図る各種団体への負担金や補助金、また、新製品の開発等を支援するコトづくりイノベーション補助金などを計上し、工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の街路樹の剪定など、環境整備に係る委託料などを計上いたしました。

101ページの坂城テクノセンター支援事業では、テクノセンターが行う各種研修事業や試験計測事業などへの運営補助のほか、試験機器の校正や金属3Dプリンター導入に係る賃借料などへの補助金を計上いたしました。

102ページにかけての鉄の展示館管理一般経費では、鉄の展示館の管理に係る経常的な経費のほか、企画展などの開催に要する経費を計上しており、令和5年度では、「第13回新作日本刀研磨外装刀職技術展覧会」のほか、「第16回お守り刀展覧会」などを計画しております。

建設課長（関君） 103ページにかけての款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は、職員の人件費など経常的経費が主なものでございます。

104ページの項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費、道路橋梁総務一般経費の主なものは、道路橋梁の照明等の電気料、道路台帳などの保守管理委託料、県が実施しますインター線先線の建設工事に伴う道路改良の負担金などでございます。

続きまして、町単補助事業につきましては、各区が実施します土木工事への事業費補助でございまして。

次に、交通安全施設整備事業は、カーブミラー、防護柵、路面標示など交通安全施設の修繕及び設置工事費などでございます。

目2道路維持費は、町道の清掃・除草などの委託料、道路補修に係る原材料費が主なものでございます。

105ページの日3道路新設改良費、道路改良事業（A01号線）につきましては、補償算定の委託料、道路改良工事用地補償が主なものでございます。

道路新設改良一般事業はA06号線の道路改良工事及び電柱移転費で、道路改良事業（舗装修繕）は町道A01号線坂城地区の舗装修繕工事に係る経費でございます。

目4橋梁新設改良費は、昭和橋などの工事に係る設計委託料、橋梁の修繕工事費でございます。

106ページの項3河川費、目1河川総務費は河川愛護団体への補助金、目2河川改良費は水路改良、沈砂池のしゅんせつ工事に係る経費が主なものでございます。

次に、107ページの項4住宅費、目1住宅管理費、住宅管理一般経費は、職員の人件費のほか、町営住宅などの管理に係る樹木の手入れなどの維持管理経費や修繕工事が主なものでございます。

108ページにかけての空家活用事業は、坂城町空き家情報バンクのホームページの保守管理委託料、空き家バンクに登録されている空家の片づけ、修繕等に係る費用の一部を補助する事業費でございます。

目3住宅・建築物耐震改修事業費の住宅・建築物耐震改修事業は、一般木造住宅等の耐震診断及び耐震補強工事に係る補助金で、住宅リフォーム補助事業は、住環境の向上に資するため住宅リフォームの費用に補助を行う経費でございます。

続きまして、109ページにかけての項5都市計画費、目1都市計画総務費は、都市計画の事務事業に係る職員の人件費、また都市計画基礎調査に係る業務委託が主なものでございます。

目3下水道費は、下水道事業特別会計への繰出金でございます。

110ページにかけての目4公園管理費、公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など公園緑地の管理経費で、指定管理者である坂城町振興公社への公園管理業務、また遊具の保守点検の委託料などが主なものでございます。

111ページにかけての花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理のための人件費や施設整備の委託料、第18回ばら祭り実行委員会等への補助金が主なものでございます。

次に、112ページにかけての項6高速交通対策費、目1高速交通総務費は、坂城駅等の管理業務、昨年4月より実証実験の運行を行っておりますデマンド交通乗り合いタクシー事業に係る委託料、循環バスの運行車両の賃借料、しなの鉄道の車両更新に係る負担金が主なものでございます。

目2高速交通対策整備事業費は、湯水対策事業として設置しました井戸ポンプの光熱水費が主なものでございます。

113ページにかけての項7地籍調査費、目1地籍調査事業費の主なものは、御所沢地区等の地籍調査に係る委託料でございます。

住民環境課長（竹内君） 続きまして、113ページの款9消防費、項1消防費、目1常設消防

費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。

次に、114ページにかけての目2非常備消防費は、消防団員の活動に係る経費で、主なものは消防団員の報酬、消防団員退職報償金、消耗品費では新入団員や補充用はっぴ・活動服等の購入、埴科消防協会負担金、分団運営補助金、消防団員出動交付金でございます。

続いて、115ページにかけての目3消防施設費は、消防施設、機械器具の整備、維持管理、防災等に係る経費で、主なものは消防団詰所等の光熱水費、消防施設の修繕等に係る工事請負費、消防用ホース、非常用備蓄機材等の購入に係るものでございます。

建設課長（関君） 目4水防費は、土のう袋など消耗品費や機材の修繕に係る経費、水防関連の原材料費が主なものでございます。

企画政策課長（伊達君） 続きまして、116ページの目5防災費につきましては、同報系防災行政無線の運用に係る維持管理費用として、各操作端末などを結ぶ通信回線の通信費、設備の保守点検委託料、転入・転出・転居などに対応するため戸別受信機の設置などの工事費が主なものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 続きまして、款10教育費につきましては、116ページの項1教育総務費、目1教育委員会費は、教育委員の報酬及び郡市協議会等の負担金が主なものでございます。

次に、目2事務局費ですが、117ページから118ページにかけての事務局一般経費は、特別職・一般職の人件費や、教育コーディネーター、教育・心理カウンセラーを配置し教育相談、教育支援委員会を運営する経費、そして学校サーバー等のハードウェア使用料などでございます。

119ページにかけての教育振興事業は、高校生・大学生等への奨学金、特色ある学校づくり交付金が主なものでございます。

私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の幼児教育・保育の無償化に伴う給付費及び町内私立幼稚園への施設型給付費等の交付を行うものでございます。

教員住宅管理事業は、教員住宅に係る修繕費等が主なものでございます。

120ページにかけての学力向上事業は、学力検査を実施し児童生徒の基礎学力の向上を図るための経費と、バランスのよい体力づくりの指導を行うための体力調査等に係る経費でございます。

大峰教室等自立支援事業は、不安や悩みのある子どもたちに学習指導や相談、支援を行う指導員の人件費が主なものでございます。

121ページにかけての児童生徒支援事業では、様々な特性のある児童生徒への支援や、外国籍児童生徒への支援を行う支援員等の人件費を計上したところでございます。

GIGAスクール構想推進事業では、導入した端末、ネットワーク等の保守及びICT支援

に係る経費が主なものでございます。

続きまして、項2小学校費でございます。122ページにかけての目1小学校総務費、小学校総務一般経費は、小学校の司書の人件費のほか外国語指導講師の委託料などが主なものでございます。

123ページにかけての目2南条小学校管理費は、学校運営及び校舎等施設の維持管理のための経常的経費が主なものでございます。小学校管理費につきましては、目4坂城小学校管理費、目6村上小学校管理費につきましても、ほぼ同じ内容となっております。

次に、123ページから124ページにかけての目3南条小学校教育振興費ですが、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、児童図書など教材用備品が主なもので、そのほか就学援助費等を計上しております。教育振興費につきましても、目5坂城小学校教育振興費、目7村上小学校教育振興費とも、ほぼ同じ内容となっております。

続きまして127ページ、項3中学校費、目1中学校総務費でございますが、外国語指導講師の委託料などが主なものでございます。

続いて、128ページにかけての目2学校管理費は、事務員、司書の人件費のほか、中学校の運営、校舎等施設の維持管理のための経常的な経費でございます。

129ページにかけての目3教育振興費は、小学校と同様、教科学習に係る消耗品や理科教科用備品、生徒用図書など教材用備品が主なもので、そのほか、就学援助費等を計上しております。

続いて、項4社会教育費、目1社会教育総務費でございますが、131ページにかけての社会教育総務一般経費では、社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、文化協会などへの補助金が主なものでございます。また、5年度から始まる休日の中学校部活動の地域移行に係る千曲坂城クラブへの負担金を新たに計上いたしました。

文化の館事業は、施設管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

次に、132ページにかけての目2公民館費、公民館一般経費では、館長、副館長の人件費のほか、分館役員等への謝礼、そして27分館への活動費補助が主なものでございます。

各種公民館事業では、文化講座、リトミック講座、二十歳のつどいのほか、文化体育事業などに係る経費、公民館報の印刷製本費を計上しております。

133ページの分館施設整備補助事業では、分館活動の基盤となる地区公民館などの整備補助を行っております。

続きまして、134ページにかけての目3図書館費、図書館一般経費では、図書館長等の人件費、図書館講座に係る講師謝礼、そして館内清掃など施設の維持管理委託のほか、図書の購入費を計上しております。

図書館ネットワークシステム事業は、システム機器の保守管理、賃借料等が主な内容でござ

います。

続きまして、136ページにかけての目4文化財保護費、文化財保護一般経費では、文化財保護審議会委員等の報酬、人件費、文化財の保護、伝統芸能の保存継承のための保存団体等への補助のほか、旧久保家住宅の管理に係る経費を計上しております。

坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係る費用が主なものでございます。

137ページにかけての埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為などに伴う立会い調査、試掘調査に伴う重機借上料などが主なものでございます。

目5資料館管理費は、格致学校の管理運営に係る費用でございます。

138ページにかけての目6文化センター管理費は、施設の維持管理に係るものが主なもので、宿日直、清掃、エレベーター、浄化槽等施設管理に係る業務委託などでございます。

目7青少年育成費では、青少年を育む町民会議への補助が主なもので、青少年健全育成事業を推進してまいります。

139ページにかけての目9生涯学習振興費は、さかきふれあい大学等の講師謝礼や、コンサートの出演料及び講座運営等の委託が主なものでございます。

続きまして、140ページにかけての項5保健体育費、目1保健体育総務費でございますが、保健体育総務一般経費では、スポーツ推進委員への報酬や体育協会、スポーツ少年団への補助が主なものでございます。

各種スポーツ教室開設事業は、幼児から高齢者までを対象とした事業に係る講師等委託料のほか施設等の使用料でございます。

体育施設整備事業は、グラウンド等体育施設の整備委託費や体育施設用地の借上料が主なものでございます。

141ページ目の目2武道館管理費は、指導員の報酬のほか施設の維持管理に係るものが主なものでございます。

142ページにかけての目3食育・給食センター運営費は、職員の人件費、施設の燃料費、光熱水費、賄材料費が主なもので、そのほか給食の配送、調理業務等の委託料を計上しております。物価高騰などにおける保護者の負担軽減を図りつつ、地産地消を推進し、安心・安全な給食の提供に努めてまいります。

財政係長（宮嶋君） 143ページの款12公債費でございます。主に長期債の元金とその利子の償還に充てる経費でございますが、元金について据置きとなっていた坂城小学校太陽光発電設備蓄電池設備設置事業に係る防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債や、新型コロナウイルス感染症の流行による、国からの交付金等の減収相当分を補填するものとして借り入れた減収補填債の償還の開始等により、前年度より1,330万3千円の増額、公債費全体では、前年度対比プラス1.9%、1,132万8千円の増額となる6億384万4千円を計上いたして

おります。

次に、款14予備費につきましては、予期しない支出に備えるもので、前年度と同額の1千万円の計上となっております。

続きまして、歳出の性質別内訳につきましては、附属の当初予算資料にお示しをさせていただきますので、当初予算資料3ページ、歳出性質別内訳表をご覧ください。

初めに、投資的経費につきましては、町道A01号線道路改良工事や昭和橋等の橋梁修繕事業など、引き続き工事を進めてまいります。また、ため池の耐性評価、六ヶ郷用水の水門や会地排水門の自動化を行う防災・減災事業に係る予算を新たに計上しておりますが、びんぐし湯さん館リニューアル改修事業や町体育館の耐震及び大規模改修事業の完了等により、前年度対比マイナス72.8%、9億3,553万2千円の大幅な減額となる3億5,013万7千円でございます。

義務的経費につきましては、人件費は0.4%の増、障がい者等への福祉サービス給付費などの扶助費については0.5%の減、公債費では1.9%の増となっており、義務的経費全体では、前年度対比プラス0.5%となる26億8,454万3千円でございます。

また、その他経費の主なものとして、物件費については、今年度から2か年に向け策定する都市計画マスタープラン、農業振興地域整備計画の策定委託に加え、令和5年度は、定期的に見直しが必要な橋梁長寿命化計画や障害者計画などの策定委託に係る経費等を計上いたしましたが、新型コロナウイルス予防接種事業の接種委託料の減額等により、5,121万7千円の減額、補助費等については、継続事業としてスマートエネルギー設備設置補助金や移住定住促進事業補助金のほか、町長・町議会議員選挙に係る選挙運動用公費負担金や中学生の部活動地域移行負担金を新たに計上し、また、ごみ処理施設事業に係る長野広域連合負担金等が増額となったことにより、5,200万1千円の増額、繰出金については、介護保険特別会計への繰出金の増額により、321万6千円の増額、その他経費全体では140万2千円の増額となる33億2,532万円といたしました。

なお、歳出予算の総額につきましては、前年度対比マイナス12.6%の63億6千万円でございます。

以上で、令和5年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で、議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算について」の各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第15号以下議案第18号までの特別会計予算について、各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第15号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（堀内君） 議案第15号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算につい

て」ご説明申し上げます。

令和5年度の本特別会計歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億3,693万6千円で、前年度と比較して1,927万1千円、1.3%の減でございます。国民健康保険につきましては、平成30年度の制度改正に伴い、県も保険者として財政運営の責任主体となり、本予算案では、主な歳入としまして、国民健康保険税のほか保険給付費に応じて県から交付される普通交付金などを計上し、一方、主な歳出としましては、実績を基に推計した保険給付費及び県へ納める国民健康保険事業費納付金を計上いたしております。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。3ページの款1国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者の納付金分について計上し、総額で2億6,353万1千円、被保険者数の減少等により、前年度に対し473万3千円の減でございます。

4ページの款6県支出金につきましては、保険給付費等交付金として保険給付費に充てられる普通交付金及び財政状況や特別の事情に対する調整分の特別交付金を計上いたしました。

5ページから6ページにかけての款8繰入金は、従来の低所得の方の保険税を公費負担する保険基盤安定分や事務費分などに加え、令和4年度からは未就学児の均等割を半額に軽減する措置に伴う公費負担分についての一般会計からの繰入金を計上するとともに、国民健康保険基金からの繰入金を計上してございます。

続いて、歳出について申し上げます。

8ページから9ページの款1総務費は、項1総務管理費で事務の共同処理に係る国保連合会への委託料、項2徴税费で賦課徴収に係る印刷費や電算委託などが主な経費でございます。

10ページから13ページにかけての款2保険給付費は、加入者の医療費に係る保険負担分や出産育児一時金などを計上しており、総額10億6,899万5千円、前年度対比で910万2千円、0.8%の減額計上でございます。

主な内容としましては、療養給付費が総額9億1千万円で、前年度対比1千万円、1.1%の減、療養費1千万円、高額療養費が1億4千万円で、それぞれ前年同額でございます。

13ページから15ページにかけての款3国民健康保険事業費納付金は、総額3億3,703万8千円で、前年度対比1,068万7千円、3.1%の減でございます。

国民健康保険事業費納付金は、県全体で見込まれる医療給付費等について、国の負担分など特定の財源で賄えるもの以外を各市町村の被保険者数や所得水準の規模で必要費用を案分し、過去の医療費水準を加味した上で、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ごと提示されるもので、医療給付費分は2億1,852万8千円、後期高齢者支援金分は8,917万円、介護納付金分は2,934万円でございます。

15ページから17ページにかけての款5保健事業費は、特定健診や特定保健指導等の事業に要する費用のほか、保健事業の事務的経費で総額2,239万円、前年度対比45万3千円、2.1%の増でございます。

以上で、令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（小宮山君） 次に、議案第16号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計予算について」。

建設課長（関君） 議案第16号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計予算について」ご説明申し上げます。

下水道事業につきましては、地形等の要因により未整備となっております箇所の整備を引き続き進めてまいります。本予算案は、歳入歳出それぞれ7億1,741万5千円を計上いたすもので、令和4年度当初予算と比較しまして5,882万5千円、約7.6%の減とするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の3ページから、主なものについて歳入から申し上げます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金は、下水道建設費の一部を受益者の皆様にご負担いただいております。令和4年度事業費及び面整備の拡大がおおむね完了となったことから、前年度対比4,840万円減の1,470万円を計上しております。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料は、供用面積が増加することに伴いまして、現年度分は前年度対比300万円増の1億7,810万円を計上いたしました。

続きまして、4ページ、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、管渠工事などの事業費に対する交付金でございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、2億9,200万円を計上しております。

5ページ、款8町債、項1町債、目1下水道事業債は、公共下水道事業費及び流域下水道事業負担金、また令和5年度からの公営企業会計への移行に係る事業費分の起債分を計上しております。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

6ページの款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、受益者負担金の前納報奨金や下水道事業者として使用料等に賦課される消費税が主なものでございます。

7ページにかけての款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費は、下水道施設の維持管理に係る経費としまして、施設の修繕料、県営水道の使用料から下水道使用料金を算出するためのデータ使用料、千曲川流域上流処理区の維持管理負担金が主なものでございます。

7ページから9ページにかけての目2公共下水道事業費は、職員の人件費のほか、下水道事業の設計監理、公営企業会計への移行業務、管渠工事費、また、水道管など地下埋設物の移転補償費が主なものでございます。

9 ページから 10 ページにかけての目 3 流域下水道事業費は、千曲川流域上流処理区の処理場の施設整備等に係る負担金でございます。

10 ページの款 3 公債費、項 1 公債費は、下水道事業及び千曲川流域上流処理区の整備に係る負担金の支払いのために借り入れた起債の元金及び利子の償還でございます。

以上で、令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（小宮山君） 次に、議案第 17 号「令和 5 年度坂城町介護保険特別会計予算について」。

福祉健康課長（堀内君） 議案第 17 号「令和 5 年度坂城町介護保険特別会計予算について」ご説明申し上げます。

本予算案は、令和 3 年度から 5 年度までの 3 年間の事業期間とする第 8 期介護保険事業計画における給付見込額等を基本に、本年度の給付実績も踏まえ、歳入歳出それぞれ 1 億 4 千 167 万 9 千円を計上するもので、前年度当初予算と比較して 1 億 842 万 1 千円、1.3%の増でございます。

予算に関する説明書の 3 ページから主なものについてご説明いたします。

初めに歳入について申し上げます。

3 ページ、款 1 保険料は、被保険者の所得段階等を推計する中で、前年度に対し 1 億 200 万円減の 2 億 9,210 万円を見込んでおります。

4 ページにかけての款 3 国庫支出金では、保険給付費のおおむね 20%の国庫負担金のほか、調整交付金及び地域支援事業交付金を計上し、総額は前年度に対し 3 億 86 万円増の 3 億 3,374 万 7 千円でございます。

款 4 支払基金交付金は、保険給付費の 27%分と地域支援事業に係る交付金について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、総額は前年度に対し 2 億 96 万 8 千円増の 3 億 7,708 万 8 千円でございます。

5 ページの款 5 県支出金は、保険給付費のおおむね 12.5%の負担金と地域支援事業に対する定率の交付金で、総額は前年度に対し 1 億 10 万 5 千円増の 2 億 240 万 5 千円を計上いたしました。

6 ページの款 7 繰入金は、事業に係る町負担分として、保険給付費の 12.5%と地域支援事業の町負担分、事務費分、低所得者の保険料軽減に係る公費負担分等を合わせ、2 億 1,460 万 8 千円を一般会計から、また 2,124 万 5 千円を介護保険支払準備基金から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出について申し上げます。

8 ページから 11 ページにかけての款 1 総務費は、保険料の賦課徴収費及び要介護・要支援認定に係る経費、長野広域連合への負担金、制度の普及費及び運営協議会等に要する経費など、総額で前年度より 5 億 83 万 1 千円増の 2 億 272 万 5 千円を計上してございます。

11ページからの款2保険給付費は、総額13億4,898万円で、前年度に対し272万円、0.2%の増でございます。

主な内容でございますが、11ページから17ページにかけての項1介護サービス等諸費は、要介護1から5と認定された方が利用する保険給付費で、総額12億5,094万円、18ページから22ページにかけての項2介護予防サービス等諸費は、総合事業に移行した訪問介護と通所介護を除く要支援認定者のサービスに係る保険給付費で、総額3,648万円をそれぞれ計上してございます。

23ページの項3その他諸費は、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う審査支払手数料でございます。

23ページから25ページの項4高額介護サービス等費は、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用で2,120万円。

25ページから26ページにかけての項5高額医療合算介護サービス等費では、1年間の医療と介護の利用者負担が高額になった場合に支給する費用として505万円を計上いたしました。

26ページから29ページの項6特定入所者介護サービス等費は、施設利用者に係る食費、居住費等の自己負担分について、利用者の所得に応じて軽減し保険給付で補う費用で、総額で3,416万円を見込んでございます。

30ページから36ページの款5地域支援事業費は、総額で前年度より973万4千円増の6,903万5千円を計上いたしております。

主な内容といたしましては、30ページから31ページにかけての項1介護予防・生活支援サービス事業費では、要支援認定者とチェックリスト該当者に対する訪問型・通所型サービス給付費とこれに係るケアマネジメント費用が主なもので、給付実績等から前年度に対し828万2千円増の4,461万6千円を計上しております。

32ページの項2一般介護予防事業費では、高齢者の介護予防事業として、地域住民グループ支援事業や各種健康づくりに係る事業経費のほか、独居高齢者把握事業など303万円を計上いたしました。

32ページから36ページにかけての項3包括的支援事業・任意事業費では、高齢者に関する総合相談窓口であります地域包括支援センターでの相談事業経費とともに、住み慣れた地域で高齢者を包括的に支援していくための各種任意事業費や在宅医療・介護の連携推進、生活支援体制整備のための経費2,138万9千円を計上しております。

以上で、令和5年度坂城町介護保険特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（小宮山君） 次に、議案第18号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」。

福祉健康課長（堀内君） 議案第18号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」ご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度において、市町村は徴収した保険料を後期高齢者医療広域連合へ納付することとされているため、必要な予算を計上するものでございます。

本予算案は、歳入歳出それぞれ2億5,779万1千円とするもので、前年度当初予算と比較して2,154万2千円、9.1%の増でございます。

予算に関する説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

初めに、歳入について申し上げます。款1後期高齢者医療保険料は、後期高齢者医療広域連合の算定によるもので、前年度より2,339万3千円増の総額2億732万5千円を計上し、目1特別徴収保険料につきましては1億4,384万2千円、目2普通徴収保険料は6,348万3千円を見込んでおります。

款4繰入金、項1一般会計繰入金、目2保険基盤安定繰入金につきましても広域連合の算定によるもので、保険料軽減に係る公費負担分として、前年度より232万8千円減の4,865万円を見込んでおります。

続きまして、歳出について申し上げます。

5ページの款1総務費は、保険料の徴収に係る印刷製本や通信経費などでございます。

6ページにかけての款2後期高齢者医療広域連合納付金は、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて医療広域連合へ納付するもので、対前年度2,106万5千円増の2億5,597万6千円を計上いたしております。

以上で、令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、各課長等による詳細説明が終わりました。

本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日3月2日から3月7日までの6日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、明日3月2日から3月7日までの6日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

次回は3月8日、午前10時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時29分）

3月8日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 11名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | | |
2. 欠席議員 9番議員 朝倉 国勝 君
10番議員 滝沢 幸映 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|------------|
| (1) 太陽光発電についてほか | 栗 田 隆 議員 |
| (2) 少子化問題についてほか | 中 嶋 登 議員 |
| (3) 食物アレルギー対応給食についてほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (4) 安心安全なまちづくりのためにほか | 玉 川 清 史 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に9番 朝倉国勝君、10番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。

また、本日から一般質問の期間中、カメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 質問者は、お手元に配付したとおり9名であります。質問時間は、答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、初めに、8番 栗田 隆君の質問を許します。

8番（栗田君） 今、議長より発言の許可を得ましたので、私の一般質問をこれよりさせていただきます。

まず最初に太陽光発電についてですが、太陽光発電というものの一般的な私の見解を少し述べさせていただきます。それから今後の太陽光発電の在り方、そして、それに対しての町の条例制定等への対応についての質問をしたいと思います。

まず、一般的な私の太陽光発電というものに対する見解から述べますと、太陽光発電というのは、今、日本では非常に技術が進んでまいりまして、去年ですかね、総務産業常任委員会で非常に日本の太陽光発電技術の優れたところをですね、視察してまいりました。それは国立競技場にあるですね、日本が開発したガラスのような透明なもので作られた太陽光発電設備、

それが国立競技場に設置されておりますので、それを視察して、こういう優れた技術だったら、例えば農業なんかの温室をこういうもので作ったら非常に温室も暖かくなり、かつ電気もできるというような優れた技術もあります。

ただし、今、日本で行われている太陽光発電は、中国製のパネルが、これは全世界そうですけども90%、ヨーロッパ、アメリカではもうほぼ、ウイグルの人権問題などがあってですね、輸入はほぼ禁止となっているわけですが、日本は全くそういうことをしておらないわけで、その辺は少し日本の政策として考えるべきだと思っております。

太陽光発電については、適している場所と適していない場所とがあると。日本のように国土の70%が森林で占められているという可住地面積の非常に狭い国土、しかもそこは台風が通ったり気候としても湿潤、それから雨も多いと。そういうことを考えますとですね、日本にもはや今1億枚程度太陽光パネルが張られているそうですけれども、非常に今言ったような条件から考えると、もうこれが限界じゃないかというふうに考えております。

それとともに、火力発電とソーラーパネル、太陽光を比べた場合、単位面積当たりにすると、大体火力が使う土地を1とすると、それと同じだけの電力を得るには太陽光をどれだけ張らなきゃいけないかという、2,600倍の面積が必要になります。大して広くもない国土で火力発電なら1でできるものを、単位面積をね、それを2,600倍も使って太陽光パネルを張るとするのは、まさに無駄であり、ほかに農業に使う、工業に使う、いろいろな用途を考えますと、この狭い国土にそういうものを並べるのはいかなものかと。こういうものは、アフリカとか中東の砂漠のほうでやるのが適しているんじゃないかと。だったら、日本の戦術としては、今このすばらしい技術があるわけですから、それをどんどん海外に輸出して、そこで利益を出すと、そういう方向がいいと思います。

それで、今行われている、皆さんもご存じの再エネ賦課金というものですよね。FIT、フィットと呼ばれるものですが、これについては、私は自分の自宅でその請求書をちょっと見たわけですが、皆さんの電気代の約1割が再エネ賦課金ということで、太陽光をつけている人に資金が流れていると。誰でも払う1割がですね。

それで、買取費用総額になると、経産省の試算では3.8兆円。国の防衛費、国を守るお金が5兆円ほどですので、再エネ賦課金なるもので太陽光、私が言いましたように、あまり日本では進められないような太陽光に3.8兆円はいかなものかというふうにも考えます。

それでですね、いろいろ町の住民の方から自分の家の前に太陽光が張られたりすると、何の制限もなく、業者からやりますというような連絡が来て、それでどんどん始められちゃうというようなケースもあって、少しそれについては何らかの町の規制というものがなきゃいかと、こういうふうに私のほうで考えて今回の一般質問とさせていただきます。

それでですね、町のほうには生活環境保全条例施行規則というのがございまして、これは県

に倣ったものだと思うんですけども、1千平米以上の場合には、届出、住民への事前説明、事前協議なんかを定めていますが、これは300坪以上というような感じになりますよね。それ以下でも、狭いところで農地に東京のほうの業者が入り込んだりして、東京に限りませんけれども。私が調べた範囲では、群馬の業者もおられましたけれども、入ってきて、太陽光を設置しちゃうというようなことがありますので、町独自でもう少しきめの細かい条例をつくったらいかがなものかと。規制の条例ですね。

これの一つの目安として、隣の千曲市の姨捨地区なんかは、20平米以上の場合には届出とかが必要というような規則も見ました。そういう形で近隣の住民ときちんと協議をして、そこからの同意を得るとか、何らかのそういった規制が必要と考えますが、町の見解はどのようなものでしょうか。

それと、私がこれから一番懸念する問題は、太陽光パネルは、日本全国で1億枚と言われてはいますが、この廃棄処分ですよね。今の状態を見て、いろいろな試算を見ましたけれども、これから今の状態での太陽光を設置しようというのは、もう20年張って赤字ということがほぼはっきりしていますので、これから投資目的でやる方というのは、どこか別の国の方はちょっとすごいところでやっていたりしているようですけども、普通にはちょっと考えられないということが、これからの廃棄問題ですね、廃棄、撤去問題、これが非常に大きな問題になると思います。

経産省、これは環境省ですかね。でも試算がありまして、今のところ5万トンほどずつ毎年廃棄処分、撤去処分になっているようですが、これが2030年になりますと、FITという制度ができたのが2012年ぐらいですので、ほぼ20年で終わりになりますので、そうすると2030年から撤去がものすごい数が増えてですね、80万トン、16倍になるという試算を私は見ました。

それでですね、国のほうも少し慌てて2022年に再エネ特措法の改正を行いまして、これは2022年の7月からですけども、廃棄、撤去費用の積立てを義務化するというようなことを行っております。それにしてもですね、2022年からですから、とてもじゃないですけどもお金が足りないというふうに思います。そういった場合ですね、設置業者が破産、この破産というのは、今のところ日本全国で年間80社から90社が倒産・破産しているわけですけども、そうなった場合、非常に有毒なソーラーパネルに含まれる有毒物質、セレン、イリジウム、カドミウム、鉛、こういったものの処理について、そのまま埋立てだ何だって、そのまま放置されたような場合には、非常に大きな土壌汚染を引き起こすということもはっきりしておりますので、こういったものについて、町のほうはどのような対応を取るおつもりであるとか、それも一般質問として私がここで最初に質問したいと思います。

今、質問は大きく言って2点、よろしく願いいたします。

町長（山村君） ただいま栗田議員さんから、1番目の質問としまして、太陽光発電について、イ、条例について、ロ、廃棄処分についてご質問をいただきました。順次お答え申し上げます。

今、るるお話がありましたけれども、太陽光発電設備は、エネルギー自給率の向上ですとか気候変動対策の観点から、1990年代から導入が開始され、2003年には再生可能エネルギー利用割合基準制度が開始、さらに2012年に固定買取価格制度、いわゆるFIT制度が開始されたことで、設備の導入が急速に進んだところであります。

そうした中では、近隣住民の理解が得られていない事例や、防災上の観点から適正ではない場所への大規模な発電設備の整備などの事例が、度々報道等で取り上げられているところであります。

公害防止、環境保全の観点からは、事業として町内に太陽光発電設備を設置する場合、町生活環境保全条例のほか、景観法や農地法などの開発行為に係る法令を遵守し、近隣住民に配慮するなど、秩序ある設置・運営を行っていただく必要があるところであり、町では、環境省、資源エネルギー庁が策定しているガイドライン等を遵守の上、事業計画を進めていただくよう助言・指導を行っているところであります。

なお、地上に独立して設置する、いわゆる野立ての太陽光発電設備につきましては、設置する土地の面積が1千平米を超える場合、または設備の設置面積が500平米を超える場合に、条例施行規則により、開発行為を届出いただくというところであります。

イのご質問として、こうした規模に満たない場合についても、何らかの規制が必要ではないかとのことでありますが、開発行為の届出に該当しない場合でありましても、公害を発生させるおそれのある事業については、条例において事業届を提出していただくこととしており、太陽光発電設備の設置の場合は面積要件に関わらず該当するため、届出の際に指導や助言を行い、事業を進めていただいているところであります。

こうした運用から、これまで、家庭用を含めた太陽光発電設備につきましては、設置までの過程、設置後につきましても、町に相談等は寄せられていない状況であることから、適正な運用が図られていると認識しているところであり、現在のところ、太陽光発電設備に特化した要綱、もしくは条例の制定について早急な対応は考えていないところであります。

なお、県では、地面に固定する野立ての太陽光発電設備の設置ルールについて、新たな県条例の制定も視野に検討するとのことでありますので、その動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、ロの廃棄処分についてのご質問であります。2012年のFIT制度開始以来、設備の導入が急速に進んだことから、2030年代後半には、20年から30年の寿命を迎えた太陽光パネルの排出が本格化すると見込まれております。

環境省では、こうした課題を見据え、太陽光発電設備のリユース・リサイクル及び適正処分

に関して検討を進め、平成28年4月には、解体・撤去、収集・運搬、処分に関する太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを策定いたしました。

また、令和3年5月には、資源の有効利用や最終処分場の逼迫回避、また、将来的な放置や不法投棄の防止、有害物質の適正処理等の観点から、不適正な輸出を防止するとともに、適切なリユースを促進するため、太陽電池モジュールの適切なリユース促進ガイドラインが策定され、事業者に対して適正処理が促されているところであります。

そうした中で、太陽光発電設備の廃棄処理に関しましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により、太陽光発電事業者が責任を持って行うこととなっているため、廃棄等の費用に不足が生じないよう、FIT制度におきましては、廃棄等に必要な費用を織り込まれた上で買取価格が決定されているところであります。

しかしながら、太陽光発電事業者に対しては、FIT制度の買取期間終了後に備え、廃棄等費用を確保することが求められてきたものの、強制力がなかったことから、実際には、廃棄等費用を積み立てる事業者の割合は2割以下にとどまり、適切な廃棄が実施されないことが懸念される状況となっております。

こうした状況を踏まえ、資源エネルギー庁におきましては、令和4年4月に改正された再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に基づいて、10キロワット以上の全てのFIT制度認定事業者等に対して、再生可能エネルギー発電設備の解体及びその解体により生ずる廃棄物の撤去、その他の処理に充てるための費用を積み立てる制度を創設し、対応を進めているところであります。

町といたしましては、太陽光発電事業者の皆様には、これらの法令や制度にのっとり、事業終了後のリユース・リサイクル、適正な廃棄処分までを見据えながら、当町の豊かな日照条件の中で、地域と共存する健全な事業運営を目指していただくことを期待するものであり、ご相談や届出等の機会を捉えて、今後も制度の周知に努めてまいります。

二酸化炭素排出を抑制し、ゼロカーボンを実現するためには、再生可能エネルギーの推進が必要と考えられる一方で、事業の持続化、安定的な実施のためには、近隣住民のご理解と、環境保全や防災、景観等への配慮に加えて、適正な廃棄処分までを見据えた健全な事業運営が欠くことのできないものであると考えられているところであります。

町といたしましては、法及び各ガイドラインに基づき、地域と共存した事業運営が図られるよう、引き続き、開発行為の届出や事業届の際に助言や指導をさせていただき、太陽光発電のさらなる普及と公害防止、環境保全に努めてまいりたいと考えております。

8番（栗田君） 町のほうとしては、今言われたような形での対応がなされると思いますが、一つ非常に、前に廃棄物処理の段階で、あれはたしか富山のほうに持っていったものが、民間の業者が処理するべきものをしないで、そのまま倒産して、そのまま山や野原に放置しちゃって、

それを処理するのにかなり向こうの自治体が苦勞して、それで持ち込んだ坂城町にも応分の負担をしてほしいということで訴訟になった事例がありました。

多分、太陽光パネルの撤去等について、民間でやっておられる方が適切に本当に処理できるかどうか、それはやっぱりそうやっている方々の資力、経済力の問題もあると思います。したがって、どうしようもなくそのまま放置されてしまったというような場合には、町のほうでかなり負担にはなるとは思いますけれども、何とかしないと土壤汚染の問題、先ほど言いました有害物質が流れ出す。あるいは太陽光パネルの場合は、そのまま放置されちゃったり水を浴びても、太陽さえ当たれば発電してしまうので、感電のおそれも結構あるということで、これからそういうものの処理については大変な前途があるものと思っております。それについて、町のほうもしっかりとした対応を考えておいていただきたい。

それでは、次のゼロ・カーボンへの取り組みについてという問題に移らせていただきます。ゼロカーボンとかCO₂の問題の一般的な私の理解と、CO₂というものの濃度が、人間あるいは生物、植物全体に対してどの程度が適切なのか、その適正値がわからないにもかかわらず、やみくもにゼロカーボンだというようなことで推し進めても、じゃあどのくらいが適正なのと聞かれたときに、いやそれはわかりませんが、とにかくやるんだというのでは、非常に疑問を持ってしまうわけですね。

それで、私のほうもずっといろいろな文献を読み、論文を読ませていただいた中で、日本人の学者でアラスカ大などでCO₂の適正な量とか、そういうものを研究されている方もおられ、アメリカには結構適正規模というような、適正な濃度ってどのくらいかというようなものを調べる研究所があって、それはいくつもの論文があるんですけども、もういくつかどころじゃない、何百、何千とあるわけですけども、一例だけちょっと示したいと思います。

アメリカのアリゾナのですね、二酸化炭素地球規模変動研究所というところがありまして、そこで本が出されています、2017年に。「Climate Change The Facts 2017」というので、これはとても邦訳はされていないと思いますけれども、2017年の事実とでも日本語にすればいいのかと思いますけれども、そこで示された数値を少し紹介させていただきます。

大体、今の状態から300ppm増加した場合、5千種類を超える植物、植物プランクトン、樹木、そういったものを考えると、約3割の増産が可能になると。ちなみに、お米の場合は、今の状態から300ppmを増やした場合、1.36倍というのがその研究所の研究成果ですね。小麦は1.35倍、トウモロコシについては1.24倍というような数値になっています。

次に、もしCO₂の濃度が上がった場合はですね、植物全体の葉にある気孔ですね、空気を吸ったり吐いたりする気孔、これの総面積が非常に二酸化炭素濃度が上がった場合には総面積を減らすということを植物はやるわけですね。そうするとですね、気孔の総面積を減らすとど

うなるかという、植物が非常に保水性もよくなるわけですね、水分を出さなくて済むということですね。ということで、乾燥地帯でも植物はよく育つと。

それから3番目に、これは具体的な例でどこかないかと見てみましたら、インドの例が出ていました。インドは1947年に独立したわけですがけれども、そこから2017年までにどのような変化があったか。人口は、独立当時は3.8億でしたけれども、2017年には12.5億まで増え、穀物生産は0.5億トンから5倍の2.5億トンに、ここまで増えました。これはやはりCO₂の増加というものも牽引の一つとして、もちろんいろいろありますよ。肥料の改良とか農業技術とかね。CO₂の一つの成果ではないかと、そんなふうに考えております。

したがって、CO₂の濃度って本当にどのくらいが適切なのか、どこかでそういう話を聞けばいいと思うんですけども、全く聞いたことがないということで、町はどんなようにそれを考えているのか。それをまず一つ質問させていただきたいと思います。CO₂濃度の目標値、もちろんこれは国が決めることですが、町としてはどのぐらいを考え、どういう対策を取っているのか。

それからですね、これまでもゼロカーボンとかいうことで宣言を出した地方自治体は、もう九十何%、ほぼ全てが出しているという状態です。というのも、やはり国やそういうところからの補助金が得られるということが非常に大きなメリットとして自治体にあるからというふうに考えられますが、その補助金を今までに得られた取組というものにはどのようなものがあるか。

それから、また今後、補助金を活用するような取組についてはどのようなものがあるかということについて質問をいたします。

企画政策課長（伊達君） ゼロ・カーボンへの取り組みについてのご質問でございます。順次お答えいたします。

まず、イとしましてCO₂濃度の目標値についてであります。二酸化炭素（CO₂）は、温室効果ガスの中の一つであり、人為起源の温室効果ガスとしては最も排出量の多い気体であることから、地球の温暖化が進む中、世界共通の目標として削減を目指しているというものであります。

18世紀後半からの産業革命以降は、石炭や石油、天然ガスなどの化石燃料がエネルギー源の中心となったことで、昔から地中に蓄積されていたCO₂が大量に大気中に放出されることとなり、大気中のCO₂の量が急激に増えることになりました。

気象庁の公表によりますと、CO₂の大気中濃度は1万年前より産業革命前まではほぼ一定でおおよそ280ppmであったものの、2020年の世界の平均濃度は413ppmとなり、50%近く上昇しています。

こうした大気中のCO₂濃度の上昇が、地球規模での平均気温の上昇を引き起こしているとして、2015年の第21回気候変動枠組条約締約国会議（COP21）において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組としてパリ協定が採択され、世界各国でCO₂をはじめとする温室効果ガスの排出削減に取り組むこととなりました。

協定では世界共通の長期目標として、産業革命前からの平均気温の上昇を2度より十分低く保つことが定められるとともに、国連の気候変動に関する政府間パネルの特別報告書において、気温上昇を1.5度に抑えるためには、2050年までにCO₂の排出量を実質ゼロにすることが必要であると報告され、全世界において、2050年ゼロカーボンを目指す動きが高まりました。

日本では、令和2年、当時の菅総理大臣の所信表明演説において、2050年までにカーボンニュートラルを目指すことが宣言され、また、長野県においては、国より1年早い令和元年に気候非常事態宣言とともに、2050年には二酸化炭素排出量を実質ゼロにする決意を発出しております。

このように、国際的な目標を掲げるパリ協定、国の地球温暖化対策計画、県のゼロカーボン戦略のいずれも平均気温の上昇抑制や、CO₂をはじめとする温室効果ガス排出量の削減を目標としており、CO₂濃度を目標値としては定めていない状況であります。

当町におきましても、再生可能エネルギーの導入推進やごみの排出抑制、緑化の推進などの取組も含め、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を進めるとともに、その効果をより高めるため、バイオマスの利活用推進や再生可能エネルギー設備等の普及促進など、脱炭素に資する事業で複数連携してきた長野圏域において、昨年2月、共同で2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指す包括的な宣言を行ったところであります。

町といたしましては、国や県、広域圏での連携を取りながら地域全体の脱炭素を図るとともに、個人や家庭、民間企業などの取組を後押しできる仕組みの検討など、これまでも複合的に行ってきた二酸化炭素の排出削減や吸収量拡大といった様々な取組の継続や拡充といったことなどを通じ、2050年ゼロカーボンという最終目標達成を目指してまいりたいと考えているところでございます。

次に、口といたしまして、町の取組と補助金についてであります。これまで国・県からの補助金を得られた取組といたしまして、学校や公共施設への太陽光発電設備の整備にあたりましては、文部科学省の学校施設環境改善交付金や、環境省の防災減災・低炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業補助金、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金など、施設やその導入目的に応じ、最適な補助事業を活用してまいりました。

また、木材が吸収したCO₂量とその木材を燃焼させたときのCO₂排出量が等価であるとするバイオマスボイラーを平成25年度に役場庁舎に整備した際は、長野県グリーンニュー

ディール基金事業補助金を、30年度に庁用車に電気自動車を導入した際は、経済産業省のグリーンエネルギー自動車導入事業費補助金を活用しております。

そのほか、豊かな自然を守り、緑を増やすことによるCO₂の吸収量拡大に資する取組である松くい虫防除対策による松林の保全についても、農林水産省と長野県の松林健全化推進事業など、国・県による支援を受け実施をしております。

また、テクノセンターで「環境にやさしいものづくり」をテーマに開催した「さかきモノづくり展2021」では、長野県の地域発元気づくり支援金が活用されたところであります。

今後につきましても、継続して推進する公共施設への再生可能エネルギー設備の導入をはじめ、二酸化炭素の排出削減や吸収量拡大といった町が行う様々な取組に対し、国・県の動向を注視し、対象となる補助制度を活用してまいりたいと考えているところであります。

なお、ゼロカーボンの達成に向けましては、個人や家庭のほか、あらゆる組織や機関が共通の認識を持ち、連携して取組を進めることが重要でありますので、国・県の補助金等を活用するハード事業だけでなく、啓発や広報などを含め全庁横断で多角的・多面的な取組を進めてまいりたいと考えております。

8番（栗田君） 今、様々な形での補助金が出る事業というものを紹介していただきましたけれども、やはり依然としてどのくらいのCO₂濃度が適正なのかというのはよくわからない。

もう一つ、2050年にはゼロカーボンと言っているわけですがけれども、ゼロカーボンなるものの内容が、全くゼロにするわけじゃないということはわかるわけですよ。それで、例えば各家庭に節電要請をすとか、車の使用を控えるようにとか、農業用トラクターを使わずに自分で鎌で草を刈れとか、そういう対策をやるように、町のほうでは、今、課長さんが言われたように、全町を挙げてというようなことを本当にやらなきゃいけないのかどうか。多分、そこまではやらなくていいんだと思いますけれども、これは、国が進める政策にのっかって自治体はやらざるを得ないという面がありますので、その辺が自治体のほうとすれば苦しいところであって、大変なところだと思いますけれども、これについてこれ以上の追及はいたしません。

もう一つ、温暖化という問題では、確かに実感として温暖化は少しずつ進んでいますけれども、私の読んだ中には、この調子で上がっていけば、250年たつとちょうど日本の昔の平安朝の時代にちょうど達する。それまでに250年かかる。

皆さんもよくご存じのように、平安時代に造られた神殿造りという建築方法ですね、廊下がそっくり外に出ている。あのぐらい暖かかったということ。これはCO₂に関係なく、地球の気温というのは上下している。

CO₂は、地球ができた時点で95%、今は0.04%、つまり一貫して減っているわけです。ただ、産業革命なるものがあって、地中にため込まれた炭素を外に出すという技術ができたので、少し増えた。私の見解とすれば、このまま気持ちのいい温暖化ならよろしいんじゃない

ないかと。

ちょっと一つだけ、こういうことをやってみたらいかがでしょうかね。小学校で小学校の理科として温室を使って、そこにCO₂の濃度を変えた温室をいくつか造って、それを経年で、小学校って1年生から6年生までありますので、毎年毎年様々な植物をその濃度の中で育ててみて、どのくらいがやっぱりいいねというようなのを研究するというのも、小学生の理科の授業としては大変役に立つものと思いますので、教育課のほうでは、そんなこともちょっと考えてみたらいかがかということで、次の質問に移らせていただきます。

私の一つの大きなテーマとして、自治体はいかに住民のごみを処理するかという、これは非常に大きな自治体の役目だというふうに考えておまして、それでずっとこの4年間、いろいろな形でお聞きしてきたわけですが、4年の最後として、私が今までここで訴えてきたこと、それはごみ出しの困難な方に対しての戸別のごみの収集はどのようになっているか、そして、その後にはごみ出しの困難な方だけじゃなくて、本当の意味での戸別収集に向けてどのような取組をしているか。

それから、2番目として資源物に、そろそろだんだん暖かくなってきましたけれども、私も1月の非常に寒い中で立って、ごみと申しますか、資源物のプラスチック等の資源物回収、45分間でしたけれどもやってきましたけれども、こういうのはやめて、常設のステーションを置いて、そこにみんなが出せるようにしたらどうかという提案をずっとしてまいりました。それについて、4年間の締めくくりとして、どのような対応を町は考えておられるか、それを最後にお聞きしたいと思います。

住民環境課長（竹内君） 3のゴミ問題についてのご質問に順次お答えいたします。

初めにイの戸別収集についてであります。高齢化社会や核家族化の進展等に伴い、高齢者のみの世帯が増加することが見込まれており、ごみを収集所に持ち込むことが困難であると感じる方の増加が予想されるところでございます。

このような中、家庭からのごみを収集所に排出することなく、自宅まで回収に伺う戸別収集は、玄関先にごみを出し、業者が回収してまいりますので、ごみ出しが困難な高齢者の世帯などにとって、利便性は向上するものと考えるところでございます。

環境省においては、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の構築に向けた検討作業を進め、戸別収集など高齢化社会に対応したごみ収集・運搬システム等についての調査や分析、モデル事業などを行い、令和2年度に自治体の規模、地理的条件、高齢化率等に応じて参考とすべき事例を含めた「高齢者ごみ出し支援制度導入の手引き」を作成したところであります。

今後、高齢者等のごみ出し支援についてはニーズが増すと予想されるものの、戸別収集につきましては、対象世帯や収集体制など検討すべき課題が多いことから、環境省の「手引き」や、既に取り組んでいる他市町村の先進事例等を参考にしながら研究してまいりたいと考えており

ます。

次に、口の資源物常設ステーションについてであります。廃棄物処理をめぐっては、適正な処理と良好な環境を維持し、限りある資源を繰り返し使用して環境への負荷を低減する循環型社会形成の重要性が、エネルギーに対する関心が高まる昨今、さらに強く認識されるようになっております。

そうした中で、プラスチック製容器包装など資源物の分別収集にあたっては、「容器包装以外の物が付着し、又は、混入していないこと。」などの再商品化分別適合基準に基づき、適切に収集することが求められているところであります。

町では、資源物の分別を推進するため、葛尾組合を構成する千曲市とともに、各家庭から排出、回収される段階で立会いをお願いし、現在も異物や汚れたものの混入が少ない適正な分別排出が行われているところでございます。

地域の皆様にご協力いただいております立会い当番により、回収したプラスチック製容器包装は、再商品化に支障がなく、品質の良い評価となっているところであり、改めて感謝を申し上げるとともに、引き続き、町民の皆様のご理解とご協力の下、適正な処理に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の各区に資源物収集常設ステーションの設置に関する町の見解につきましては、常設ステーションを設置した場合、時間帯や曜日に限定されることが少なくなり、町民の皆さんの利便性は向上するものと考えられます。しかし、一方で、ごみステーションに出された資源物が収集業者により回収されるまでの間につきましては、地区の皆さんに管理等の対応をしていただくことが原則となります。

例えば、設置した容器が資源物で一杯になっていないか、周辺に飛散していないか、雨や雪により汚れていないか、また、異物や汚れたものの混入等、不適切な出し方はされていないかなど、役員や当番の皆さんには、頻繁に排出物の点検と管理をお願いする必要性が生じてくると予想されるところであり、現在以上に地域の皆様のご負担が増えてしまうものと考えるところであります。

住民の皆様のご理解がいただけるのか、ごみステーションに容器を常設するスペースが確保できるのかなど、解決しなければならない課題が多いものと思われまますので、現時点におきましては、各区への資源物収集常設ステーションの設置は難しいものと考えているところでございます。

町といたしましては、引き続き、月に2回実施しているサンデーリサイクルや、役場南駐車場に設置している常設の紙類リサイクルボックスを有効にご活用いただく中で、質の高い資源物の回収にご理解・ご協力をお願いしてまいりたいと考えております。

8番（栗田君） 常設ステーションという、常設ステーションは常設ステーションなわけですけ

れども、そこにある。そこを常時開けておくかどうかとか、運用の仕方は、またこれから検討していく問題だというふうに思いますので、いつでも勝手に出せるようにするということまでは行かないかなというふうに私は考えております。出す曜日が決まっていて、そのときだけは当番の方が鍵を開けるとかですね。様々な形が考えられますので、頭からそんなものは駄目と思わずに、いろいろやってみて、運用してみて駄目なら新たなやり方を考えると。そんなふうにしていけばよろしいかと思えます。

今日は、いろいろと太陽光の問題とかゼロカーボンの問題とかがありましたけれども、先ほどちょっと言いました、小学校で理科の実験として、植物にとって適正な温度、適正なCO₂濃度等を、温室なんかを使って理科の授業の一環としてやってみるというのは、非常に理科、学科としてもお勉強としてもよきものと考えますので、ぜひやっていただければというふうに思えます。

2050年までにゼロカーボンという話で、今から二十数年ですね。だから、小学校でそういうことをきちんと検証するということは、子どもたち、それから町の住民の方にとっても大変有益なことだと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、これにて私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

(休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分)

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、14番 中嶋 登君の質問を許します。

14番（中嶋君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

さて、最近の日本の世情を鑑みると、私の尊敬する今は亡き田中角栄の言葉を思い出します。自らの政治信条を問われて、1番として戦争はしない、2番として国民を飢えさせないと答えております。シンプルではありますが、日本の政治家にとって最も重要な使命であると言っております。そして、田中角栄は、私たちがいるときはいいが、いなくなったときは気をつけろとも言っておりました。既に当時、未来予測をしておったのではないのでしょうか。

まさか21世紀に戦争など起こらないと思っていましたが、ロシアとウクライナの戦争がここに来て1年を迎えてしまいました。予測をしていたかどうかはわからないが、現在の政権は、アメリカのご機嫌を取るために安保法制を強引に成立させ、アメリカの国益に沿った戦争に自衛隊を派遣できるようにしてしまいました。

最近の新聞を見ると、中国、台湾有事に備えて沖縄基地強化もしております。これは新聞記事を少し読んだのをご披露するような格好にはなりますが、「首相自らが国会で、自衛隊の役割は盾から矛へと変容する」とお認めになりました。「それだけの防衛政策の転換を政権だけ

で強行」したということでもあります。

「防衛省は来年度からの5年間で4兆円を投じ、全国各地の自衛隊施設を改修・補修する。主要な司令部は、核攻撃にも耐えられるよう地下化する」ということでもあります。これはまさに核シェルターを造るということでございます。「それだけの防衛性能を自衛隊に施すのに、敵基地攻撃能力を使い相手の反撃を受けた際の国内の被害想定は」、残念ながらお示しにはなっておられません。

どういうことかと言いますと、自衛隊には核シェルターを造るのに、我々国民のシェルターはどうなるのでしょうか。皆さん、そんなお話を聞いたことがありますか。自衛隊は造るんですよ。我々はどうなるのでしょうか。坂城は、この庁舎の下へでも地下のシェルターを造るのでしょうか。これが今現実的に日本で起こっている事実であります。

「政府は27日の衆院予算委員会理事会で、他国領域のミサイル基地などを破壊する反敵能力（敵基地攻撃能力）の行使例の提示を拒否した。岸田文雄首相は提示」することに調整していると説明しておりましたが、「一転、ゼロ回答とした形」でありました。「首相は続く予算委で、反撃能力の一手段と位置付ける米国製巡航ミサイル「トマホーク」」でございます。これを「400発取得する方針を表明。」いたしました。

「政府は23年度予算案で、トマホークの取得費として2113億円を計上。首相は取得数を明らかにした理由について「大変関心が高く、米議会で数量の報告が行われる事情もある」と説明した。」

どういふことでしょうか、これ。日本の国会では、敵基地攻撃能力の行使例の提示を否定しておったんですよ。今度はアメリカ議会で報告するよという情報が入ったら、慌ててトマホーク400発買うと。値段は幾らだと聞いたら、さっきも言いましたように2,113億円であることを岸田総理は慌てて表明したわけです。不思議な国になってまいりましたな、日本は。

そしてまた、今年、岸田総裁のふるさとであり、人類初の原子爆弾を落とされた広島でG7サミットが5月19日から21日まで行われます。この会議は平和会議になっていただきたい。そしてまたロシア、ウクライナ、終戦とはいいいませんが、せめて停戦の話合いが行われることをお祈りするのみであります。

そしてまた、岸田文雄首相は、3日の参議院予算委員会におきまして、東京電力福島第1原発の処理水の海洋放出を開始する時期について、こうおっしゃいました。「今年の春から夏を見込むことに変更はない」と述べております。そして、こんなことも付け加えてありました。

「廃炉を着実に進めるとした上で「福島の復興を実現するために、処理水の処分は先送りできない課題」」であると、これまた強調なされました。

タンクは、あそこの日石のタンクと同じような大きなものだと思いますが、これは1千基造ってあり、何と皆さん、9割は満タンなんです。総数は137万トンであるようでございま

す。トリチウムなどが入っている汚染水を結局は海に流すようであります。タンクを1千基も造って、何なんだったんでしょうかね。だったら、トリチウムはしようがないとしても、ほかの核物質はきれいに取って、それからあそこへ入れているんですが、そのまま流せばよかったです。何でもそんなやり方なんですよ。

それから、そうかと思えば、これは皆さんもご存じかと思いますが、故中沢啓治さんというんですかね、描いた、原爆でお父さんや兄弟を失ったが、元気で生きていく漫画、皆さんは見たと思います。私も何度かこれを見ました。要は「はだしのゲン」であります。

それから、米国のビキニ水爆、日本は3回原爆に遭ったというようなことが、あの当時うんと言われました。一つは広島、長崎、それから米国のビキニ水爆で23人が被曝をいたしました。これは名前を言うと皆さんああと思い出すかもしれません。若い人たちはちょっとどうかわかりませんが、第五福竜丸のことであります。

何と「はだしのゲン」、第5福竜丸の記事が全国で読み継がれ、被爆地の広島では平和教育の教材に載せてきたが、来年度から、どういうことでしょうかね、削除されちゃうようです。こんな大変なことが、3回原爆に遭ったビキニのこと、それから「はだしのゲン」、小学校の子どもたちもよくわかる、そういう勉強を、原子爆弾はおっかねえものだぞと、こういうことが何と今年からですよ、皆さん、削除しちゃうというんです。こんな国です、日本は。なんか劣化しているような気がしますね。

だから、日本という国はですね、喉元過ぎれば熱さを忘れる、これはいい言葉なんじゃないか。今私が申し上げたのは、何年も前から日本の話じゃなくて、ここ1か月くらいの間の話を申し上げたんです。信濃毎日新聞の記者が来ておるから言うわけじゃないが、信毎の記事を、だいぶここで読ませていただきました。私の主観も少し入っていることは言うまでもありません。

そしてですね、皆さん、日本には原子力発電所が54基あるんですよ。これは皆さんご存じかと思いますが。これがですね、SDGsであるとか、先ほど同僚の栗田議員もCO₂削減で熱弁を振るっておったわけでありましたが、まさにSDGs、CO₂削減という大義名分でありましたが、このために今申し上げました原子力54基が再開されるようであります。ということは、福島の3.11は何だったんでしょうかね、これ。勉強しておりませんね。あんまりこれをやっていると日が暮れますので、一般質問に入らせていただきます。

1. 少子化問題について

イ. 坂城町の現況は

子どもの出生率は、2020年に1.33人であり、急速に少子化が進んでおります。全国的には今年出生数が80万人で、これが何と、つい昨日、おとといですかね、割れ込んだということです。えらいことになりましたね。

そしてまた、これもまたある意味国もおっぼけですわな。いいかげんだね、国も。予測していたよりも、何と10年も早く少子化が進んじゃったと。日本国ですよ。このすばらしい。何でしょうか、このでたらめは。10年間、早く少子化が来ちゃった。誰がこれ読んだんでしょうか。そういうことをやっている学者連中にでかい金をくれているんだ。それで10年。誰もこの責任取らない。ただ、我々がおどけたっきりだ。これが現実であります。

どんどんどんどんみんながわからないうちに少子化が進んでいるということですよ。だから、例の電気自動車を造ったテスラですかね、格好いい車がありますね。何かトヨタを追い抜いたなんていうようなことで、ちょっと私もこんちくしょうめと言っちゃいけません、ぐらいに日本人としては思っていて、トヨタを追い越したと。イーロン・マスクというあんちゃんですよ。何て言っていると思います、この人は。いろんな事業をやっているようです。日本は消滅すると言っているんですよ、この人は。なめたこと言ってんじゃないですか。でも、まんざらでもねえんだ、この人はな。トヨタを追い越すようなことをやって、今度は宇宙どうたらなんかも言っていますよね。

そんなことでですね、町の2010年からの人口数と出生数の現況をお尋ねするものであります。

ロ．坂城町の今後の対応は

せんだって、育成会、子育て世代の方々と少子化問題について話をいたしました。給料が上がらねえで弱ったわいと。失われた30年ですかね、これまたこの誰がやったんでしょうかね、日本の国を。先進国はみんな右肩上がりです上がっているのに、日本だけは右肩下がりになっちゃっている。以来給料が上がらないと。私らの頃はあれですよ、1年たてば大体月1万円ぐらいは上がったもんですよ。今は若い者なんて、昔は、おらだち若い頃は月1万上がっただないなんて言うのと、うそでしょ、年に1万円ですと、これが若者の答えですよ。横にいた若者なんかも、おらたちなんか、年にだって上がってねえわいなんて言って。何てことになっちゃったんでしょうかね。

それで、給料が上がらなくて疲弊しているという中で、子どもが生まれたときから中学生までに、月に5千円ぐらい支給してくれればうれしいわいなんて若者たちが言うておりました。月に5千円支給すれば出生数が上がると私は思います。大きくは期待しないが、少しは上がるんじゃないかと。この辺のところをですね。町のお考えと今後の対応をお尋ねするものであります。

以上で1回目の質問とさせていただきます。

町長（山村君） ただいま、中嶋 登議員さんから少子化問題について、イとロとご質問がありました。私からは、ロの坂城町の今後の対応についてのご質問にお答えしまして、イの坂城町の現況等につきましては、子ども支援室長から答弁いたします。

先月28日に厚生労働省が発表しました令和4年の国内出生数の速報値において、前年比5.1%減の79万9,728人で、統計を取り始めた1899年以来初めて80万人を下回り、7年連続で過去最少を記録したということでもあります。

少子化問題は、当町に限らず、以前から全国的な課題であり、国においては、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とした少子化社会対策基本法を制定し、平成15年9月1日に施行いたしました。

また、翌年には、少子化に対処するための施策の指針となる少子化社会対策大綱が定められ、おおむね5年ごとに見直しが行われる中、令和2年5月29日には第4次となる大綱が閣議決定され、スタートいたしました。

その中で、子育てに関する経済的支援として、中学校修了までを対象とした児童手当を支給することや、令和元年10月から実施されている3歳から5歳までの子ども、及びゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについて、幼稚園、保育所等の費用の無償化を着実に実施するほか、高校生等への就学支援として、私立高等学校授業料の実質無償化を着実に進め、高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金などにより、高等学校段階の教育費負担軽減を図ることが示され、国において進められているところであります。

さらに直近におきましては、妊娠届出時及び出産後に5万円相当を支給する出産・子育て応援交付金事業が新たに創設され、当町におきましても、先月から事業を開始し、該当の方には案内等を送付する中で、事務手続の整った方から支給を開始したところであります。

また、町の独自の支援策としましては、出生届出時に出産祝い金として商品券をお渡ししているほか、保育園において、3歳から5歳までの副食費の無償化や、小学校・中学校における給食費の軽減を行っているところであります。

そのほかには、子どもの医療費の自己負担分を助成する福祉医療制度の対象年齢を高校生まで拡大したことのほか、中学生までを対象に、インフルエンザ予防接種費用の助成を行うなど、子育て世帯の経済的負担の軽減と併せ、全ての子どもが等しく心身ともに健やかに成長していけるよう、取組を進めているところであります。

さらに、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中では、低所得者の方の子育て世帯に対し、児童・生徒1人につき5万円を支給したほか、昨今の電気・ガス・食料品等の価格高騰により影響を受ける全ての子育て世帯に対し、安定した子育て環境を支援するため、児童・生徒1人につき1万円を支給するなど、その時々に応じた支援も実施してきたところであります。

また、子育て家庭に対しましては、こうした経済的支援のみならず、家庭児童相談員や公認心理師、保健師等による相談支援体制の整備や、講座等の開催による子育てに関する情報提供

のほか、保護者が安心して働けるよう保育園での未満児からの受入れを行うとともに、一時保育についても実施してきたところであります。

また、放課後の子どもの居場所づくりとしまして、児童館での子どもの預かりなども行っており、多様化する子育て家庭のニーズに応えるよう努めてまいったところであります。

また、ご質問の中学生までの子どもに対する新たな支援金の支給についてであります。町においては、ただいま申し上げましたとおり、様々な経済的支援を実施しているところであり、子育て家庭への支援につきましても、子どもに関わる部署が横断的に関わり、経済的支援のみならず、広い視点に立って総合的に取り組む必要があるものと考えているところであります。

新たな支援金の支給につきましては、そのときの社会情勢や財源等を考慮する中で、慎重に対応する必要があると考えているところであります。

また、少子化問題に係る今後の対応といたしましては、人口減少に歯止めをかけ、同時に人口が減っても快適で住みよい環境を確保するため、策定しました「坂城町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げる多方面からの施策を、まずは確実に実施してまいりたいと考えております。

子ども支援室長（細田さん） イの坂城町の現況はのご質問として、町の2010年からの人口及び出生数についてお答えいたします。

初めに人口につきまして、住民基本台帳を基に、その年の12月末現在でお答えしてまいります。2010年1万6,065人、2011年1万5,914人、2012年1万5,976人、2013年1万5,781人、2014年1万5,675人、2015年1万5,505人、2016年1万5,241人、2017年1万5,182人、2018年1万5,074人、2019年1万4,928人、2020年1万4,679人、2021年1万4,406人、2022年1万4,258人でございます。

続きまして、出生数について、同じく住民基本台帳を基に、その年の1月1日から12月31日までの出生届出数でお答えいたします。2010年109人、2011年116人、2012年91人、2013年95人、2014年96人、2015年81人、2016年80人、2017年74人、2018年82人、2019年66人、2020年66人、2021年70人で、昨年の2022年は52人ではありましたが、今年に入っての1月、2月には合わせて13件の出生の届出がされております。

人口及び出生数の推移については、前年より増加している年もあるものの、全体的には人口・出生数ともに減少傾向でございます。

14番（中嶋君） ただいま、町長そして課長よりるるご答弁をいただきました。町長もいろいろおっしゃって、一時期は坂城町を日本一の子育ての町にしようとか、そんなことを言われた時代もあったんですが、そういうわけでありまして、確かに町長はやっていらっしゃいます。

ご立派だと思いますよ。例えば商品券を配るとか、それから保育園の施策でいろいろ金額を安くするんだとか。何よりも私は議会のほうからも出たことですが、医療費の関係なんかはだいぶ頑張っていたら、他町村にも誇れるくらい。18歳まで無料でいいんだとか、相当努力はしてやっていただいております。

それから、英語なんていうのは、それこそ町長の得意技でございましたので、それをだいぶ小学校とか、これも県下で私は1番だと思っております。一番子どもたちが英語になじむようにということで、小さい頃から。そういうことを考えれば、やっぱりアメリカで日本の会社を立ち上げたようなことを町長はおやりになっているから、余計に英語といいますか、その辺はやっぱりこれからはこういう時代じゃないかというようなことでやっていただいたことは、私は敬意を表します。

さっきも同僚議員の栗田なんかは、ここへ英語の本を持ってきて、それ見ながら質問していた。私は平仮名だらけですけども、それでも中学1年生から高校までは英語を勉強したんですけども、えらい差もつくものなんだなと思いました。これがこんな小さな小学校からやっていたら、みんな将来は栗田君のように、ここへ英語の本を持ってきて質問するようなことはできると私は思っておりますので、これは町長、敬意を表するところです。

ただ、私は、町長、そうは言いましてもね、今、課長からご答弁をいただいたんですが、これも少子化だけの問題でないと私は思っています。さっき、課長のほうへ目をちょっと、十数年、十二、三年のところで坂城町の推移がどうなっているか、調べておいてくれやなんて言ってね、まていに今日はお調べいただいて、きちんとしたご答弁いただいたわけではありますが、2010年のときは1万6千なんていうことでありまして。もうちょっと前、私は今20年ここに立っておるわけですが、あの当時は1万7千をちょっと欠けたからね、もうちょっと頑張って1万7千、2万人ぐらいになんていうような夢を持ったときもあつたんですよ。そして、どういうわけだかもうどんどんどんどん、まさに谷底へ転がり落ちるように人口が減ってきてしまったということでもあります。

それで、えらい減っちゃったですよ。2010年には1万6千もおつたのが、2022年は1万4千というように、ここも今の課長のご答弁じゃございませんが、2010年のときは109人いたのが、ここへ来て66だとか52だとか、そこへ行って2人、3人増えたとか、なかなか苦しい答弁なさっておつたわけですが、これもまあそうは言っただけで統計でございますから、事実であります。うそも隠しもない。

じゃあどういふことだいという。こんなに減っちゃったと。ざっくり言えば2010年、この十数年の間に半分ぐらいになってしまった。という、よく考えると、私は中学が昔、私らの頃は坂城中学が一番でかかったね。それから中之条中学、それから村上中学、3校あつたんです。それが坂城町も一つになったんだから、中之条にいい場所があるから、あそこへ中学

校を建てるじゃないかなんて言ってね、統合中学って言ったんです、昔はね。坂城中学じゃないや、統合中学。

そのときにですね、我々より、私の年齢を言っておかなきゃいけませんけれども、私は74歳です。今年ね。だから、私より1個上の人たちからですね、統合中学になりました。私は2年生のときに統合中学。だから、1年生のときには中之条中学を出ておるわけです。中之条中学の校歌を歌えなんて言えば、でっかい声でここで歌っちゃいますけれども、そんな歌をもう知っている人は誰もいなくなって……。いや、まだ先輩たち生きているのを殺しちゃいけません、団塊の人は生きているから知っている人はいるんですが、僅かになったなど。

その後統合中学へ入りまして、にぎやかだったですね。中之条と南条しか仲間がいなかったやつが、今度は旧坂城もみんな。だから川向こうというと、向こうの人たちは中之条のほうを向いて川向こうと言うようですが、村上地域の人たちも、みんなひとところへ集まりまして、にぎやかだったんです。面白かったね、いろんな人たちが増えて。というと、あの当時は何と9クラス、8クラスですよ。しかも、じゃあ何人クラスにください。35人学級かいなんてとんでもない。もう45人から50人おりました。にぎやかだったですね。

今はどうですか。教育長、今はどんなになっちゃっていますか、坂城中学。我々のときは9クラス、8クラス。しかも50人おった。3クラスくらいですかね。どうでしょうか、こんなふうになっちゃってね。

だから、この間ちょっと冗談交じりに言ったんですが、大体ざっくり坂城町というのは、1年で100人減っていますね。ということを見ると、1万4,258人だね。ありがとう、課長。そんなふうになっちゃったと。それじゃあ1年に100人消えていけば、俺みたいに頭の悪いのでも、指を折りながら計算しても140年たちや坂城町はどうなっているんでしょうかね。このまんま推移していけば、誰もいなくなっちゃう。どうしましょう。2010年から2022年の統計が出ているじゃないですか。これ、それじゃあ私が言ったように150年ずっと書いていって、一つずつこうやっていけば、あれ、150年たったらゼロになっているけれども、こんなばかなことはないと思いますが、そのために我々が今いるんです。何とかしなくちゃいけない。

150年後なんか俺は生きてないからいいやなんて言うんじゃないで、今生きている俺たちが何とかせにゃいけないんじゃないかということで、町長も、私が今申し上げました。町長は坂城町へ来て一生懸命ご努力なされて、子どもたちのために一生懸命やっていただきました。でも、町長、一言私言わせてもらえれば、現実を見てください。減っているのは事実でしょう。だから、私の理論は直接子育てしているお父さん、お母さん方のところへ入って行って、おい、どうしただいと。みんな金が欲しいと言うわな。金がたとあれば、まだ子ども1人や2人ぐらい産みたいわいと。金がないと。だから、これは東京の都知事のおぼさんのまねをしたわけ

じゃないでしょう、この5千円は。これは坂城町の若者たち、子育てしている人たちから沸き上がってきたことを私はここで質問しているわけです。その辺もお考えいただきたいと思いません。

ですから、これに名前をつけると言われれば、例えば坂城町子育て支援金、場合によっては子育て年金なんていう言葉も私はいいなと思っています。我々は高齢者年金というような言葉になっているから。子育て年金ということで出せばいいんじゃないかなと。この辺も早急に考えていくべきであると思っております。時間もあれですので、第2質問に入らせていただきます。

2. 高齢化問題について

私、今回二つやったのは、少子化問題、高齢化問題、これは喫緊の課題なんですよ。今回やらせていただいた、こういうあんばいです。

イ. 70歳以上は、びんぐし湯さん館入館料無料に

団塊の世代が70歳を超えてきたことにより、国保も心配であります。健康寿命は男性73歳、女性75歳と言われているが、元気で健康で長生きをしてもらうためには、温泉が私が一番だと思っております。年金も減らされて困っている坂城町民であり、70歳以上の高齢者にびんぐし湯さん館の入場料を無料にすべきであると考えますが、その辺のところをご答弁いただきたく思います。以上であります。

企画政策課長（伊達君） 高齢化問題について、イとしまして、70歳以上は、びんぐし湯さん館入館料無料にとのこと質問にお答えいたします。

びんぐし湯さん館は、住民の健康増進、コミュニティ活動の推進、地域活性化などを図るための温泉施設として平成14年にオープンし、今年度は20周年の節目に合わせ大規模な改修工事を行い、リニューアルオープン後も多くの皆様にご利用をいただいているところであります。

また、施設がびんぐし公園内にあることから、温泉と併せた遊歩道の散策や、公園内でのスポーツ活動にも利用がしやすい上、施設内には運動浴槽を備え、浮力を生かした個人での運動のほか、水中運動教室も行うなど、周辺環境も活用することで様々な目的でお使いいただける施設となっております。

加えて、びんぐし湯さん館にはゆったりとした大広間のほか、今年度の改修工事で拡張したテーブル席のレストラン、湯上がりコーナーや町を一望できる広々とした展望デッキなどが整備され、住民の皆様が集い、リラックスして過ごせる場として、また、心身の健康増進も図れる場として、幅広い年齢層の皆様にご利用いただいております。

特に高齢者の皆様のご利用も多く、びんぐし湯さん館では、高齢者向けの優待施策として、年間券や半年券での75歳以上の方用の価格設定や、いい風呂の日として毎月11日と26日

に70歳以上の方への割引を実施しているところで、直近になります、先月2月の75歳以上の年間券または半年券利用の入館者は2,758人、いい風呂の日の割引を利用された方は216人と、大変多くの方にご利用をいただきました。

そのほか、温泉施設を通じた世代間の交流も行えるよう、町民優待割引券の配布や、JAFや消防団、ながの子育て家庭優待パスポートなど各種会員割引制度などを設け、施設の指定管理者である坂城町振興公社におきましては、高齢者に限らず幅広い世代の皆様にご利用いただきやすい施設となるよう努めているところであります。

ご質問にございますとおり、70歳以上の方の入館料を全て無料にいたしますと、日常のお風呂として、毎日ご利用いただく70歳以上の方の増加が見込まれ、より多くの方にご利用いただく方策として貴重なご提案と受け止めております。

しかしながら、一方では多くの皆様に良質な温泉をお楽しみいただき、施設を末永くご利用いただけるよう、一定のご負担をお願いする中で良好な施設環境を維持しており、経営や運営といった観点も含め、慎重な対応が必要であると考えているところでございます。

町振興公社では、来館された方によりご満足いただけるよう、入浴以外にも季節の良質な野菜や果物を安価に提供し、社会情勢に合わせ、マスクや消毒液といった衛生用品の販売や、食堂メニューのテイクアウトサービス、季節に応じたメニューの提供など付加価値の充実にも努め、集客を図る取組も行っております。

今後におきましても、ご利用いただく全ての皆様の健康増進を図るとともに、快適にご利用いただき、再び訪れていただける施設となるよう、町振興公社と協力してまいりたいと考えているところでございます。

14番（中嶋君） ただいま、課長よりご答弁いただきました。湯さん館もリニューアルしてですね、立派になりました。また、大勢のお客さんも来ているようであります。ありがたいことです。今、課長のご答弁によれば、いろんな世代に対してのサービスもなされたり、割引などもしておるようで、これまたこの辺は感謝するものであります。

そして、私が今申し上げましたように70以上は無料にきなさいと。やっぱり先ほど課長からもご答弁がありましたが、何枚かの券をつづって何百円安くするよと。でも、ただじゃないんですよね。これが不思議な話なんです。意外と行かないんですよね、皆さん。ああ余っちゃった。この間もちょっとこれ要るなんて人もおったんですが。

人間の心理として、やっぱりただというのはいいんですよね。つづりで5枚も10枚もあるよりも、できれば3枚でもいいんですよね。ただにするよと。そうすると、皆さん意外と心理的にもったいないわなど。ただで行けるなら、それじゃおらも行かずかなんて言ってね。年寄りになれば孫を連れていくかなんてね。それこそ、お父さん、お母さんもちょっと足の調子が悪いなんて言って、じいちゃん行くかいなんて言ってね。その代わりお父さん、お母さんは

ちゃんと払います。孫を連れていけば孫はちゃんと払うしね。じいやんが1人が行って、そこへ2人や3人必ずついて行って、そこにプラス。そういうような発想をちょっと考えると、意外と70歳以上はただにするなんていうと、うまくいくんですよ、これね。私は民間の人間ですから、すぐ。

ただし、損しちゃいけません。さっきも課長がおっしゃっていました。経営と運営もあるよと。当然ですね、これは。赤字にするようじゃいけません。私なんかは商人ですから、赤字というのは悪ですから。やっぱり善でなきゃ。善はじゃあどうということだといったら、もうけなきゃいけない。それでどうするんだいといったら、損してもうけを取れというようなことを言うとなんか嫌らしくなるんですが、そんな考え方もあるんですよ。

ましてや、私に言わせれば、団塊の世代、さっきもお話ししましたがけれども、団塊の世代の人たちは二十歳代もあつたんですよ。みんな坂城町の企業へ勤めて、最初は安い給料だったのに、今はもちろん上がってきました。それでどうなったと思います、この町は。こんなにいい町になったじゃないですか。私らのもうちょっと先輩たちのときには、工場なんかいい時代は、もう大変だったですよ。出稼ぎに行った人もいたしね。そんなことをしなくてもいい町になった。二百数社も坂城町に工場があるような。当時なんか三つ、四つあつたきりですよ。

それが特に団塊の世代の皆さんがどかとおつた。これが坂城町のもう小さい会社、大きい会社にみんな入り込んで行って、それでこの立派な坂城町にしたんです。その人たちがもうちょっと、私もそこへ入っていますから言いますが、団塊の世代、もう足腰も痛くなってきたり、もうだいたい皆さんくたびれてきているんですよ。同級生の話なんかを聞けば、同級会といつたものは、この3年ばかりやらなかったんですが、その前にやったところなんかは、もう病気の話きりですね。もう70近くになると。そういつて私は考えたんですよ。なんのためにあれを造つたんですか、ふるさと創生何とかみたいなことで1億もらつてね、あれは。当時、坂城町議会と町側と話して、それじゃあ温泉を掘らずかなんて言つてね。坂城町は温泉が絶対に出ないようになっているんですよ。だけれども、今の技術になれば1千メートル掘れば出る。どこでも出ちゃうという話があつて、本当に出ちゃつてね、あんときうんとうれしかったです。それが今に伝わるということでもあります。

誰のために何で造つたかということ。あの当時、いいことを私はやつてもらつたと思つておりますが、日本中へ1億円ばらまいたんですよ、各市町村へ。いろんなことをやつたところありましたよね。金のインゴットを買つたとかね、宝くじを毎回買つてみたとかね。いろんなことをやつた。坂城町はさすが立派だったですね。温泉を掘つたと。出たと。じゃあこれは誰のために掘つたんですか。町民のためにやっているんですよ。

これはいいことですが、じゃあ何人あそこへ町民が行っているだといつたら、これはこうやつたわけじゃないから、ざっくりな話でしょうが、3割か4割ぐらいは坂城町の人たちが

行っているけれども、6割くらいはよそ者だというんだな。でも、今後はいいですよ、上田のほうから大いに来て金を落としてもらえれば、大いにありがたい。千曲市から来ていただいて、景色がいいわと。おらたちも温泉あるけれども、ここは最高だと言っている人何人もいますよ。うんとありがたい。

けども、今ちょっと気になる。3割か4割ってちょっと寂しいですね、坂城町の人。だから私は考えたですよ。坂城町の人にもうちょっとおごれよと。さっき、ごちゃごちゃ言いましたけれども、税金をたくさん納めて坂城町を立派な町にした高齢者に敬意を表すべきじゃないかというのが私の考え方だと。

それから、自分がそうだから、もう1回嫌なことを言いますがね、私らは直にあっちの世界へ行っちゃいますよ。今回、私も中之条に仲間たちが17人いるんですが、誰も亡くならなかったです。それが、去年ばたばたと2人亡くなりました。いよいよそんな世代になってきたんだなと私思っているんですよ。だから、死ぬ前にひとつ、坂城町をこんなにでかくして立派なところにしたんだから、そのじいやんたちを、びんぐし湯さん館をただにしてあげようじゃないですか。これ以上増えませんか、我々世代。ここまで来ちゃってれば、あとは消えていくっすりですよ。いなくなっていくっすりですよ。これはぜひお考えをいただきたいと私は思うものであります。

最後にですね、まとめではありませんが、お話を申し上げたいと思います。もう既に皆さんご存じです。まさに今期で我が議会も議員を辞める皆様におかれましては、坂城町のために本当にご尽力尽くされました。ご苦労さまでした。今後も坂城町議事を温かく見守っていただきたいと思います。

さて、来期出馬する皆様は、町長をはじめ、必ずやこの議場に帰ってこようではありませんか。お約束いたしますよ。戻ってきましょう。

さて、最後に私ごとではありますが、若い頃読んだ吉田兼好の「徒然草」を最近また読み始めております。そして、自分なりに理解できる年となってきたなとつくづく思っております。何回も何回も今読み返しております。すがすがしさを感じるようにもなりました。人生のわびさびを知るとともに、全ては諸行無常であることも悟りました。

「徒然草」にちなんで今期最後の一句を添えます。人は皆 昨日生まれて 明日死ぬ。人は皆 昨日生まれて 明日死ぬ。諸行無常であります。ありがとうございました。

議長（小宮山君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時55分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

2番 大森茂彦君の質問を許します。

2番（大森君） ただいま、議長より一般質問の許可をいただきましたので、一般質問を行います。

す。

まず、岸田政権は、5年間で軍事費を43兆円に大幅に引き上げ、新しい戦争前夜の準備をしています。今やるべきは、軍事拡大で緊張を引き起こすことではなく、東アジアのASEANと協力し、中国や北朝鮮、韓国など、東アジアの全ての国々で構築する平和の枠組みを進展させる、東アジアを戦争の心配のない地域にしていく、このことが今求められており、憲法9条を積極的に生かす日本の外交政策の大事な道であります。このことを指摘して一般質問に入ります。

まず、1といたしまして、食物アレルギー対応給食についてお尋ねいたします。学校給食は学校教育の一環として取り組まれています。学校給食法では、学校給食の七つの役割を示しています。一つは健康な体をつくる、二つ目は望ましい食生活のお手本になる、三つ目に助け合い、協力し合う社会性を身につける、四つ目に自然の恵みに感謝する心を育てる、五つに働くことを尊び感謝する心を育てる、六つに地域の食文化を知り、未来に伝える、七つに食を通して社会の仕組みを学ぶ、このようにうたわれております。

食育は、みんなと一緒に食べることで楽しい時間を過ごすことができます。しかしながら、食物アレルギーを有するお子さんにとっては、どのようなお気持ちでいらっしゃるのか、このことも気になる場所でもあります。このことについて、どんな対応をされているのか順次お尋ねいたします。

イといたしまして、保育園及び小・中学校での対応は。

まず、保育園及び小中学校の食物アレルギー児童生徒の状況について、どのようになっているのでしょうか。そして、この子どもさんに対し、どのような対応をされているのでしょうか。そして給食、調理スタッフは足りているのかどうか、このことについてもお聞きいたします。また、近隣自治体のアレルギー対応給食の対応状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

ロといたしまして、今後の計画は。

第6次長期総合計画には、食物アレルギーに対応した献立表の配布、また食物アレルギー対応食の提供について検討を進めると示しています。具体的な行程はどうなっているのか、お尋ねいたします。

以上で1回目の質問といたします。

教育文化課長（長崎さん） 1. 食物アレルギー対応給食についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、学校や保育園における給食は、成長期にある子どもたちの心身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体力の向上を図り、食に関する指導を効果的に進めるために重要であると考えているところであります。

ご質問の保育園、小中学校の児童生徒などの食物アレルギーの状況でございますが、保育園、小中学校で何らかのアレルギーがある児童生徒等は、保育園が17名、小学校が63人、中学校が17人でございます。

このうち、食物アレルギーを引き起こすことが明らかな食品といたしましては、小麦、卵、ソバ、クルミ、ゴマなど合計28品目があり、その中でも、発症数が多く症状が重篤なものとして、小麦、卵、牛乳、エビ、カニ、ソバ、ピーナッツの7品目が挙げられており、この7品目にアレルギー症状を起こす児童生徒などの食材別の合計人数を申し上げますと、小麦7人、卵27人、牛乳13人、エビ4人、カニ4人、ソバ10人、ピーナッツ14人でございます。

次に、学校給食において提供する給食の食物アレルギーへの対応につきましては、文部科学省が策定した学校給食における食物アレルギー対応指針及び県教育委員会の学校における食物アレルギー対応の手引きに基づき、平成31年4月に町の学校給食におけるアレルギー対応マニュアルを作成し、対応しているところでございます。

食物アレルギーは、今までアレルギー症状がなくても、突然アナフィラキシーの症状が出ることもあり、即時型食物アレルギーでは、重篤な場合は生命を脅かすこともあるため、特に慎重な対応が求められ、文部科学省の指針においても、児童生徒の安全性を確保するためにも施設面、体制面を考慮し、アレルギー対応食などの提供について、無理な対応、過度に複雑な対応をしないことが食物アレルギー事故防止のために、重要なことであるとされています。

このため、町の学校給食における食物アレルギーへの対応につきましては、児童生徒の安全を第一とし、牛乳については小魚等を代替食とし、パンの代替食には米粉パンを提供しておりますが、それ以外の代替食及び除去食の提供は行わないことを基本としております。

食物アレルギーにより重篤となる児童生徒には、月ごとに各ご家庭に配布する献立表に加え、食材に含まれる特定原材料28品目を明記したアレルギー明細表を作成し、アレルゲンの含まれる料理などをご家庭で確認いただき、誤食を防ぐため、完全弁当、または一部弁当を持参していただくようお願いしているところでございます。

また、献立表の作成にあたり、メニューの表記は「切干大根の、のりゴママヨネーズ和え」のように原材料名を用いて使用食品を明確にわかりやすくするよう工夫するとともに、1回の給食で複数のアレルゲンの食材を使わないように心がけております。

さらに、アナフィラキシーショックにより重篤となる可能性が高いソバ、ピーナッツは使用しないこと、発症数が多い卵や牛乳、小麦、エビ、カニなどは、できるだけ使用を控えるなどの対応をしております。

食材の選定におきましても、さつま揚げ、かまぼこなどの練り製品を使用する場合、28品目が含まれていない食品を選定しており、シュウマイ、ハンバーグなどは、アレルゲンとなる卵を使わない製品を使用しているところでございます。

また、調味料では卵の入っていないノンエッグマヨネーズの使用、揚げ物調理には小麦粉の代わりにでん粉を使用するなど、食物アレルギーに配慮し、できる限り多くの児童生徒に給食が提供できるよう、これまででもできるだけアレルギーを含まない給食の提供に努めております。

次に、保育園のアレルギー対応食につきましては、厚生労働省の保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに基づき作成した坂城町立保育園食物アレルギー対応マニュアルにより対応しております。

保育園では、調理室が各保育園に設置されており、提供する給食の量が学校給食センターと比較して少ないことに加え、アレルギー対応の食数が少ないため、個別の食事への対応が現時点では行えており、また、給食を食べる児童と作る側の調理員が顔の見える距離にあり、給食の様子や園児の状況を随時確認することができるなど、給食の対応が行いやすい環境にあります。

保育園での食物アレルギーへの対応につきましては、除去食等を提供しており、調理中や食事の受渡し、食事の配膳まで複数の職員により確認するとともに、食事の時間も周囲の園児の食べこぼし等を誤飲しないよう保育士が近くで見守るなど、注意をする中で、個々の食物アレルギーに関して対応しております。

また、調理にあたっては、アレルギーの原因食材の混入を避けるため、一般的な給食とアレルギー対応食を区別することなく調理を進め、アレルギーとなる食材が使用される前にアレルギー対応食分を取り分けて調理を行うなど、作業工程や作業動線を考慮する中で除去食等を実施しておりますが、先ほども申しあげましたように、各保育園で調理を行っており、それぞれの保育園で調理されるアレルギー対応食が少量であることから対応できているところでございます。

次に、給食調理員のご質問ですが、給食センター、保育園の給食については、株式会社坂城町振興公社に委託し、派遣された調理スタッフが各施設の調理室で調理業務を行っております。この振興公社からは、現在のところ調理スタッフの増員についての要望はございません。

続きまして、近隣市町村の食物アレルギー対応の状況につきましては、近隣の長野市、千曲市、上田市においても、基本的な方針は当町と同様に文部科学省の学校給食における食物アレルギー対応指針などを基に、提供する給食では、過度に複雑な食物アレルギー対応をしないことを原則として、それぞれの施設や職員体制などを考慮する中で、食物アレルギーの対応を行っているとお聞きしております。

また、現況をお伺いした近隣の3市では、それぞれ複数の給食センター等で給食を提供しております。長野市では8施設のうち2施設で、千曲市は2施設のうち1施設で、上田市は3施設のうち1施設及び自校給食を提供している学校において、食物アレルギーに対応した除去食を提供しておりますが、全ての食物アレルギーへの対応ができていないため、いずれの給食セ

ンター等におきましても、除去できない食材を使用する場合は、完全弁当や一部弁当の持参をお願いしているとのことでございます。

続きまして、ロ. 今後の計画でございますが、町の第6次長期総合計画では、学校における食育の推進として、「学校給食においては、食物アレルギーに対応した献立表の配布」と「食物アレルギー対応食の提供について検討を進めます。」としております。これまでの食物アレルギーについての対応といたしましては、牛乳のアレルギーに対し、小魚等を代替食として提供していましたが、令和3年度からは小麦アレルギーへの対応として、新たにパンの代替食として米粉パンの提供を始めております。この米粉パンの提供にあたっては、小麦を原料にした製品と同じ製造ラインで米粉パンが製造されると、小麦などの粉末が飛散し、米粉パンの製造過程でアレルゲン物質が混入する可能性があることから、町では、米粉パンのみの製造ラインで作られた米粉パンを製造する山形県の業者から購入しております。

また、各種アレルギーに対応した給食が提供できる民間業者などの調査を行いました。アレルギー食のみに対応できる業者は近隣ではございませんでした。

今後も、米粉パンのように新しい食材や技術で、アレルギーに対応できるものがないかなどについての調査や研究につきましては、引き続き実施してまいりたいと考えております。

このように、町ではアレルギー対応食の提供の必要性につきましては、十分認識しているところではあります。アレルギー対応食を提供するためには、アレルギー専門の調理室や調理器具等が必要となり、調理員も一般の給食とアレルギー給食の調理場の動線を分離しないとアレルゲンを持ち込む危険がありますので、アレルギー対応食の専任調理員が必要となるなど、設備や体制の整備が必要なことなどから、安全性を最優先に考えますと、現在の施設、設備、体制ではアレルギー対応食の提供は大変厳しい状況でございます。

2番（大森君） アレルギーの食物について細かくご答弁いただきました。本当に大変な調理の状況ということはよくわかるわけです。こういうご苦労されているという中ではありますけれども、保育園では少人数ということもあつたり、あるいは自校給食というか自園給食ということになっていますので、その辺の対応がしやすいということのご答弁でした。

こういう状況ではあるんですが、先ほど近隣市町村の中では、例えば長野市では八つの給食センターのうち二つの給食センターがアレルギー対応の調理室が整備完了したところから開始されているということで、準備されてきています。また、上田市もこういう動きも出ているということと、千曲市でもやはりアレルギー対応の給食センターというのが進みつつあるという点ですよね。

ところが、坂城町の6次総合計画の中では、アレルギー対応の提供について検討を進めるということで、もうとくに私は、これに対応する食育・学校給食センターを整備し直すという方向でのものだというふうに考えておりました。これは6次総合計画という大きな長期にわ

たつての計画ということから見れば、そういう設備を準備していくという中身だというふうに思うんですが、対応した設備を整えていくという、こういう方向には全然考えていないということなんでしょうか。その辺についてはいかがでしょうか。

教育文化課長（長崎さん） 施設改修などについてのご質問でございますけれども、近隣の市町村につきましては、老朽化している施設を改修する際などに、併せてアレルギー対応ができる施設に改修をされているとお聞きしております。

坂城町の給食センターにつきましては、平成21年に建設された施設でありまして、第6次長期総合計画などにおいても、老朽化などによる施設整備などについては、現在計画がされておきませんので、今のところは施設改修などについては予定はございません。

2番（大森君） アレルギー対応の給食について、民間事業者などにもお願いしたりということがあったかと思うんですが、なかなかこれはちょっと実現しないんじゃないかなというふうに。値段相応ということになれば、また違うかと思うんですが、そういう対応をしていくということになれば、やはり施設整備を整えていくという計画をつくるということがどうしても必要じゃないでしょうかね。

まだ老朽化していないから、そのままの状態で行くと、こういう安易な対応じゃなくて、やはりこういう子どもさんたちにも対応していくということが、どの子にも分け隔てなく教育、そして給食を提供していくということだというふうに思うんですね。その点について、どうですか、町長。全くその計画はお考えないでしょうか。お考えについてお尋ねいたします。

教育文化課長（長崎さん） 第6次長期総合計画におきましては、今のところ、繰り返しとなりますが、給食センターなどの施設改修につきましては、予定はございません。

2番（大森君） ありがとうございます。町長にも一言お尋ねしたいと思いますが、よろしくをお願いします。

町長（山村君） 施設ですから、これは未来永劫やらないというわけじゃないわけです。ですけれども、簡単な施設改修でできるものじゃないだろうと思っています。先ほど、課長が答弁しましたけれども、アレルギーの、例えば小麦の例が話ありましたけれども、空中散布しているのがもう混ざってしまったら駄目ですから、全く別系統のラインを作らなきゃならない。そうすると、二十何種類のラインを作るのかとなると、これはまた難しいわけで。先ほど近隣の市でも話がありましたけれども、全部が全部できているわけじゃないわけですね。ですから、それを含めて、どうするかというのを今検討しているというところでもあります。

個別に施設を造らなくても外部から導入するということはあるし、米粉につきましても、日本ハムですかね、が作った特別な専門の米しか扱わない工場というのを見つけまして、そこで提供しているわけでもあります。

極端に言うと、隣の子がパンを食べていれば小麦粉が舞ってくるという可能性もあるわけで

す。極端に言えばですね。ですから、非常に難しい話で、事故を起こしてはいけないということ優先に、だけれどもアレルギーのある方への対応を考えていることを6次計画で考えていることもございますので、その中で一切施設は手を触れないというわけじゃないと思います。それは検討の中身で対応していきたいと思っております。

2番（大森君） やはり、町長にお答えいただければ、少しは前進したかなという雰囲気にはなります。どんなような方向になるかわかりませんが、やはりいろんな子どもさんに対応していくということで、ぜひ検討を引き続いてやっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に2番目の質問に参ります。

町職員の体制はということで、2といたしまして、町職員の体制についてお尋ねいたします。

イ. 23年度の職員体制は

町職員は町民の生活を支え、支援する大切な住民サービスを担っています。信濃町では、保育士不足のため、1か所の保育園が閉鎖になりました。ここでのいろんな事情があると思えますけれども、しっかりとした職員体制を整えておいてほしいと思います。

そこでお尋ねしますが、23年度の正規職員の数及び新たに採用した職員の人数は何人かお尋ねいたします。

2といたしまして、有資格者、保育士、保健師、栄養士、学芸員、土木技術士、ほかにもあるかもしれませんが、専門職の状況はどのようになっているのでしょうか。

3といたしまして、定年の年齢が延長されます。この職員数を何人にしていくのか。10年間かけて定年が順次行われていくんですが、この目安あるいは人数をどのように考えていらっしゃるのかお聞きいたします。

4番目に、定数条例では166人となっています。現在、一般会計の最後のところの職員の人数を見ますと、31人少ない職員体制になっております。条例定数を充足させない理由は何なのかお尋ねいたします。

次に、ロといたしまして、会計年度任用職員の状況についてお尋ねいたします。地方自治体の非正規職員、会計年度任用職員の劣悪な処遇は官製ワーキングプアと指摘され、国と自治体による無責任な働かせ方に対する雇用の在り方が社会問題化しております。地方自治法の改正により、2020年度からは期末手当が支給されることになりました。期末手当の相当額を給与引下げで相殺する自治体が現れてきます。改善に結びつけないケースも起きています。

自治体職員でつくっている自治労連は、昨年、全国で働く約62万人の会計年度任用職員を対象とする「いまだから聴きたい！誇りと怒りの2022アンケート」というものに取り組みました。これは制度開始から3年目を迎えていることから、公募による不当な雇い止め、いわゆる3年目の壁というのがありまして、ちょうどこの3月で集中的に現れてくるのが心配されております。労働契約法やパート有期労働法、最低賃金法など適用除外となっていることに

よる不合理な格差の実態を把握するために行ったものだというふうに自治労連の責任者は言っております。

アンケート結果は、会計年度任用職員制度が低過ぎる賃金をつくり出し、行政によるやりがい搾取という表現をしております、こうなっていることが現状を告発したものとなっております。

そこでお尋ねいたします。坂城町では会計年度任用職員、フルタイム、パートの採用方法はどのようにされているのでしょうか。

二つ目に、再任用の回数はどうでしょうか。国は再任用を認めていますけれども、2回までと例示しています。町の対応はどのようにされているのでしょうか。

三つ目に、職場別の配属状況はどのようになっているかお尋ねします。

四つ目に、会計年度任用職員の服務規程はどうなっているのでしょうか。

五つ目に、年間雇用のフルタイム職員は、本来正規職員にすべきだというふうに私は考えます。この点についてどのようにお考えになるか。

六つ目に、パートタイムの時間給は幾らになっているのかお尋ねいたします。

以上で職員体制についての1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま大森議員さんから町職員の体制についてご質問をいただきました。私からは、職員数の目安や会計年度任用職員の正規職員への採用等についてお答えしまして、その他につきましては担当課長から答弁いたします。

町の職員は、申し上げるまでもなく、町民への行政サービス提供に欠くことのできない大変重要な役割を担っております。採用につきましても、新卒に加え、社会人採用も併用する中で人材の確保に努めているところであります。また、採用後も接遇研修をはじめとした各種研修の受講などを通して、職員の資質向上に取り組んでいるところであります。

最初に、職員数の目安とのご質問であります。これまで、町におきましては良質な公共サービスが確実、効率的かつ適正に実施されるよう、自主的に行政改革に取り組む必要があるとされる中、国において、行財政改革の具体的な取組を明示した集中改革プラン公表が全国市町村に求められ、当町におきましても、自律の町を目指すため、平成17年に策定しました集中改革プランにおいて、目標職員数を142名と定めたところであります。

この目標職員数につきましては、設定した当時の職員数が152名と目標値を大きく上回る状況の中、行財政改革の取組の一つとして、職員数削減の目標値が設定されたものとお聞きをしております。

私が町長になりましたときに感じましたのは、その結果、若手が随分少ないなという感じを持ちました。実際に私が町長に就任しました翌年の平成24年度の職員数は130名となり、目標としては大きく達成されておりましたが、国や県からの権限移譲など町の業務量も

変化している中、現在は、業務を進める上での適正な職員数の目安と捉えているところであり
ます。

142名という数値は、設定から長い時間が経過しておりますが、現在もこの数値を目安と
する根拠、理由といたしますと、毎年総務省で実施する全国の市区町村の職員数等に関する地
方公共団体定員管理調査における類似団体との比較であります。

この方式は、職員数の目安を探る際の方式のうちマクロ方式と言われるもので、各自治体の
人口と産業構造を基準とした同規模の類似団体の状況を比較するもので、当町の類似団体とい
たしましては、当町を含め県内に4町ですね、高森町、富士見町、佐久穂町がございます。

この4町の状況を見ますと、人口1万人当たりの職員数の平均につきまして、令和2年度は
96.25人、3年度は95.81人となっており、これを当町の人口に換算いたしますと、
令和2年度が約143人、3年度については約140人となっております。県内類似団体の平
均値の推移を見ましても、年度による増減はありますが、おおむねこの近辺で推移しており
ますことから、現状におきましても、142名という数値は適正なものとして捉えているところであ
ります。

続きまして、条例定数を充足させない理由は何かのご質問であります。職員数が著しく
増加いたしますと、各年度の経常的経費が増加し、財政の硬直化につながることを懸念される
ところでございます。また、職員定数条例に定める職員数につきましては、総務省からも職員
数の限度を示すものであるとの見解が示されているところであり、他市町村におきましても、
条例上の定数を限度として、実人数がそれを下回る運用となっておりますことから、将来に向
かっただけの継続的な町政運営といった観点からも、当面は現在の目標職員数を目安としていき
たいと考えているところであります。

また、令和5年度から新たに定年延長と職員数の目安との関係につきましては、制度がス
タートすることに伴い、定年退職者がいない年が隔年で出てまいりますことから、定数管理や
職員採用に影響が出ることが想定されますが、業務を行う職員総数といたしましては、現状の
142人を目安としながら、継続的な人員の確保に配慮してまいりたいと考えております。

続きまして、ロの会計年度任用職員の状況に関するご質問のうち、フルタイム職員を正規職
員にすべきではないかのご質問であります。これまで町職員の採用にあたりましては、大
学や短大の新卒者だけではなく、それまで民間企業等で働き、社会人経験を持つ方への採用の
枠も設けて募集するなど、幅広い人材の採用に努めてきたところであります。また、社会人枠
の応募につきましては、これは以前の大森議員のご質問で、保育園の採用についての話もあり
ました。町で会計年度任用職員として働いている方も可能であり、希望する場合は採用試験に
臨んでいただいているところでもあります。

これまでも、町の会計年度任用職員として保育士や事務員などとして働いていた方に受験

していただき、正規職員として採用された方も複数いらっしゃると思いますが、働き方が多様化する中では、一概にフルタイムの勤務や正規職員としての採用を希望する方ばかりではないということも実情となっているところでもあります。

今後におきましても、あくまでも各職員の勤務スタイルを尊重する中で、会計年度任用職員の皆さんに対しましても、積極的に職員採用に関して情報提供し、必要な人材の確保につなげるとともに、よりよい職場環境づくりに配慮していきたいと考えております。

総務課長（臼井君） 2. 町職員の体制はのイ、ロのご質問をいただきましたけれども、順次お答えをいたします。

初めに、イのうち2023年度の正規職員数と新規採用者の人数といったご質問でありますけれども、現時点におきましては、年度の途中ということで確定した人数として申し上げることはできませんけれども、現時点における令和5年度の予定の数といたしまして、正規職員につきましては、葛尾組合への派遣職員を除き140名を見込んでいるところでもあります。また、令和5年4月1日採用予定の新規採用職員につきましては、こちらも予定の人数ということで6名を見込んでいるところでもあります。

次に、専門職の状況に関するご質問であります。職種ごとに現時点での職員数を申し上げますと、保育士が28名、保健師が7名、栄養士が2名、学芸員が2名、土木技師が5名という状況でございます。

続きまして、ロの会計年度任用職員の状況はとのご質問であります。初めに会計年度任用職員の採用の方法につきまして、会計年度任用職員の任用にあたりましては、任用の公平性、透明性を維持する観点から、原則として公募により選考を行っているところでもあります。

公募にあたりましては、町ホームページや「広報さかき」、防災行政無線のほか、ハローワークなども活用して募集を行っております。また、この選考の候補者となることを希望する方を随時公募しており、希望があった場合は、あらかじめ名簿に登録し、任用の必要が生じた際には、登録者も含めて選考を行っているところでもあります。

次に、フルタイム会計年度任用職員の再任用の回数についてのご質問であります。会計年度任用職員を任期満了後に引き続き任用する場合につきましても、原則として公募・選考によるものとしているところではありますが、一定の期間につきましては、勤務実績等を踏まえる中で、公募によらない再度の任用を認めているところであり、町におきましては、4回の継続任用を認める中で連続する5年間の勤務を可能としております。

次に、フルタイム会計年度任用職員の職場別の配属状況というご質問でありますけれども、今月1日時点の人数を申し上げますと、一般行政事務の勤務が3名、教育委員会の勤務が2名、保育園、子育て支援センターの勤務が12名、小中学校の勤務が5名で合計22名という状況であります。

続きまして、会計年度任用職員の服務についてであります。会計年度任用職員に関しましても、原則として地方公務員法に基づく服務規程が適用されることとなっているところであります。具体的には、守秘義務のほか、職務専念義務や信用失墜行為の禁止などが適用されるところであります。フルタイム会計年度任用職員に関しましては、正規職員と同様に営利企業への従事等の制限が適用される一方、パートタイム職員は適用除外とされ、他の事業所等での兼業を可能としているところであります。

最後に、パートタイム会計年度任用職員の時給についてのご質問であります。フルタイム会計年度任用職員の給料月額に関しましては、正規職員の給料表に基づき、職務により対応する号俸等について規則で定めております。

また、パートタイム会計年度任用職員に係る時給に関しましても、フルタイム同様、職務により対応する給料表に基づいた給料月額から単価を算出しているところであります。現在の一般事務補助の時給単価につきましては937円としているところであり、令和5年度につきましては、給料表の改定に伴い963円に引き上げることとしているところでございます。

2番（大森君） まず、職員の定数の状況なんです。今、町長の答弁で、平成17年かな、その頃の集中改革プラン、これはちょうど平成の大合併と言われる中で、荒れ狂っている中で町は自律で行くということで、自律のまちづくりへの道しるべというものをつくられて、そのときには現職、現在定年数年前の皆さんを肩たたきで早期退職を促していくということまでやって、強引に減らしていったというやり方で減らしたんですね。このことについても、本当に職員の働く権利、こういうものも奪っていくということをやってきたわけです。

それを今もここで、そのやり方といいますか、人数を142名と定めているということなんです。やはり当時と今とまた仕事内容も複雑になり、そして多くなっています。簡単に表面だけを見ますと、マイナンバーカードだとかは新しく出てきたことですし、そういうようなことも含めて、新しい仕事が出てきているという点で見れば、もう少し人数を増やして、職員の労働超過にならないというようなところをやっぱり検討する必要があるかと思えます。

152名が多いか少ないかということは、同等の市の平均的なところを出すというご答弁でしたけれども、町は町としての、坂城町としての特別な対応も考えていく必要があるというふうに考えます。

やはり、もう少し。会計年度任用職員がたしか170名くらいだったと思います。こういう方々が正規職員の肩代わりになっているということですよ。町長は、そういうフルタイムの方々が正規職員になる門戸は開いているということであるんですが、そもそも採用する時点が間違っていると思います。やはり正規職員として募集をかけるというのが大事なところだと思います。その点ではいかがでしょうか。

総務課長（臼井君） 再質問にお答えをいたしたいと思えます。会計年度任用職員と正規職員を

フルタイムで雇うのであれば、最初から採用してはというようなご質問ですけれども、会計年度任用職員につきましては、臨時的な職務ですとか繁忙期のフォローのほか、職員の休暇等の代替など様々な業務において業務を担っていただいております。

そうした中で、正規職員の採用人数と会計年度任用職員の数については、職員が増えたから同数の会計年度任用職員を減らすというように、必ずしもその人数がリンクするというものではなくて、年度ごとの業務ですとか、事業のボリューム等により任用する人数等も上下してまいるといふふうに考えておりますので、毎年度の予算編成等の際に年度ごとの見込みを立てて、適正な任用に努めてまいりたいと考えているところでございます。

2番（大森君） 例えば、保育園の保育士さんでも、クラス持ちで正規職員が全部それに充てられるかということを考えれば、今はそのようになっていないですよね。会計年度任用職員の方がフルタイムで入っていただいているということだと思うんです。それで出産だとか体調のことで代替としては入るんですが、そもそも正規職員としての人数が足りないわけですよね。だから、そこをきちっとやっぱり正規職員として入れる。それで代替の方だとか、あるいは長期の育児のためにお休みになるというときには、当然、会計年度任用職員になるかもしれませんが、そもそもそのことから問題だと思うんですよね。

保育士さんだけしかちょっと今のところ目に入ってこないですが、保健師さんとか栄養士さん、学芸員さん、土木技師さんも5名。こういった有資格者の皆さんが減数といいますか、結局減らせないで確保されているということでは評価するところですが、特に子どもの発語を促していくという、こういう大事な人格をつくっていく最初の保育の段階です。ここをやっぱり手厚くやっていく必要があると思うんですよね。保育士さんについて、クラスを持つ保育士さんは正規職員だということを、ぜひ方向づけて検討してもらいたいと思うんです。今年度は、もうこれで終わると思うんですが、来年度の募集のところで、いかがでしょうか。その点についてお聞かせください。

総務課長（臼井君） 先ほどもご答弁いたしましたけれども、ご質問の保育士の数につきましても、例えば入園をされる子どもさんの状況ですとか、そういった状況に応じてクラスの数、そうしたものも変動いたします。そうした中で、正規の保育士についても、これまでも増員を図ってきているところでありますけれども、そうした流動的な部分につきましては、会計年度任用職員のお力も借りながら、適正な保育に今後も努めていきたいというふうに考えているところでございます。

2番（大森君） 正規職員でぜひ採用していくということを求めています。

再任用の点で、回数についてお尋ねしたところでは、坂城町においては、4回まではお認めになり、5年間働いていただくということになっているんですが、この3月で雇い止めになるという方はいらっしゃるのでしょうか。

総務課長（臼井君） 基本的に会計年度任用職員は、年度での更新という形になりますけれども、引き続き業務が必要な職務について、この3月で自己都合以外で退職されるということは、今のところお聞きはしていないところでございます。

2番（大森君） それでは、希望すれば継続できるというご答弁だというふうに思いますので、そのようお願いしたいというふうに思います。ちょっと時間も押していますので、次の質問に入りたいと思います。

坂城町の認知度を高める戦略はあるのかということでお尋ねします。坂城町も少子高齢化が進んでいます。今後、子育て支援や移住定住の動機づけや交流人口をどうやって増やしていくのか、大きな課題であります。町外の人に町の各種の施設や行事を知ってもらうことが必要だというふうに思います。認知度を上げる方法とすれば、口コミや町の広報、町のホームページ、あるいは新聞や放送などのマスコミ、それに加えてSNSなどツイッターやインスタグラムと色々な手段があります。

これについて、まず1として、町のホームページで3月1日に登録された「坂城のお雛さま」というところをクリックして私は読みました。ここではガイドツアーやワークショップの写真や文章が載っております。これを見たときに、どうして動画で紹介しないのかなというふうにちょっと疑問に思いました。やはり、もう少し動画などを使って、町の魅力アップにつなげないのかな。町のホームページに行事やあるいは風景など、トップページのところには町の風景が一つありますけれども、このほかにもいろんな行事なんかの動画なんかのリンクを貼ったりしてですね、やっぱり町の魅力をアップできないのかなということを一つお尋ねしたいと思います。

二つ目に、町の認知度を高める戦略として、マスコミへの取材依頼の方法や、マスコミが取材したくなるようなそういう働きかけが必要だと考えますが、どんな戦略を持っているのか。これについてお尋ねいたします。

これで1回目の質問といたします。

企画政策課長（伊達君） 坂城町の認知度を高める戦略はとのご質問でございます。最初に、ホームページに町の行事等の動画のリンクといったご質問でございますけれども、町では、現在動画配信サイト内に町の公式チャンネルを開設し、動画の活用による町のPRを図っているところであります。

チャンネルを開設した令和2年6月当時でありますけれども、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るっていた時期ということで、町におきましても各種行事の中止を余儀なくされていたところで、例年5月末から6月にかけて開催しているばら祭りについても開催を断念したという経過がございました。

しかしながら、毎年多くの方が鑑賞を楽しみにしている美しく咲き誇るバラの姿を、せめて

動画で楽しんでいただきたいと、そういった思いから、さかき千曲川バラ公園の動画2本を公開したのがまず最初ということでもあります。

これを契機といたしまして、全国山城サミットですとか南条小学校金管バンド部のコンサート、また、コロナ禍での運動不足を解消するための体操を紹介する動画など、こうしたものの公開に加え、ふれあい大学コンサートのライブ配信なども行ってまいりました。

昨年3月には、1年をかけて撮影いたしました坂城町の四季折々の風景を紹介する「信州さかき春夏秋冬」と、町内の桜の名所を紹介する「信州さかき桜名所5選」の2本の動画を公開し、これまで約1,400回の再生をいただいている状況でございます。

また、坂城駅前に静態保存をしております169系電車について、保存会の皆様のご協力で、ドアの開閉やパンタグラフの稼働などが可能になった様子を紹介する動画では、再生回数が4万回を超え、高評価のコメントも多くいただいているというところでもあります。

他方、こうした動画コンテンツにつきましては、撮影・編集に技術また時間を要することや、不特定多数の方が参加するイベントなどでは、一瞬の場面を切り取る写真に比べ、映り込む人のプライバシーへの配慮に慎重さを要するなど、多くのコンテンツを作成するには、これまた多くの課題があるということだと考えております。

しかしながら、動画コンテンツにつきましては、コロナ禍における活用に限らず、様々な場面での活用が考えられますので、引き続き効果的な活用方法については検討してまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、マスコミへの取材依頼、それとマスコミが取材したくなるような取組といったご質問でありますけれども、現在、町では、各種行事のご案内など、報道機関に対しファクスの一斉送信によるプレスリリースを行っております。

プレスリリースにつきましては、取材をしていただきやすいよう、単に日時や事業名だけでなく、事業やイベントの概要を記載し、内容によっては前年度の様子や資料の提供に加え、電話などで直接詳細をお伝えしながら、取材依頼を行う場合もございます。こうした取組によりまして、今年度におきましても、ばら祭りや葡萄酒マルシェなどのイベントがテレビ・新聞などメディアに取り上げられたところでございます。

また、町のホームページの情報から、ねずみ大根やホワイトアスパラガスを知った在京キー局が全国の情報番組で坂城町を取り上げた例もありましたので、今後も、プレスリリースだけでなく、ホームページ、SNSなど様々な媒体を通じた情報発信を続けてまいりたいと考えているところでございます。

2番（大森君） 県内のいろいろな町村でもフェイスブックやツイッターなどでずっと発信しています。高森町ではフォロワーが3千人になっています。そして、小布施町では3,480人、長和町では2,113人フォロワーということでもあります。坂城町もフェイスブックだけがい

いというわけじゃないんですが、こうしたツイッターだとかインスタグラムとか、こんなのも駆使していくということもお願いしたいというふうに思います。

もう一つは移住定住の冊子を2階から頂いて見たんですが、ホームページに載っているかと調べたんですが、見つけるのに相当時間がかかりました。これもやっぱり一番上のところへ移住定住ということで載せるというふうに、目につきやすいところにしていただかないと、全くこの移住定住の施策が町外の皆さんに届かないというふうに思います。このこともお願いいたしまして、私の今期の一般質問を終わりといたします。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後 2時29分～再開 午後 2時39分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、7番 玉川清史君の質問を許します。

7番（玉川君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を始めます。

まず、情勢についてこういったことを話すのは久しぶりなんですが、先輩議員が今日お二人お話しいただきましたので、自分とすれば、今は申告の時期です。昨日、自分の、赤字だったんですが所得税の申告書を作ってまいりました。そんな中で、今皆さんが注目されているのが我々の小規模事業者、免税事業者ですが、インボイス制度。これについてこの議会でも慎重に審議するようという意見書を上げていただきましたけれども、これについても申請まではまだ半年ほどありますので、皆さんじっくり考えていただいて、自分もじっくり考えて、結局は反対なんですが、その立場で世間の動きを見てまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、本題に入ります。まず、1として、安心安全なまちづくりのために。

質問は1項目ですが、イとして、道路の改善を。

1、A01号線産業道路の文化センター以北の拡幅について。これについては、同僚議員が何回にもわたり質問されており、12月にもされておりました。A01号線全体で見ると、現在進めている若草橋から南の工区の完了、または完了見込みをもつての整備となるとの回答があったと理解をしております。1として、その計画について伺います。

2の安全確保のために。A01号線以北もいずれは整備着工となるとしても、開通当時の交通事情に合わせた設計ですので、このままでは利用者にとって危険な場合もあります。できるだけ早く、現状の道路環境を実際の交通状況に対応することはできないものか伺います。

3の救急車や消防車が通れる生活道路についてですが、これは生活道路に関する住民の皆さんの要望では、多くの地域でお聞きすることです。いざというときに命を救ってくれる救急車や消防車、これが少しでも早く到着してもらえるように、狭い道路を拡幅してほしい。実際に

先日も町内で救急車の脱輪事故があり、皆さん不安が増していると思われます。

しかし、拡幅の工事を要望する多くの方法が区を通しての町単補助事業となっていますので、予算1千万円をいくら増やしたとしても、結局はそれを全町で分けて使うことになり、完了までに何年もかかってしまいます。救急搬送や消防活動は人命に関わることであり、町単補助事業ではなく、町の単独事業として予算をつけて、短期での工事完了をするようにできないでしょうか。

以上、1. 安心安全なまちづくりのために、イ. 道路の改善をについて質問します。

建設課長（関君） 1. 安心安全なまちづくりのためにのご質問に順次お答えいたします。

かねてから、町道A01号線の拡幅につきましては、国の交付金を活用しまして、南条鼠・新地地区から北に向け、道路改良事業に取り組み、また、中之条逆木通り・文化センターグラウンド北の交差点から南に向けましては、当時、街路事業として二つの交付金を活用して実施してきたところでございます。

現在では、国の交付金事業が社会資本整備総合交付金として一本化されましたが、町としましては、事業進捗を図るべく、平成19年度から事業着手しております南条小学校東側の金井工区と、新たに令和3年度から事業着手しております金井振興センター入口付近の保地工区の2工区につきまして、交付金事業を活用しながら、全幅16メートルの道路改良事業を進めているところであります。

現在の町道A01号線道路改良事業の進捗状況ですが、金井工区につきましては、用地補償契約に向けまして鋭意努力を重ねているところであります。ご契約いただいた段階で道路改良工事を進め、事業完了を目指しております。

また、令和3年度に事業認可を受けた保地工区につきましては、来年度以降の事業進捗が図れるよう、用地測量及び道路拡幅部の建物等の補償算定調査を行っております。

なお、南条地区の町道A01号線の本年度完成した酒玉工区と保地工区間の約155メートル間につきましては、事業認可外の区間となっております。国の交付金を活用していることから、現在実施している2工区どちらかの完了の見通しがついた段階で、事業認可申請を行うこととしております。

ご質問の文化センター以北の坂城地区につきましては、南条地区が全線完了した後に順次事業認可申請を行い、事業着手する予定としております。

一方で、坂城地区の町道A01号線産業道路につきましては、昨今の交通量及び大型車通行の増加に加えまして、舗装の経年劣化が見られることから、平成28年度より文化センター北交差点から北に向けて戌久保・四ツ屋・御所沢地区へと路盤改良も含めて、舗装修繕工事を継続して実施してきたところであります。昨年9月には、昼間の車両交通を配慮する中で、夜間工事にて四ツ屋地区全長130メートル間、舗装修繕工事を実施し、完了したところであります。

す。

次に、町道A01号線坂城地区の安全確保についてであります。町の環状道路として形成している産業道路につきましては、建設当時は十分な道路幅員として整備されたものと推察するところでありますが、現在では、車両規格の大型化とともに交通量の増加も要因の一つとなりまして、余裕のある歩道を兼ね備えた十分な幅員が確保された道路改良が待たれている状況であると認識しているところであります。

一方で、道路拡幅に伴う用地補償や工事費用等につきましては、国の交付金を有効に活用して整備していくことも大変重要でありますので、交付金を活用せずに町単独で道路改良工事を実施していくことは、財政面から見ても大変厳しい状況にあると考えております。

そのような状況下ではありますが、これまで安全対策としまして反射板付きポール、またガードレール・ガードパイプ等を設置し、注意喚起及び安全対策を行ってきたところであります。引き続き、現在の交通量や歩行者など人の流れも考慮し、状況によりまして、近隣住民の皆さんのご理解や関係地権者の同意など、ご協力もいただきながら調整を図りまして、必要に応じて、より安全な道路の確保に向け、検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、まずは南条地区の未整備区間の早期完成を目指すとともに、一年でも早く、坂城地区の町道A01号線産業道路の道路改良事業に取り組めるよう、事業の進捗を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、継続的に実施している町単補助事業を町単独工事業として実施できないかについてお答えいたします。町単補助事業は、比較的小規模な箇所道路や水路などの維持補修について、各自治区が実施する事業としまして、それに対しまして町が支援する事業であります。

町単補助事業の事業開始当初は、自治区などの地元の住民の皆さんが自ら施工しますU字溝の設置、またコンクリート舗装の工事などに対しまして、町が原材料の支給をしたことが始まりであります。しかし、時代の変化とともに、地元住民の皆さんが自ら施工することが難しくなってきたことから、町が設計積算などの支援も行う中で、自治区が事業主体となりまして、地元業者等に工事を発注する方式に変化してまいりました。

多様な工事に活用が可能で、長年地元に着してきた、きめ細やかに対応できる事業でもありまして、事業の優先度や箇所の決定についても、自治区の意見を尊重し実施しているところであります。

人的・財政的に限りがある中で、町として主に取り組む主要道路や橋梁整備などの土木事業とは別に、地域の身近な生活道路等の整備につきましては、町単補助事業により支援をする形として分けさせていただいているところであります。

毎年、各自治区よりご提出いただく申請書に基づき、年度当初には申請箇所の現地調査を行

い、町内全域を見る中で調整を図り、緊急性や優先順位等について、また、地域バランスも考慮しながら箇所決定をしております。

町単補助事業につきましては、地域の皆さんの要望など、地域レベルの視点で事業を実施することができ、ご自身の地域の環境整備を行う手段として有効な事業であるとともに、町独自の事業として、大変意義のあるものと考えております。

しかしながら、申請内容によっては、国や県に要望し実施していかなければならないなど、対応が困難な内容、また施工延長が長い場合及び工事費が多額になる場合など、町単補助事業にそぐわない、そういった場合につきましては、区長さんと相談する中で、道路維持工事及び河川・水路改良工事などに振り替えるなどして実施している状況であります。

整備の必要がある箇所を詳細に把握するために、それぞれ現地調査を区長さんはじめ区の役員の皆さんとともに、現在置かれている状況、また問題点などを現地で確認させていただき、さらにその中から緊急性、また優先順位を考慮しながら実施箇所を検討してきております。

今後につきましても、毎年多く町単補助事業の申請をいただいている状況ではありますが、各区長さんをご相談させていただきながら状況を確認し、優先順位を定めた中で、計画的に工事が実施できるよう努めてまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 産業道路のA01号線以北については、交付金の活用というものが必要ということで、交付金は国から来るわけで、町民の皆さんのお金を少しでも節約するというか、負担を減らすというような意味もあるのかと思いますので、そういった考えで頑張っていたというということだと思います。

生活道路の拡幅について、現地調査をちゃんとやって、それで必要な場合は、町のほうで国や県のほうに要望して、状況によっては工事をしてくれるというようなお話だったと思います。そうすると、やはり地元の皆さんの要望というものをしっかりと町のほうに伝えるというようなことが必要ではないかと思います。

続きまして、2の福祉医療制度についてですが、イ．利用状況と利用者数について、ロの坂城町精神障がい者入院医療費助成制度について、二つ伺います。

イの利用状況と利用者数について。

1、身体障がいと精神障がい、それぞれの直近3か年の助成の状況はについてです。坂城町は、福祉医療制度として長野県から補助を受けることができる県の基準を大幅に拡大して、障がいを持つ皆さんが使いやすい制度を独自に制定して頑張ってくれています。実際にどれだけの皆さんが利用されたのか、件数と決算額、1件当たりの平均補助額について、状況と補助額の違いについて町の考えをお聞きします。

続いて、ロの坂城町精神障がい者入院医療費助成制度について、1、精神科入院に対する助成要件の改善を。昨年の4月から坂城町精神障がい者入院医療費助成制度を500万円の予算

をつけていただき新設し、精神科入院についても助成が始まりました。この制度の利用状況は
どうでしょうか。まだ行われたばかりですので少ないとは思いますが、お願いします。

また、この制度には住民税非課税の所得制限があります。対象にならない世帯も多くありま
す。特に精神障がいの方の保護者は、一日中目を離すことなく生活をされており、仕事も手
につかない状況であるとお聞きしています。医療費負担を少しでも減らすように、所得制限の廃
止を考えてほしいと思いますが、どうでしょうか。制限がついた理由を含め、町の考えをお聞
きします。

以上、2. 福祉医療制度等について二つ質問します。

福祉健康課長（堀内君） 2. 福祉医療制度等についてのご質問に順次お答えいたします。

福祉医療制度につきましては、子どもや障がい者、ひとり親家庭などの医療費を助成するこ
とで経済的な負担の緩和を図り、安心して医療を受けられるとともに、福祉の増進を図ること
を目的に実施しているところであります。

町内で障害者手帳をお持ちの方は、身体障害者手帳が令和2年4月は693名、3年4月
668名、4年4月624名と減少傾向であるのに対し、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの
方は、2年4月は149名、3年4月は150名、4年4月は163名と増加傾向となっております。

精神障害者保健福祉手帳の増加は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰などの影響による
生活の不安や長引く不況のほか、生活環境や労働環境の変化なども原因にあると考えられると
ころであります。また、療育手帳をお持ちの方は、2年4月は142名、3年4月は149名、
4年4月は148名で、ほぼ横ばいの状況となっております。

ご質問の利用状況と利用者数であります。身体障害者手帳をお持ちの方で、令和2年度に
入院に伴い医療費の給付を受けた方は42名で、件数175件、給付額355万4,101円、
1件当たりの平均額は2万309円、3年度は34名で、件数160件、給付額323万
4,817円、1件当たりの平均額2万218円、4年12月末現在では38名、件数
144件、給付額263万3,019円、1件当たりの平均額は1万8,285円であります。
また、2年度から4年12月までの1名当たりの給付額の平均は8万2,648円であります。

次に、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方につきましては、2年度は8名、件数14件、
給付額53万4,006円、1件当たりの平均額は3万8,143円、3年度は8名、件数
13件、給付額43万7,746円、1件当たりの平均額は3万3,673円、4年12月末
では11名、件数17件、給付額53万6,910円、1件当たりの平均額は3万
1,583円であります。また、2年度から4年12月までの1名当たりの給付額の平均は
5万5,876円であります。

この身体障害者手帳と精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の給付額の多寡は、特定疾病で

長期間高額の治療を受けた場合や自己負担限度額などの適用により、一概には比較できませんが、入院されている方の人数と件数を見ますと、身体障害者手帳をお持ちの方が長期的に入院される傾向があると考えられるところではありますが、単に手帳の種類により、福祉医療制度の件数、給付額を比較することは難しいものと考えるところであります。

続きまして、ロ．坂城町精神障がい者入院医療費助成制度についてお答えいたします。

まず、町の福祉医療制度について申し上げますと、精神障害者保健福祉手帳の所持を資格要件として、福祉医療費受給資格者証の発行を受けている方が精神科に入院する場合には、制度の適用対象外としているところであります。

町ではこのような福祉医療制度の状況を踏まえ、令和4年4月から、精神科へ入院されている方の特に経済的な配慮を要するという観点から、住民税非課税の世帯に該当する精神障害者保健福祉手帳を所持している方を対象に、坂城町精神障がい者入院医療費助成制度を開始したところでございます。

入院医療費助成制度の内容としましては、精神科への入院医療費の自己負担額について、本人負担額として月額500円を差し引いた額を町が助成金として支給するもので、これにより精神科へ入院された方の経済的負担の軽減を図るものであります。

本制度の開始にあたっては、昨年4月にホームページに掲載したほか、制度の対象となり得る精神障害者保健福祉手帳を所持されている方全員に対し、制度についてのチラシをお送りしたところであります。また、8月にも精神障害者保健福祉手帳を所持されている方で、令和4年度の住民税が非課税である世帯の方に再度チラシをお送りし、周知を図ってまいりました。

本制度の利用状況につきましては、2月末時点で4名の方が制度を利用しており、延べ10件、補助金額で約72万円の利用が見込まれるという状況であります。

次に、所得制限を設けた理由についてであります。従来、精神科への入院について福祉医療制度による助成がなかった中で、特に経済的な配慮が必要であることから、世帯に課税者がいないことを要件として制度を開始したものです。

所得制限を含めた制度の在り方につきましては、本年度制度を開始したところであり、昨年7月に町の精神障がい者家族会の会議において制度の説明や意見交換をさせていただいたところでもあります。今後も引き続き対象者となり得る方への周知に努めるとともに、利用者、関係者のご意見等をお聞きする中で、制度運営をしてまいりたいと考えております。

7番（玉川君） 細かい数字をいただきました。精神科入院に対する助成要件は改善ということなのですが、家族会等から意見を聴取いただいているということなので、できるだけそちらの意見を尊重していただいて、いいものにしていただきたいと思います、そういうふう要望させていただきます。

最後になります。3の複合施設について。

利用者の要望を踏まえた施設に。これも12月議会で同僚議員が質問されていましたが、建設準備委員会は11月に第1回目の委員会を開催し、委員の皆さんから複合施設に対する意見をいただいた。年内には他市町村の複合施設への視察を予定しており、1回もしくは2回の委員会の開催、これも予定していると答弁されていました。その後の検討状況についてお聞きします。

また、集えるための構想づくりのための意見の聞き取り方法について、委員会のほかにも広く一般町民や子どもたちの意見、こういったもの、希望を聞く方法についてはどうお考えでしょうか。

町長（山村君） ただいま、玉川議員さんから3番目の質問としまして複合施設についてというご質問をいただきました。

まず、子ども子育て、福祉健康分野における私たちを取り巻く環境は、人口減少ですとか少子高齢化が顕著化する中で、行政に対する住民ニーズや地域課題が複雑多様化している一方、保健センターと老人福祉センターの老朽化、狭隘化が進み、近い将来良好な行政サービスの提供に影響を及ぼすことが危惧されている状況にあります。

このような状況の中で、複合施設につきましては、今後ますます重要性が高まると予想される保健・福祉分野における中核拠点としての機能を有するとともに、子育て支援センター機能や図書館の一部機能を取り入れるなど、文化センター等既存施設との連携を含め、新たな交流と生きがいがづくりの場を形成するため、公共施設等総合管理計画などにおいて、中之条地区への建設を進めることとしております。

この複合施設は、まさに第6次長期総合計画に掲げた町の将来像「輝く未来を奏でるまち」を体現する施設になるものと捉えておきまして、少子高齢化の対策拠点のみならず、交流の創出や住民参加のまちづくり、産業の活性化、災害対応力の強化など、将来にわたるまちづくりにおいて、大変重要な役割を担うものになると考えているところであります。

また、本施設は役場庁舎から離れて立地することが想定されるため、DX（デジタル・トランスフォーメーション）などの積極的な推進により、物理的な距離によるデメリットを解消し、施設自体の利便性を向上させることのみならず、ひいては町全体の行政サービスの質の向上を目指しているところでもあります。

さらには、施設建設にあたりましては、SDGsの理念に照らし、老若男女問わずあらゆる年齢層の方々に親しまれ、楽しみや交流の場として、また、悩みや課題解決の場として多様な方々がそれぞれの目的で利用できるよう対応していく必要があるものと考えているところであります。

こうした建設理念から、様々な立場の方々のご意見を広く伺う中で、ビジョンを固め、基本構想・基本計画の策定から設計そして建設と、段階を踏んで着実に進めることが重要であると

考えているところであります。

複合施設の建設にあたりましては、現在それぞれの目的を持ってそれぞれの場所に設置されている各施設を、いかに相互に連携させ、機能を最大限に引き出し、利用者の満足につなげられるかが鍵であり、難しい課題でもあると考えており、このような課題に取り組むためには、やはり建設に関わる者が同じ理念、同じ目標を共有すること、つまり同じビジョンを共有し、取組を進めることが重要であると考えております。

そうした中、本年度におきましては、まずビジョンをしっかりと固めるべく、複合化する個別の施設がそれぞれに担うべき役割に加え、交流の創出や地域活性化といった役割も踏まえ、保健、福祉、子育て、生涯学習、まちづくり等の各分野に関わる団体の代表者等を選任し、建設準備委員会を立ち上げ、各委員の皆様からの専門的な知識や経験を踏まえたご意見を伺うとともに、既存の複合施設の視察など、活動を重ねてきたところであります。

その活動内容を具体的に申し上げますと、昨年11月に第1回目の建設準備委員会を開催し、まず新複合施設の概要や検討の進め方について町から説明を申し上げるとともに、委員の皆様による複合施設に係るご意見、ご提案をお出しいただいたところであります。

また、翌12月には、複合施設の計画から建設までの経緯や管理・運営についての研修のため、令和元年7月に開館しました塩尻市北部交流センターえんてらすの視察を実施し、今年2月には、視察の内容を含めた意見交換のため、第2回目の建設準備委員会を開催いたしました。

この2回目の準備委員会の開催後には、それまでの意見交換や視察の内容も踏まえ、委員の皆様にご意見・ご提案の提出をお願いし、これらを整理した上で、ビジョンの作成にどのように反映させていくかを協議いただくため、第3回目の委員会を今月末に開催する予定としているところであります。

また、来年度以降の計画といたしましては、まず建設準備委員会において複合施設のビジョンを固めた上で、先進的な施設の視察などを行いながら基本構想、基本計画の素案を策定し、その後、より広く多角的なご意見やご提案をお聞きするために、現在の建設準備委員会を基に新たな関係者の皆様を委員としてさらに加える形で、建設委員会に発展させてまいります。また、町民の皆様からも広くご意見・ご提案をお聞きできる体制づくりも検討することとしております。

様々な方が集い、利用できる複合施設として、多くの皆様にご満足いただけるものとなるよう、引き続き、あらゆる場で皆様のご意見を伺いながら、建設理念を体現する夢のある複合施設の準備を進めていければと考えております。

7番（玉川君） この施設が役場庁舎から離れて立地することということで、施設統合によって、DXを使って事務手続の効率化を目指すというようなお話でしたが、窓口の再構成も含むもの

と理解をしております。これはぜひ重点として、利用者が役場庁舎に行ったり、新施設に行ったり、繰り返すことのないように配慮をお願いしたいと思います。それには、現在の利用者の動き、動線を把握することが大切、連携が大切だと考えますので、最前線で対応している窓口職員さんの意見も十分に生かされ、これが建設されれば50年以上の期間利用する施設となります。建設費も十数億円という大工事になります。町民の期待も膨らんでいきます。もう少しこうすればよかったというようなことができるだけないように、意見の聞き取りを反映した施設を提案していただきたい。これをお願いしまして、以上質問を終わらせていただきます。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

明日9日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時15分）

3月9日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 11名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | | |
2. 欠席議員 9番議員 朝倉 国勝 君
10番議員 滝沢 幸映 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 山村町政を問うほか | 塩野入 猛 議員 |
| (2) 認知症への理解を深めるためにほか | 山 城 峻 一 議員 |
| (3) ごみ減量化に向けて | 大日向 進 也 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、9番 朝倉国勝君、10番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（小宮山君） 初めに、13番 塩野入 猛君の質問を許します。

13番（塩野入君） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、これより一般質問をいたします。

1. 山村町政を問う

早いもので、坂城町の山村町政も間もなく3期目4年間の節目を迎えます。そして、昨年12月議会定例会の最終日、12月16日には、4月の統一地方選挙の町長選挙に出馬する意思表示がされました。そこで、これまで培ってきた3期目4年間の実績と目指す4期目に向けての質問をいたします。

イ. 3期目4年間の実績

思えば町長は令和元年6月第2回議会定例会の所信表明において、「活力あふれた、輝く元気なまちづくり」をキャッチフレーズに、向こう4年間の政策の位置づけを申されました。町の土地利用や公共施設の在り方を含む将来の坂城町の姿を描く大切な時期と捉え、第6次長期総合計画の策定、公共施設等総合管理計画の実現の下に、一つ、活力あふれた元気な町、二つ、人の輝く町、三つ、笑顔の町、四つ、誇れる町のこの四つのテーマに沿って、子育て、福祉、ものづくりで日本一の町を目指すことを表明いたしました。

今、3期目4年間が経過しようとする中で、これらの目標に対しての実績を伺います。なお、時間の制約もありますので、主立ったものに絞り込み簡潔にご答弁を求めます。

令和3年度には、主要施策の一つと考えられる第6次長期総合計画が策定されました。総合計画は、令和12年度までの10年間の計画期間と定め、前期5か年を体系的にまとめた基本計画と、ローリング方式により3か年の具体的細部計画を示した実施計画で構成されています。間もなく2か年が過ぎようとしていますが、計画の進捗状況をお聞きいたします。

また、共通目標であるSDGsの達成とデジタル変革への取組のそれぞれの推進状況もお尋ねいたします。

3期目の後半には、新型コロナの発生による緊急対策に見舞われました。コロナ禍によるはやり病や経済対策に翻弄され、事業や行事などの施策を中止もしくは縮小せざるを得ない状況に追い込まれました。その思いをお伺いします。

ロ. 目指す4期目に向けて

町長は、この4日には後援会大会を開催するなど、4期目を目指して着々と準備を進めております。4期目に向けての町政をどのようなお考えをお持ちかお聞きいたします。これも時間の制約がありますので、主要施策に絞って簡潔にお答えください。

また、これから申し上げる三つのそれぞれの項目についてのお考えもお尋ねいたします。

一つは、交通インフラ整備と公共施設など社会インフラの老朽化への対策。

そして二つ目は、2050ゼロカーボンに向けた取組。

そして三つ目は、デジタル庁がデジタル化に向けた、一つはデジタルファースト、二つはワンスオンリー、そして三つはコネクテッド・ワンストップ、この3原則に対する町のお考え、これは総合計画の共通テーマの一つでもありますので、お聞きいたします。

町長（山村君） ただいま、1番目の質問としまして、塩野入議員さんから山村町政を問うという大変大きなタイトルのご質問をいただきました。イとして、3期目の4年間の実績、ロとして、目指す4期目に向けてということでございます。簡潔にというお話でございますが、非常に大きなタイトルなので、10分程度かかるとは思いますが、ひとつよろしくお願ひします。

さて、平成31年4月に再選を果たしまして、坂城町長として3期目を担わせていただきました。この間、元号が令和となり、新たな時代を迎える中で「活力あふれた 輝く元気なまちづくり」を目指し、できるだけ多くの皆様の声をお聞きすることを心がけ、ここまで私なりに全力で取り組んでまいりました。

初めに、この4年間の実績とのご質問であります。まちづくりは大変広範であり、難しい判断になると思いますが、むしろ議員各位や町民の皆様がどのようにお考えになっているかが重要であると思っております。

そういったことも踏まえまして、私が掲げました選挙公約の四つの柱ごとに実現できたもの、また、方向づけがなされた主な事業等につきまして申し上げます。

一つ目の「活力あふれた元気なまちづくり」に向けた取組といたしましては、戦後以降ものづ

くりの町坂城として、これまで多くの町内企業が事業を展開し、活躍されてまいりました。

そうした中で、さらなる事業の拡大に向けて、経営者の皆さんから工業用地の確保について、ご要望をいただいたところであり、新たな工業用地の整備を進めてきたところでもあります。用地の確保や関係機関との調整など、若干の時間を要しましたが、3.6ヘクタールに及ぶ南条産業団地につきまして、隣接の町道A09号線とともに昨年度末に竣工し、今年度早々に町内企業2社に分譲をいたしました。今後の地域経済の活性化と雇用の創出につながるものと期待するところでもあります。

また、日頃町民の皆様がスポーツに汗を流し、お互いの交流と健康の増進にも寄与するための大切な施設である町体育館の耐震及び大規模改修工事を行い、間もなく完成の予定となっております。

竣工間近の体育館内には、新たにボルダリング施設を設置したところであり、南条産業団地に新設しましたテクノさかきストリートパークとともに、町におけるニュースポーツの機運の盛り上がりにつながればと思っているところでもあります。

続いて、「人の輝く町づくり」に係る取組では、子育て支援の充実とともに、教育環境の整備に力を注いでまいりました。

そうした中で、子育て支援といたしましては、令和2年にさかき子育て応援アプリ、これは「はぐはぐ」といいますが、これを導入し、お子さんの健康管理や出産・育児に関するアドバイスの提供など様々な機能が充実したアプリとして、子育て世帯に幅広くお使いいただいているところでもあります。

また、学校教育に関しましては、GIGAスクール構想推進事業として、小中学生1人1台の端末を整備し、日常の授業等において活用されているところでもあります。端末等の選定にあたりましては、学校職員のICT活用委員会において様々な検討がなされ、児童・生徒にとって最適なものを整備することができ、ICTを活用した学校教育の推進につながられたものと考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年は実施できておりませんが、小中学校、高校生の各世代における海外研修や海外交流につきましても、次世代を担う坂城の子どもたちの国際感覚の醸成とグローバル社会を生きるための貴重な経験の一つとして、重要な施策と考えているところでもあります。

次に、「笑顔の町づくり」に係る取組では、高齢者や子ども、ハンディキャップのある方など、全ての方が安心して暮らせるための施策を進めてまいりました。

そうした中で、子育て支援や障がい者支援などに向けた様々な助成制度による経済的な負担軽減策も各種講じるとともに、高齢者が安心して暮らせるための支援として、これまで進めてきました「あんしん電話」を更新し、新たな機能も備えたより利用しやすいものを整備したと

ころであります。

また、保健・福祉分野等の施設の複合化を図り、子育て支援機能なども付加した中核的な拠点となる新複合施設の整備に向けましても、一定の方向性を示すことができました。今後、各分野の有識者の皆さんとも意見交換し、協議を進める中で、施設の完成に向けて鋭意取組が進むものと考えております。

四つ目の「誇れる町づくり」に係る取組といたしましては、町の特色を生かした拠点の整備のほか、芸術や文化の振興等に努めてきたところであります。

これまで、町内外の多くの皆さんに愛され、長年にわたってご利用いただきましたびんぐし湯さん館につきましては、20周年の節目を迎え、リニューアル工事を行ったところであります。長年利用してきた機械設備の改修や更新を行うと同時に、大広間やレストランもリニューアルし、屋外の展望デッキを新たに設けるなど、より皆様が集い、リラックスして過ごしていただける、町が誇る拠点の一つとして充実を図ったところであります。

また、芸術文化の振興につきまして、昨年8月には、5年ぶりとなる「びんぐしの里薪能」を開催することができました。今回で4回目の開催となったところでありますが、平成23年の第1回目の開催から、町内の小学生による能楽の舞も同時に披露されたところであり、伝統芸能が次の世代に脈々と継承されていることに喜びを感じているところであります。

以上、3期目の取組について、主なものを申し上げます。このほかにも、各分野について様々な施策を進めてまいりました。その実現は、議員各位をはじめ、多くの皆様のご理解とご協力によるものと感謝申し上げます。

私にとって3期目となったこの4年間は、令和元年東日本台風の発生や、新型コロナウイルス感染症の影響などもあり、大変難しいかじ取りが求められたわけではありますが、そうした中、これからの町の大きな変容の礎の一端を担えたものと、大変有意義に感じているところであります。

次に、総合計画の進捗状況についてであります。令和3年3月議会で基本構想を議決いただきました第6次長期総合計画では、自然や人、産業、基盤がつながり、それぞれ輝きが調和し、豊かなハーモニーを奏でることにより、新たな価値を創出し、将来にわたり持続可能なまちづくりを成し遂げるという思いを込めて、町の将来像を「輝く未来を奏でるまち」と定め、各分野の事業を推進しているところであります。

第6次長期総合計画につきましては、昨年度からの10年間の計画期間としておりますが、コロナ禍により、昨年度、今年度と一部の事業では中止や縮小を余儀なくされた一方で、総合計画にも掲げる感染症対策といった面では、関係機関や町民、事業所の皆様のご理解とご協力により、新型コロナウイルスのワクチン接種を順調に進めることができ、健康で安心して暮らしていただける環境づくりにつながったものと考えております。

そうした中で、実施計画につきましては、新型コロナの動向も見据える中で、毎年内容を見直し、各分野で計画されたソフト・ハードの各事業を進めているところであります。

また、毎年開催している策定懇話会におきましては、議会の代表をはじめとした審議会の委員の皆様、その年の実施計画案をお示しし、事業の進捗状況も含めてご説明をさせていただいているところであります。

計画期間の5年間に係る前期基本計画に関しましては、最終年度の令和7年度において、その進捗状況を検証するところではあります。2か年が終了する現時点におきましては、計画された事業に関しまして、おおむね計画どおり進められているものと認識するところであります。

次に、共通テーマの一つ、SDGsの達成についてであります。第6次長期総合計画におきましては、個別の事業について、SDGsにおける17のゴールとの関連を明らかにし、SDGsを念頭に置いて事業の実施にあたっており、実施計画の策定を通して確認している事業の実施状況からは、それぞれ関連するSDGsの達成に向け、着実に進捗していると考えております。

続いて、デジタル変革への取組の進捗状況であります。町では、令和3年3月にチャレンジSAKAKI-DXと題して、デジタル変革に関する職員提案を募集し、提案内容について、継続して検討を進めているところであります。

そうした中、今年の1月31日からは、全国のコンビニエンスストア等で住民票の写しなどの各種証明書が受け取れるコンビニ交付サービスをスタートしたほか、インターネットによる電子申請サービスの拡充や、デジタルスタンプラリー、オンラインイベントの実施、また、子育て応援アプリの導入や、スマート農業の普及に向けた実証実験の実施など、様々な事業を実施してまいりました。

今後、ますます利用者の利便性向上や行政の効率化が求められる中であって、デジタル変革への取組については、大変重要なテーマであると考えているところであります。

次に、コロナ禍による事業や行事の中止・縮小せざるを得ないことへの思いはとのご質問でございますが、令和2年の初めから国内でも感染が拡大し、大規模なイベントの中止や行動の制限を要請されてまいりました。

当町におきましても、町民の皆様の感染予防と健康維持を最優先に考える中で、町民まつりやばら祭り、町民運動会など、多くの町民の皆様が集う毎年の恒例行事をはじめ、小中学校や高校生の海外研修・海外交流など、あらゆるイベントについて、中止あるいは縮小せざるを得ない状況となりました。

新型コロナウイルス感染症は、経済活動の停滞や社会生活の変容など大きなダメージがあった一方で、オンラインによる授業やオンラインを介した海外との交流など、これまでにない新

たな取組がなされ、デジタル技術の活用が身近になるといった側面もあり、こうした部分については、今後、ますますの進展が見込まれるデジタル化社会に向けた大きな一歩と捉えるところでもあります。

感染はまだ収まっていますが、今後徐々に様々な事業が再開できることを期待するところでもあります。

次に、4期目に向けての考えといったご質問をいただきました。令和3年度から新たな総合計画がスタートし、その中に掲げた基本目標や、施策の大綱に取り上げたそれぞれのテーマの実現に向けて、具体的にどう取り組んでいくのか、また、人口ビジョンや総合戦略に基づき、将来の坂城町が輝くものとなるために、今後何をしていかなければならないのかといったことが大きな課題であると考えており、SDGsの達成やデジタル変革への対応を含め、各分野における様々な施策展開が大変重要となってくるものと認識しております。

また、新複合施設の建設や町内の交通インフラの整備などにつきましては、将来に向けたまちづくりの転換期を迎える中、町の新たな姿を描いていく上で大変重要なテーマであると考えているところであります。さらには、継続的な少子高齢化対策に加え、人口減少抑制への対応も、今後ますます重要となるものと認識しているところであります。

続いて、交通インフラ整備や公共施設など社会インフラの老朽化対策についてであります。交通インフラにつきましては、国道18号バイパスの整備が進められる中、主要地方道坂城インター線先線については、令和5年度中の開通が予定され、さらには千曲川を渡り国道18号バイパスまでを結ぶ延伸事業が具体化されるなど、当町を取り巻く道路インフラの状況は大きく変わろうとしております。これら国・県の基幹道路の整備と併せて、A01号線やA06号線、A09号線など町内の幹線道路の整備を進めることで交通ネットワークを形成し、渋滞緩和など利便性向上のみならず、地域産業や経済の発展につなげていくため、引き続き、国・県に対し早期完成を要望していくとともに、町道整備につきましても着実に進めていくことが重要であると考えております。

これら新たな交通インフラの整備に取り組む一方、既存の道路や橋梁、下水道などのほか、公共施設等全般についての老朽化対策も大きな課題となっており、町では、長期的な視点の下、公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減と平準化を図り、公共施設の最適な配置を実現することを目的として、坂城町公共施設等総合管理計画を策定するとともに、施設ごとの整備の方向性を示した坂城町公共施設ランドデザインと、より詳細な実施計画として公共施設個別施設計画を策定する中で、施設ごとに除却や、修繕・保全といった長寿命化を計画的に行い、安全な施設利用を維持していくこととしております。

また、保健センターと老人福祉センターにつきましては、町民が集う大変重要な施設であることから、複合施設として整備を進め、子育て支援センターと図書館の一部機能なども付加し

た、子どもから高齢者まで幅広い世代が集う、言わば少子高齢化対策の新たな拠点と位置づけ建設を計画し、検討を進めているところであります。

続いて、2050ゼロカーボンに向けた取組への考えであります。私は県の気候非常事態宣言にいち早く賛同するとともに、令和3年2月には、町が行う脱炭素化の取組をより効果的なものとするため、長野圏域全体で2050年のゼロカーボンを目指す包括的な宣言を行うことを構成市町村長に対し提案し、昨年2月に圏域共同でのゼロカーボン宣言が実現いたしました。

脱炭素の取組は大変重要な課題であると捉えており、今後も、国や県、広域圏での連携を取りながら、地域全体の脱炭素を図るとともに、個人や家庭、民間企業などの取組を後押しできる仕組みの検討など、2050年ゼロカーボンに向けた取組を推進していく必要があると考えております。

最後に、デジタル庁が定めたデジタル化に向けた3原則に対する考えについてのご質問であります。デジタル化に向けた3原則は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律において、急速な少子高齢化の進展等、我が国が直面する課題の解決にとって、情報通信技術の活用による利便性の向上や効率化の促進が重要であることから、情報通信技術を活用した行政を推進する上で行われなければならないとされている三つの事項であります。

一つ目は、手続等のデジタル化により、時間、場所その他の制約を除去するとともに、事務の自動化等を図ることで、手続等が利用しやすく、迅速かつ的確に行われるようにするデジタルファーストであります。

二つ目は、行政機関等に提供された情報については、行政機関等が相互に連携して情報の共有を図ることにより、同一の情報の複数回の提供を要しないものとするワンスオンリーであります。

そして三つ目が、社会生活や事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等について、行政機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、当該手続等を一括して行うことができるようにするコネクテッド・ワンストップであります。

いずれの事柄も、デジタル化によりもたらされる利点や効果をまとめたもので、町がデジタル変革への取組を進める上では、この原則を念頭にデザインしていくことが必要であるものと考えております。

13番（塩野入君） 長期総合計画に併せて、第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略も動き出しているわけであり。人口ビジョンに掲げた2060年、令和42年になりますけれども、この将来展望の実現に向けて、雇用、そして結婚・出産・子育て、人の流れ、地域づくり・暮らしというこの四つの分野の施策について、それぞれ政策4分野ごとの基本目標を定めております。

これを長期総合計画の実施計画には、事業項目の中で、基本目標に該当する事業については総合戦略と、このように赤字で記載されて、重要な位置づけをしているわけであり、約40年先の人口を見据えた、気の遠くなるような将来展望ではありますけれども、これも現在順調に動き出しているかと思いますが、その辺の状況をお伺いいたします。

企画政策課長（伊達君） 再質問についてお答えいたします。

町の人口ビジョンに掲げる人口の将来展望の実現に向けての状況につきましては、長期にわたる施策の展開が求められ、現在は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を中心として取り組んでいるというところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響で社会経済活動が不安定な中、1年、2年といった短いスパンで2060年の将来展望に対する評価といったことについては、難しい面もありますけれども、総合戦略につきましては、外部委員さんによる令和3年度の事業検証において、一部新型コロナの影響で事業の中止・縮小した事業を除き、総じて事業効果が認められるとの評価をいただいたところでございます。

先般発表されました令和4年中の長野県の人口増減では、人口減少は続いているものの、転入・転出等の社会動態は22年ぶりに増加になったとのことでありましたけれども、当町でも同様に、人口減少とはなりましたが、社会動態についてはプラス39人と、平成30年以来4年ぶりの社会増となったところでございます。

人口減少の抑制には、今後におきましても時々の状況に応じた施策展開を継続していく必要がありますけれども、コロナ禍から社会経済活動が本格的に再開される中、人の動きも活発化してきており、こうした機を逃さず、総合戦略の効果的な実践を進めてまいりたいと考えているところでございます。

13番（塩野入君） 内閣府の地方分権改革有識者会議というのが2月20日に会合をして、その中で、計画を作成するかどうかや、記載内容は自治体の判断に委ねるという原則の下、法令で義務づけるのは避けるべきだという考えを示しました。

有識者会議では、行政計画、いろいろな計画は、新設される一方で必要性が低下した計画の統廃合が十分にされず乱立状況にあると、このように指摘し、作成自体が自治体の大きな負担になっているというふうに訴えました。この有識者会議の提言について、町ではどのように評価するのでしょうか。伺います。

そして、令和3年度には坂城町第6次長期総合計画に合わせて、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略をはじめ、16もの多くの計画が一斉に策定されたわけであり、これに既設の各種計画を合わせると、町には相当数の計画があるわけであり、存在する多くの様々な計画の見直しを進めて、統廃合すべきものは速やかに行うべきだというふうに思いますが、その辺のお考えをお聞きいたします。

企画政策課長（伊達君） 去る2月20日の地方分権改革有識者会議の提言に対する評価ということでございます。この会議につきましては、地方公共団体からの聞き取りなどに基づき、例えば平成22年から令和2年の10年間で、法律によって地方公共団体の計画等の策定に関する条項数が約1.5倍になったということですか、策定事務による地方公共団体の負担が大きかったことなど、計画策定に係る実態が適正に反映されていると、そんなふうと考えているところでございます。

その上で、この有識者会議では、計画等、いわゆる将来に向けた意思決定につきましては、地方公共団体の判断に委ねることを原則としておりますけれども、計画等の形式によらざるを得ないもの、これもあるわけですし、そういったものについては、国に対して既存計画の統廃合や一体的な策定など、制度的な検討をするよう提言しております。

加えまして、地方公共団体での計画体系の最適化を可能とするため、国に対して一体的な策定、上位計画への統合が可能なものの明確化、あるいは総合計画等に計画の全部または一部の内容を記載できるものの明確化、それからこうしたことになじまない個別の計画等の策定が望ましいものの明確化を求めており、町の様々な計画の統廃合に係る見直しにつきましては、こうした提言を受けての国の動向を注視する中で対応していくことになるものと考えているところでございます。

13番（塩野入君） 松本総務大臣が地方行財政に向けて、一つはデジタル変革への対応、そして二つは活力ある地域づくりとグリーン化の推進、三つは持続可能な地域社会の実現等を支える地方行財政基盤の確立、そして四つ目が持続可能な社会基盤の確保、こういうものの取組を示しました。

一方、坂城町第6次長期総合計画には、一つとして暮らしと産業、安心の基盤づくり、二つとして健康でいきいきと暮らせるまちづくり、三つ目は技術と魅力が集うものづくりのまち、四つは災害に強く、環境にやさしいまちづくり、五つは未来へつなぐ子育てと学びのまちづくり、そして六つ目は全ての人がともにつくるまちと、この六つの基本目標を掲げたわけであります。

こうした政府の取組と町の基本目標に向かい、農業、商工業の産業界、そして町民の意見や要望を受け止め、行政と議会が車の両輪の下に「輝く未来を奏でるまち」をつくり上げていかなければならないと強く思いながら、次の質問に移ります。

2. 交通網体制について

今回の交通網体制については、一つは18号バイパスとインター線先線の町基幹道路を見据えた交通インフラ整備と、もう一つは高齢化社会の交通手段について、この二つのテーマを重点にこれから質問をまいります。

イ. 交通網の現状と課題

初めに、国道18号バイパスは、4年度3億5千万円の工事予算が見積もられ、前回12月議会定例会の私の質問で、月見区付近の地盤改良工事のご答弁をいただきました。

今度は、2月中旬頃から工事車両の搬入を知らせる看板が県道沿いに設置されて、ダンプトラックの頻繁な出入りが見られます。これは多分盛土工事かと思われませんが、その工事の内容をまずお聞きいたします。

インター線先線につきましては、2月末までには網掛地区の地権者説明会が開催されるという予定だったわけですが、どうもいまだに行われていないようであります。遅れている原因は何でしょうか。お聞きをいたします。

また、令和6年度の事業採択を目指すようですが、その動きはどんなか。目安はついているのか、その辺を伺います。

次に、今年度、4年度から3か年の予定で、新たに地域公共交通システム、デマンド交通乗り合いタクシーの実証実験運行が始まりました。高齢化社会の交通手段に向けての仕組みづくりの一つでもありますけれども、今年度の実証実験のですね、状況についてをお聞きいたします。

しなの鉄道は、長野、上田方面に向かう重要な公共交通手段であります。村上側の住民にとっての鉄道利用は、坂城大橋もしくは鼠橋を通っての距離の長い中で、循環バスが頼りというのは大変重要になるわけであります。しかし、運行は6時前にもう終了になってしまうわけであります。夏場は7時を過ぎても明るい状況でありますので、電車との乗り継ぎダイヤ等を踏まえながら、夕・夜間運行の実現を望みますが、お考えを伺います。

ロ. 新たな交通網体制に向けて

間もなく令和5年度が始まります。18号バイパス5年度に向けた予算額と工事計画について、まず伺います。

18号バイパスとインター先線も、現実味のある方向へと進みつつあります。町としても新たな町の骨格となる幹線道路の整備を見据えた交通体系や土地利用を進めなくてはなりません。そのための専門係の設置、あるいはプロジェクトチームを立ち上げていく、そういう時期に来ているんじゃないかというふうに思うわけですが、お考えをお聞きいたします。

バイパスとインター先線の結節点は網掛地区になります。恐らく、網掛地区の地域環境は大きく変わることが想定されます。そこで懸念されることは、培われてきた地域の歴史文化や良好な地域の相互扶助などへの影響であります。活動の利便性や経済効果の方向に目が向きがちになりますが、こうした地域のソフト面への対策対応が肝心であります。町のお考えをお伺いいたします。

建設課長（関君） 2. 交通網体制について、イ. 交通網の現状と課題についてから順次お答えいたします。

まず、2月中旬に発注となった坂城更埴バイパス（坂城町区間）の工事内容についてであります。千曲川河川事務所戸倉出張所において発注となりました、千曲川護岸災害復旧工事で河道掘削を行った際に発生した土砂につきまして、坂城更埴バイパス事業用地のうち、網掛地籍への土砂搬入を行うものであります。

千曲川河川事務所によりますと、土砂約1万5千立米を予定しております。工期は4月下旬までとしております。工事期間中は網掛地籍への土砂搬入となるために、今年1月には網掛地区を対象として回覧を行いまして、周知を図ったところではございます。

なお、搬入された土砂の利用につきましては、今後、国道バイパス整備事業等に利用していく予定とお聞きしております。

続きまして、坂城インター線先線の延伸事業についての地区説明会と令和6年度事業計画採択を目指す動きはとのご質問であります。令和3年度から予備設計に着手しました坂城インター線先線の交差点部から千曲川を渡り、国道18号バイパスに接続するまでの全長約900メートル区間について、昨年、地形測量による地形図をベースに、道路の計画線を入れた基本計画がまとまりましたので、11月には網掛公民館と中之条公民館におきまして、地権者の皆さんを対象とした説明会を開催したところであります。

その後、地権者の皆さんからの基本計画についてのご意見・ご要望をお聞きする中で意見の集約を行い、修正した後に、今年2月頃を目安に基本計画に係る千曲川及び国道バイパス等の関係機関との協議を行い、地区説明会の開催も予定していたところであります。地権者説明会でいただいた土地の形状等のご要望もお聞きする中で、現在、計画線の修正も含めて、基本計画の変更が可能かどうかの検討を行っているところでございます。今後、基本計画の修正案がまとまった段階で地区説明会が開催される予定となっております。

また、説明会において示した事業スケジュールにつきましては、計画どおり県において事業評価の検討を行い、令和6年度に新規事業として採択となるよう準備を進めているとお聞きするところでございます。

次に、デマンド交通の実証実験の状況についてでございますが、ご案内のとおり、デマンド交通の乗り合いタクシーにつきましては、昨年4月より、道路運送法に基づき、町内のタクシー運行事業者の協力により実施しております。75歳以上の日常生活で必要不可欠な移動手段の確保を目的に、最長3年の予定で実証実験を行っているところでございます。

1年目となります今年度4月から1月末までの状況でございますが、利用登録者につきましては、毎月増加する中で216人となっております。また、利用者の延べ人数につきましては2,258人、運行回数が1,654回となっており、買物や通院に非常に便利になったと好評をいただいているところでございます。

次に、循環バスの夕方・夜間運行の実現の考えはについてでございますが、現在、坂城町循環

バスは、北回り路線が村上小学校小網地区児童のスクールバス利用として、出発時間が午前7時40分、南周り路線が信州上田医療センター行きのバスとして、午前7時20分出発となっております。

夕方から夜間運行への延長となりますと、循環バス運転手の労働時間、また人員確保の課題に加えまして、町内のタクシー事業者への影響等も懸念されることから、地域交通利用促進協議会などによる、さらなる検討も必要となりまして、利用の要望など状況を勘案する中で、慎重に検討する必要があるものと考えております。

続いて、ロ、新たな交通網体制に向けてであります。国道18号坂城更埴バイパスの令和5年度の事業費は、国土交通省関東整備局によりまして約1億から7億円が配分され、引き続き工事区間の調査設計及び用地買収を実施していく予定であります。

また、そのほかにも長野国道事務所からは、補正予算を活用しまして、網掛地区と上五明地区におきまして、2億から3億円規模の改良工事を発注する予定とお聞きしております。

工事内容としましては、網掛地区の函渠工2基、排水構造物工、道路土工及び除草作業等を予定しておりまして、入札後、施工業者が決まりましたら、工程を含めて速やかに地元地区にお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、18号バイパスやインター先線の整備を見据えた専門係やプロジェクトチームの立ち上げの考えはないかというご質問でございますが、ご案内のとおり、国道18号バイパスにつきましては国の直轄事業として、またインター先線については県が事業主体となり事業が進められております。

町におきましては、建設課に交通網対策担当係を設置しまして、国や県との連絡調整を行い、令和元年度からは専門幹を配置する中で、国道18号バイパスやインター先線等を含めた町内交通網の体制整備を行ってきております。

また、国道18号バイパスやインター先線の用地取得につきましては、町の土地開発公社が協力し先行取得を行い、事業の進捗を後押ししてきた経過もございます。

そうした中で、今後につきましても、新たにプロジェクトチームを設けるということではなく、現状の体制を基本とする中で、関係各課が連携し、情報共有を図りながらよりよい交通網の確立に努めてまいりたいと考えております。

続いて、バイパスと坂城インター線の先線延伸の結節点である網掛地区内の対策・対応についてでございますが、両幹線道路が整備されることにより、人や物の流れが従来の県道長野上田線から大きく変化することが考えられます。

道路整備につきましては、これまで網掛地域で守られ、培われてきた自然、歴史、文化、また地域コミュニティ等への影響などについても十分配慮する中で、国、県とともに事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 幹線道路が整備された暁には、坂城町への恩恵だとか経済効果が生かされなければならないと思うわけであります。インター先線からバイパスを利用して、戸倉上山田温泉の千曲市へ、あるいはそこの道と川の駅の上田方面への通過点になってしまってはならないわけであります。

これからは交通渋滞の解消や救急搬送解決などのほか、そうした道路交通網の整備により、坂城町の生産性や活力を高めることにつながるということが重要になります。さっき、町長も若干そのような説明がありましたけれども、その辺の町の状況についてお伺いをいたしたいと思えます。

建設課長（関君） 地域の活力を高める道路交通網整備についての町の考えはについてお答えさせていただきます。

当町は上信越自動車道坂城インターチェンジを有しまして、国道18号とのアクセスなど利便性に優れ、また、県道インター線、先線及び延伸整備が完成すると地域間及び近隣からの交通が劇的に変化することも予測されております。

企業の渋滞等の損失時間の減少による経済効率を上げることも可能となりますし、また、優良な町内企業の雇用も、遠方から通勤が可能になることで優秀な人材がより集まりやすくなる、そういったメリットになるのではないかと考えているところでございます。

加えて、新たな産業・観光などもビジネスが生まれる可能性を秘めておりますので、地域の優位性を活用することを念頭に置きまして、経済効果をはじめ、地域の活力を高められる道路整備について、町長期総合計画に基づき計画的に整備してまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 道路交通網整備に向けた組織というのは、上田市、千曲市、長野市を入れた広域的な同盟会を含めると、もういくつかあるわけでありますが、その中で本町の交通網を高める組織というのは坂城町地域交通利用促進協議会、これだと思うわけであります。

この協議会には、しなの鉄道の戸倉駅長、それから循環バスを運営する信州観光バス社長や、デマンド交通の中心となるひしこタクシーの社長たちも加わり、これは実践的な現場の意見も酌み取れる組織であります。協議会の現在の活動内容をお聞きしたいと思います。

また、その協議会では、県と沿線市町村で構成するしなの鉄道活性化協議会と連携した事業展開もなされているようですので、その状況も併せてお伺いをいたします。

建設課長（関君） 坂城町地域交通利用促進協議会の現在の活動内容について、再質問いただきました。本協議会は、しなの鉄道及び坂城町循環バスの利用促進を図り、町民に身近な交通機関の健全な経営を確保し、町民福祉の向上並びに地域の発展に寄与することを目的として設置されたものでございます。

ご案内のとおり、会員は町区長会長をはじめ交通事業者、福祉関係者、学校関係者、商工業関係者、観光事業者など23名で構成されまして、活動内容の主なものとしましては、昨年

4月より実施しております、先ほど答弁させていただきましたデマンド交通乗り合いタクシーについて、令和2年度に協議会内に部会を設置しまして、新公共交通システムの構築を行いまして、実証実験に向けた詳細な部分、具体的にどのようにやっていくのかと、そういった部分の協議を行い、準備を行う、そういった活動をしてまいりました。

また、昨年6月に開催された令和4年度の総会におきまして、乗り合いタクシーを運行する交通事業者から、4月からの運行状況の説明、また、鉄道事業者からは現在のしなの鉄道の状況、また、循環バスの運行事業者からも令和3年度の状況について説明があり、情報の共有を図ったところでございます。

次に、しなの鉄道活性化協議会と連携した事業についてでございますが、しなの鉄道と町循環バス、町内のタクシーの利用促進を目的に、第17回ばら祭りの中刷り広告、こういったものを昨年5月から1か月間、しなの鉄道の車両、54両になりますが掲示してまいりました。おかげさまで第17回ばら祭りにつきましては、コロナ禍の中ではございましたが、感染対策を実施する中で約3万人の来場者となっております。

今後におきましても、道路交通網整備促進をはじめとする町の活性化策について、連携を図ってまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 2022年4月には、自動運転レベル4の許可制度を含めた改正道路交通法が可決されまして、人が遠隔監視しながら決まったルートを走るバスや、日常品の自動運転による移動サービスなどを想定しているわけでありまして。

さらに、GPS機能などを含む完全自動運転車によるレベル5に向けて、自動車関連各社がしのぎを削っているわけでありまして。レベル5が実現すれば、いつでもスマートフォンを利用して運転不要で帰宅できます。飲酒運転も撲滅ができるわけでありまして。

完全自動運転化も今や夢ではありませんので、こうした車が進化するという面からの交通網体制の確立に向けて、将来どのようにお考えか。ちょっと遠い話ではありますが、その辺の状況がありましたらお聞きしたいと思います。よろしくをお願いします。

建設課長（関君） 将来に向けての自動運行、そういったものに対する町の整備の考えはという再質問をいただきました。ご質問にありましたとおり、本年4月1日から改正道路交通法が施行されまして、いわゆる自動運行レベル4や、遠隔操作型小型車が解禁になる予定となっております。

近年の自動運転の技術革新については、交通事故の削減や渋滞の緩和に有効なものと考えられておりますので、昨年11月に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策としても、遠隔操作による無人自動運行サービス、また、自動運転のさらなる推進を図る必要性が確認されたところでございます。

自動運行レベル4では、走行ルートなどの一定の条件下ではございますが、自動運行装置を

使用した完全な自動運転になります。さらに、レベル5になりますと完全に自動運転となりますので、走行エリアの限定がなくて、運転席、ドライバーが不要になってくるということもありまして、運転席がなくなる、いわゆる車内のデザイン、そういったものが今とは全く異なることも予定されております。

レベル5の解禁は、自動車メーカーの技術がさらに進歩すれば2030年代になるのではないかと予測されているところでございます。まず、高速道路など、一定の条件下での運転、自動化の実現から実用されていくのではないかと考えております。

一方で、事故発生責任の所在ですとか、様々なケースを踏まえた法律などの規定を見直す必要がありますが、ご質問のとおり自動運行レベル5がまだ先の技術と考えておりますと、交通網体制の確立が遅れてしまうことも考えられます。社会の変化の状況に歩調を合わせて、道路の整備基準、こういったものも変わってくることも考えられますので、そういったものにつきましても注視しまして、必要に応じた対応を進めてまいりたいと考えております。

13番（塩野入君） 今、JR各社の赤字路線について、100円稼ぐのに何万何千円かかるような赤字路線は廃止せよと、そういう声が高まっているわけでありまして。ならば郊外の片隅にある道路は100円稼ぐのに何円かかっているのか。1日数便のフェリー用の港湾施設はどうか。空港の滑走路は黒字なのか。そんな中で鉄道だけが赤字なら廃止、そうなのか。こういうことを日本総合研究所藻谷浩介主席研究員が言っているわけでありまして。

そもそも、教育と交通と医療というのは、世界のどんな国においても共通で、何らかの形で税金を投入しない限り、黒字にはならない事業だというふうに思うわけでありまして。

しなの鉄道は、既にJRから離れ、県や沿線自治体などにより運営されています。一般道路は、揮発油税という国税で維持されています。政府は、公共交通路線の建設や維持管理を関係する沿線自治体に任せるのではなくて、国の財源投入を強めるべきであります。

そして、地方自治体は、当該地域の歴史や文化と相まった地域のアイデンティティを尊重し、公共交通路線を地域の活性化にどうつなげるかを考えた、よりよい土地利用を図ることにエネルギーを使うという、そんな国と市町村との役割分担やすみ分けを再検討すべきではないかというふうなことを思いながら、これにて私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時57分～再開 午前11時07分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、3番 山城峻一君の質問を許します。

3番（山城君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、認知症と町立図書館についてということで、大きく二つ一般質問をするわけですが、

実は私自身当選以来、認知症についてはいつか取り上げなきゃなとは思っておりました。

まず、イの当事者・家族への支援の話になる前に、次のロの話にも直結するんですけども、私自身、2017年、今から6年ほど前ですね、今も勤務はしているんですが、NPO法人ワーカーズコープというところの指定管理者になっている上田市にある真田児童館、こちらの責任者をやっていたときの話です。

たまたま、あるときに上田市の職員とともに、上田市社会福祉協議会の職員の方が同席されて、自分が勤務している児童館で認知症サポーター養成講座を開催したいということを提案されました。もうちょっと詳しく申し上げると、認知症サポーター養成講座については、後ほどもっと詳細には伝えますが、認知症に対しての理解を深めるために、子どもたちにも普及啓発を行いたいという趣旨の話でありました。

これがまず一つのきっかけにはなっているんですが、また、皆さんもよくご存じだとは思いますが、つい先日、去年ですね、去年の3月に俳優業を引退されたアメリカの俳優さんですが、ブルース・ウィリスさんの認知症と診断されたニュースも大きく報道されたわけで、であれば、このタイミング、3月の議会のタイミングで取り上げてもいいんじゃないかなということで、この質問をするに至りました。

日本は申し上げるまでもなく、今は超高齢化社会という状況に至るわけですが、ちなみに高齢化社会は、ある資料によると65歳以上の高齢者の割合が人口の7%を超えた社会ということであり、これは1970年代頃に、もうこの数値は日本は達しているわけで、その後の高齢社会、これは65歳以上の高齢者の割合が人口の14%、これは多分1990年代ですかね。ということで、もう高齢社会に達していて、現時点では、坂城もそうだという理解なんですけど、超高齢社会、つまりこれは65歳以上の高齢者の割合が人口の21%を超えた社会ということが書かれているわけです。

ちなみに、65歳以上の認知症の患者数をちょっと調べてみましたが、2020年、今から3年ほど前ですね、600万人を超えた。600万人ほどということが推計され、また、今は2023年を迎えたわけですが、あと2年後には約700万人を超えると。700万人に達する見込みということが予測されております。これは高齢者の割合にすると5人に1人ということが言われているわけです。

認知症サポーター養成講座のことを最初にお話をしましたが、認知症は誰でもなり得ることということはいろんな記事にも書かれておりますが、もっと言うと、ここにいる皆さん、ちょっとこれは過激な発言にもなりますが、私も含めて人間は生まれた以上必ず死ぬ。つまり人間の死亡率は100%です。そういったことを考えたときに、やはり認知症も含めて、人間はみんな老いるんだと、老いが来るんだということをやっぱり想像して日々を過ごして、そしていたわりの心を持つ必要があるんじゃないかということが、この質問をするもう一つのきっ

かけとなっているわけです。

まず、イの当事者・家族への支援についてですが、認知症当事者や家族への支援についてはどのようなものがまずあるのかということをお伺いしたいのと、それと、当事者を支援するにあたり、いろんな機関、町の包括支援センターもそうでしょうし、もちろん、町の担当課である福祉健康課もそうでしょうけれども、いろんな機関が連携をしているというわけですが、その機関がどういうものであり、どのような連携を図っているかということも併せてここで聞きいたします。

そして、ロに行くわけですが、認知症については、当事者やその家族だけではなく、より多くの人の理解が必要です。冒頭でも少し触れましたが、6年ほど前ですね、上田市社協と上田市の職員と連携し、認知症についてより多くの方に知ってもらおう取組として、認知症サポーター養成講座を私が勤務する場所で開催したわけですが、認知症サポーターについて改めて調べてみたら、認知症サポーター養成講座は、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して、できる範囲での手助けをするという目的の下、2005年、今から18年ですかね、20年ほど前からスタートしているということになります。

そういったことから、この項目で、町として認知症の理解を図るためにどのような取組をしているかということも、ロとしてお伺いいたしますし、また、今何度も申し上げておりますが、認知症サポーター養成講座、今その説明をしたわけですが、コロナでなかなかその開催も、ほかの市町村も含めて、だいぶご苦労されていることを見聞きしているわけですが、認知症の理解を図るために、講座の実施状況、開催状況がどうであるかということをもまず認知症への理解を深めるためにということでお伺いいたします。よろしく申し上げます。

福祉健康課長（堀内君） 1. 認知症への理解を深めるためにのご質問に順次お答えいたします。

ご質問にもございましたように、厚生労働省によりますと、全国の65歳以上の認知症患者数は、2020年においては約600万人と推計され、2025年には高齢者の5人に1人、700万人が認知症になると見込まれており、認知症は誰にも起こり得る脳の病気によるものであります。

まず最初に、当事者・家族への支援についてであります。認知症を含めた高齢者に関する町の総合相談窓口としましては、地域包括支援センターが中心的な役割を担っております。ご本人やご家族からの相談は様々であり、その方の状況に合わせ、要介護認定の申請や介護予防・日常生活支援総合事業での介護保険サービスの利用につなげたり、定期的な訪問を重ねるなどの支援を行っているところであります。

また、社会福祉協議会内にある在宅介護支援センターへの相談からサービスの提供につながるケースや、独居訪問や民生委員さんの見守り活動から、地域包括支援センターへの相談につ

ながるケースもございます。

次に、相談の流れといたしましては、相談内容により認知機能の低下以外にも心身機能の低下も見られることが多いため、要介護認定や介護予防・日常生活支援総合事業などで介護保険サービスを利用したり、医療機関等につなげたりしながら、基本的には自宅で暮らしていただくことを前提に対応しているところであります。

相談にあたりましては、認知症だから介護保険サービスの利用をしなくてはならないということではなく、まずは本人の希望する生活とは何かに着目し、ご家族の負担軽減も考えながら支援を行うことを大切にしております。そのため、すぐに要介護認定による認定調査を行い、サービスを利用するのではなく、基本チェックリストを用いた総合事業を利用する場合もございます。

認知症のご本人・ご家族への支援の内容といたしましては、町で毎年発行している高齢者福祉・介護保険サービスガイドに認知症ケアパスの掲載をしております。認知症ケアパスとは、認知症の進行とともに変化していく状態に応じて、どのようなサービスを受ければよいのか、大まかな目安を示したものであり、認知症ケアパスでどんなサービスがあるのか、どこへ相談したらよいかについてもお示ししております。また、サービスガイドでは、認知症の電話相談先としまして、認知症コールセンターなどの相談窓口の紹介も行っております。

支援の際に連携している機関につきましては、個々の状況により異なりますが、医療機関や薬局、ケアマネジャー、介護保険事業所、社会福祉協議会等が挙げられます。

医療機関の場合、ご本人の生活状況や認知機能、心身機能について、受診時にご本人の前では話しにくい日頃の様子等を医療と介護との連携連絡票を用いて主治医へ連絡したり、なかなか受診につながらない方などの対応について相談をさせていただいております。

服薬に不安がある方につきましては、薬局へ服薬管理等についての相談を行い、服用する薬の配達時に直接お薬カレンダーへ分けて配薬してもらったり、複数ある薬を一包化してもらうなどの対応をお願いしております。

介護保険サービス等の利用をしている方の場合につきましては、担当ケアマネジャーが中心となり、介護保険事業所とご本人の様子等について共有し、その方の状況に応じ、地域包括支援センターも介入し、どのような生活を送っていきたいか、そのために何が必要かについてご本人、ご家族を含め関係者で集まり、支援会議を行うこともあります。

また、本人の生活状況によりましては、郵便局や銀行などの金融機関、警察やコンビニエンスストア等とも連携を図ることもございます。

郵便局や銀行などの金融機関との連携につきましては、郵便物の配達時に異変を感じた際や、預貯金の入出金に不安がある場合、通帳の再発行が続いた場合などに連絡をいただき、相談対応をすることもあり、また、ご本人がご自分の財産管理が難しい状態で支援が必要な場合には、

社会福祉協議会で行っている金銭管理サービスや成年後見制度の利用などをお勧めすることもございます。

警察やコンビニエンスストアなどとの連携といたしましては、自宅へ戻れなくなってしまった方がいらっしゃった場合や、買物に来ている方で心配に思う方がいた場合などに連絡をいただき、相談や支援につながるといったケースもございます。

また、認知症に係る受診先としましては、県内に11か所ある認知症疾患医療センターの紹介なども行っております。認知症疾患医療センターは、近隣では、上田市の千曲荘病院と長野市の栗田病院が指定を受けております。認知症疾患医療センターへは、ご家族からの相談があった場合、スムーズに医療受診につなげられるよう支援しているところであります。

認知症に関する問題は、それぞれの状況により違いがありますが、どの方にも共通する点といたしましては、いずれの場合もすぐに解決には至らないといった場合が多く、支援を受けながら、その状況を受け入れていく必要があるといったことが挙げられます。

認知症に関しましては、特にご本人とご家族の悩みを丁寧にお伺いしながら、認知症への理解を深め、適切な対応ができるように支援することを第一に心がけているところであります。

次に、ロ. 認知症への理解促進についてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、認知症とは脳の病気や様々な原因により認知機能が低下し、日常生活全般に支障が出てくる状態をいいます。また、認知症にはいくつかの種類があり、その症状や程度には個人差があるなど、特に早期診断、早期治療が大切と言われています。

そのような認知症についての理解促進の取組として、町では認知症サポーター養成講座を行っております。認知症サポーターとは、認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域において認知症の方やそのご家族に対し、できる範囲で手助けする方を指し、特別な何かをすることといった決まりはなく、市町村等が開催する講座に参加していただくことで誰でも取得することができます。

講座の内容といたしましては、認知症とはどういう病気なのか、認知症の種類と症状、認知症予防の考え方、早期治療が必要な理由、そして本人と介護をしている家族の気持ちについてなど幅広い内容の講座となっております。

過去5年間の認知症サポーター養成講座の開催数は7回で、受講者数は89名となっております。令和元年までは、毎年講座を開催しておりましたが、その後は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催ができない時期などもありました。

それに代わる取組として、町商工会が主催するまちゼミでの講座や、事業所への出前講座などを行うことで、これまでと違った角度から認知症に関する普及に努めてまいりました。

今年度は、商工会の開催するまちゼミにおいて2回、町民の自主グループからの依頼で1回の講座を開催いたしました。老人福祉センターや各地区の公民館を会場に、それぞれ少人数で

の開催とはなりましたが、参加者からは、とても勉強になった、認知症がどんな病気なのか、もっとみんなに知ってほしいといった感想をいただいたところであります。

受講者には、認知症サポーターであるあかしのオレンジリングを差し上げており、オレンジリングを身につけていただいたり、かばんなどにつけていただいたりすることで、そのリングを見た方に、まずは興味・関心を持ってもらうことにつながればと考えているところであります。

なお、認知症サポーター養成講座を開催することができるリーダー的な立場を取る方を認知症キャラバン・メイトと呼んでおり、当町におけるキャラバン・メイト研修の修了者は、令和4年12月末現在で66名となっております。

今後も引き続き、多くの方に認知症について正しく理解してもらえるよう、サポーター養成講座の開催を継続し、サポーターの協力も得つつ、関係機関との連携も図りながら、認知症の方やご家族の相談・支援に努めてまいりたいと考えております。

3番（山城君） ただいま、担当課長から丁寧にご説明いただきました。まず、ちょっと整理させていただくと、関係機関との連携については、先ほど自分も一つ、二つ例に挙げましたが、地域包括だとか、あとは町の福祉課だとか、あとその他医療機関、薬局、社協、あと介護支援専門だとか、あとケアマネさん、あとは警察、郵便局、銀行というところも出てきて、もちろん医療機関もいくつか出てきましたけれども、やはりそういった様々な機関が連携して、そういった認知症の方、また家族の方をサポートしているということは、改めて確認はできたわけです。

それと、私の自宅にも先ほどの介護のガイドはつる下げてあって、たまに見ることがあって、それは確かに体系的に整理されているなという印象がありました。また、ケアマネさんについては、専門会議とかそういった形でしっかりとサポートをしているということも改めてわかったわけです。

やはり、先ほど担当課から話があった、個人を自宅で過ごせるような形ということがたしか一言あったと思うんですが、私も実は20年ほど前に、今は別の名称になりましたが、ホームヘルパー2級を取らせていただいたときに、QOLという、アルファベットでQOLと書くわけですが、その話を聞いたときに、生活の質のことをそのときから大変大事にしているという印象がありました。やはり、本人の質を落とさないために、もしくは落ちるとしても緩やかにという観点はすごい大事だと思っていて、そういったことにも、しっかり町も含めて、専門機関、関係機関がフォローアップされているということも改めてわかったわけです。

あと、私も言いそびれてしまいましたが、せっかくなのでお見せしますけれども、私も実は先ほど認知症サポーター養成講座の話をしました、私もふだん身につけております、オレンジリングを。これは実は2代目で、1代目はちょっと切れて壊れてしまったので、これは

ちょっと上田市の社協さんにお話しして、もう1個ないかなということで2代目をもらったわけですが、やっぱりこれを身につけている町の職員さんも多く見えるわけですが、残念ながらというか、私の知っている限りにおいては、町なかで、もしくはほかでこのオレンジリングの話が話題になることは、私の見聞きする中ではないかなとは思っております。

ただし、先ほど課長からもありましたとおり、まちゼミ、また出前講座を通じて認知症サポーター養成講座を開かれている。少人数ではあるけれどもと課長謙遜しておっしゃいましたが、やはりそれを開催して、ちょっとでも認知症についての理解を深めていってもらっているということは、それも重ねて感謝しております。

そして、質問をちょっと整理させていただきますと、これはちょっと、せっかくなので、大事な機会なので、これを再質問させていただきたいんですけれども、まちゼミは商工会等々でやられているということなんですけれども、例えば一般企業向けに今後普及啓発、要はもっと大きな企業と言っては語弊がありますね。もっと広めるという考えはないかどうか。これだけでもやっぱり大事だと思うので、コロナもこれで落ち着いてくる可能性が高いので、それだけはちょっと課長から答弁をいただけたらなと思っておりますが、いかがでしょうか。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えさせていただきます。

オレンジリングの普及啓発、こちらは、まだ町なかでなかなか聞かれることがないといったこと、これについては、まだまだ町といたしましても啓発に努めていかなければいけないというふうに感じております。

そして、今、まちゼミだとか町内自主グループからの依頼で講座を開催しているとお話を申し上げましたが、こちらにつきまして、町のふれあい大学の出前講座、こういったものを利用して、実は町内企業さんからもこういった介護についての出前講座を承って開催しております。こういった機会を捉えながら、さらに企業さん、事業所さんにも広げていけたらと考えているところであります。

3番（山城君） 課長から新たに企業への理解促進に向けて前進、強く押し進めるということを決意というか、申しさせていただいたのは、ありがたいなと思っております。

やはり、私も最初に強く申し上げたとおり、認知症になる方はもちろん高齢者ということで、すけれども、それを支える、それをフォローしていくのは、やはり、まずは家族かもしれませんけれども、地域であったり、そこに関わる全ての人だと思っております。課長からもそこはすごい丁寧に言っていただいてありがたいのが、何か特別な資格でもなく、何かやらなければいけないことがあるわけでもなく、とにかくその理解をして、例えばたまたま歩いていたところにパジャマで歩いている人がいたとします。これをあれっと思わない人はなかなかいないと思います。でも、そのときにその方へ例えば声かけられなかったとします。例えば近くにお店があるだとか、交番があるだとか、役場があるだとか、自分1人ではできなくても、そう

いったところにつないだりとか、ちょっと理解しているだけでその方に対しての何らかのフォローにつながるということはあると思います。

なので、課長から言っていたとおり、この理解促進に向けて、認知症サポーター養成講座というのは、始めるのには敷居が高くないので、これは今、課長からも再質問に答えていただいたとおり、企業へもしっかりPRをして。

例えばこれも余談にはなるんですけれども、従業員の方が突然例えばそういう可能性とか、そういう状態に陥る可能性もあるわけですよね。そういったときに、認知症に対する理解があれば、あんた大丈夫かいとか、ちょっとこうしたほうがいいんじゃないかとか、おせっかいかもしれないけれども、知識があることで、経験があることでそういったことにつながったりする場合もある。これは例え話かもしれませんが、なので、関係のない人がいないという私の話もありましたし、課長からも話があったように、それは多くの人がそういう機会を得ることは大事なんじゃないかと思います。

あと、これは提案でいいと思うんですけれども、最初の私の話にもあったように、学校等に向けてもそういった講座を、あるいは地区とか育成会とか、そこは形にはこだわりませんが、子ども向けにもそういった取組をしてもいいんじゃないかなとは思っています。これは提案にとどめておきます。

要は子どもであっても、上田でその実例があるわけですから、ほかでもあると聞いておりますが、やっぱり子ども向けにもそういったものを広げて行って、うちのおばあちゃん、あるいはうちの近くにいるおじいちゃん、おばあちゃんは、そういえば最近あれかなというふうに、子どももそういう理解を示せるような取組を、まずは町担当課、そして社協が連携して、何らかの機会にそういう講座が開けていったらなとは思っています。これは提案にとどめさせていただきます。

それで、これに関してのまとめをちょっとして次の質問に移りますけれども、新型コロナ感染症の影響により、ここ数年、認知症サポーター養成講座を開くことは厳しかったということですが、今申し上げたとおり、今後は地域住民はもちろん、企業や学校等でも理解促進のためのサポーター養成講座などをしていったらどうかということをもう一度申し上げさせていただきます。次の2の町立図書館についての質問に移ります。

2. 町立図書館についてですが、まずイとして図書館の利用状況についてです。

この質問をするに至ったきっかけは、実はある町内に住む現役の高校生からの一言です。先に申し上げてしまうと、2020年から始まった新型コロナウイルス感染症の流行により、この年の3月ですね、もう3年ほど前になるんですね。全国の小中学校に対して、当時の安倍首相から一斉休校の要請が出され、ほとんどの学校で一斉休校が実施され、学校へ通うことができないということがありました。これはある意味やむを得ない状況だったとは思いますが、

その後も感染症の影響から、何度となく学校もしくは学年もしくは学級が学級閉鎖、学年閉鎖等々閉鎖されることがあり、子どもたち、小中高、大学生もそうですね。自宅での学習が余儀なくされたわけです。ただ、自宅学習が続くと、子どもたち、私もふだん、たまにですけれども学童保育に行くと、家での勉強って本当に大変なんですよね。誘惑が多くて。なので、ほかの場所でやりたい。ほかの場所でやろうと思う気持ちがあるのは理解ができます。

そして、高校生、中学生もそうですけれども、中高生になれば、ほかの場所で勉強したいと思えば、近くにそういった勉強できるスペースはないかなと探すわけですね。特に高校生にもなると、電車通学している方がいるわけで、どこかにいいところがないか探し当てると、でもどこもない。これは町内もそうですけれども、その当時は、たしかテクノセンターも使えなかったと思いますし、町立図書館も使えなかったと思うんですよね。だから、どこかい場所はないかという問合せは、実は高校生から複数、私のところに問合せがありました。私も町内外問わず探したんですけれども、運よく1か所は上田市、もう2か所は長野市にコロナ禍でありながらフリースペース、学習スペースを設けているところがありました。計3か所。

現在は、今申し上げたとおり感染症の流行が収まりつつある状況にあるわけですが、そういう状況にあって、今は町立図書館もそうですし、坂城テクノセンターのエントランスでも自主学习をしている学生さんがいます。

こういった高校生からの言葉がきっかけとなって、図書館について、これからいくつか質問させていただきます。

まず初めに、図書館のこと、概要についてお聞きしますが、過去5年間の貸出し数、あとは利用者数、あと蔵書数について、図書館の一般的なことについてお聞きします。

そして、次にですが、これも担当課とも話をしていく中で、デジとしょ信州と、あとはエコールですね、上田地域図書館情報ネットワークという愛称で運営されているエコールの状況についてもお聞きします。

ちなみに、ちょっとデジとしょ、私も改めてもう1回整理してみたんですけれども、デジとしょは去年始まったんですね。とは、長野県と県内77市町村とによる協働の電子図書館のことです。県民であれば、誰でもいつでもどこからでも本にアクセスできるということで、これは坂城町第6次長期総合計画にある、図書館のデジタル化の一環ということだと私は理解をしております。

そして、エコールについてですが、今も少し申し上げましたが、上田地域図書館情報ネットワークの愛称で、山びこのエコーとライブラリー、図書館のライブラリーのLを組み合わせた合成語ということで、「いつでも・どこでも・誰にでも」を目指して、平成7年12月にスタートしたということになっています。

これは皆さんご承知のとおり、現在、上田市、東御市、長和町、青木村、坂城町の5市町村

の公共図書館のほか、あと塩田公民館もネットワークで結ばれているということで、1枚の利用者カードで図書の予約、貸出し、返却がどこでもできるということになっております。

ロについてですが、コロナのことをいくつも申し上げましたが、イベントの開催もなかなか難しい状況だったと聞いております。コロナ禍の中では。なので、町立図書館では、今も様々なイベントを計画されていますが、コロナの流行により、それまで行われていたものを中止、規模縮小等々思うようにいかないことがあったと思いますが、コロナの流行が始まって以降、2020年以降から現在までのイベントの開催状況についても、このところでお聞きします。

そして、ハとしまして学習室の利用についてです。図書館の2階、皆さんもこれはご承知だと思いますが、学習室がありますが、2階の学習室、私も中学の頃何度か利用していましたが、その状況についてもここでお伺いいたします。

そして、次のニですが、利用者の声について。これが一番大事なところなんですけれども、先ほどから申し上げているとおり、図書館利用者、高校生から勉強の場所を探している際に、高校生にとって今の町立図書館の開館時間ですね、利用時間というのがちょっと短いんじゃないか、もしできれば長くしてもらえないかという、そういう言葉をいただいて、よりよい図書館にしていくために、そういう利用者の声というのはどういうふうに聞いているのか。もちろん実現するしないは別として、聞いているのかどうかということもお伺いしたいと思うんですが、以上ちょっといくつか細かくありますが、お伺いいたします。お願いいたします。

町長（山村君） ただいま、山城議員さんから2番目の質問としまして、町立図書館について、イ、ロ、ハ、ニとご質問をいただきました。この中で、私からは、ニのよりよい図書館にするためにについてお答えしまして、そのほかにつきましては、担当課長から答弁いたします。

さて、町立図書館は昭和60年に開館し、幅広い年代層の利用者が訪れ、本を通じた憩いの場所であると同時に、生涯学習の情報発信の場所として、さかきふれあい大学講座の一つである点字・点訳講座や、おはなし会などのとしょかん講座を開催するなど、ご利用いただく皆様のニーズにお応えできるよう、各種事業を実施しているところであります。

まず、開館時間の延長についてのご質問がありました。毎年7月、8月の夏休み期間におきましては、通常の午前10時の開館時間を30分早め、午前9時30分に開館し、火曜日から金曜日までの平日につきましては、閉館時間を通常の午後6時から1時間延長して午後7時までとしているところであります。

7月、8月は学校の夏休み期間ということで、児童生徒の利用が多く、日の長い季節でありますことから、利用者の皆様のご要望にお応えする形で、開館時間を早めているところであります。

また、閉館時間につきましては、延長を始めた平成29年には、当初、試験的に午後8時ま

でとしたところではありますが、午後7時以降に利用される方がほとんどいらっしゃらず、費用対効果も鑑みの中で、平成30年からは午後7時までといたしているところでもあります。

一方、図書館の開館日数につきましても、従来、年間280日ほどでありましたが、職員の配置の調整を行う中で、祝日も開館し、月末の休館もやめたほか、蔵書点検期間をできる限り短縮するなどして、現在は年間300日以上開館し、利用者の皆様の利便性の向上に努めているところでもあります。

図書館のご利用に関しましては、普段から館長も含め全ての職員がカウンター業務に携わる中で、利用者の皆様とのコミュニケーションを図り、ご意見やご要望をお伺いしてきたところでもあります。その中でいただいたご意見やご要望を協議し、運用体制の見直しなどを検討する中で、改善や向上につなげているところでもあります。

なお、平成29年に開館時間を延長して以降は、開館時間に関しては、特段ご要望などは伺っていないところでもあります。引き続き、利用者の皆様とのコミュニケーションを図る中で、ご意見などをお伺いしてまいりたいと考えております。

次に、来館者増加に向けて今後の考えはとのご質問ではありますが、図書館の来館者を増やすためには、図書館が所有する書籍、蔵書を充実させることが大変重要であると考えております。児童書・絵本や子育て世代を対象とした育児に関連した本のほか、高齢者向けの大活字本をさらに充実させるなど、幅広い年代層の利用者の利便性を高めていくことが重要であると考えております。

加えまして、私も時々お邪魔しておりますけれども、館内で開くおはなし会などの絵本の読み聞かせや紙芝居などのイベントとともに、子育て支援センターや保育園、児童館などで開催しているイベントもさらに内容を充実させる中で、図書館の求心力をさらに深めてまいりたいと考えております。

また、町立図書館は、現在約13万冊の蔵書があり、これに加え上田地域図書館情報ネットワーク、先ほどもお話がありましたが、5市町村図書館約95万冊の図書を貸し出しているところでもあります。

さらには、昨年8月から県内市町村と県が協働で導入しました電子図書館、デジとしょ信州の利用を開始いたしました。この電子図書館、デジとしょ信州は、いつでもどこからでも無償で必要とする電子書籍の閲覧や貸出し、返却ができる電子図書館サービスであります。図書館に行かなくても、パソコンやスマートフォンなどを利用して電子図書館を読むことができ、また、文字サイズを変えることができるため、より多くの皆様に読書を楽しんでもらうことができるものであります。

こうした従来の紙の蔵書を豊富に取りそろえらる中で、利用者の皆様が新たなより多くの本に出会い、その知識と教養を豊かにしていただけることや、デジタルを活用した現代の本の形も

ご利用いただくことができることなどを、今後も皆様にお伝えしながら、これまでご利用いただいたことがない方に対しましても、町立図書館に足を運んでいただくきっかけとしてまいりたいと考えております。

教育文化課長（長崎さん） 2. 町立図書館についてのご質問に順次お答えいたします。

初めに、イ. 図書館の利用状況として、過去5年間の貸出し冊数及び利用者数につきましては、平成29年度は貸出し冊数7万5,876冊、利用者数は1万6,069人、平成30年度は貸出し冊数8万2,806冊、利用者数は1万7,116人、令和元年度は貸出し冊数8万2,869冊、利用者数は1万6,846人、令和2年度は貸出し冊数7万1,907冊、利用者数は1万5,135人、令和3年度は貸出し冊数8万6,941冊、利用者数は1万7,610人、令和4年度につきましては、1月末の状況で貸出し冊数6万8,045冊、利用者数は1万3,888人となっております。

また、令和2年度については、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として4月12日から5月21日まで図書館を休館したため、貸出し冊数と利用者数については例年と比べて減少している状況となっております。

また、令和5年2月末の蔵書数につきましては、13万5,308冊でございます。

次に、デジとしょ信州の利用状況についてでございますが、6か月が経過した令和5年1月末現在では、県内の利用登録者数は9,984人で、そのうち当町の登録者数は87人、貸出し冊数は県内全体で4万6,339冊、うち当町は280冊となっております。

デジとしょ信州の現状における県内の年代別の利用登録者の割合といたしましては、40代が全体の21.6%、50代が20.2%、30代が18.2%と、仕事や家庭の事情で図書館に来ることができなかった層への普及が見られ、電子図書館は、利用者層の拡大に一定の効果을上げているものと考えているところであります。

また、最も多く貸し出されている時間帯は午後8時から午後9時であり、また朝の7時から8時の利用も増えてきていることから、お休み前や出勤前の貸出しなどを利用される皆さんの利便性が高められているものと考えております。

次に、上田地域図書館情報ネットワーク、愛称エコーの当町の利用状況でございますが、平成29年度には、当町から他館への貸出し冊数が6,827冊、他館からの借入冊数が7,507冊でしたが、令和3年度には他館への貸出し冊数が1万286冊、他館からの借入冊数が7,678冊と拡大の傾向でございます。

これは、コロナ禍により移動などが制限されたことでインターネット予約が増え、他館の本を取り寄せやすくなったことによるものと考えており、エコーは、5市町村の図書館が一体となって運用することで、大規模な図書館と同様のサービスを展開できる仕組みでありますので、これからも相互に協力し、より使いやすい運用に努めてまいりたいと考えております。

次に、ロ. イベントの開催についてでございますが、図書館では、としょかん講座として点字図書などを作成するための点字・点訳講座や、絵本に親しみを持ってもらい、絵本の楽しさを知ってほしいという思いから、子どもたちに絵本の読み聞かせなどを行うおはなし会のほか、乳児を対象とするあかちゃんひろばや、英語の絵本を読み聞かせる英語による絵本のおはなし会、手作り紙芝居などを開催しております。

過去5年間の開催状況につきましては、平成29年度は点字・点訳講座を21回、おはなし会を24回、平成30年度は点字・点訳講座を22回、おはなし会を24回、英語による絵本のおはなし会を1回、令和元年度は、点字・点訳講座を20回、おはなし会を10回、英語による絵本のおはなし会5回、あかちゃんひろば9回、手作り紙芝居を5回、令和2年度は点字・点訳講座を17回、おはなし会を5回、英語による絵本のおはなし会3回、手作り紙芝居を3回、令和3年度は点字・点訳講座を15回、おはなし会を7回、英語による絵本のおはなし会5回、手作り紙芝居を7回、令和4年度につきましては、2月末までに点字・点訳講座を17回、おはなし会を10回、英語による絵本のおはなし会5回、手作り紙芝居を10回開催いたしました。

また、毎年、町の文化祭に合わせて図書館まつりを年1回開催し、平成10年度からは保存年数が経過した本や情報が古くなった本について、廃棄するのではなく多くの方に再利用していただくため、無料でリサイクル市等を開催しているところであります。年度ごとの参加人数といたしましては、平成30年度100人、令和元年度200人、令和2年度177人、令和3年度210人、令和4年度203人という状況であります。

コロナ禍のため、開催を予定しておりました講座等のイベントが開催できない状況がございましたが、引き続き、感染状況を踏まえ様々なイベントを計画してまいりたいと考えております。

最後に、図書館2階の学習室の過去5年間の利用状況でございますが、平成29年度は2,692人、平成30年度は3,223人、令和元年度は2,652人、令和2年度は1,662人、令和3年度は1,341人、令和4年度1月末の状況では1,188人という状況であり、新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、学習室の利用制限をした令和2年度以降は、それ以前と比べて減少しているところでございます。

3番（山城君） ただいま、町長並びに担当課長からご説明いただきました。答弁いただきました。町立図書館について、町として、私ももちろん調べていて、いろんな活動をされているし、また、蔵書数はもちろんなんですけれども、エコールを利用しての貸出し、そして借りる数というのがやはり多いということを実感したわけですが、町長からも話があったデジとしょ信州、課長からもあったその話ですけれども、やっぱりデジタル化が進んで、また、生活の多様化が進んで、図書館に来られない、もしくは来たくてもなかなか難しい方がいる、そういう中で県

との協働の取組としてこういうものがある。デジとしょがある。私もまだ登録はしていないので、今後ちょっと自分も登録をしてみたいなというのは思っていますし、また、それが図書館、本に親しむきっかけとか、改めての気づきになるということもあるのかなというのは、正直この今話を聞いていて感じた感想です。

そして、イベントの開催についてですけれども、これもまた私もなかなか気づきにくかったんですけども、様々な点字・点訳だとかおはなし会、また英語に触れる活動だとかというのがあったということも改めて知ることができた。この質問のきっかけをくれた高校生には本当に感謝ですし、また、その方は今高校3年生。これでこの先どういう進路を選ぶのかわかりませんが、いずれは坂城に戻って、坂城で活躍したいという大きな夢を抱いている方です。であるならば、やっぱりそういったこれからの世代を担う子たちが、もっとこの町で活躍したいとこれをきっかけに思ってもらえれば、本当にありがたいなと思っております。

あと、学習室に関してですが、感染状況があったといえども、年間で1千人以上、コロナ前は3千人、2千人以上ということですけども、大変やっぱり意味のあるというか、学習室は大切な場であるということは感じたんですけども。

この質問をするにあたって、実は先日、この高校生から川上村の公立図書館がすごい状況になっているということを知ったんですね。正式名称を言うと、川上村農村総合文化施設図書館、これは通称川上村文化センター図書館というそうなんですけれども、ここが24時間図書館をやられているということを知ったので、ちょっと行って見ました。ただしですけども、現在は24時間図書館をやられていないそうなんです。要は図書館に文化センターが併設されているところで、当初は村民の要望もあって24時間図書館をやったんですけども、去年、コロナの影響もあるんでしょうね。一角、コーナーが利用が少ないということで、今はそのコーナーだけ残っていて、24時間化はされていないということがわかりました。

やはり、町長からもあったように、時間を延長するというのもなかなか苦労されているんだろうなとは思ったんですけども、やはり、いつ何時どういう要望があるかわからないということを考えれば、状況に応じて時間の長短をするのは、行政サービスというか、町民の声を聞いて進む行政としては、当然必要なのではないかなということがありました。

ただし、ちょっとこれは要望で終わりにしたいんですけども、川上村の図書館に行ったときに興味深かったのが、最初に建てたときは図書館は1階建てだったそうです。それを2階に学習室を造ったということを知っております。2階を増築した際に、当然その後ですけども、1階も含めて2階もWi-Fiがつながるようになっている。つまり、2階で学習する学生にとっては、Wi-Fiが使える。Wi-Fiを経由してパソコン等が使える。

じゃあ、坂城はどうなんだろうと思って改めて調べに行きました。そうしたところによると、2階はどうやらWi-Fiがつながりにくいそうなんですよね。これはもちろん、そういう

ニーズがあるかどうかを調査した上で、Wi-Fiをつなげるようにしていただきたいと思うんですけども、今どきは、やっぱり公共施設はある程度そういうものを整備する必要があるんじゃないかなということは率直に思ったところです。

もちろん、優先順位があるというのは当然そのとおりだと思うんですけども、やはりデジタルとしよ、デジタルの図書館の推進はもちろん大事です。課長ともお話しした中で、これからはそういったものの促進も必要だよねという話はしてきましたが、そうは言っても、図書館が一つの居場所、町民の集う場所であればあるほど、また、これはあまり考えにくいですけども、何かあった際に集う場所であるならば、Wi-Fiはやっぱり整備して、デジタル化された坂城町ということも言えると思うので、それは今後検討していただきたいのかなと思っています。

今回は、認知症と町立図書館についてお聞きしましたが、今回この二つとも、私の身近であり、また、町民の方の話から始まった一般質問になったわけです。今回が任期中最後の一般質問にはなるわけですけども、やはり改めて振り返って印象深いのは、若い子たち、高校生とか大学生、そういった方から本当にこの4年間いろんな声をいただいたことは、私だけではないと思います。後ろにいる先輩議員さんもそうだと思います。これがやっぱり坂城町をつくるんだということを私は強く感じました。

もちろん、諸先輩、私より上の父や母、またそれ以上の世代の方の声はもちろん大事です。ですけども、そういった次代を担う人たちの意見は、やはり、先ほども先輩議員さんからありました。これから10年後、20年後、30年後、そして50年後をつくるためには貴重な意見だと思っております。そういったことに、私もこれからは耳を傾けて、そして実現が可能である、実現ができるだけ可能となるように進んでいきたいと思ひまして、一般質問を終わりにさせていただきます。以上です。

議長（小宮山君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後 0時03分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

6番 大日向進也君の質問を許します。

6番（大日向君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問を行います。

令和3年、葛尾組合ごみ焼却施設が閉炉となり、昨年6月より、ちくま環境エネルギーセンターにおいて、町の可燃ごみの搬入が本格的に行われております。閉炉となった葛尾組合焼却施設の後利用については、常任委員会にて現地視察、聞き取り等が行われており、千曲市にある千曲資源リサイクルセンターの移設計画が検討されているとのことでした。

今回の一般質問では、町の可燃ごみ、不燃ごみがどのくらい排出されているのか、休日に実施されているサンデーリサイクルの回収量、そして閉炉されている葛尾組合ごみ焼却施設の現

状と今後の事業の計画について、最後に、これからの町におけるさらなるごみ減量化、リサイクル等を行うことによる循環型社会形成に向けた取組に対し、どのように対応を行っていくかについて考えをお聞きしていきたいと思います。

それでは、イ. 町より排出される可燃ごみ、不燃ごみについて。

可燃ごみ、不燃ごみの量の推移はということで、毎年状況についてお聞きいたします。町の家庭系、事業系の資源物として、瓶、缶、プラスチック製容器包装、紙類、布類、ペットボトル等を含め、5年の推移をお答えください。また、資源物のうちペットボトルとプラスチック製容器包装の回収量の推移も同じく5年の推移でお答えください。

次に、サンデーリサイクルを月に2回開催しているが、どのようなものが出せて、出されることが多いのでしょうか。サンデーリサイクルにおける過去5年における回収量の推移は。平成22年のサンデーリサイクルスタート時から現在までに、住民の要望を受けて対応した点はあったのでしょうか。

イの最後として、生ごみ処理容器の購入補助の申請状況は。過去5年についてお答えください。

ロといたしまして、ちくま環境エネルギーセンターについて。

葛尾組合での可燃ごみ焼却炉稼働時と比較して、町が負担する委託費に変化はあったのでしょうか。

次に、ちくま環境エネルギーセンターを町民が利用するにあたり、葛尾組合ごみ焼却施設を利用していたときと何か変化はありましたか。これは持込みのごみの料金、持ち込めるごみの種類、ごみの規格等についてです。

続きまして、ハ. 今後の葛尾組合ごみ焼却施設の後利用について。

閉炉に伴い、現在どのような状態となっているのでしょうか。後利用についてはどのようにお考えになっていますか。活用方法について、新施設の事業規模及び費用の見込みはどのくらいでしょうか。焼却施設は解体するとお聞きしております。解体の費用はどのくらいを見込んでいますか。

最後に、来年度以降の事業計画の見通しをお聞きします。

最後に、ニとしてごみ減量化について。

町内では各種団体が資源回収等を行っております。どのような団体が行っているのでしょうか。また、年間の回収量、及び奨励金は過去5年についてお答えください。

また、この資源回収における奨励金の基準はどのようなものでしょうか。

最後に、ごみの再資源化、焼却を減らし、施設への委託費の軽減を行っていくべきであると思います。今後さらなるごみ減量化に向けて、町の考えをお聞きします。

以上、1回目の質問といたします。

町長（山村君） ただいま、大日向議員さんからごみ減量化に向けてということで、イ、ロ、ハ、ニとご質問をいただきました。私からは、その中のハの今後の葛尾組合焼却施設の後利用を中心にお答え申し上げまして、その他の項目につきましては、担当課長から答弁いたします。

さて、これまで長野広域連合では、広域的なごみ処理を推進するため、長野地域ごみ処理広域化計画に基づき、管内8市町村におけるごみ処理施設の統合・整備が行われ、長野市と千曲市にそれぞれ焼却施設を設け、須坂市には最終処分場を整備し、事業を進めてまいりました。

平成31年3月からながの環境エネルギーセンターが本稼働し、令和3年2月からは最終処分場エコパーク須坂における埋立業務を開始いたしました。また、昨年、令和4年6月からはちくま環境エネルギーセンターの本稼働により、長野地域における可燃ごみ処理の広域化計画に基づく施設整備は完了したところであります。

ながの、ちくまの両環境エネルギーセンターにつきましては、現在まで安定した稼働を続けている状況であり、エコパーク須坂の埋立てにつきましても万全な体制で作業を進めており、今後も着実な施設運営に努めるよう、長野広域連合はじめ、構成市町村と連携を図ってまいります。

ご質問の今後の葛尾組合焼却施設の後利用であります。ちくま環境エネルギーセンターへの移行に伴い、葛尾組合の焼却施設は、令和3年10月8日に収集の受入れを終了し、10月25日の閉炉式をもって、その役割を終えたところであります。

閉炉に伴う現在の状態につきましては、焼却炉の運転終了から閉炉までの間に全ての焼却灰の搬出を行うとともに、ごみピット内の残物の処理を行い、令和4年1月に県の検査を受けた上で、使用廃止の届出を行ったところであります。

現在、焼却施設は無人の状態ですが、搬入路・搬出路には車止めのチェーンや三角コーン等を設置するなど、外部からの進入防止の措置を行うとともに、建物には施錠をし、定期的に施設・設備の見回り点検を実施しております。

葛尾組合焼却施設の後利用につきましては、長野広域連合の第3期長野地域循環型社会形成推進地域計画に位置づける中で、解体跡地に新たな廃棄物処理施設を整備することを方向づけたところであります。

具体的には、各種環境調査等を実施した上で、既存の焼却施設を解体撤去するとともに、昭和45年に設置後、50年以上が経過し老朽化が著しい上山田不燃物処理場の機能を葛尾組合敷地内に移設したいと考えており、既存のプラスチック等ストックヤードを含め、分散しているリサイクル等の廃棄物処理を集約して一体的な管理・運営をすることにより業務の効率化を図り、不燃ごみや缶、瓶、プラスチック製容器包装、ペットボトルとともに、今後予定されている製品プラスチックの分別収集など、新たな処理に対応できる施設を整備するよう動き出したところであります。

計画1年目となる今年度は、施設整備基本計画の作成や生活環境影響調査、測量調査のほか、地質、アスベスト・ダイオキシン、土壌汚染の調査などを実施したところであります。

続いて、新施設の事業規模及び費用の見込みでありますけれども、施設規模といたしましては、不燃ごみが1日当たり約3トン、資源物は1日当たり約7トン、合計1日当たり約10トンの処理能力を備えた施設を想定しているところであります。

また、事業費といたしまして、新リサイクルセンター施設整備に係る費用につきましては、おおむね23億円、焼却施設の解体撤去に係る費用につきましては、おおむね10億円を見込んでいます。

次に、来年度以降の事業計画の見通しであります。令和5年度に工事請負業者を決定し、6年度には既存焼却施設を解体撤去し、7年度から8年度において新リサイクルセンターの建設を計画しているところであります。

長野地域のごみ処理広域化に伴い、ごみの焼却業務は終了したところでありますが、引き続き、葬祭、霊園業務を行っていくとともに、複合的に不燃物・資源物処理も行っていきたいと考えております。

これから本格化する新リサイクルセンターの整備をはじめ、葛尾霊園においては新たに合葬墓を整備するなど、構成する千曲市と連携を図るとともに、葛尾組合議会にお諮りする中で、組合業務のさらなる推進に取り組んでまいりたいと考えております。

住民環境課長（竹内君） 私からは、1のごみ減量化に向けてのうち、イの町より排出される可燃ごみ、不燃ごみについてと、ロのちくま環境エネルギーセンターについて、ニのごみ減量化について、順次お答えいたします。

まず、坂城町で排出された過去5年間の可燃ごみ・不燃ごみ及び資源物について、家庭系、事業系それぞれの排出量と推移を、増減は全て前年度対比で申し上げます。

家庭系可燃ごみから順に、平成29年度が2,400トン、平成30年度が2,420トンでプラス0.8%、令和元年度が2,456トンでプラス1.5%、令和2年度が2,455トンでマイナス0.04%、令和3年度が2,444トンでマイナス0.45%であります。

事業系可燃ごみは、平成29年度が1,755トン、平成30年度が1,781トンでプラス1.5%、令和元年度が1,779トンでプラス0.1%、令和2年度が1,605トンでマイナス9.78%、令和3年度が1,558トンでマイナス2.93%でありました。

可燃ごみは、家庭系、事業系ともここ数年ほぼ横ばい傾向で推移しておりましたが、令和2年度は事業系可燃ごみが、コロナ禍による経済活動の自粛・停滞の影響と推測される要因から大きく減少し、令和3年度実績においても減少となったほか、家庭系も令和2年度と3年度は減少となっております。

次に、家庭系不燃ごみは、平成29年度が125トン、平成30年度が140トンでプラス12%、令和元年度が139トンでマイナス0.7%、令和2年度が156トンでプラス12.23%、令和3年度が139トンでマイナス10.9%であります。

事業系不燃ごみは、平成29年度が17トン、平成30年度が23トンでプラス35.3%、令和元年度が29トンでプラス26.1%、令和2年度が28トンでマイナス3.45%、令和3年度が29トンでプラス3.57%でありました。

続いて、家庭系資源物、これは、瓶、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類、布類、小型家電、集団回収の合計で、平成29年度が636トン、平成30年度が567トンでマイナス10.8%、令和元年度が547トンでマイナス3.5%、令和2年度が508トンでマイナス7.13%、令和3年度が500トンでマイナス1.57%と、年々減少が続いております。

事業系資源物につきましては、品目は、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装の合計で、平成29年度から令和元年度がそれぞれ5トン、令和2年度が6トン、令和3年度が5トンの回収量でありました。

資源物のうち、ペットボトルとプラスチック製容器包装の回収量と推移でございますが、家庭系と事業系を合わせた量で申し上げます。

ペットボトルは、平成29年度が7トン、平成30年度が9トンでプラス28.6%、令和元年度が8トンでマイナス11.1%、令和2年度が8トンで増減なし、令和3年度が7トンでマイナス12.5%であります。

また、プラスチック製容器包装は、平成29年度が73トン、平成30年度が70トンで、マイナス4.1%、令和元年度が69トンでマイナス1.4%、令和2年度が68トンでマイナス1.45%、令和3年度が75トンでプラス10.29%でありました。

次に、サンデーリサイクルでは、瓶、缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙類、布類、小型家電を回収しております。多く出される品目は、直近の令和3年度重量ベースの割合で申し上げますと、紙類が52%、瓶類が20%を占めております。また、過去5年間で増えている品目は、平成29年度以降、ペットボトル、プラスチック製容器包装が毎年増加しているほか、令和2年度からは雑誌、ダンボールが増加しており、コロナ禍でのライフスタイルを反映しているものと推測されます。

過去5年間のサンデーリサイクルでの資源物の回収量の推移は、平成29年度が57トン、平成30年度が60トンでプラス5.3%、令和元年度が62トンでプラス3.3%、令和2年度が86トンでプラス38.71%、令和3年度が91トンでプラス5.81%でありました。

次に、サンデーリサイクルにつきまして、住民の要望により対応した点ではありますが、平成

22年度に、月1回ペースでスタートした後、ごみ減量化・資源化地区別懇談会等でご要望を受け、平成26年度からは月2回の実施といたしました。また、ご要望以外にも、小型家電を回収品目に加え、住民の皆様の排出機会の充実とリサイクルの促進を図ってまいりました。

次に、生ごみ堆肥化容器購入費補助金の過去5年間の申請状況ではありますが、補助金の内容は、生ごみの減量化、堆肥化促進を目的に、購入費用の2分の1、5万円を上限に補助金を交付しており、申請の状況は、平成29年度15件、平成30年度16件、令和元年度13件、令和2年度20件、令和3年度18件であります。

続きまして、ロのちくま環境エネルギーセンターについてお答えをいたします。

葛尾組合焼却炉稼働時と比較して、町の収集運搬委託費の変化ではありますが、通年、葛尾組合焼却施設に運搬していた令和2年度の924万円と比較いたしますと、ちくま環境エネルギーセンターに移行した令和4年度の委託料は1,100万円となり、176万円の増加となっております。

可燃ごみの収集運搬業務委託は、可燃ごみ単独ではなく、不燃ごみと併せて委託しているため、単純な比較はできないものの、上山田の葛尾組合不燃物処理場への運搬距離には変化がないことから、委託費増加の主な要因は、可燃ごみの搬入に係る距離の延伸と、それに伴う業務時間の増加によると捉えております。

次に、ちくま環境エネルギーセンター利用にあたっての葛尾組合との変化ではありますが、まず、受入日が月曜日から金曜日に加え、土曜日の午前も受入れ可能となりました。受入時間は午前が8時30分から11時30分まで、午後は1時から4時30分までとなっております。搬入のたびにゴミ搬入申込書の提出と、免許証等の本人確認書類の提示が必要となっております。

処理料金につきましては、葛尾組合が20キロまで400円、超過は10キロまでごとに200円であったものが、長野広域連合の処理料金は、10キロまでごとに170円となっております。

また、持ち込めるごみの種類とその規格につきましては、ちくま環境エネルギーセンターには粗大ごみの破砕機が設置されたため、葛尾組合では受入れができなかった可燃性の粗大ごみも、1メートル×1.5メートル×3メートル以内のサイズで、金属等の燃えないものを取り除けば、持込みが可能であります。

これら変更点につきましては、稼働前の令和3年8月から11月にかけて、町内全区を対象に開催した新焼却施設の説明会及びごみ減量化・資源化地区別懇談会や「広報さかき」、町ホームページ等のほか、令和3年度に作成し、全戸に配布した「資源物とごみの分け方・出し方・減らし方」冊子の裏表紙にも掲載し、周知を図っております。

次に、ニのごみ減量化についてではありますが、町では、一般廃棄物の減量化・資源化促進のため、家庭から排出される資源物、具体的には紙類、金属類、布類、瓶類を、営利を目的とし

ない団体が回収したものに対して、1キログラム当たり2円、瓶類に関しては50本につき50円を基準に奨励金を交付しております。

資源物回収に取り組まれる団体としましては、主に、学校、保育園、幼稚園等のPTAのほか、地域の育成会の皆さんなどであります。

過去5年間の回収量と奨励金につきましては、平成29年度が253トンで50万4,480円、平成30年度が203トンで46万4,842円、令和元年度が183トンで36万5,656円、令和2年度が124トンで24万1,036円、令和3年度が123トンで24万5,964円という状況であります。

続いて、今後さらなるごみ減量化に向けての考えであります。町では、資源物の分別収集をはじめとして、生ごみ処理機等の購入費用の補助、サンデーリサイクルの実施、使用済小型家電の無料回収、紙類リサイクルボックス設置による資源物収集の促進、また、町内3小学校の4年生を対象とした環境学習のほか、全区を対象としたごみの減量化・資源化懇談会の実施など、ごみの減量化・資源化促進のための情報提供と啓発活動などに取り組んでおります。

また、今年度新たに小学4年生の環境学習の一環として、ごみ減量化推進委員会主催による第1回「小学生環境に関する標語コンクール2022」を行い、環境やごみについて考えた75作品が寄せられました。このような取組を通じて、ごみ減量化・資源化の意識が広まることを期待するところであります。

町といたしましては、消費型のライフスタイルを見直して環境への負荷を低減し、限りある資源を繰り返し活用する循環型社会の実現が、今後ますます重要になるものと認識しております。

また、長野広域連合の関係市町村として、最終処分場を延命させるためにも、ごみの排出量を減らすことが必要であり、ごみ減量化・資源化を促進していくためには、消費者、市町村、事業者がそれぞれの役割を果たすことが重要であります。

町といたしましては、引き続き、町民の皆様のご協力をいただきながら、ごみの減量化・資源化に向けた施策の継続と啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 町長、担当課長より答弁がありました。まず、町における可燃ごみの排出量について、年々減少傾向にあることがわかりました。しかし、コロナの影響もあるのか、家庭時間が長くなったこともあり、微々たる数値ではありますが、増減があることがまたわかりました。

サンデーリサイクルについては、資源物の収集が一度に行えるため、通常の回収と比べ利便性が高いと感じる人も多いようで、多くの方が利用されています。

また、生ごみ処理機の実績については、購入金額の2分の1以内ですかね、上限5万円が補助されており、家庭から出される生ごみの排出抑制に少なからずつながっているのではないかと

と思われました。

次に、葛尾組合ごみ焼却施設の後利用についてですが、これまで常任委員会等で何度かお聞きはしておりますが、今回詳細に今後の計画についてお答えいただきました。事業が遅れることなく、計画どおりに行われることを望みます。また、住民の理解が得られた有意義な施設の整備となるようお願いいたします。

最後に、ごみ減量化についてですが、行政からの働きかけも大事と思いますが、私たち一人一人が生活していく中で、ごみを減らしていく努力を今まで以上に行っていくべきだと感じております。この場で使う言葉ではないかもしれませんが、自助・共助・公助、自ら、共に、公のお互いの思いやりを携えながら生活について考えていくことも、ごみの減量化につながっていくのではないかと思います。ぜひ官民が一体となり、ごみ排出量削減について考えてほしいと思います。

そこでなのですが、2点再質問を行います。ちくま環境エネルギーセンターでは、1日約100トンの焼却処理能力があるとお聞きしております。現在の処理量についてお尋ねします。

それともう1点、可燃ごみを処理する上で問題となるのが、やはり生ごみに含まれる水分です。焼却過程で焼却能力や炉の劣化に影響を与える一番の要因であると思います。町として生ごみ処理容器の購入補助や段ボールコンポストのほかに、削減する手だて等は何か考えていらっしゃるでしょうか。再質問いたします。

住民環境課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。1点目のちくま環境エネルギーセンターのごみ処理量であります。ちくま環境エネルギーセンターには、1日50トンの処理に対応できる焼却炉が2炉備わり、1日の処理能力は100トンでございます。同センターでは、ごみの搬入量等の状況を見ながら、1炉ごとの交互運転や2炉同時運転などにより焼却を行っております。

現在の焼却量につきましては、1日平均の焼却量で申し上げますと、本稼働が開始した昨年6月から直近の2月末まで9か月間の焼却量は、合計1万8,214トンであり、焼却日数259日で算出いたしますと、1日当たりの平均で70.3トンを焼却しているところでございます。

続きまして、2点目の生ごみ減量化の取組についてであります。先ほども触れましたように、町では家庭からの生ごみ減量化・資源化のため、町民の皆さんが生ごみ処理機及び堆肥化容器等を購入する費用に対して、購入費用の2分の1以内で補助を行っており、平成29年度からは補助限度額を5万円に増額して普及に努めております。対象となるものは、電気式生ごみ処理機、コンポスト容器、EM容器、その他生ごみの減量または資源化効果の得られる処理容器等でございます。

このほかにも、家庭で段ボール箱を使ってできる段ボールコンポストによる堆肥化を推奨し

ており、坂城町ごみ減量化推進委員の皆さんと連携し、各地区へ出向いて生ごみ堆肥化の実演を行うなど資源化の推進に努めているところであります。

また、生ごみの水切りや食品ロスなどについて、生ごみ減量化に関する内容を広報や町ホームページに掲載し、周知を図っているところでございます。

町といたしましては、引き続き町民の皆様のご協力をいただきながら、生ごみ減量化の施策に取り組んでまいりたいと考えております。

6番（大日向君） 担当課長より再質問の答弁がありました。ちくま環境エネルギーセンターが稼働を開始し、1年がたとうとしております。1日平均で約70トンのごみが焼却されている、最大焼却量は下回っておりますが、施設の長寿命化のため、各家庭より出されるごみの量を削減していくことが大事なのではないかと感じました。

その中で、家庭から出される生ごみをいかに減らしていくかについてですが、お答えにもありましたが、町にはごみ減量化推進委員さんがいらっしゃいます。昨年、議会報でも記事に取り上げさせていただきました。会長の池田令子さんは、記事の中で、当町における1人当たりのごみの排出量が多い。1人1日10グラム、プチトマト1個のごみを減らせば、町全体で年間50トンのごみ減量になるとおっしゃっておりました。このような団体と協力体制を取りながら、一層のごみ減量化に努めていただきたいと思います。

最後の質問は、町から出されるごみをいかに減らしていくかということについて質問いたしました。生きていく上でごみが出るのは仕方がないのですが、再資源化、再利用をすることを考えていくことも大事であると思います。

葛尾組合ごみ焼却施設の後利用については、新たなリサイクルセンターの整備を計画中のことです。他市町村にはない最先端の施設となることを願います。

終わりに、1人1日プチトマト1個分のごみを減らそうを再度お伝えし、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

次回は10日午前10時から会議を開き、引き続き一般質問及び条例案等の審議、一般会計予算案総括質疑、各特別会計予算案総括質疑等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2時05分）

3月10日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 11名
- | | | | |
|------|----------|------|----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 8番議員 | 栗田 隆 君 |
| 2 " | 大森 茂彦 君 | 11 " | 吉川 まゆみ 君 |
| 3 " | 山城 峻一 君 | 12 " | 西沢 悦子 君 |
| 4 " | 祢津 明子 君 | 13 " | 塩野入 猛 君 |
| 6 " | 大日向 進也 君 | 14 " | 中嶋 登 君 |
| 7 " | 玉川 清史 君 | | |
2. 欠席議員 9番議員 朝倉 国勝 君
10番議員 滝沢 幸映 君
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|---------|
| 町 長 | 山村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮嶋 和博 君 |
| 財 政 係 長 | |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 宮下 佑耶 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | 竹内 優子 君 |
| 子 ども 支 援 室 長 | 細田 美香 君 |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北村 一朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 安全安心なまちづくりについてほか 祢津明子 議員

(2) デマンド交通乗り合いタクシーについてほか 吉川まゆみ 議員

第 2 発委第 1 号 坂城町議会の個人情報保護に関する条例の制定について

第 3 議案第 9 号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について

第 4 議案第 10 号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 11 号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 12 号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 13 号 坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 14 号 令和 5 年度坂城町一般会計予算について

第 9 議案第 15 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 10 議案第 16 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 11 議案第 17 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 12 議案第 18 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に 9 番 朝倉国勝君、10 番 滝沢幸映君から欠席の届出がなされております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「一般質問」

議長（小宮山君） 初めに、4 番 祢津明子さんの質問を許します。

4 番（祢津さん） おはようございます。ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

今回は任期最後の議会ということで、感慨深いものがあります。4 年間を振り返ると、子ども

ものを中心に質問してきました。そして任期最後も大切な宝である子どもたちのために質問したいと思います。

私は、この4年間約300日、朝の登校班の見守りを続けました。その経験を踏まえて順次質問したいと思います。

1. 安全安心なまちづくりについて

イ. 地域防犯対策について

千曲警察署の資料によりますと、坂城町の刑法犯発生状況は、平成29年から令和元年の3年間で粗暴犯3件、窃盗犯68件、知能犯14件、風俗犯1件、その他12件、3年間で98件発生しています。そして、令和元年度千曲警察署管内の町内事故発生件数は248件、死者4名、傷者302名です。

住民の生活様式が多様化するにつれ、犯罪の形態も広域化、凶暴化する中、安全で安心して生活できる環境をつくるためには、町ぐるみの防犯対策が大切です。現在、当町も交通安全推進団体などと推進し、交通安全意識の啓発に取り組み、地域の交通危険箇所を把握し、交通安全対策を図っているものと思います。

そこで、5点お伺いいたします。1点目として、学校での交通安全教育・防犯教育の現状はどのようになっているのでしょうか。

2点目として、通学路の見守り活動の担い手の確保が必要であると考えますが、町のご見解をお聞きます。

3点目として、警察からの不審者などの情報提供があった際の情報配信の現況はどのようになっているのでしょうか。

4点目として、防犯灯の整備状況と、防犯灯の新設要望から設置までの流れはどのようになっているのでしょうか。

5点目として、防犯カメラを幹線道路や公共施設等に設置する必要があると考えますが、町のご見解をお聞きます。

以上、5点お尋ねいたします。

教育文化課長（長崎さん） 1. 安全安心なまちづくりについて、イ. 地域防犯対策についてのご質問のうち、学校での交通安全教育・防犯教育の現状と通学路の見守り活動の担い手についてお答えいたします。

初めに、学校での交通安全教育につきましては、小中学校ごと交通事故防止に向け、各学年の実態に合わせ、交通ルールの理解と交通安全に対する意識の向上を図る目的で実施しております。

小学校における交通安全教育につきましては、正しい歩行の仕方や自転車の乗り方を身につけ、交通事故の恐ろしさを理解し、危険予測ができるようになることなどを目的に、全国交通

安全運動の時期に合わせ、春と秋の年2回の交通安全教室を開催しております。

内容といたしましては、道路での歩行や自転車の乗り方についての講演のほか、交通安全のDVDなどの動画の視聴、ダミー人形を使った衝突実験・死角の学習などを実施し、千曲警察署や千曲交通安全協会坂城支部などの関係機関のご協力をいただく中で開催しております。

学年ごとの取組といたしましては、小学3年生を対象に、校庭に模擬道路を作成し、自転車の乗り方について実践も交えた指導を行い、交通安全教室終了後は、保護者の許可が得られた段階で一般の公道でも自転車を利用することができることとしており、4年生以上からは、毎年、各家庭に自転車の整備・点検の方法を周知するとともに、事故防止への協力をお願いしているところでございます。

また、中学校におきましても、新年度が始まった4月上旬に千曲警察署から講師を派遣していただき、交通安全教室を開催しております。内容といたしましては、交通事故の起きやすい場所や場面、安全な歩き方や自転車の乗り方の説明など、生徒には内容等の確認の意味も含めて、感想等を当日の生活記録に記入、提出させるとともに、学年だよりなどにより、保護者への発信も行っているところでございます。

自転車通学を行う生徒につきましては、新年度の初日に自転車使用申請書等を提出してもらい、学校長の許可により使用できることとしており、全校生徒を対象とする交通安全教室とは別に、自転車通学する生徒への指導を行っております。

このほか、各小中学校において、春と秋の年2回、通学路の主要な交差点や校門前など、朝の登校時にPTA校外指導部の皆さんと教職員が分担し、校外指導も行っているところでございます。

続きまして、防犯教育の現状についてのご質問でございますが、各学校において、危機管理マニュアルを作成し、様々な危険から身を守るための安全指導を行っております。その中で、声かけ、誘い、付きまとい、写真撮影等、いわゆる不審者から身を守るための対策について、教職員が共通理解の下、児童・生徒が自分の力で自分の安全を確かなものにできるようになること、また自分の命は自分で守ることを念頭に置き、日頃から指導を行っているところでございます。

日常的な対策として、危険を察知できるような子ども自身の意識を育てることも、防犯対策として効果があることから、警視庁が考案した誘拐などから子ども自身が身を守るための行動をまとめた標語「いかのおすし」を活用した安全指導を行い、各家庭においても共通認識として、ご理解いただいているところでございます。

小学校の登下校時の対策といたしましては、「いかのおすし」の五つの行動指針を基本とし、例えば、大きな声が出せない状況などを考慮して、防犯ブザーや笛を身につけ、いざというときに鳴らせるよう指導しているほか、1人にならないよう、登校班、学年、近所ごとまとまっ

での登下校や、決められた通学路を通ることなどを指導するとともに、定期的に街頭指導として教職員が登下校を見守る活動も行っております。

また、警察署の取組として行われている、子どもが犯罪や声かけ事案等の被害に遭う、または遭いそうになった場合における保護や通報、見守り活動等を自主的に行うことを目的に、警察署長から委嘱される子どもを守る安心の家事業についても活用しているところでございます。

この安心の家につきましては、地域の実態に応じ、原則として小学校ごと防犯協会や各自治会、PTA等の協力を得て、通学路や子どもが集まる公園等の周辺にある民家、商店などから選定し、登下校の時間帯や子どもが屋外で遊ぶ時間帯に恒常的に人がいるなど、安心の家として機能できる施設などに委嘱されており、当町では、各学校からお願いしてご協力いただいている民家や店舗など、約150軒が登録されております。

また、いざという時のために安心の家を活用できるよう、各学校で作成している「安全マップ」により周知、確認するとともに、年度当初の集団下校の際には、教職員が子どもたちと実際に現地を確認しているところでございます。

このほかの対策といたしましては、毎年実施している防犯教室などによる不審者対応訓練や、地域のボランティアによる登下校時の見守り活動のほか、不審者の情報があった際には、「すぐメール」により全ての保護者に対し注意喚起を行うとともに、必要に応じて全町に対しましても情報の提供や注意喚起を促しております。また、付近の見回り活動など、警察と連携して安全確認を行うとともに、必要に応じて対策の検討も行っているところでございます。

続きまして、通学路の見守り活動の担い手の確保についてであります。現在、長野県では、学校と地域住民の協働により子どもたちの豊かな成長を支えるため、地域と共にある学校づくりを推進し、学校運営参画、協働活動、学校評価機能を一体的・持続的に実施する仕組みとして、信州型コミュニティスクールを構築し、当町でも全ての小中学校で導入しております。

各学校では、それぞれ運営委員会等を組織し、地域住民や保護者の皆さんにもボランティアとしてご参加いただく中で、キャリア教育や環境整備、学習支援、学校行事支援、登下校の安全など、多岐にわたり活動していただいております。通学路の見守り活動についても一連の活動の一つとしてご協力をいただいているところでございます。

町といたしましては、交通安全、防犯の両面からも、地域のボランティアの皆さんや保護者の皆さんによる通学路の見守り活動は必要不可欠であると認識しており、今後も継続して担い手を確保できるよう、各学校と連携して取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

今後も引き続き、教育委員会と各学校がご家庭や関係機関、自治会、PTAなどと連携する中で、児童・生徒の安全の確保に努めるとともに、学校における交通安全教育・防犯教育を進めてまいりたいと考えております。

住民環境課長（竹内君） イの地域防犯対策について、順次お答えいたします。

初めに、警察からの不審者などの情報提供があった際の情報配信の現況についてであります。が、県警本部や各警察署では、子どもや女性に対する声かけ事案や性犯罪等の発生状況等をはじめ、電話でお金詐欺の前兆事案、刃物などを使用した凶悪犯罪等の発生状況などの防犯情報、交通事故の発生情報等の交通安全情報、台風、大雨、地震等の災害に関する情報等の防災情報をはじめ、ライポくん安心メールにより、あらかじめ登録した方に配信しております。

学校関係においては、ライポくん安心メールに登録し、そこから得た情報を学校側から「すぐメール」により保護者へ配信するといった活用もされております。

また、町でも「すぐメール」により各種情報を配信しておりますが、警察から不審者などの情報提供があった場合は、配信カテゴリの中の安心・安全情報として配信するほか、必要に応じて防災行政無線でも周知することとしております。

なお、「すぐメール」につきましては、千曲警察署及び千曲坂城消防本部と「さかきまちすぐメール」の運用に関する協定を締結しており、不審者情報や電話でお金詐欺の前兆電話や火災の発生の際など、警察署や消防署が町民の安心・安全が脅かされると判断される事態が生じた場合や、生じるおそれがあると判断した場合は、それぞれ直接配信を行うことで迅速な情報伝達が可能となっております。

町といたしましては、地域の安全・安心のため、多重的な情報伝達手段の確保が重要であるとの認識から、さきに申し上げました情報伝達手段を有効に活用して、引き続き、地域と連携した防犯体制の強化の推進を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、防犯灯の整備状況と防犯灯の新設要望から設置までの流れについてお答えいたします。まず、防犯灯の整備状況につきましては、2月末現在、町管理の防犯灯が725灯、区管理の防犯灯が880灯の合計1,605灯となっております。

次に、防犯灯の新設要望から設置までの流れについてであります。地域からの防犯灯の新設・移設・改修等の要望につきましては、各区長さんに、次年度の防犯灯設置・移設等要望書の提出を依頼し、地域や育成会等からの要望を取りまとめていただいた上で、年が明けた2月末までにご提出いただいております。また、各小中学校のPTAから通学路への防犯灯の設置要望等があった場合は、教育委員会を通じて要望が寄せられます。

町では、各区からご提出いただいた防犯灯設置・移設等要望箇所について、区長さんをはじめ地区役員さんにお立会いただく中で現地調査を行います。同様に、PTAからの要望につきましては、教育委員会や先生方、PTA役員の保護者の皆さんと現地調査を行っているところでもあります。

そうした現地調査を踏まえ、通学路の状況、既存の防犯灯などの街路照明からの距離、道路の見通し、住宅地の状況、特に交通の危険が認められる場所や防犯上必要と認められる場所などを勘案し、優先度が高いものから予算の範囲内で実施箇所を決定し、順次、設置・移設等の

工事を行っているところでございます。

続きまして、防犯カメラを幹線道路や公共施設等に設置する必要があると考えるが町の見解はとのご質問でございますが、町では、犯罪の予防及び事故の防止を目的に、町施設などに防犯カメラを設置しており、現在、役場庁舎や小中学校をはじめ、坂城駅及びテクノさかき駅などの公共施設等に設置しているところであります。

各施設におきましては、それぞれ施設への人の出入りが確認できる箇所に防犯カメラを設置しており、併せて出入口などに防犯カメラが作動していることを表示することで、犯罪予防のために機能しているものと考えております。

また、坂城駅、テクノさかき駅などにおいては、これまでも警察からの要請に応じて、発生した犯罪の捜査のため、録画された防犯カメラ映像の閲覧または提供により、事件の早期解決に向けた協力も行っております。

幹線道路につきましては、国道18号線田町交差点付近に国土交通省関東地方整備局長野国道事務所が管理する道路管理用カメラが1台設置されている状況でございます。

町といたしましては、現状の町施設への防犯カメラの設置と管理・運用に関しましては、おおむね適切な配備が完了していると考えておりますが、今後も、各施設の利用状況や社会情勢の変化に合わせ、適切な配備及び管理・運用に努め、犯罪の未然防止を中心とした安心安全のまちづくりを推進してまいりたいと考えているところであります。

4番（柗津さん） ご答弁いただきました。1点再質問いたします。町民が安全に外出できるよう、犯罪が起こりにくい環境をつくっていく必要があると考えますが、町のご見解をお聞きいたします。

住民環境課長（竹内君） 犯罪が起きにくい環境づくりの必要性についての再質問にお答えします。複雑化する社会情勢を背景に、特に高齢者を対象とした電話でお金詐欺の被害、また、子どもや女性が被害者となる事件が大きな問題となっております。そうした犯罪から住民を守り、住民生活の安全を確保するため、犯罪が起きにくい環境づくりは非常に重要であると考えているところでございます。

犯罪が起きにくい環境づくりとは、地域社会の環境づくり、つまり犯罪に遭わない、起こさせないための安全で安心して暮らせる環境づくりへの取組であり、先ほど申しあげました防犯灯の整備や防犯カメラの維持・管理は最も重要な取組の一つとして、今後も推進してまいりたいと考えているところでございます。

また、そうしたハード面だけでなく、地域ぐるみで誰もが安心して暮らすことができる取組が必要不可欠であります。例えば、自転車盗や車上狙い、空き巣などは、施錠をしっかりとするなどといった町民の皆様一人一人の防犯意識の向上により防ぐことができ、地域社会における連帯した人の目も、防犯カメラ以上に身近に起こり得る犯罪の抑止効果として非常に大きいも

のがあると言われております。

町といたしましては、引き続き、防犯活動を積極的に展開し、町民の皆様の防犯意識の向上を図り、あわせて、町民、警察、学校、町防犯協会などの関係機関との連携強化に努め、犯罪に遭わない、起こさせないための地域ぐるみで誰もが安心して暮らすことができる犯罪の起きにくい環境づくりをさらに推進してまいりたいと考えているところでございます。

4番（柗津さん） ご答弁いただきました。神奈川県小田原市は、子どもの安心かつ安全な暮らしを実現するため、おだわらっ子見守りサービスをスタートしました。そのサービスと協定を締結した、どこに（「おった」か分かる）安心がキャッチフレーズである株式会社otta（オッタ）の見守り人アプリというものがあります。アプリをインストールするだけで、ふだんの散歩やお出かけが地域を見守る活動になるアプリです。見守り端末を持つお子様や高齢者と擦れ違った場所をスマホ経由で保護者など家庭に伝えるというものです。ぜひ、このようなIoTを活用した見守りサービスなどを検討し、子どもたちが安心して暮らせるまちづくりをしていただきたいと考えます。

子どもたちの未来は社会の未来です。人は年を取り、いつか子どもたちが町の未来をつくります。子どもを応援することは、自分自身の未来を応援することでもあります。未来を担う子どもたちをみんなで応援する、子どもたちのことは未来への投資なのです。皆さんのお力で子どもたちを温かく見守ってください。

次に、2. がん対策について。

イ. がん患者の支援について

2月23日に「信州のがん最前線」という番組が長野朝日放送で放映されました。abn（長野朝日放送）では、開局20周年を機に、2012年1月、信州がんプロジェクトを立ち上げ、知ろう、考えよう、がんのことをコンセプトに、番組などを通じてがんに関する確かな情報を届け、がんを負けない社会を目指して取り組んでいます。

日本人の2人に1人ががんになる時代、一方で医療の進歩に伴い、早期発見、治療で治る可能性は高まり、がんイコール不治の病のイメージは大きく変貌しつつあります。がん患者の3人に1人は働く世代で、治療と仕事の両立など、がんとともに歩む生き方が大きな課題となっています。

今回の放送では、AYA世代のがんがテーマでした。AYA世代という言葉は聞いたことがあるかと思います。英語の思春期、若年青年の頭文字を取ったもので、主にごん治療の分野で使われる言葉です。15歳から39歳までの世代を指します。

国内では毎年約100万人ががんと診断されていますが、AYA世代は約2万人です。全体に占める割合は僅か2%ですが、就学、就労、結婚、出産などライフステージに大きな影響を与えます。今、AYA世代のがん治療はどうなっているのかについて、患者の声や専門家の見

解などを通して県内の最新事情を紹介していました。

そこで3点お伺いいたします。1点目として、町におけるAYA世代のがんの現状はどのようになっているのでしょうか。

2点目として、本町のアピアランスケアに対する考え方についてお聞きします。

3点目として、アピアランスケアの取組の一つとして、医療用ウィッグ、補正具の購入費助成等が必要だと考えますが、町のご見解をお聞きします。

以上、3点お尋ねいたします。

町長（山村君） ただいま、祢津議員さんからがん対策についてということでご質問いただきました。がんは、昭和56年から日本における死因の第1位となり、現在では、男性の2人に1人、女性の3人に1人が生涯のうちにがんにかかる可能性があるとされております。

厚生労働省が公表した令和3年の人口動態統計によりますと、がんによる死亡は、男性が22万2,467人、女性が15万9,038人で、部位的に見ますと、男性は肺がん、大腸がん、胃がん、すい臓がん、肝臓がんの順に多く、女性は大腸がん、肺がん、すい臓がん、乳がん、胃がんの順となっております。

町における、がんにより亡くなられた方の状況を申し上げますと、令和2年から4年において、男性は肺がん、すい臓がん、大腸がんが多く、女性は大腸がん、肺がん、すい臓がんが多いという状況となっております。

また、町のがん患者数につきましては、令和2年国勢調査に基づく推計値で112人、人口に対する割合で0.7%の方が新規患者とされており、以前から治療を継続されている方などを合わせますと、がんに罹患されておられる方はさらに多いものと拝察いたすところであります。

ご質問の、町のAYA世代におけるがんの状況についてであります。先ほども話がありましたが、まず、AYA世代というのは、思春期から若年成人という意味の英語、Adolescent and Young Adultの頭文字を取ったAYAというもので、15から39歳までの若い世代の方を指すものであります。

町におきましては、AYA世代に限らず、がん罹患されている方の状況は把握できないことから、町の状況は申し上げられませんが、国立がん研究センターによると、日本におきましては、毎年約2万人のAYA世代の方ががんを発症すると推定されており、子どもから大人への移行期も含まれるため、小児で発症することが多いがんと、成人で発症することが多いがんの両方の種類が存在するとのことでございます。

15から19歳では、小児期と同様に白血病、胚細胞腫瘍・性腺腫瘍、リンパ腫などが多く、20から29歳では胚細胞腫瘍・性腺腫瘍、甲状腺がん、30から39歳では乳がん、子宮頸がん、大腸がんなど、成人に多いがんが多くなるとされております。

続きまして、町のアピアランスケアに対する考え方はとのご質問であります。アピアランスケアとは、医学的・整容的、容姿ですね。心理社会的支援を用いて、外見の変化を補完し、外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアとされ、がんの治療やその副作用により外見の変容が生じた方に対し、頭髪補正具や乳房補正具など、外見の変容を補完するものであります。

がんの治療を受けながら仕事や家事を行う方も増えている中、外見が変わることで人に会うことが苦痛に感じるなど、社会生活が困難となる場合もあることから、アピアランスケアにつきましては、大変重要であると考えております。

お話もありました医療用ウィッグ、補正具等の購入費の助成につきましては、令和5年度から市町村と県が共同し、対象となる補正具等の購入費用の一部を助成する事業が開始されるとお聞きしておりますので、町におきましても、助成の実施につきまして検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

4番（柗津さん） ご答弁いただきました。現在、県では購入費助成を検討しています。県が検討しているのは、市町村が実施する助成に対しての費用を補助するという内容です。県保健・疾病対策課の担当者も、患者の社会参加を支援する必要があるとしています。

先日、千曲・坂城選出の竹内県議も一般質問されていましたが、現在、県内でアピアランスケア助成事業を実施している市町村はないとのことです。がん患者にとって、居住市町村が事業を開始しなければ助成を受けられません。ぜひ、坂城町から声を上げてください。

A Y A世代のがん患者の在宅ケアに関しても、この世代は介護サービスの対象ではありません。終末期も含め、自宅で家族と過ごせるよう、在宅療養、支援も大切になります。在宅療養も含め、がんとともに働き、生きることができると社会の実現のため、ぜひお力添えをお願いしたいと思います。

今年は、3月4日から12日まで、A Y A世代のがんへの社会の理解と支援を広げるための強化週間です。今まさにその期間です。がんの今とつながる1週間にしていきたいと思います。

4年前、私は他人の意思や考えを伝えるだけの代理人ではなく、自分を選んでくれた人々の意思や要求や利益をしっかりと判断していく代表者として、また、自分なりに町民の様々な声をそしゃくし、対話で行政と町民の橋渡しになることを誓い、議員としてスタートしたことを思い出します。議員の任期と同時に令和がスタートし、10月には令和元年19号台風があり、自分の無力さを痛感しました。そして年が明け、令和2年1月16日、中国武漢から帰国した男性から、国内で初めてコロナウイルス感染が確認され、現在でもなおコロナウイルス感染症に振り回されています。本当に何もかもが経験したことのないことばかり起きた4年間でした。コロナウイルスによって当たり前が当たり前でなくなり、答えのない世界になりました。過去の経験は、判断材料にはなりますが判断基準にはならなくなりました。これからは自分軸、つ

まり志からしか未来はないと思います。自分で考え、自分で決めて、自分の言葉に責任を持つ、これからの未来がウェルビーイングな世界に向かうことを期待します。

最後に、これまで叱咤激励いただいた町民の皆様、町理事者、執行部の皆様、議員各位に心から感謝を申し上げ、私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時36分～再開 午前10時46分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

次に、11番 吉川まゆみさんの質問を許します。

11番（吉川さん） ただいま、議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い私の一般質問を行います。

1. デマンド交通乗り合いタクシーについて

イ. 実証実験1年目の状況は

長年の懸案でありましたドア・トゥ・ドア、玄関先から目的地への交通弱者対策が昨年4月からデマンド乗り合いタクシーとして開始いたしました。3年間の実証実験として始まったわけですが、先頃も83歳になるTさんから、大変助かっていますと、うれしい言葉を聞くことができました。Tさんは、ご主人亡き後、循環バスを頼りに「どこでものれーる」も登録し、湯さん館に毎日通い、運動浴を行い、健康には常に気遣っております。しかし、買物のとき、行きはいいのですが、帰りになると重い荷物を掲げて、バスが来るまで待つことがなく、いつもタクシーを頼んで家まで送ってもらっていました。ですので、今回のデマンドタクシーには本当にありがたいと感謝されておりました。

このように、今回の取組を早速利用されている方もおりますが、まだまだ広く認知されていない部分もあるかと思えます。そこで今回、実証実験1年目が終わるところですが、多くの皆様にそのメリットなどを知っていただき、ご利用いただくためにも、その利用状況と成果についてお聞きしたいと思います。

まず1点目として、1月までの登録者数はどうでしょうか。そして、利用の状況についてもお聞きいたします。

2点目として、私がこれまで回っていく中で、大変喜ばれている感想をお聞きしますが、町当局として、これまでの利用状況についてはどのように捉えているのでしょうか。お聞きいたします。

そして3点目として、今回、循環バスの運行もそのまま併用するというで運行を決めましたが、従来からのこの循環バスの利用者数への影響はどうでしょうか。

以上、3点についてお聞きいたします。

口として、今後の運行についてです。

今回、地域公共交通会議が行われました。そこで、委託事業者からの報告を受け、今後の運行に向けて、利用者からの様々なご意見も聞かれたと思います。

そこで1点、その利用者からのご要望を踏まえ、今後改善する点はあるのでしょうか。その内容についてお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 吉川議員さんから、デマンド交通乗り合いタクシーについてのご質問をいただきました。私からは、これまでの取組状況と、今の今後の運行を中心に、全般的な内容についてお答え申し上げまして、その他の詳細につきましては、課長から答弁をいたします。

さて、当町の地域公共交通につきましては、交通の根幹でもある鉄道路線のほか、民間路線バスの運行廃止による福祉バスの運行を経て、誰でも利用できる公共交通機関として、停留所による定期路線循環バスの運行を行ってまいりました。

加えて、昨年4月から、新たな地域公共交通システムとして、特に移動困難な高齢者の方の日常生活で必要不可欠な移動手段の確保を目的とした、定額で利用でき、ドア・トゥ・ドアによる、デマンド交通乗り合いタクシーの実証実験を開始して運行しているところであります。ご案内のとおり、デマンド交通乗り合いタクシーは、道路運送法に基づき、町内のタクシー運行事業者の協力の下、最長3年間の予定で実証実験を行っております。

実証実験の運行計画では、利用対象を75歳以上の高齢者とし、利用料金を1回500円で、既存のタクシー車両を使って、土日を除く平日の午前9時から12時までの3時間と、午後1時から3時までの2時間、合わせて1日5時間の運行となっております。

利用にあたりましては、事前に利用者登録をしていただき、自宅から買物や医療機関などの指定された停留所までの間を、予約をいただいた複数の利用者が乗り合いにより運行するものであります。

これまでの乗り合いタクシーの全体的な利用状況でございますが、実証実験運行が始まった昨年4月の実績は、利用人数が延べ150人でありましたが、登録者の自宅玄関から医療機関などの目的地まで、いわゆるドア・トゥ・ドアで行くことができる利便性が皆様に伝わり、5月の利用は延べ200人となり、6月以降の1月の利用実績として、230人から270人の高齢者の皆様にご利用いただいているところであります。

また、利用先では医療機関が一番多く、続いて商店などの買物、金融機関、駅、公共施設の順となっており、この利用状況から、日常生活を営む上で、高齢者の皆さんの貴重な交通移動手段となっていることがうかがえるところであります。

続いて、今後の運行についてでございますが、昨年12月に開催されました公共交通会議におきまして、運行事業者などから利用者の要望をお聞きしてきたところであります。この中には、売場面積が広い店舗だけでなく、小回りの利くコンビニエンスストア、また、葬祭場等な

どへの停留所の増設希望があったことから、今年4月から実施する予定としているところであります。

新たな公共交通システムとしてのデマンドによる乗り合いタクシー事業につきましては、移動手段を持たない、より多くの高齢者の皆さんが、より便利にご利用いただける仕組みとなるよう、実証実験を通じた検証を進めるとともに、地域交通会議で協議を行い、検討を進めてまいりたいと考えております。

建設課長（関君） デマンド交通乗り合いタクシーの実証実験1年目の状況についてから、順次お答えいたします。

まず、利用登録者の人数であります。1月末現在で216人となっております。内訳としましては、男性が36人、女性につきましては180人、平均年齢は84歳となっております。募集を開始してから実証実験開始までの事前登録が48人でスタートしましたが、口コミなどによりまして広がって、現在においても毎月登録者が増え続けている、そんな状況であります。

なお、地域別の利用登録につきましては、坂城地区が86人、中之条は24人、南条地区が63人、村上地区43人と、ややばらつきのある状況となっております。また、利用登録者数216人のうち、運転免許を有している方は26人となっております。

次に、乗り合いタクシーの利用延べ人数の状況でございますが、9月が228人、10月は251人、11月が233人、12月は273人、1月が227人となっております。4月からの月平均で申しますと、約226人となっております。

なお、予約申込みに対します1乗車当たりの乗り合い率につきましては、全体では1.37人となっております。午前、午後別の利用状況につきましては、午前の予約が多く、全体の約70%、午後は30%となっております。

これらの利用状況から見ますと、運転免許証を持たない高齢者の貴重な交通移動手段となっておりますとともに、運転に不安のある高齢者の移動手段の一助になっているものと考えております。また、高齢者の方が午前中に病院や買物などを済ませたいという行動パターンにより、午前の予約の割合が大きいことがうかがえる状況となっております。

スタート時点では、目標として一月の利用人数を200人の運行として目指しておりましたので、目標を上回る利用状況から、現段階におきましては、高齢者の皆様にとって移動手段の一つとして認識されていると推察しておるところでございます。

次に、循環バスへの影響があるかのご質問でございます。コロナウイルス感染症拡大によりまして、循環バス利用者は減少傾向でございましたが、令和4年度につきましては、昨年と比べて増加してきております。回復傾向となっております。

これまで循環バスの利用につきましては、びんぐし湯さん館への利用が最も多く、昨年

10月から11月の改修工事の際は循環バス利用も落ち込みましたけれども、びんぐし湯さん館がリニューアルオープンしました12月以降につきましては、循環バス利用者も令和3年度を上回る状況となっております。

特に、乗り合いタクシーが浸透するにつれて、行きは循環バスを利用して、帰りは乗り合いタクシーを利用する利用者の増加、また、上田の医療機関を利用していた高齢者の方が、循環バスと乗り合いタクシーを併用することで、町内の医療機関へ通院を切り替えて、併せて帰宅するときに買物ができると、非常に便利となったというご意見もお聞きしているところでございます。利用者の皆さんが、地域公共交通をご自分の生活様式の中で工夫をしまして、利用されているということがうかがえます。より循環バスとデマンド交通乗り合いタクシーの利用に相乗効果が出てきているのではないかと考えております。

今後につきましても、まずは日常生活に必要不可欠な移動手段の確保のために、より多くの高齢者の皆さんが便利にご利用いただくとともに、町としましては、実証実験を通じ、より利用しやすい仕組みになるよう、地域交通会議で協議し、検討を進めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま町長、そして担当課長より詳しい詳細についてご答弁いただきました。本当に今お聞きしますと、循環バスの利用についても、コロナの状況もあると思いますが、利用する方がすみ分けをして使い始めているということで、大変効果が出ていると思います。

そして、登録も48人だったものが現在216人ということで、すばらしい、5倍以上になっているということでありました。利用については、午前が圧倒的で7割を占め、一番皆さん困っていらしたお医者様と、それから買物に利用いただいているということで、月平均も226人ということで、好調と伺いました。

一つ、デマンドというのは需要と要求という意味なわけで、交通弱者の皆様が今の体制の中で、今回も皆様から声がいくつか出たかと思うんですが、私のところにも、できれば土曜日も運行してもらいたいなんていうような声もあったわけですが、今、町長のほうからも改善箇所、12か所増やしていただいたというお話もありましたが、町民からの要望について、様々な改善の声はあったのでしょうか。その点についてと、それから今実証実験、3年間を目標としておりますが、これが例えば令和5年度、この4月から1年やって、次の年から本稼働にするとか、そういう早くなるようなことも考えられるのでしょうか。その点について、2点お聞きいたします。

建設課長（関君） 稼働時間や運行日改善の声に対する考えはというご質問をいただきました。デマンド交通を実証実験するにあたりまして、陸運局等と協議を重ねる中で、高齢者の日常生活で必要不可欠な移動手段の確保を目的として、町内のタクシー運行と乗り合いタクシーが共

存できる、そういった運行時間、運行日及び料金設定を定めてきた経過がございます。

乗り合いタクシーの今までの実績としましては、先ほど答弁しましたとおり、午前中の利用が多く、目的も病院、買物などの利用が多いことから、開始当初におおむね想定していた運行計画に即した利用状況となっております。

その中で、先ほど町長から答弁がありましたが、売場面積が大きいと歩く距離が非常に大きいので、最近のコンビニエンスストアにつきましては、生活をする上で買物をするものがかなり取りそろっているということもありますので、コンビニエンスストアを増やしてほしいという声をお聞きする中で増やしたりとか、葬祭場、そういったものも増やさせていただきました。

今後、利用の実績など検証を行いながら、利用者要望をお聞きし、必要に応じた改善は行ってまいりたいと考えております。

次に、実証実験期間の短縮の考えはについてでございますが、事例としまして、他の市町村において、タクシー事業とデマンド交通の共存が大変難しかったという例がございます。現在運行を行っている交通事業者におきましても、引き続き慎重に本運行に向けた検討を行っているところであります。

検討状況によっては期間が短縮となる場合もあるかと思えます。まずは最長3年としております実証実験期間中に、タクシー事業とデマンド交通双方が共存できる体制を目指して、また、引き続き運行実態の検証を行っていく中で、本運行へ移行していく予定としております。

11番（吉川さん） 今、答弁をいただきました。実績を踏まえて必要な改善は今後も考えていくという答弁でございました。本当に葬祭場というのは、あまり私も思いつかなかったんですが、本当に高齢者の皆さんは、そちらを入れていただくということで大変喜ばれていると思えます。

さて、デマンド乗り合いタクシーですので、気になるのが乗り合い率でございます。先ほども1.37人ということで、2人以上乗らないとというような思いもあるんですが、この乗り合い率の結果については、どのように検証されたかということと、また、1年目がいよいよ終わって2年目に入るわけですが、この利用状況を振り返って、さらに利用者を増やしていくことについては、どのように考えていらっしゃるでしょうか。以上2点について再度質問いたします。

建設課長（関君） 乗り合い率1.37人への検証はとのご質問でございます。これまで10か月間、実証実験運行の状況を見ても、乗り合い率に関しましては、午前中につきましては1.5人に対して、午後になりますと1.2人ということになっております。乗り合いタクシーでございますので、タクシー自体は恐らく3人まで乗ることができますので、乗り合い率を高めていくことが非常に重要だなというふうに考えております。

また、午前中が多いということにつきましては、現状の中では、高齢者の方々が午前中に病

院や買物を済ませたい意向があるのではないかということは推察しているところでもありますし、この状況につきましては、実は町の循環バスも同様の傾向を示しているのが事実でございます。現在は実証実験の期間でありますので、利用実態については改めて検証を行いまして、要望等もお聞きする中で、本運行に向けた準備を進めてまいりたいと考えております。

なお、乗り合いにつきましては、循環バスと違いまして、コロナ禍の中で面識のない方同士が同じ車両に同乗することへの抵抗感、こういったものがあるのではないかというふうに推察しております。コロナが落ち着きまして、また、利用される方が乗り合いをするタクシーなんだということになれ親しんでいただくこと、これも乗り合い率向上が図ればというふうに思っておるところでございます。

次に、利用者増の考え方についてでございますが、乗り合いタクシーは75歳以上の高齢者を対象としたデマンド交通となります。現在のところ毎月登録者数も増えまして、利用も目標を上回る状況でございます。運行を行っている交通事業者としましても、現段階においては、本業のタクシー事業と共存できる状況となっております。

今後も、まずは移動手段を持たない高齢者の貴重な交通手段として、継続的に利用できるよう取り組むとともに、より多くの高齢者の皆さんがご活用いただけるように、関係機関とともに協議してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） 課長より、乗り合い率についてもお聞きいたしました。10か月の中で、やはり午前中が1.5人ということで、やはり高齢者の動きとしては、午前中に全てを済ませるという傾向性を今回1年で感じ取ったということです。一番は、やはり必要な方にこの取組が届く、これが一番大事なところだと思います。

デマンド乗り合いタクシー、なかなか具体化できなかった取組が、思い切った決断の下、実現し、多くの高齢者の皆様が生活の不便を解消でき、喜んでいただいております。町の英断に心から感謝申し上げます。いずれは私もお世話になるときが来ます。そのときに、きっとあのときに町長と建設課の課長、係長が一生懸命考えてくれたおかげだなと思出すと思います。住みやすい町、坂城構築へさらなる期待をして、次の質問に移らせていただきます。

2. 出産・子育て支援について

イ. 出産・子育て応援事業について

私は2011年初当選から、子育て・教育のしやすい環境の推進を掲げ、小さな声を大切にをモットーに12年間働いてまいりました。この間、山村町長には様々な提案を実現していただきましたこと、心から敬意を表し、感謝を申し上げます。

中でも、早期からの一貫した子育て・教育支援のための子ども支援室の設置や、不妊・不育症治療への助成制度の導入、また、さかき子育て応援アプリ「はぐはぐ」の発信は大変好評で、目標をはるかに上回る登録者数とお聞きしております。さらなる施策で、住みたい町坂城へ期

待が膨らんでおります。

さて今回、国では、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、出産・子育て応援交付金事業を創設いたしました。この特徴は、伴走型の相談支援と経済的支援を盛り込んだものです。当町におきましても、2月2日の臨時議会において既に補正予算を組み、令和4年度の事業がスタートいたしました。

そこで、1点目として、この新たな事業の概要と、町としての今年度の取組についてお聞きいたします。

また、2点目として、令和5年度、来年度の経済的支援の取組については、どのように検討されたでしょうか。

以上2点についてお聞きいたします。

ロとして、新生児スクリーニング検査について。

新生児スクリーニング検査とは、生まれた赤ちゃんが日齢4日から6日に、かかとからほんの少しの血液をろ紙に取り、先天性代謝異常等検査を行うもので、現在24疾患の検査が県の事業として無料で受けることができます。このことで早期に病気を発見し、適切な治療を受けることで障がいの多くを未然に防ぐことができます。

さて、人の楽しみの多くは五感を基礎にしています。その中でも聴覚は重要な役割を果たしています。当初、難聴児の発見は、乳幼児健康診査の間診票や3歳児健康診査で実施されておりましたが、長野県では全国に先駆け、平成14年10月から県内医療機関の検査機器整備に助成を行い、現在では、ほぼ全ての新生児を対象に聴覚検査が実施されています。がしかし、この検査は保護者負担となっています。

そこで1点目として、当町の検査の状況はどうでしょうか。この二つの検査は全員受けていらっしゃるのでしょうか。また、今までの中で疾患が見つかった事例はあったのでしょうか。お聞きいたします。

さて、昨年10月1日以降に生まれたお子さんに、新たにオプション検査として原発性免疫不全症と脊髄性筋萎縮症が追加されました。この検査は任意であり、費用は保護者負担となっております。さらに、この4月から検査料金が4,500円から6千円に上がるそうです。

そこで2点目として、このような大事な検査を経済的な理由で受けないことがないように、また、検査をし、生まれつきの病気を発症前に見つけ治療して障がいを予防できるよう、さきの聴覚検査とこのオプション検査費用に助成制度を設けていただけないか、町の考えをお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

子ども支援室長（細田さん） 2の出産・子育て支援についてのご質問のうち、私からは、イの出産・子育て応援事業についてのご質問にお答えいたします。

この事業は、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業として、国において昨年12月に実施要綱が制定され、創設されたものであります。

事業の概要についてであります。この事業には伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金の二つの事業があり、いずれも事業主体は市区町村でございますので、当町におきましては、伴走型相談支援を保健センターが、出産・子育て応援給付金を子ども支援室がそれぞれ中心となり、相互に連携を図りながら進めているところであります。

初めに、伴走型相談支援事業は、核家族化が進み地域のつながりも希薄になる中、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整えることを目的としており、妊娠期から出産後まで、妊婦等に対し3回の面談等を実施することで、妊婦等が身近な支援者である保健師等と信頼関係を築き、いつでも気軽に相談できる環境をつくり上げ、さらには必要な支援につなげていくものであります。

1回目の面談等は妊娠届出時に行い、アンケート調査とともに、保健師等との面談により、妊娠後の心や体の状態のほか家族の状況等を把握し、妊娠期の過ごし方など出産までの見通しを立て、必要なアドバイスを行うものです。

2回目は、出産を間近に控えた妊娠8か月頃に、郵送によるアンケート調査を行い、回答内容を保健師等が確認し、面談を希望した妊婦や支援が必要と判断した妊婦に対し、電話や面談により相談を行うものです。

3回目は、出産後において、乳児家庭全戸訪問事業の実施期間である生後4か月頃までに、出生した子を養育する方に対し実施され、保健師等が家庭を訪問し、アンケートへの記入及び面談により、子育てに対する気持ち、健康状態、家庭の状況等を把握する中で、出産後の見通しや過ごし方、必要となる手続、利用できるサービス等を一緒に確認し、必要なサービスにつなげていくものであります。

また、それぞれの面談等の実施後においても緩やかな伴走型支援として、妊婦や子育て家庭に対し、子育て関連アプリ等を活用しつつ、プッシュ型の子育て支援等に関するイベント情報などの発信や、随時の相談受付等を継続的に実施していくこととされているところであります。

以上が伴走型相談支援の主な事業内容ですが、この事業と一体的に実施されるもう一つの事業として、出産・子育て応援給付金がございます。この事業は、妊婦健康診査等の交通費、育児関連用品等の購入費やレンタル費用、子育て支援サービス利用料など、出産・子育てにかかる費用に対し、妊娠届出時の面談等実施後及び出産後の面談等実施後に、それぞれ5万円相当額のクーポンの支給や費用の助成をすることで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るものであります。

また、伴走型相談支援と出産・子育て応援給付金の二つの事業を一体的に実施することで有料のサービスが利用しやすくなるなど、子育て家庭のニーズに即した効果的な支援が受けられ、

伴走型相談支援事業の実効性がより高まるとされているところであります。

続きまして、今年度の当町の取組状況でございますが、2月2日の臨時議会において必要な予算をお認めいただき、2月8日以降、妊娠届を出された方や乳児家庭全戸訪問を実施した方を対象に、アンケート用紙への記入と保健師との面談を終えた方から給付金として現金5万円を支給し、妊娠8か月頃の妊婦には、アンケート用紙を郵送し回答をいただいているところであります。

また、事業の遡及対象となる令和4年4月1日以降で事業開始日前の令和5年2月7日までに妊娠届を提出した妊婦には出産応援給付金申請書を、令和4年4月1日以降で事業開始日前の令和5年2月7日までに出生した子の母及び子の養育者に対しては、出産応援給付金申請書及び子育て応援給付金申請書を、それぞれアンケートとともに郵送し、申請等のあった方から給付金を支給しております。

なお、面談時や郵送等により回収したアンケートの回答内容等につきましては、本人の同意を得る中で、妊産婦及び乳幼児の保護者への支援を業務とする子育て世代包括支援センターに位置づけられている保健センターと子育て支援センターにおいて共有し、それぞれの得意とする分野を生かしつつ、連携を図りながら妊婦や子育て家庭に寄り添い、支えてまいりたいと考えているところであります。

また、妊婦及び子育て家庭に対し、子育て支援センターが毎月発行している「すくすくひろば」の配布や、子育て応援アプリ「はぐはぐ」を通じて、子育てに関する研修や行事等について情報提供するほか、「広報さかき」や町ホームページを通じて広く周知してまいりたいと考えております。

続きまして、経済的支援の来年度の取組についてお答えいたします。経済的支援につきましては、妊婦健康診査等の交通費や育児関連用品等の購入費などの出産及び子育てにかかる費用に対し給付されるものであることから、国においては、用途を指定して使用できるクーポン等による支給を想定しているところではありますが、実施にあたっては準備期間を要すること等を踏まえ、現金支給も可能としており、当町におきましては、妊婦及び子育て家庭への必要な支援につながる本事業の早期実施を最優先とし、現金での給付でスタートしたところであります。

ご質問の来年度の取組につきましては、引き続き現金での給付を予定しているところではありますが、近隣市町村等の動向や、支給対象である妊婦や子育て家庭の方の要望等を注視する中で、支給方法について研究してまいりたいと考えているところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 私からは、ロ. 新生児スクリーニング検査についてお答えいたします。

先天性代謝異常検査は長野県が実施しているもので、食べ物に含まれる栄養素を消化・吸収

したり、不要になったものを排せつする代謝を行う酵素に生まれつき異常がある場合に、体内で栄養素のバランスが乱れて様々な臓器に障がいを起こす病気を発見するためのもので、24の疾患について生後4日から6日頃に検査を行うものであります。これらの疾患は、早期に発見し、適切な治療を受けることで多くを未然に防ぐことができるとされており、全ての新生児が対象で、検査料は県が負担し、無料で受けることができます。

一方、新生児聴覚検査は、新生児の聴覚障がいを早期に発見し、適切な支援を行うことで聴覚障がいによる音声言語発達等への影響を最小限に抑えることを目的として実施されており、検査の時期は、おおむね生後3日以内に実施する初回検査と、初回検査で再検査となった場合におおむね生後1週間以内に実施する確認検査を全ての新生児を対象として実施しておりますが、検査料につきましては、現在のところ保護者にご負担をいただいております。

これまで全員が検査を受けているかのご質問につきましては、先天性代謝異常検査及び新生児聴覚検査の実施状況と結果は母子手帳に記載されるため、出生届出の際や乳幼児健診時に保健師が確認をしており、全員が検査を受けられている状況であります。

また、検査の結果、疾患が発見された事例は、先天性代謝異常検査において疾患が発見されたお子さんがおられ、県立こども病院と町の保健師等が情報を共有し、連携しながら支援をした事例がありましたが、新生児聴覚検査で疾患が発見されたお子さんはいらっしゃらないという状況であります。

続きまして、新生児スクリーニング検査、正式にはオプション新生児スクリーニング検査とありますが、この検査は、長野県が実施している先天性代謝異常検査の追加検査として、検査を希望する新生児に対して実施するもので、昨年の10月から県立こども病院において開始され、免疫に生まれつきの異常があるため、感染症を繰り返したり、重症化する原発性免疫不全症と、特定の遺伝子に生まれつきの変異があるために筋力が低下し、運動の発達が遅れたり止まったりする脊髄性筋萎縮症について検査を実施するもので、検査費用は保護者負担であります。

新生児聴覚検査とオプション新生児スクリーニング検査の検査費用の助成をとのご質問ですが、まず、全員が対象となる新生児聴覚検査につきましては、保護者の経済的負担軽減のため、4月以降に生まれたお子さんから、初回検査及び初回検査で再検査となった場合の確認検査の検査費用を町が負担し、無料で検査を受けていただけるよう準備を進めているところであります。

なお、オプション新生児スクリーニング検査につきましては、昨年10月に開始されたところでありますので、検査費用の助成につきましても、今後の実施状況等も踏まえる中で研究してまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ただいま保健センター所長、そして子ども支援室長より答弁いただきました

た。本当にすみません、時間がなくなってしまったので、2点お願いします。今回、伴走型相談支援が大きな取組になるわけですが、この取組、来年度からさらに充実をしていくようなところは、どのようなところに力を入れるか、その点についてと、また、今、現金給付で来年度もやっていくというお話がありましたが、例えばこの現金給付以外で取り組むとしましたら、どのようなことが想定されるでしょうか。2点についてお願いいたします。

子ども支援室長（細田さん） 再質問にお答えいたします。新たに開始された伴走型相談支援事業のどのようなところに力を入れ、充実をしていくかのご質問についてであります。本事業の開始前から、妊娠届出時には全ての妊婦に、また、出産後は、3か月頃までに実施する乳児訪問により、全ての家庭に対し保健師が対面による面談を実施していることから、今後は伴走型相談支援事業として継続してまいります。

今回の出産・子育て応援事業に新たに追加された支援事業としては、出産を間近に控えた妊娠8か月頃の妊婦に対する支援が追加され、事業の内容といたしましては、アンケートをお送りし、回答をいただき、心配なことなどがある場合には保健師が電話や訪問により相談支援を行うもので、事業の実施により、妊婦さんの出産や子育てにおける不安等に寄り添い、必要な支援をする中で支えてまいりたいと考えております。

面談等を実施した後の支援施策としては、保健センターで実施している保健指導等を必要とする出産後1年を経過しない産婦及び乳児を対象とした産後ケア事業がございます。産後ケア事業は、現在実施している医療機関または助産所に入院等をしていただく短期入所型及び助産師が利用者を訪問する居宅訪問型に加え、助産師宅等に利用者が出向いて支援を受ける通所型の実施を検討するなど、出産後の支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

また、子育て支援センターにおいても、引き続き子育て家庭に寄り添いながら、不安や困り事の相談に応じるとともに、研修や行事の実施等により、誰もが気軽に立ち寄れるセンターづくりに努めてまいります。

いずれにいたしましても、保健センターと子育て支援センターが日頃から連携を密にし、それぞれの事業の中で子育て家庭を支えてまいりたいと考えております。

続いて、現金給付以外の想定される支援の方法でございますが、クーポン券を発行し、指定の店舗で買物をする方法や、ポイントを付与し、指定のカタログから商品を選ぶポイント型ギフト、電子マネーやマイナポイント等の電子ポイントの付与のほか、出産・子育てのための商品やサービスに対する費用の助成等がございます。いずれの方法も利用者の利便性を考えると多くの店舗等で利用できることが望ましく、一定の準備期間が必要であると考えます。

当町におきましては、先ほども申しましたとおり、できる限り早期での事業開始が必要であるとの判断から現金給付を選択し、県内市町村でも当町と同様に現金での支給が多いと聞いているところではありますが、経済的支援が出産・子育て応援につながるよう、使途を特定でき

るクーポン等での支給などについても研究してまいりたいと考えているところであります。

11番（吉川さん） 今お話しいただきました。対面での本当に面談、これが8か月のときにもしっかりと入ってくるということで、保健センターと子ども支援室がしっかりとタッグを組んで、今後の取組をお願いしたいと思います。

今回、なぜゼロ歳児から2歳児の相談支援を厚くするかということですが、厚労省の報告では、児童虐待による死亡事例等の検証結果、平成15年から令和2年までの結果でございますが、心中以外の虐待死が889例で939人でした。そのうちゼロ歳児の割合が48.5%、そして、そのうちゼロ日児の割合が18.4%で、さらに3歳児以下の割合は76.1%を占めております。そして、加害者の割合が、実母が54.6%と最も多い状況です。また、妊娠期・周産期における問題では、予期しない妊娠、計画していない妊娠が27.7%、また、妊婦健康診査未受診の状況も27.2%と多かったというデータでありました。

私もこの統計から、妊婦さんを決して孤立させてはいけないということを感じました。そんな意味でも、今も産後ケア事業拡大のお話もございましたが、どうか利用料などの助成なども検討していただき、安心して子育ての一步を踏み出せるよう、これからの取組に期待をしたいと思います。

口についてお願いいたします。ただいまの答弁で、聴覚検査費用について来年度、この4月から全額公費負担としていただけるということで、これは画期的な取組だと思います。ありがとうございます。

1点、例えば里帰り出産をした場合などについては、その方はどのような対応になるのでしょうか。その点についてまずお聞きいたします。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。里帰り出産で、里帰り先で新生児聴覚検査を受けた方の対応につきましては、長野県内の医療機関等で受ける場合は、町が交付した受診券をお持ちいただければ、初回検査及び初回検査で再検査となった場合の確認検査につきまして、無料で検査を受けていただくことができます。

また、県外で検査を受けた場合には、検査費用を一旦お支払いいただき、後日、領収書等必要な書類を添付の上、申請をしていただくことで検査費用を助成する償還払いの実施につきましても、準備を進めているところであります。

11番（吉川さん） 受診券を発行していただいて、県内の病院は、その受診券でどこでも無料で再検査まで受けられるということでした。また、県外の場合は、一旦立替えをして、領収書を保健センターのほうにとということでございました。

また大きな施策を拡大していただきました。子育て日本一を掲げ、大きく改革をしてきた山村町政、子育ても重要ですが、その前に婚活支援も重要な課題です。今後はカップル誕生日本一も目標に入れていただき、今後の4年間の発展に期待をしております。では、次の質問に移

ります。

3. 障がい者支援について

イ. 非常用電源購入に助成を

この質問につきましては、以前も一度行いました。病気などにより気道の確保が必要な方や換気量の確保が必要な方は、日常生活において人工呼吸器が欠かせません。また、電気式たん吸引器やネブライザーなどを使用している方もおります。これらの機器は電気によって稼働しておりますので、豪雨や地震などの災害で停電が長期化した場合、命の危機につながります。自然災害や想定を超える災害が頻発する昨今、いざというとき命を守るためには非常用電源の備えは不可欠です。以前、相談を受けた彼女の息子さんも自宅で医療的なケアが欠かせない状況でした。

さて、町内には同じように在宅で家族の支援の下、ケアを受けていらっしゃる方がいると思います。そこでまず1点目として、その状況についてお聞きいたします。

そして、2点目として、以前にもお願いいたしました。長時間の停電時に必要となる電源確保のために、発電機等の非常用電源購入に町として助成制度を設けていただけないか。

以上2点についてお聞きし、1回目の質問といたします。

福祉健康課長（堀内君） 3. 障がい者支援についてのイ. 非常用電源購入に助成をのご質問にお答えいたします。

障がい者及び障がい児が自立した日常生活または社会生活を営むことができるように、必要な障がい福祉サービスに係る給付や地域生活支援事業など、障がいのある方の状況やニーズを確認・把握する中で、様々な支援施策を講じてまいりました。

町内で障害者手帳が交付されている方は、令和2年4月が984名、3年4月が967名、4年4月が935名と、年々減少傾向ではありますが、医療の進歩に伴い、医療的ケアが必要な方や在宅医療を希望される方は今後も増えていくものと考えております。

まず、在宅で医療的ケアを受けている方の状況についてであります。町全体の人工呼吸器等の機器を利用されている方の人数を把握することは困難であることから、現在確認ができていない件数について申し上げます。

最初に、人工呼吸器につきましては、医療的ケアを受けているお子さんの中で人工呼吸器を利用されている方は、令和2年4月は4名、3年4月4名、4年4月4名、そして5年2月末が3名となっております。

次に、たん吸引器と薬を霧状にして吸入する装置、ネブライザーにつきましては、町の在宅障害者等日常生活用具給付事業実施要綱に基づき、購入した際にかかる費用の全部もしくは一部を給付しておりますので、その件数を申し上げます。

まず、たん吸引器であります。令和2年4月は17名、3年4月17名、4年4月15名、

そして5年2月末が14名となっております。また、ネブライザーにつきましては、令和2年4月は10名、3年4月10名、4年4月10名、そして5年2月末が9名となっております。

次に、非常用電源購入の助成についてであります。町内の在宅障がい者等で、電源の確保が生命の維持に直結するような障がいのある方に、災害や停電等の緊急時の備えが必要であると考えられることから、その対応についてこれまでも検討してまいりました。

そのような中で、千曲・坂城地域自立支援協議会からも、災害時等の緊急時に生命の維持に必要な電源確保のため、発電機等を当事者に配備いただくための支援について要望が出されたところであります。

それらを踏まえ、千曲市とも連携を図る中で、障がい者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付する在宅障害者等日常生活用具給付事業実施要綱の用具の種類に自家発電機・外部バッテリーを追加し、対応するため、令和5年4月1日からの施行に向けて準備を進めてまいりました。

その内容につきまして、対象者は呼吸機能障害3級以上もしくは同程度の障がいを有する者または同程度の障がいを有する難病患者とし、性能は、人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器の機能を維持するものであって、障がい者等が容易に使用し得るもので、基準額は10万円、耐用年数は6年としております。

障がいのある方が、いつ起こるかわからない災害等に備え、日々安心した暮らしが確保できるよう、今後も支援に努めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） ご答弁いただきました。町内には約30名近くの方が、家族のケアをいただきながら在宅で医療を受けているという内容でございました。そして今回、千曲市と連携をする中で、今の自家発電機、そのほかにしっかりと助成をしていただける制度を設けていただけるということで、前向きな答弁をいただきました。この助成が決まりますと、在宅で人工呼吸器などを使用している方や、さらにはその家族が安心をして地域での暮らしを継続することができるようになります。本当にありがたいです。

ではそこで、日常用具の中に入れていただくということですが、購入にあたっての申請の手順について一つお聞きします。そしてまた、2点目として、この朗報は一日も早く関係の方々に届けたいわけですが、どのようにして今後周知をされるのでしょうか。

以上2点についてお聞きいたします。

福祉健康課長（堀内君） 再質問についてお答えいたします。最初に、申請の手順につきましては、まず申請者が申請したい製品のカタログと見積書を取扱業者に請求し、手元に届いたカタログと見積書を申請書に添付し、町福祉健康課に提出いただきます。

提出された申請書等一式の審査を行い、給付を決定したときは、申請者に日常生活用具給付決定通知書と日常生活用具給付券を、また、取扱業者には日常生活用具給付委託通知書を送付

いたします。

申請者は日常生活用具給付券の内容を確認し、署名、押印の上、業者に送り、申請者の負担がある場合は、その費用を業者に支払うことになります。申請者の支払いが完了後、製品が納品され、業者から町に日常生活用具給付券と請求書を提出いただき、公費分が業者に支払われ、一連の手続が完了となります。

周知の方法につきましては、町の広報誌やホームページを活用して広く周知するとともに、町身体障害者福祉協会などの関係団体にもお知らせし、必要とされる方にご利用いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

11番（吉川さん） お答えいただきました。まず購入前に申請が必要とのこと、審査を受け、給付決定をしてから初めて購入ができるということでした。また、本当に「広報さかき」やホームページ、そしてまた身障者の福祉協会などを通して、しっかり周知をしていただけるといふご答弁でした。

ただ、中には町で把握できていられない在宅の人工呼吸器使用の方もいらっしゃると思います。その方たちのためにも、できれば早期にこの情報が届くよう、広報、また周知をお願いしたいと思います。

まとめに入ります。少子高齢化が進み、今は多様なニーズが求められております。子育て支援、高齢者対策など総合的な取組が望まれます。その中、町では誰でも集い合える複合施設の建設を決めました。遠くないこの建設、この場所に行くとみんなに会える、そしてつながる。この場所に行くと元気になる。生き生きと喜ぶ。こんな日を楽しみに私の一般質問を終わります。

議長（小宮山君） 以上で通告のありました9名の一般質問を終了いたします。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時44分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

議長（小宮山君） 続いて、日程第2「発委第1号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」以下、11件の議案については、全て去る3月1日の会議において、提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「発委第1号 坂城町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第3「議案第9号 坂城町新型コロナウイルス感染症対策利子補給基金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第4「議案第10号 坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第5「議案第11号 坂城町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第6「議案第12号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（大森君） 私は、議案第12号 坂城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の討論を行います。まず最初に述べておきますが、今回の条例改正では、税率が変更されても国保特別会計に全てが連動しないということをはっきりさせておきたいと思います。ですから、特別会計については別途に検討をしてみたいと思います。

今回改正されるのは、医療分の資産割が4.50%から1.8%に減額、支援分では所得割の2.55%から2.70%に引き上げることになります。

まず、医療分では、資産割のみの税率が下がったため全所得階層で減額となりました。次に支援分では、所得割の率が上がったため全ての所得階層で増額となりました。国保全体では、年間負担額の平均で76円の減額となっています。所得階層別では、100万円未満の世帯で774円の減、200万円未満の世帯では346円の減となっています。

後期高齢者支援分では、税率アップのため、同じ所得階層別に見ても100万円未満の世帯が148円の増、200万円未満の世帯では1,112円の負担増となっています。とりわけ、後期高齢者医療保険では、昨年9月より医療費の負担割合が1割負担と3割負担だったものが、一定の所得のある人に対し新たに2割負担を押しつけました。後期高齢者にとって支援分と医療費負担の二重の負担アップとなります。

これらの問題点を指摘するとともに、町の努力も評価して賛成討論といたします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。

押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定します。

全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第7「議案第13号 坂城町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

6番（大日向君） 2点お伺いします。今回の条例第4条で、すみません、重複になってしまうようで申し訳ないんですけども、学校施設の利用団体の構成員の半数以上が町内に在住などとされておりますが、過半数が1人でも欠けていると利用ができないという認識でよろしいのでしょうか。

それと、（2）の規則で定める団体とはどのような団体でしょうか。

教育文化課長（長崎さん） 町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例についてのご質問にお答えいたします。

学校の開放に関する条例の一部改正において、学校施設を利用できる団体といたしましては、10人以上で組織した団体で、町内に居住、通勤または通学する者が構成員の半数以上であるとしております。利用団体の構成員のうち、町内に居住、通勤または通学する方が半数または半数以上である団体が利用できる団体となりますので、大日向議員さんがおっしゃるとおり、半数を下回る場合には利用はできません。

例えば、団体の人数が21人の場合であれば、町民の人数が半数以上である11人以上であれば、学校施設を利用できるということになります。

次に、教育委員会が別に規則で定める団体といたしましては、現在のところ、令和5年度から休日の中学校部活動を学校活動から地域活動へ移行していくにあたり、その担い手となる千曲坂城クラブを想定しております。

6番（大日向君） 利用については理解できました。

そこでなんですけれども、子どもたちですね、例えば今、千曲坂城クラブとおっしゃいましたが、その場合、坂城町の生徒が半数以下となる場合が考えられるんですが、それについては利用できるのでしょうか。どのような感じなんですか。お答えをお願いいたします。

教育文化課長（長崎さん） 再度の質問にお答えいたします。休日の中学校部活動の担い手となる千曲坂城クラブにつきましては、坂城町、千曲市にある6中学校の生徒で構成され、様々な競技等の専門部に分かれて活動をいたします。6中学校全体の生徒数に対する坂城中学校の生徒数の割合からも、町内の生徒数で半数を構成することは難しいことが想定されますので、教育委員会が別に規則で定める団体として、教育委員会において千曲坂城クラブを規則で位置づけることで町内の学校施設を利用できるようにするものでございます。

議長（小宮山君） ほかにございますか。

2番（大森君） 過半数でなければ利用できないということですが、募集しまして、例えばこういうクラブを社会教育としてやろうということになった場合に、一般的に募集します。坂城町が10人集まりました、千曲市のほうで15人集まりましたと、こういった場合には登録で決めるのか、あるいはその会場を利用する参加者の人数で決めるのか、その辺の判断はどういうふうになりますか。

教育文化課長（長崎さん） 基本的には、その施設を利用する時点の団体の利用者の状況で判断させていただきたいと考えております。

団体につきましては、事前に登録をしていただきますので、登録の段階で町民が半数以上という団体について、利用できる団体ということで考えております。

2番（大森君） それでは、坂城町の方が10人だと、15人は千曲市だとなれば、9人になるように会員を減らすと、千曲市はご遠慮くださいということで、利用できるようになるということなんですか。登録人数じゃなくて、その学校施設を利用する時点での人数なのか、登録されている団体の人数で判断する、どちらで判断するんでしょう。

教育文化課長（長崎さん） 利用団体として登録して、定期的にお使いになるということの団体につきましては、事前に登録をいただいて、登録団体の人数の半数以上が町民で組織された団体にご利用いただくものです。

単発的に1回の使用ということで届け出ていただく場合につきましては、その時点の人数で町民が半数以上いる団体という考えでございます。

2番（大森君） 私が言ったのは、会員としては25人になるんだけど、過半数になるように調整して、お休みしていただくということでもいいのかということです。

教育文化課長（長崎さん） 利用できる団体につきましては、登録をいただいた時点で、町民が半数以上いる団体が利用できる団体となります。定期的にご利用いただく場合については、年に

一度登録をいただいた状況で判断をさせていただきます。

単発的に1回のみ登録団体ということであれば、その時点の登録の人数で半数以上が町民であれば利用できるというものでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

◎日程第8「議案第14号 令和5年度坂城町一般会計予算について」

議長（小宮山君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に属する事項については、各委員会においてお願いします。

また、質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を明確に示して質疑されますようお願いいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

6番（大日向君） ページ4ページ、款1町税、項6入湯税、目1入湯税、450万円が計上されています。すみませんが、説明書に用途を説明してあるんですが、観光振興、観光施設の整備、消防施設等の整備、環境衛生施設等の整備の予算額から導き出される入湯税450万円の説明をお願いいたします。

財政係長（宮嶋君） 予算資料2ページ、歳入、入湯税用途状況についてお答えいたします。

入湯税は鉱泉浴場の入湯客に対し課税される目的税であり、入湯税の用途につきましては、観光施設の整備を含む観光の振興、消防施設その他消防活動に必要な施設の整備、環境衛生施設の整備等に要する費用に充てることとされております。

充当している主な事業内容でございますが、観光振興につきましては、鉄の展示館の企画展運営に係る経費やばら祭り実行委員会への補助、バラ公園の管理に係る経費へ、観光施設の整備につきましては、温泉管理事業やびんぐし公園の整備に係る経費へ、環境衛生施設の整備につきましては、長野広域連合への負担金などでございます。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

13番（塩野入君） まず、2ページ、第1表歳入歳出予算、款1町税であります。3年度は評価額の減額などで対前年度2億2,600万円の減額だったんですが、これが4年度は新型コロナからの経済回復を見込む中で、法人税やコロナの緊急経済対策あるいは大臣配分などで固定資産税の増額を見込んで1億7,900万円の増、そして、この予算にのっている5年度は、固定資産税は鉄道施設の大臣配分の減額はありますけれども、社会経済活動の正常化で、個人・法人税の伸びによる8,800万円の増加と、こうなっております。

こうしたコロナ禍が続いてきた中で、町税の動きですね、回復傾向をどのように分析しているか。それから、これから先の町税の見込みをどのように見ているか、読んでいるかですね。

その辺をお聞きいたします。

続いて、説明書の7ページ、款9 地方特例交付金、項2目1 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金、これは3年度にも予算化されましたが、改めて事業所用家屋及び償却資産の軽減措置による税の減収分の内容ですね、その根拠といたしますか、仕組みをお聞きしたいと思います。

続いて8ページ、款10 項1目1 地方交付税、普通交付税は、デジタル化の推進とそれから光熱水費の高騰分、そして臨時財政対策債の減額と、このようなものを見込んで前年度比2億円の大幅な増額計上であります。この2億円を増額された算出の根拠といたしますか、示された額の根拠、どうなったかということをお聞きします。

それから、特別交付税は6千万円の予算が続いていますが、災害などに見舞われない限りはこの額が適当かなということでしょうか。その辺をちょっと伺いたいと思います。

続いて13ページ、款14 国庫支出金、項2 国庫補助金、目2 衛生費国庫補助金、節1 保健衛生費補助金の017の新型コロナウイルス予防接種事業補助金ですが、4年度は3,200万円ばかりのっているんですが、これに比べると今年度は半分以下の1,500万円余りが計上されています。コロナが減ってきているというあたりが想定されるんですが、減額の見積りの内容ですね、それをお聞きしたいと思います。

続いて20ページ、款18 繰入金、項2目1 節1 基金繰入金であります。016ふるさとまちづくり基金繰入金です。これも4年度繰入れで2億5,900万円ですか、そのぐらいが繰り入れられたんですが、今度は1億3,600万円余りと、これも半分近くに減額が見積もられているんですが、その内容といたしますか原因ですね。それをお聞きしたいと思います。

それから24ページ、款20 諸収入、項5目6 節1 雑入ですね、109の長野広域連合一般廃棄物処理手数料の分配金ということで、分配金の内容ですね、算出方法あるいは仕組みですね、その辺。それから、これも4年度は2,300万円が盛られたんですが、5年度は1,500万円と減少になっておりますが、その辺の原因もお聞きしたいと思います。以上です。

収納対策推進幹（鳴海さん） 予算書2ページ、第1表歳入歳出予算、款1 町税のご質問についてお答えいたします。

町税の見込みにつきましては、国の月例経済報告において、国の経済政策や消費、投資等の需要動向などが示されており、また、県の公表する毎月勤労統計調査などの指標に加え、令和4年度の課税実績などを踏まえて積算しております。

主なものにつきましては、個人住民税につきましては、税額の約8割を給与所得者で占めていることから、県の統計調査で従業員数が30人以上の事業所において、令和3年度と4年度の比較で賃金の増加や時間外労働時間が増加していることなど、コロナ禍からの回復傾向が

うかがえることから所得の増加を見込んでおります。

次に、法人町民税につきましては、町内企業の法人所得の増減により、町の法人税額が大きく変動いたします。積算にあたりましては、一部企業により公表されている企業の決算見込みが前期より増収見込みであることや、町内企業の経営状況調査、また金融機関への聞き取り調査などの動向も踏まえて、町民税、個人、法人で1億1,300万円の増額と見込んだところでございます。

町税全体では、固定資産税の減額分も勘案し、前年比較で約8,800万円の増額となる25億9,700万円を計上いたしました。

これから先の町税の見込みにつきましては、当町の特性として、一部企業の企業収益の増減が町の税収入に大きく影響するものと捉えております。世界情勢に係る資源・材料価格等の上昇など、当面継続することが予想されますが、企業の生産指数や収益に持ち直しの動きが見られることから、増加傾向に転じていると考えております。

続きまして、説明書7ページ、款9地方特例交付金、項2新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金についてお答えいたします。

この交付金の内容につきましては、固定資産税の特例として、平成30年通常国会にて成立した生産性向上特別措置法において、平成30年度から令和2年度に市区町村の認定を受けた中小企業の設備投資を支援するもので、地方税法においては、市区町村の判断により、令和3年3月末までに新規取得された償却資産に係る固定資産税が最初の3年間最大ゼロになる特例を講じました。

これを受けて、町では、地方税法の定める範囲内において、条例で課税標準額の減額率を定めることができるわがまち特例を適用し、固定資産税に係る課税標準の特例をゼロに定める特例措置を講じるため、平成30年に町税条例の一部を改正いたしました。

その後、令和2年4月に新型コロナウイルスの影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小企業等を支援するため、適用対象資産に事業用家屋及び構築物を追加するとともに、適用期限を令和5年3月末まで2年間延長することが決定したため、町におきましても令和2年に町税条例の一部を改正した経過がございます。

新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金につきましては、対象となる固定資産税の減収額の全額を国費で補填するものでございます。

財政係長（宮嶋君） 予算書8ページ、款10項1目1地方交付税の質問についてお答えいたします。

普通交付税の見込みにおいては、歳出の算定項目として、地域デジタル社会推進費はマイナンバーカード利活用特別分として500億円、自治体施設の光熱水費高騰への対応分として700億円、脱炭素化推進事業費に1千億円が追加されたほか、国の地方交付税の予算総額は

前年度から約0.3兆円の増額の見通しとなっていることから、町の普通交付税の見込みについては、国の動向等を勘案する中で、6千万円の増額を見込んだところでございます。

また、普通交付税の振替分として発行される臨時財政対策債につきましては、国の発行総額が前年度から約0.8兆円減と大幅に抑制される方向であることから、町の臨時財政対策債は前年度から1億4千万円減を見込み、普通交付税として交付されることが見込まれる振替分と合わせて2億円の増額としたところでございます。

続いて、特別交付税は、災害など基準財政需要額に補足されなかった特別の財政需要に対して交付されるもので、地方交付税総額の6%が特別交付税として交付されます。国の予算総額に対し総交付額が決まるため、同一事情であっても前年度と同額とはならず、交付額の見込みが大変困難であるため、前年度と同額となる6千万円としたところでございます。

保健センター所長（竹内さん） 予算書13ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2衛生費国庫補助金、節1保健衛生費補助金、017新型コロナウイルス予防接種事業補助金についてお答えいたします。

令和5年度の新型コロナワクチン接種につきましては、当初は国から秋頃の接種の実施というスケジュールが示されていたため、当初予算では、まずその準備経費としておおむね6月までに必要と見込まれる会計年度任用職員人件費やコールセンター委託料等を計上いたしました。当該補助金につきましては、補助率は10分の10となりますが、令和4年度当初は4月から9月までの半年分の経費を見込んでいたことから、令和5年度は約半額の事業費を計上したため、当該補助金につきましても約半額の計上をしたところでございます。

なお、接種につきましては、新たな方針が示されたところでありますので、今後、国の方針を踏まえて対応してまいります。

企画調整係長（宮下君） 予算の説明書20ページ、款18繰入金、項2目1節1基金繰入金の016ふるさとまちづくり基金繰入金、こちらが令和4年度繰入金額に比べて減額になっている、その原因はとのご質問でございますが、町では、ふるさと寄附として全国からお寄せいただいた寄附金をふるさとまちづくり基金に積み立てまして、毎年1月から12月の間に頂いた額を翌年度のふるさとまちづくり基金繰入金として、寄附者の希望する分野の各事業に充当しております。

令和3年1月から12月の寄附受入額に対しまして、令和4年1月から12月の寄附受入額が減少したことによるものでございます。

住民環境課長（竹内君） 24ページ、目6、説明欄109長野広域連合一般廃棄物処理手数料分配金の内容及び令和4年度2,300万円計上が本年度1,530万円に減額の理由はとのご質問でございます。

まず、長野広域連合一般廃棄物処理手数料分配金は、ごみ焼却施設の運営に際し、ながの環

境エネルギーセンター及びちくま環境エネルギーセンターの両施設で徴収したごみ処理手数料、これは許可業者分と一般の持込み分の総額でございますが、この手数料については、各構成市町村の収入であるという観点から、長野広域連合では両施設で徴収した処理手数料を市町村ごとに管理し、年度末にまとめてそれぞれの市町村へ分配しております。町では、昨年6月にちくま環境エネルギーセンターが本稼働したことにより、新たに令和4年度予算から計上をいたしました。

令和4年度の算定にあたっては、本稼働した昨年6月から今年3月まで9か月分の搬入量を前年度実績を基に1,350トンと見込み、長野広域連合によるごみ処理手数料、これは10キログラムごとに170円でございますが、この金額をここで算出しますと2,300万円ということで計上したところであります。

しかし、想定よりも持込み量が減少していることから、搬入実績により、本年度については搬入量を900トンと見込み、前年比770万円減となる1,530万円としたところでございます。

なお、搬入量減少の理由としましては、葛尾組合に比べ、ちくま環境エネルギーセンターまでの距離が遠くなったことにより、直接の持込み量が減少しているものと推測するところでございます。

13番（塩野入君） まず、町税の関係ですが、これは固定資産税、償却資産の減少とそれから鉄道施設などの減価償却に伴う大臣配分の減少を勘案して、今回は3,100万円の減額という説明がありました。その内容ですね、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

それから、8ページですね。款10、項1地方交付税であります。これは財政力指数、元年度から3年度までをちょっと調べてみると、単年度で元年度は0.717、そして0.703、0.627で、3年平均を見ると元年度で0.704、そして次も0.704、それでその次が0.682、このようにずっと下がってきているわけですね。4年度はまだ出てきていませんが、多分回復する気配にはならないというふうには思うわけですが、新型コロナが収まって、法人税の伸びを期待するところではあるんですが、これからの財政状況ですね、これをどのように見ているのか、その辺をお聞きいたします。

それから、コロナウイルスの関係ですが、多く打たれているワクチンはファイザー製が多いか、その辺ですね。それから、ファイザー製とモデルナ製と、それからアストラゼネカ製のワクチンがありますが、それはどんな比率で打たれているのか。それから、希望したワクチンは接種できたのか。接種を変えたようなケースがあるのかどうか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから、基金繰入金の関係ですが、今の基金の現在高がどのくらいか、ちょっとお聞きします。

それから、寄附の申込みについては、専用申込書とそれからポータルサイトでの申込みがあるんですが、その割合はどんな比率になっていますでしょうか。それから、寄附者が寄附金入金にはクレジット決済があるんですが、その辺の比率はどうか。クレジットはどこのクレジット決済会社が使われているのか。多く使われている決済会社というのはどこなんでしょうかね。それから、ブドウとかあるいは精肉の品物によっていろいろな状況が違ってくると思うんですが、寄附者が寄附をしてからお礼の品が届くまで、大体平均日数はどのくらいか。その辺をお聞きしたいと思います。

それから雑入なんですが、これは毎年雑入で予算化されているわけなんですが、これだけ大きい分配金なんですが、歳入項目がないんでしょうかね。どうしてもここで、雑入で処理しなきゃいけないのかどうか、その辺をお聞きします。以上です。

収納対策推進幹（鳴海さん） 歳入、款1町税のうち項2固定資産税の再質問にお答えいたします。固定資産税の減額内容であります。まず土地につきましては、農地から宅地、雑種地への地目変更による増加も見込まれるところでありますが、主に宅地の地価の下落が影響し、前年比較で300万円の減額でございます。

家屋につきましては、新築住宅軽減措置の終了に伴う増額や工場に付随する建物など新增築もございしますが、新築住宅に対する軽減措置及び滅失家屋の減額などもあり、前年比較で100万円の減額でございます。

償却資産につきましては、新規設備投資の増加も見込まれるところでございしますが、既存資産の年間償却による減額、現有資産の減少、大臣・知事配分による鉄道施設等の減価償却の減少、また、法人・個人が認定を受けた先端設備等導入計画に基づいて、新規に取得した資産に対する中小企業等経営強化法の免除適用による減額分などが見込まれ、前年比較で2,700万円の減額とし、固定資産税総額で約3,100万円の減額といたしました。

財政係長（宮嶋君） 再質問についてお答えいたします。ご質問のとおり、ここ数年の財政力指数の推移については、年々低くなっており、その要因といたしましては、法人町民税、法人税割の税率引下げや、コロナ禍の影響による税収の減少等による基準財政収入額の減少、国の補正予算により普通交付税が追加交付され、その分が基準財政需要額に追加されたことが主な要因であります。

今後の財政状況につきましては、ロシアによるウクライナ侵攻長期化の影響による原油高、物価高騰や円高による国内外の経済の先行きが不透明な状況であります。コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、企業の業績は回復傾向で推移していることなどを踏まえる中では、税収増を見込むところであり、交付税の増額等も含めて安定して推移するものと考えております。

経済動向を注視していく中で、引き続き財政の健全化を図ってまいりたいと考えております。

保健センター所長（竹内さん） 再質問にお答えいたします。コロナワクチン接種において多く打たれているワクチンにつきましては、ファイザー社製ワクチンであります。また、接種した方のワクチンの比率につきましては、ワクチンの種類が1価、2価、小児用などがあることから、ワクチンメーカー別で申し上げますと、ファイザー社製ワクチンが81%、武田/モデルナ社製及びモデルナ社製ワクチンが18%、その他が1%という状況であります。

次に、希望したワクチンでの接種ができたか、種類を変えたケースがあったかというご質問ですが、町の集団接種におきましては、接種される方が希望されたワクチンにより接種が実施できたところでございます。

企画調整係長（宮下君） ふるさとまちづくり基金の現在残高はどのくらいかということですが、ふるさとまちづくり基金は、令和3年度末が2億8,206万7千円でありまして、ここに令和4年度予算の基金繰入金、それと基金積立金を勘案しますと、現在の基金残高が1億9,279万5千円となっております。

また、寄附申込みの際の専用の申込書で申込みをする方とポータルサイトの割合はどのこととございますけれども、直近3年間における専用の申込書での自治体直接の申込みというのは全体の1%にも満たない状況で、ほとんどがポータルサイトを經由しての申込みとなっております。

また、寄附者の皆さんの寄附入金にあたってのクレジット決済の比率はということですが、令和4年度、これまでのところ92%の方がクレジット決済を利用されているという状況でございます。

また、どこのクレジット決済会社が使われているかということとございますが、町が委託している全てのポータルサイトにおきましては、VISAですとかmaster、アメックス、Dinersなど、ほとんどのクレジットカードが使えるようになっておりますけれども、どのカードが使われたのかというデータというものは提供されないため、把握はしておりません。

また、寄附をしてからお礼の品が届くまでの平均的な日数はどのこととございますが、当町で多くお申込みをいただいているブドウですとか、そういった農作物に関しましては、収穫の時期も限られることがありますので、事前に注文をいただいてから順番に時期が来たときにお送りするなどの対応をしております。また、そのほかオーダーメイドで製造をするカーテンなどの返礼品などもございまして、平均日数は算出ができない状況でございます。

なお、町におきましては、返礼品が食べ物、飲食物の場合におきましては、寄附者の方に商品が到着後、賞味期限が5日以上となるようにというような基準を設けて運用をしております。寄附者の方からは、寄附申込み後に年末であってもすぐに届いたですとか、そういった喜びのコメントなどもいただいておりますので、町内の返礼品の協力事業者の皆さんにおかれましては、早期の発送となるようご尽力をいただいているところと考えております。

住民環境課長（竹内君） 先ほどの長野広域連合一般廃棄物処理手数料分配金の歳入について、雑入になっているということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、昨年、令和4年度から初めて計上した費用ということで、これまでこういった歳入がなかったわけですが、あくまでもごみ許可業者、それから一般の持込みの長野広域連合で収めた手数料ということで、現段階におきまして、町の歳入項目に該当する項目がございませんことから、雑収入で計上したところでございます。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて歳入の質疑を終結いたします。

ここで換気のため10分休憩いたします。

（休憩 午後 2時21分～再開 午後 2時31分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

引き続き総括質疑を行います。

歳出の質疑に入ります。

12番（西沢さん） 5点についてお伺いいたします。最初に39ページ、款2総務費、項1総務管理費、目13消費生活費の中の特殊詐欺防止装置取付費補助金でございますが、これは昨年と同額で30件分だと思います。昨今、報道されている凶悪な強盗事件などに使われる個人情報電話での対応から収集されているというふうに報道もされています。防犯対策の観点から、より強く利用を勧めてほしいと思いますが、どんな方法で周知を図っていくのか、その辺についてお尋ねいたします。

それから、57ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費の中の障害者計画等策定委託についてです。令和6年から3年間の第7期障害福祉計画と第3期障害児福祉計画の策定に係る予算だと思いますが、この計画策定という作業はとても大変な作業だと思っています。まず、この進め方の手順についてお尋ねいたします。そしてまた、前回のようアンケートを実施するかどうかについてもお尋ねいたします。

それから、73ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費になるかと思いますが、この予算に複合施設の建設に係る予算が計上されていません。計画により進めている大事業ですし、一般質問の中でも答弁で、令和5年度は建設準備委員会を建設委員会に格上げし、また、ビジョンを固め、先進地視察を行うとの答弁がありました。そのような事業について予算化がされていないということの理由をお聞きします。

次に、120ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の中の児童生徒支援事業についてです。支援員の数、またその内容と、町費の支援員のほかに県費の支援員についてもお尋ねいたします。

それから、同じく教育費の124ページ、項2小学校費、目3南条小学校教育振興費の中の就学援助費等についてです。令和4年度と比べて、3小学校ともこの就学援助費が増加しています。その人数とその理由についてお聞きします。

また、コロナの影響があるのではないかというふうにも考えられますが、そうしますと数年後は中学校も増加してくるような状況になるのではないかと思います、その辺についてお願いいたします。以上です。

住民環境課長（竹内君） 初めに、予算書39ページの消費生活一般経費の中の特殊詐欺防止装置取付費補助金について、防犯対策としてもPRしていったらどうかというご質問でございます。この補助金につきましては、高齢者の特殊詐欺や悪質商法等の被害防止のため、町内65歳以上の方を対象に、被害防止機能付電話機、これは自動応答記録装置または自動着信拒否装置、こういった機能がついたものを購入した場合に、経費の2分の1以内で上限5千円を補助する制度でございます。

令和2年度、3年度は、それぞれ25件、28件、また今年度につきましても、2月末現在で24件の申請をいただいているところで、こういったものを装備することによって犯罪被害から防止しているものと推測いたします。

ご指摘のとおり、これはあくまでも消費生活というくくりの中で対応しておりますが、最近では凶悪犯罪に発展するケースもございます。町としましては、防犯、安心・安全というカテゴリーの中でも、こういった補助器を購入するということを進めていきたいと考えております。町広報、町ホームページなどでも広くPRさせていただきたいと考えています。

福祉健康課長（堀内君） 予算書57ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費、010344障害者計画等策定事業のご質問にお答えいたします。

こちらは、障害者基本法に基づきます障害福祉計画及び児童福祉法に基づきます障害児福祉計画、こちらにつきまして法で定めます計画期間が3年ということでございます。障がい者に対する給付サービスの見込み量や提供体制の確保の方策を定める障害福祉計画と、障がい児の通所サービスの見込み量、提供体制の確保の方策を定めます障害児福祉計画を更新することといたしております、必要な経費について計上しております。

また、国の策定方針に基づきましてこの計画を策定していくわけですが、その中で地域の障がい者や住民の意見を広く聴取するよう配慮すること、とございますので、身体、知的、精神の障害者手帳をお持ちの方にアンケートを行う予定としておりまして、さらに福祉計画策定委員会を開催する中でご意見をいただき、進めてまいりたいと考えております。

財政係長（宮嶋君） 複合施設建設事業の令和5年度当初予算に計上がない理由についてお答えします。

ご存じのとおり、今年の4月に統一地方選挙による町長、町議会議員選挙が予定されてお

ます。令和5年度の当初予算につきましては、人件費や公債費などの義務的経費や経常経費など、必要最低限を計上する骨格予算での編成としております。保健福祉機能を有した複合施設の建設は大規模な公共事業となるため、政策的な判断が必要となる事業であることに加え、骨格予算編成であるため、5年度実施予定の公共施設個別施設計画で計画しているほかの公共施設につきましても、改修等を含め、当初予算での計上を見送っているところでございます。

教育文化課長（長崎さん） 予算書120ページ、款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費の児童生徒支援事業の支援員につきましては、通常学級で配慮が必要な児童や特別支援学級と通常学級とを併用している児童等に対する支援員として、学力向上・学習習慣形成支援員を各小学校に3名ずつ配置しております。加えて、村上小学校においては、肢体不自由の児童に対する支援といたしまして、1名のインクルーシブ支援員を配置いたします。

また、外国籍の児童生徒などへの外国語の支援といたしまして、外国籍児童生徒支援員を村上小学校に1名、坂城中学校校舎にあります中間教室であるフレンドリールーム支援員として坂城中学校に1名、理科の授業の支援員といたしまして、坂城小学校と村上小学校に理科支援員を1名ずつ配置いたします。

また、町の予算とは別に、県の事業における支援員といたしましては、教員の事務負担軽減のためにプリントの印刷や採点補助など、学校業務をサポートする教員業務支援員、スクールサポートスタッフを各小中学校に1名ずつ配置される予定でございます。

続きまして、124ページ、款10教育費、項2小学校費の南条小学校教育振興費の就学援助費でございますけれども、こちらにつきましては、各小学校の教育振興費の就学援助費についてご説明をいたします。就学援助事業につきましては、経済的理由により就学が困難となっている児童生徒また特別支援学級などに通う児童生徒などに対し、学校で使う学用品や給食費などに必要な費用について、保護者の負担軽減を図るために、町が就学援助を行う制度となっております。

令和5年度の就学援助事業の対象者の見込み数につきましては、南条小学校は54人で前年度当初費と比較いたしますと13人の増、坂城小学校では43人で前年度当初と比較で12人の増、村上小学校では33人で前年度当初と比較いたしますと4人の増ということで、全ての小学校において対象者が増加となっております。

増加の要因といたしますと、コロナ禍や燃料高騰などの影響による厳しい経済状況が続いていることから、経済的理由などで対象となる家庭も増えていること、また、特別支援学級などに通っている児童生徒数についても増加していること、また、毎年、国の基準単価につきましても増額となることから、予算額につきまして増額となっております。

また、ご質問のこのままいくと中学生が増額となるのではないかというご質問につきましては、経済状況については不透明でございますので、それぞれの家庭の状況が現在の状況と変化

がないと想定いたしますと、年齢構成などにもよるとはと思いますが、中学校においても増加することもあると考えているところでございます。

12番（西沢さん） 最初の特殊詐欺防止装置取付費補助金につきましては、ご答弁の中で防犯対策費の中でもというご答弁がありました。電話による詐欺から昨今の本当に凶悪犯罪につながるおそれもあるということから、本当に防犯対策の中で新しい対応をしていただければというふうに考えます。この点についてご答弁は結構です。

次に、57ページ、款3民生費、項1社会福祉費、目4心身障がい者福祉費の障害者計画等策定委託ですが、これは3年間の計画となります。10年間としていた以前の障害者計画を町長期総合計画や県施策との連携を図るために6年間としたことから、障害福祉計画と障害児福祉計画の計画期間が3年間になったということではないでしょうか。次期令和9年度から以前の期間に戻すのでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

いずれにしても、3年間の計画期間で達成目標の検証まで求められるというのは、本当に重過ぎると思います。今後は上位計画に含めるなど、この計画についての検討がされるべきではないかと考えますが、その点についてもお聞きしたいと思います。

それから、複合施設の建設についてです。統一地方選に係ることで、必要最低限というふうにしたということですが、やはり、本当にこれから町の一番のメインの大事業ということで今まで進めてきましたので、その辺は本当に残念だと思います。この点についてもご答弁は結構です。

それから、120ページ、教育費の教育総務費、事務局費の中の児童生徒支援事業です。ただいまご答弁いただいた中で、県から配置のスクールサポートが各校1名ずつ、これは今までもそのように配置されていたのかどうかということと、それから、今のご答弁の内容で、いろんな支援が必要な子が増えてきているという状況の中で、令和5年度は十分な対応ができるのかどうか、その点についてお尋ねいたします。

福祉健康課長（堀内君） 再質問にお答えいたします。ただいまの障害者計画等策定事業につきまして、こちらの計画期間でございますけれども、今回定めます障害者福祉計画、障害児福祉計画、その上位にあります障害者計画、こちらにつきまして、令和3年度から令和8年度までの6年間ということで定めておりますので、次期計画については、今回3年間としております。

その後につきましては、県の障がい者プラン、こういったものがありますので、その辺の整合を図るために柔軟に対応していくということが求められておりますので、その辺も踏まえて今後計画期間を定めていきたいと思っております。

あと、3年で、早いスパンで計画を見直していかなきゃいけないということではありますが、とかく障害者計画につきましては、変化が激しいといったことがありますので、国・県等でも一番身近な計画であります障害者計画、障害児計画につきましては、3年ということ定めて

いるものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 県事業における教員業務支援員、スクールサポートスタッフの配置状況につきましては、令和5年度から小中学校に各1名ずつ配置されますが、令和4年度までは村上小学校の配置はなく、ほかの3小中学校につきましては、1名ずつの配置でございました。

また、支援を必要とする児童生徒が増加しておるため、令和5年度から新たに坂城中学校にLD教室が新たに常設の教室として設置されることとなりました。町の支援員と併せてLD教室などで支援を行っていきたいと考えております。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

13番（塩野入君） まず、90ページであります。款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費の010607農振地域整備促進事業であります。策定作業はどんな予定、日程で進めるのでしょうか。5年度1年をかけて策定するのでしょうか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、整備促進協議会の委員ですね、何名。規則か何かができているのかどうか、何名でどういう構成になっているか、それをお聞きします。

あと93ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、010628農村地域防災減災事業、これは大英寺とそれから土井の入の2号のため池の地震の耐性評価委託と、そういう事業のようですが、ため池のどのような具体的調査、評価をするのか。そして、これは多分専門の調査ができるところに委託をするんだと思いますが、どこにどういうふうに委託をするのか。入札等で決めるのか、その辺の業者の関係ですね、それをお聞きしたいと思います。

それから、この5年度は二つのため池調査ですけれども、あと評価対象のため池は全部でどのくらいあるのか。それを何年かけて、いつ頃までに終わるのか、その辺をお聞きします。

続いて、同じ下の010639農業水路等長寿命化防災減災事業であります。今の会地排水門は、いつ頃造られてどんな状況にあるのか。水路とか排水門の老化状況ですね、どんな状況をお聞きします。

それから105ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目4橋梁新設改良費の010820橋梁修繕事業ですが、これは昭和橋と64号橋、それぞれの工事内容をお聞きします。それから、跨道橋4橋が入っているようですが、どこの橋でどんな点検をするのかお聞きします。

あとは107ページですね。款8土木費、項4住宅費、目1住宅管理費の07001住宅管理人報酬10万5千円、この内容ですね。それから、町営住宅への入居基準がどうなっているか。それから保証人の条件ですね、どうなっているか。その辺をお聞きします。以上です。

商工農林課長（竹内君） 款6農林水産業費に係るご質問に順次お答えいたします。

まず、予算書90ページの農振地域整備促進事業における農業振興地域整備計画の総合見直しの作業でございますけれども、町の農業振興地域整備促進協議会における協議に加えまして、町全体の土地利用を総合的に勘案する必要があるため、役場内の関係各課とも協議を重ねながら、1年をかけて進めてまいりたいと考えております。

計画の策定にあたっては、県の同意が必要となるため、計画の素案段階から県農政部局と除外・編入をすべき農地や計画素案の内容について下協議を行ってまいりますが、作成した計画素案については、住民説明会や町ホームページにおける公表などを通じて地域住民や地権者、耕作者から広く意見を聞く機会を設けまして、皆様からいただいた意見を集約した上で計画案としてまとめ、11月頃より県との事前協議を開始し、その後は公告、縦覧、県との本協議など、法定手続を経て令和6年3月の策定を予定しております。

それから、計画の見直しにあたって設置する町農業振興地域整備促進協議会の委員につきましては、町議会、町農業委員会、ながの農協、町内の各土地改良区、長野森林組合による代表者などで構成し、20名を予定しております。

次に、93ページ、農村地域防災減災事業の防災重点農業用ため池の地震耐性評価委託についてであります。ため池堤体の高さや幅、のり面勾配などの断面の形状調査及びボーリングによる地質調査を行い、現在の堤体の状況を調査した上で、40年に一度程度の地震が来た際に堤体が安定しているかどうかの評価、解析を行うものであります。

それから、耐性評価の委託先であります。市町村と土地改良区等により設立され、また、土地改良法に基づいて設置されている長野県土地改良事業団体連合会へ委託する予定でございます。

それから、評価対象のため池であります。評価対象となる防災重点農業用ため池は、町内に6か所ございます。令和5年度は大英寺の池、土井の入2号の2か所、令和6年度では入田の池、入横尾の池、土井の入3号の3か所、令和7年度には小野沢上の池の1か所について順次調査を行う計画であります。

なお、令和6年度に調査予定の3か所のうち土井の入3号については、ため池の貯水量などの要件から、県において調査を行う予定となっております。

次に、同じく93ページ、農業水路等長寿命化防災減災事業についての質問でございますが、会地排水門の建設時期については、確かな記録がなく不明でございますけれども、平成10年頃に遮断ゲートの改修を行っておりまして、現在、水門操作などの施設の老朽化といった影響はない状況であります。また、ゲート周辺の用水路の状況につきましては、石積みの護岸が多く、一部老朽化している箇所が見られる状況となっております。

建設課長（関君） 4点ほどご質問いただきました。まず105ページの橋梁修繕事業の昭和橋についてでございますが、今年度着手します国道側から1連目及び9連目の床版下面補修工事

が終了となりますと、昭和橋全体の床版下面の補修につきましては完了となります。

続いて主構部、アーチ部の部分ですが、補修工事に着手しておりますが、令和4年度に施工しました国道側から4連目と5連目、それと同様に歩行者等に通行を配慮しながら、令和5年度は、まず国道から1連目から3連目の下流側に着手してまいりたいと思います。

なお、交付金の交付決定にもよりますが、続いて7連から9連目、同じく下流側、アーチ部ですね。それに着手できればというふうに考えております。

次に、役場入り口の64号橋についてでございますが、現在、国道と町道の交差点部、この協議を重ねております。併せて、場所が千曲川の堤防敷になりますので、千曲川の占用につきましても、変更協議を同時に進行させていただいているところでございます。

許可をいただき次第、国道との交差点部から役場手前にT字交差点があるんですが、その付近までの道路改良を通行に配慮しながら施工を予定しております。道路側溝や現在64号橋、橋が架かっているんですが、その撤去工事ですとか、また、歩車道の舗装工事、そういったものも予定しているところでございます。

続きまして、点検する跨道橋についてでございます。町内には上信越自動車道、高速道路の上に架かる橋が4橋ございます。その4橋につきまして、5年に一度の橋梁点検を予定しております。

点検は、国土交通省で定めます道路橋定期点検要領というものがございまして、それに基づきまして、橋梁の部材ごとに近接目視による点検を基本としまして、打音、また触診等により実施、橋梁の健全性を判断していく予定となっております。

続きまして、107ページ、住宅管理一般経費でございます。その中の住宅管理人報酬につきましては、住宅管理人につきましては、町営住宅、各団地7団地ございますが、7団地に管理人を選任させていただきまして、入居者と町の連絡調整ですとか、各団地で行う簡易的な作業、こういったものを主導で行っていただいております。連携の役割を図っていただいております。報酬金額につきましては、均等割ですとか、団地によって戸数が違いますので戸数割、そういったもので算出している内容となっております。

また、町営住宅の入居基準、それから保証人の条件ということでご質問いただきました。一般公営住宅の入居基準につきましては、様々な基準が定められているものなんですが、代表例としまして公営住宅法に基づきます収入基準、また、住宅に困窮していることが明らかであること、それから条例上で定めていますのは、町に住民登録ができるですとか、住民税に滞納がないですとか、60歳以上の方は単身で入居できますけれども、60歳未満の場合につきましては、親族を有すること、また配偶者暴力防止法、そういったものの基準がございまして、それから、優良住宅、旭ヶ丘、中之条団地につきましては、中所得者向けの住宅となっておりますので、収入基準などもございまして。

また、保証料の条件としましては、入居が決定した者と同程度の収入を有する者という形になっております。

13番（塩野入君） まず、農業地域の整備促進事業の関係であります。これは大きな見直し、大規模な見直しということになるわけですが、全面的にこの見直しをして、総合見直しをして新しく計画策定という形で見えていいのでしょうか。その辺ちょっとどんな形になるのか、そのあたりですね。

それから、18号バイパスあるいはインター線先線など建設が見込まれておりますが、これは都市計画との調整が大変重要で、図られなければならないと、その辺があるんですが、その辺のお考えをお聞きをしたいと思っております。

それから、農村地域防災減災事業の関係であります。危険なため池は、耐性評価によってそれでこの計画策定をして、そして修理や改修の運びと、こうなるんですか。そのプロセスがどうなるのか。今回の耐性評価をして、その後今言ったような形、どういうふうに進むのかということですね。その辺です。

それから、これは10分の10、全額県の補助金で賄えるという形に予算上なっていますが、これから計画を策定したり、修理や改修というの、これは全額県費で行われるということになるのでしょうか。その辺もお聞きします。

それから、農業の長寿命化の防災減災事業のほうでは、県費の補助率はどれくらいでしょうか。それから、電動化、自動化の仕組みですね、排水門の規模とかその辺のところ、どんな状況かお聞きいたします。

あと、橋梁修繕事業、これは昭和橋、毎年計画的に修繕工事が行われていて、何か月も自動車の通行が限られているわけですね。半年近くというような感じであれなんです。5年度はいつ頃からどれくらいの期間、どんな工程で工事がされるのか。昭和橋の関係ですね、お聞きしたいと思います。

それから、住宅関係ですが、今、公営住宅に入居したいが保証人がいないとか、あるいは知り合いもなく親戚もなく困っているという、そうした保証人の壁ですね。これをクリアできないかという動きが今いろいろ見られるわけでありまして。そうしたことについて、町のお考えはどうでしょうか。お聞きします。以上です。

商工農林課長（竹内君） 再質問にお答えいたします。まず、現在の農業振興地域整備計画の見直しにつきましては、現在の計画が平成10年3月の総合見直しから長期間が経過をしており、また土地利用の変遷など当町の農業をめぐる情勢も大きく変化してきておりますので、新しい計画ということではなくて、計画全体について見直し作業を行うものでございます。

それから、都市計画との整合につきましては、国土利用計画の坂城町計画や現在策定が進められております都市計画マスタープランなど、土地利用に係る各種計画との整合は必要であり

ますので、役場内の関係各課とも協議、調整を行い、計画の見直しを進めてまいります。

次に、農村地域防災減災事業におけるため池の耐性評価後のプロセスということでございますけれども、安定計算等の調査結果により、堤体の補強や施設の改修が必要と判断されたため池につきましては、今後、国・県の補助事業を導入しながら順次補強工事を進めていくこととなります。

それで、改修が必要となったため池の改修工事などの事業費につきましては、現在、改修工事などに対する補助率10分の10といった事業はございませんが、耐性評価の結果を踏まえまして、県とも協議しながら有利な補助事業を活用していきたいと考えております。

次に、会地排水門の改修工事に係る補助率でございますが、国が50%、県が18%の計68%となっております。

それから、排水門自動化の仕組みでございますが、大雨が降った際に、水門上流側に設置した水位計により水位が上昇した情報が制御盤に送られますと、千曲川への放流ゲートを自動で開放し、併せて本流の遮断ゲートを閉鎖する仕組みとなっております。

また、排水門の規模ということでございますが、千曲川への放流ゲートは幅が2.1メートル、高さが90センチ、本流を止める遮断ゲートは幅が3.3メートルで高さが80センチとなっております。

建設課長（関君） 2点ほど再質問をいただきました。まず、昭和橋についてでございますが、先ほどお答えしましたとおり、令和5年度は、国道から1連から3連、また7から9連目の下流側の主構部、アーチ部の補修工事について、例年と同様に渇水期、千曲川の増水等を考慮した中で渇水期の11月から翌年3月までの5か月間の中で実施していきたいというように考えております。

工程につきましては、主構部のコンクリート表面部の長年の汚れですとか、凹凸の部分が出てきてしまっているんですが、そういった部分を削り取って、下地処理した後にひび割れ部がどうしても出ておりますので、樹脂系の接着剤をクラックに注入していくという形になっております。工事用足場を設置しながらの施工となりますので、車両の通行止めについて施行をさせていただくという予定になっております。

続きまして、町営住宅の保証人が不要になる動きがあるが、町はそのことについてどうふうに考えるかというご質問でございました。住宅困窮者が保証人を得られずに住宅を得られないなどから、国土交通省、また県におきましても、保証人の規定を削除していく、そういった考え方の動きが出てきている。そういったことは認識しているところでございます。

一方で、現段階では、家賃滞納のほかに単身居住者、そういった方たちに事故があった場合の連絡先ですとか見守りですとか、そういった部分も含めた中で保証人になっていただいております。

なお、町外から転入するなど保証人が得られない状況もありますので、そういった場合につきましては、保証人として保証業者や長野県社会福祉協議会の入居保証制度を利用した保証制度、そういったものも活用させていただいている状況でございます。

今後、状況、実態を把握する中で、近隣市町村の状況等そういったものも調査しながら、保証人に代わる有効な方法はないか、そういったことも確認しながら必要に応じて変更してまいりたいと考えております。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて、総括質疑を終結いたします。

お諮りします。

議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算について」は各常任委員会に審査を付託したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に。

歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付託いたします。

◎日程第9「議案第15号 令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。ございませんか。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第10「議案第16号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

13番（塩野入君） 歳入のほうの事項別明細書の3ページですが、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金、001下水道受益者負担金ですが、5年度受益者負担金1,430万円の算出の内容をお聞きします。

そして、歳出のほうの7ページ、款2下水道費、項1下水道事業費、目1施設管理費の18021上流処理区維持管理負担金です。これも5年度の負担金9,279万6千円であり、この内容といいますか根拠ですね。それをお聞きしたいと思っております。

もう一つ、9ページになりますが、目3の流域下水道事業費、18001千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金、この負担金1,990万円はどういう事業か。その内容ですね、事業の内容をお聞きします。以上です。

建設課長（関君） 3点ほどご質問いただきました。まず、受益者負担金についてでございますが、令和5年度整備予定としまして、新規賦課分20件、9千平米を見込んでおりまして、その中で一括納付を50%と見込み、残りを分割納付、また、令和4年度までの整備の分割分を合計しまして1,430万円と見込んでおります。

続きまして、歳出7ページでございます。千曲川上流処理区維持管理負担金の算出根拠でございます。当町は千曲川流域下水道に属しておりまして、処理場施設の維持管理費に要する経費につきましては、関係市町の負担金として支払いを行っているものでございます。

負担金の算出根拠でございますが、当町は処理場へ流入する汚水量、1立米当たり83.6円を協定により定めてございます。令和5年度、年間の汚水の流入量につきましては約110万立米を想定しておりますので、9,276万9千円を計上しているという状況でございます。

続きまして、9ページ、事業費負担金につきましては、長野県と上流処理区に属する長野市、千曲市、坂城町により費用を負担しておりまして、整備に対しまして、市町のうち当町の負担

割合は7.4%となっております。整備内容としましては、週末処理場内の焼却炉及び汚泥脱水機の改築、主ポンプ及び送水機の増設、それから水処理施設の増設及び電気設備工事等になっております。

13番（塩野入君） まず、受益者負担金の関係ですけれども、公共下水道の面整備は完了して、今は整備率95%ということですが、残り5%の未整備地区の整備、5年度から進めるんだと思うんですが、その未整備地区は、どこの場所、どんなエリアになるのか。その辺をお聞きします。

そして、整備率100%になるのはいつ頃になるんでしょうか。お聞きします。

上流処理区の維持管理費のほうですが、管理費の負担金ですが、4年度は8,316万円で約1千万円増加しているんですが、その辺の原因ですね。それから、施設の老朽化など、これから先は管理ですから増加傾向になると思うんですが、その辺の見方ですね。どんな感じかをお聞きしたいと思います。

続いて、事業費の負担金のほうですけれども、これも4年度1,450万円で今回は540万円の増加になっているんですが、今いろいろ内容の説明がありましたけれども、540万円の増加の原因というものについてお聞きしたいと思います。5年度ですね。

それから、これから予想される大きな事業はどんなものが予定されているのか、あるのか、予定されているか。その辺についてお聞きします。

建設課長（関君） 再質問に順次お答えさせていただきます。まず、未整備地区はどこの場所かとのご質問でございますが、まず令和5年度に工事発注の主な工事予定箇所につきましては、中之条地区、文化センターの御堂川沿いを予定しております。また、上平地区の北部も予定しているところでございます。

そのほか、未整備地区の場所についてでございますが、令和3年度までは面整備の拡大を目的に整備をしてまいりましたが、町内には地形等の事情で未整備となっている箇所、そういったものが点在しております。今後は低宅地用ポンプの設置ですとか、そういったもので準備、整備をしていく必要があると考えております。

続きまして、100%にはいつなるのかというご質問でございます。令和4年度の整備率をそのまま推移していきますと、年間約1から2%の進捗率ということになります。100%の到達というのは、あくまで数字上ですが、令和7年度の見込みとなるというのは、あくまで数字上の話とするとそういう形になりますが、地形等の事情で未整備となっている箇所全てを完成させていくのは課題が非常に大きくて、大変難しい箇所があるのも事実でございます。

加えて、低宅地用のポンプの設置の整備につきましては、ポンプを利用する方の所有地、宅地ですと敷地の中になるんですけれども、そういったところに設置していくということになりますので、土地使用の同意、そういったものが必要になってまいります。そういった対象とな

るお宅につきましては、丁寧な説明を今後してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、維持管理負担金の増加の原因ということでございます。昨今の各種の物価上昇は、下水道処理施設にも大きな影響を与えております。特に処理施設につきましては、電気により稼働している施設が非常に多くあります。電気料の高騰、こういったものは下水処理に大きな影響を与えておまして、電気料の高騰の影響によりまして、令和4年度は汚水量1立米当たりの単価が77円でございます。その負担金が令和5年度につきましては、83.6円と増額となっております。その影響で約7,300万円の増となっております。

また、面整備を拡大させていただきましたので、下水道の設備の影響で下水道へ接続する方が当然増えております。その方たちの分が増えていきますので、その分の流入汚水量の増加によるものが230万円となっております。

それから、施設の老朽化に係る整備費につきましては、流域下水道事業において事業費負担金として計上させていただいているところでございます。ご指摘のとおり、今後施設の老朽化が進むことも予測されることから、事業費負担金につきましては、今後増加していくことも予測されておりますが、現段階においては、千曲川流域下水道事務所においても、年ごとの建設費に大きなばらつきが生じないように計画的に整備を行って、支出の負担の平準化を図っていただいております。

次に、事業費負担金であります。千曲川流域下水道事務所におきましては、先ほど答弁しましたとおり、これまでの整備としまして平準化を図り、当町負担ベースでは約2千万円を目安に整備をしてきた経過がございます。令和4年度に対しましての整備の主な増額の要因としましては、主ポンプ及び送風機の増設、それから管理棟の空調設備設計等が主なものとなっております。

なお、今後大きな事業があるかというご質問でございます。現在、処理区域内の汚水処理量の増加に伴いまして、5系列で運転していた処理施設を1系列増設する工事を令和7年度完成を目途に行っております。なお、8年度以降につきましては、現在のところ大きな事業計画はないとお聞きしているところでございます。

議長（小宮山君） ほかにございませんか。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（小宮山君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託すること

に決定いたしました。

◎日程第11「議案第17号 令和5年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第12「議案第18号 令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（小宮山君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第8「議案第14号」から日程第12「議案第18号」までの5件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いしたいと思います。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日11日から3月19日までの9日間は、委員会審査等のため休会にいたしたいと思いません。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(小宮山君) 異議なしと認めます。

よって、明日11日から3月19日までの9日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月20日午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告、討論、採決等を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 3時27分)

3月20日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 13名
- | | | | |
|------|----------|------|-----------|
| 1番議員 | 小宮山 定彦 君 | 9番議員 | 朝 倉 国勝 君 |
| 2 〃 | 大 森 茂彦 君 | 10 〃 | 滝 沢 幸映 君 |
| 3 〃 | 山 城 峻一 君 | 11 〃 | 吉 川 まゆみ 君 |
| 4 〃 | 祢 津 明子 君 | 12 〃 | 西 沢 悦子 君 |
| 6 〃 | 大日向 進也 君 | 13 〃 | 塩野入 猛 君 |
| 7 〃 | 玉 川 清史 君 | 14 〃 | 中 嶋 登 君 |
| 8 〃 | 栗 田 隆 君 | | |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------------|----------|
| 町 長 | 山 村 弘 君 |
| 副 町 長 | 宮 崎 義也 君 |
| 教 育 長 | 清 水 守 君 |
| 会 計 管 理 者 | 大 井 裕 君 |
| 総 務 課 長 | 臼 井 洋一 君 |
| 企 画 政 策 課 長 | 伊 達 博巳 君 |
| 住 民 環 境 課 長 | 竹 内 禎夫 君 |
| 福 祉 健 康 課 長 | 堀 内 弘達 君 |
| 商 工 農 林 課 長 | 竹 内 祐一 君 |
| 建 設 課 長 | 関 貞巳 君 |
| 教 育 文 化 課 長 | 長 崎 麻子 君 |
| 収 納 対 策 推 進 幹 | 鳴 海 聡子 君 |
| ま ち 創 生 推 進 室 長 | 清 水 智成 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 瀬 下 幸二 君 |
| 総 務 係 長 | 宮 嶋 和博 君 |
| 総 務 課 長 補 佐 | 宮 下 佑耶 君 |
| 財 政 係 長 | 竹 内 優子 君 |
| 企 画 政 策 課 長 補 佐 | 細 田 美香 君 |
| 企 画 調 整 係 長 | |
| 保 健 セ ン タ ー 所 長 | |
| 子 ども 支 援 室 長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|-------------|-----------|
| 議 会 事 務 局 長 | 北 村 一 朗 君 |
| 議 会 書 記 | 柳 澤 ひろみ 君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 議案第 1 4 号 令和 5 年度坂城町一般会計予算について
- 第 2 議案第 1 5 号 令和 5 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 3 議案第 1 6 号 令和 5 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 4 議案第 1 7 号 令和 5 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 5 議案第 1 8 号 令和 5 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 追加第 1 議案第 1 9 号 令和 4 年度クレーン付きトラック売買変更契約の締結について
- 追加第 2 議案第 2 0 号 令和 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 追加第 3 議案第 2 1 号 令和 4 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 追加第 4 議案第 2 2 号 令和 4 年度坂城町工業地域開発事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 追加第 5 議案第 2 3 号 令和 4 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 6 議案第 2 4 号 令和 4 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 7 議案第 2 5 号 令和 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
- 追加第 8 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（小宮山君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 13 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議長（小宮山君） 日程第 1 「議案第 1 4 号」以下、日程第 5 「議案第 1 8 号」までは、いずれも去る 3 月 10 日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第 1 「議案第 1 4 号 令和 5 年度坂城町一般会計予算について」

議長（小宮山君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（栗田君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算」のうち歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費、款12公債費、款14予備費の各事項について、3月13日、14日の2日間にわたり、委員全員の出席の下委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、商工農林課長、建設課長、建設技幹、収納対策推進幹、まち創生推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要をご報告申し上げます。

<歳入>

- 国有資産等所在市町村交付金及び納付金の内容は。
- △ 町横尾と月見区の県営住宅、及び田町の教職員住宅の固定資産税相当額が県より交付されるものである。
- 法人事業税交付金が減額となっている要因は。
- △ 法人事業税交付金は、令和元年度の地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う、市町村の法人住民税の減収分の補填措置として、県が法人事業税の一部を従業員数を基準として市町村へ配分するものである。令和2年度から令和4年度について、経過措置として法人税割が配分の基準に含まれていたことから、これを加味しての予算計上としてきた。それが令和5年度からは本来の従業者数のみで交付金の算定がなされるため、その分を減額としたものである。
- 社会資本整備総合交付金について、令和5年度の交付額の見通しは。
- △ 所管課の建設課において事業計画等、交付金に係る事業概要書を県へ提出し要望をしている。国が都道府県への配分額を決め、県内市町村への配分は、県のヒアリング等を経て各市町村への交付額が決定される。交付額については、県による配分の兼ね合いなどから不透明な部分もあるが、予算どおりの交付となるよう努めている。
- 同和地区住宅新築資金等貸付金元利収入の状況は。
- △ 令和5年2月末現在、未納件数は8件で6名、未納額は約2,500万円となっている。今年度は未納者6名のうち3名が納付しており、計55万5千円が納付されている状況である。

<歳出>

(総務課)

- 地方税共同機構負担金について増額となっている理由は。
- △ 地方税共通納税について、令和5年4月から新たに地方税統一QRコードが通知書に印刷されるようになる。全国の対応する金融機関で納付が可能となり、地方税共通納税システムの連携など納付手段の拡大に伴う負担金が増額の主な要因である。
- 特別職報酬等審議会の内容と委員の構成は。
- △ 特別職報酬等審議会は、町議会議員の議員報酬や町理事者の給料の額の改定について、町長の諮問を受けて審議するものである。委員は案件があった際に、必要の都度町長が任命し、その構成は有識者等の中から選出する。
- 町長・町議会議員選挙について、前回と比較して、予算に追加されているものはあるか。
- △ 選挙公営制度の導入に伴い、選挙運動費用の一部を町が負担する予算を新たに追加している。負担金の予算額は1,200万円を計上しており、内訳として、町長選挙分として6名分、町議会議員選挙分として20名分を見込み積算したものである。
- 選挙運動用ポスター掲示板の設置場所について、より多くの町民が目にする場所に変えるなど見直していくべきと考えるが見直しの状況は。
- △ 毎回ポスター掲示板の設置箇所については、職員があらかじめ候補地を回り、現場を確認する中で、必要に応じて掲示場所を変更している。
今後も、選挙管理委員会にお諮りする中で、よりよい場所を検討していく。

(会計室)

- 過去に役場にある八十二銀行派出所の廃止の議論があったが、現在はどうか。
- △ 公金の支出業務を迅速で確実にを行うためにも派出所は必要であり、現在、廃止というような申出はなく、指定金融機関として日計表・月計表などの取りまとめや、町税等の口座振替の手続など、収納業務の一部を担っていただいている。

(企画政策課)

- U I J ターン就業創業支援金の広報について、町独自で行っていることは。また、交付実績は。
- △ 町ホームページへの掲載や町内企業への案内のほか、移住セミナーでの相談者や移住体験ハウス利用者にその都度案内している。今後も機会を捉え広くPRしていく。令和3年度に1件の交付実績がある。
- 動画活用は町のPRに効果があると考えますが、動画作成等委託費の内容は。
- △ 町のPR動画等の作成やホームページの改修に係る委託経費である。動画については、引き続き効果的な活用方法を検討していきたい。
- 現在どのような動画を公開しているのか。また、子どもたちが関わる動画作成の考えは。

- △ 町の四季折々の風景を紹介する動画や、コロナ禍での自宅でできる運動の紹介、バラ公園の空撮動画などを公開している。肖像権など権利関係の課題もあるが、小学校の授業で子どもたちが作成した町PR動画を活用する方法も考えられる。
- 町のDXへの取組は。DXというのは、デジタルトランスフォーメーション、デジタルへの移行ということであります。
- △ 町では令和2年度末に全職員を対象としたDXの研修を実施後、職員提案を募り、その内容について精査検討を行い、取り組んでいる。今後も、住民生活や職員の業務に効果のあるデジタル技術の導入を検討していく。
- 坂城男女共同みんなの会の現在と発足時の会員数及び会員増への取組は。
- △ 令和4年度時点の会員は120名で、発足時は213名であった。会員増に向けては、会で開催する講演会やかがやき川柳、講座等、会の事業の中でPRのほか、会報を全戸配布することにより、みんなの会の活動のPRと会員募集を行っている。
- 部落解放同盟町協議会の補助金について、今年度の60万円からコロナ前と同額の120万円に戻す理由は。
- △ 新型コロナウイルス感染症の影響により様々な活動が制限されていたが、令和5年度は通常の活動に戻ることが見込まれることから、従前の補助ベースとして計上している。
- ワイン文化推進補助金150万円の内容は。
- △ ワインイベント開催や、オンラインワインセミナー開催などへの補助を予定している。
- 河川の監視カメラの設置箇所は。
- △ 町内には国や県などが設置している監視カメラもあるが、町と同報系防災行政無線システムとして設置している河川の監視カメラは、役場屋上、日名沢川、大望橋、鼠橋の4か所である。
(商工農林課)
- 更埴地域勤労者共済会補助金が令和4年度と比較し大幅に増額になっているが、その理由は。また、令和6年度以降も1,200万円の補助金が必要となるのか。
- △ 共済会が平成25年に一般財団法人に移行した際に、県から義務づけられた公益目的支出計画により、毎年、基金を取り崩して事業を実施してきた。令和4年度末に計画を達成し基金がなくなるので、令和5年度の財源が減るため、補助金を増額するものである。
なお、同共済会としても、講座受講料の見直しや経費削減に努めるとともに、構成市町である千曲市においても、令和5年度から負担金を増額していくこととなっている。
また、共済会の運営を継続していくためには、令和6年度以降も同額程度の補助は必要であると考えている。
- 米価下落や水田の遊休化が問題となる中で、収益性の高い転作作物に転換することや専業農家を育てることが必要ではないか。

△ 町内の稲作は自給的農家が大半を占める中で、農業再生協議会を通じた収益性の高い転作物の作付推進を図るとともに、転作補助金により支援を行っている。

水稲や穀類の専業農家育成は難しい点もあるが、担い手の組織化や共同利用機械の導入等により生産活動を支援していきたい。

○ 農業支援センターの事業内容と新規の取組はあるか。

△ 支援センターはアグリサポート事業や農機具の貸出し、新規就農者の確保・育成などを行っているが、5年度、長野大学の学生と連携した農作業支援体制の拡充を進める予定である。

○ 農振地域整備計画策定について、業務委託の内容は。

△ 計画書・付図の作成、付図というのはその計画書につける地図のことです。農用地地図データの作成である。農用地として指定する農地の設定にあたっては、山林原野化した農地等で農用地から除外すべき農地と、今後も農地として守っていく農用地について整理していく。

○ 計画策定にあたって広く意見を聞く場を設けるのか。

△ 協議会において作成した計画素案について、7、8月頃に住民説明会の開催を予定している。また、町ホームページにも掲載し広く住民から意見を募集する予定である。

○ カラスによる被害が増えているが、対策は。

△ カラスによる被害の対策として、鳥よけのカイトによる対策や果物を一つ一つネットで包むなどの自衛策を農家に行っていただいております。町は対策に費やした資材費の3分の1を補助している。また、カラスを直接捕獲するわななどの駆除の取組は他の市町村で行っているため、今後研究していきたい。

○ 畜産農家に対する支援策はあるか。

△ 飼料価格が高騰し、苦境にあることは承知している。国や県も対策を講じているが、抜本的な解決には至っていない。町内の大規模農家から大豆の規格外品を飼料として提供するなどの取組もされているところであるが、今後、飼料作物を町内の水田利活用により生産するなど、耕畜連携の取組を関係者と検討していきたい。

○ 林業総務一般経費の苗木。松くい虫防除対策事業における苗木。また、町有林管理事業の中の苗木などのそれぞれの用途は。

△ 林業総務一般経費では、主に区などが区有林に植樹する際に苗木を提供している。松くい虫防除対策事業では、伐倒駆除等でアカマツが減ってしまった松林に抵抗性アカマツを植樹している。町有林管理では、林業委員により町有林への植樹や補植を行っている。

○ 町民まつりの開催規模は、コロナ禍前の規模と同等か。

△ 同等規模を想定している。まつりの内容については、今後、町民まつり企画委員会、実行委員会の中で協議いただきながら検討していく。

○ 坂城駅周辺を中心市街地活性化に関する長期ビジョンは。

△ 今年度、兒玉邸の土地を取得したので、まずは兒玉邸敷地の整備に取り組み、その後、鉄の展示館、ふるさと歴史館、けやき横丁など、坂城駅前中心市街地の一体的な整備の検討を進め、有効活用を図っていきたいと考えている。

そのために、中心市街地町並み整備のための意見交換会などで、議員、地元区長、有識者、地域住民等のご意見をいただき、それらを踏まえて検討をしていきたい。

(建設課)

○ 水道事業広域化研究会負担金の内容、また令和4年度及び5年度に予定している検討内容は。

△ 負担金は、住民説明会における資料作成費用や会場使用料等に要する経費である。令和4年度は、事業体の組織体制や人員構成、個別委託の内容等の運営状況の整理を行っており、令和5年度は、組織体制や各種システムの運用の検討や財政シミュレーション等を引き続き行っていく予定である。

○ 道路橋梁総務費の県事業負担金の内容は。

△ 坂城インター線先線の終点部の町道取付部に係る町負担金であり、道路幅員7メートルのうち3メートル分を町で負担するものである。

○ 道路改良事業（A01号線）における用地代と建物等補償の場所は。

△ 南条金井工区と保地工区の2工区において、合わせて数件の用地費と建物等補償費を予定している。

○ 町営住宅の集約についての考えは。

△ インター線の先線延伸に伴う事業用地となる網掛団地については、居住者が村上地区での居住を希望しており、上平団地を改修して対応したい。ほかの団地は、入居者の状況や意向も含め検討していく。

○ 都市計画等策定業務の内容は。

△ 県が主体となって5年ごとに実施する都市計画基礎調査策定業務を行うもので、令和2年の国勢調査を基本に、人口、産業、土地利用、建物、都市施設、交通、自然環境等、公害及び災害についての調査を行うものである。

○ 地籍調査事業の坂城9区、10区、11区の場所は。また、事業完了年度は。

△ 坂城9区、10区は御所沢地区で、新規地区としての11区は、坂城高校から岡の原方面への地域を予定している。事業完了については、9区、10区は令和5年度、11区は令和7年度の完了を目指している。

(議会事務局)

○ 議員年金の受給者数は。

△ 現在、退職年金11名、遺族年金8名の計19名が受給している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「令和5年度坂城

町一般会計予算」のうち、総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて総務産業常任委員長に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中、目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費及び項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中、目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中、目9上水道費、目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中、目4水防費、目5防災費を除く消防費、款10教育費の各事項について、3月13日、14日の2日間にわたり、委員全員の出席の下委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、子ども支援室長、保健センター所長、公民館長、図書館長、食育・学校給食センター所長、各保育園長、子育て支援センター所長、ふれあいセンター所長及び各担当係長の出席を求めて、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要につきましてご報告申し上げます。

（住民環境課）

- 駅駐輪場等での防犯診断啓発の状況は。
 - △ 自転車防犯診断として、警察等と連携し、坂城駅とテクノさかき駅駐輪場内の自転車をチェックし、防犯登録と施錠の有無を確認し、不備のあった自転車の利用者に対して盗難の被害に遭わないように啓発している。
 - 園児、高齢者への交通安全啓発活動の内容は。
 - △ 園児については、町内の保育園・幼稚園において春と秋の2回、信号の見方や横断歩道の渡り方などについて学ぶ交通安全教室を実施している。
- 高齢者については、夜間の歩行中の事故が多いことから、夜光反射材の普及啓発活動を交通安全運動期間中などに実施している。
- コンビニ交付の手数料は。また、5年度の交付見込み件数と交付が可能な証明書の種類、町内コンビニで利用が可能か。

△ 利用者が支払うコンビニでの証明手数料は役場窓口と同額である。各コンビニが受け取る手数料1件117円を差し引いた残りの額は、コンビニ交付を運営する地方公共団体情報システム機構を経由して町へ入金となる。また、総件数のうちの3割、約3千件がコンビニ交付になると見込んでいる。

証明書の種類は、住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、戸籍事項証明書及び所得・課税・扶養証明書である。また、町内全てのコンビニで利用が可能である。

○ マイナンバーカードの交付率は。また、カードリーダーを設置している町内医療機関の状況は。

△ 令和5年2月28日現在、8,810枚を交付し、交付率は61.15%である。

また、長野県内の平均は59.41%である。カードリーダーは、町内のほとんどの医療機関で設置している。

○ 町単独事業であるクオカードの配布について、その効果は。

△ クオカードを配布する前の令和4年11月末の交付率は48.76%であった。事業を開始して令和5年2月末現在での交付率は61.15%で、3か月で12.39%交付率が向上した。

○ ごみ危険物収集所整備補助事業の内容は。

△ 区が所有している可燃物及び不燃物収集所の新設や建て替え、修繕などに対する補助金である。総事業費のうち3分の2を補助するもので、上限は15万円である。

○ 地域猫不妊去勢手術費補助金の内容は。

△ 町では、飼い主のいない猫の増加を防止し快適な生活環境の保持を図るため、令和4年12月21日に不妊去勢手術費に対して補助金を交付する制度を創設した。補助金交付の対象者は、地域猫活動を推進する観点から自治区及び地域猫活動を推進する団体とし、補助上限額は不妊手術が1万円、去勢手術は8千円である。

各区長さんには今年2月の区長会で補助制度の案内をし、制度の活用と実施の際は事前に相談いただくよう依頼をした。

○ ポンプ操法大会に対する町の考えは。

△ ポンプ操法大会については、様々な意見があることは承知をしているが、ポンプなどの機器操作の技術習得や分団内の連携強化、団員の士気高揚など、有事の備えに直結する非常に有意義かつ重要な取組と認識している。今後も、団員の意見等を踏まえ、団員の負担軽減などを考慮しつつ、大会については引き続き実施していきたい。

○ 消防団員報酬の支給方法変更の考えは。

△ 消防団員報酬の支給方法については、国の通知に基づき、消防団の意向等を踏まえ検討している。今後も消防団と十分協議をしながら、引き続き検討していきたい。

- 消防団員の団員数、平均年齢は。また、婦人消防隊の隊員数は。
- △ 現在の団員数は265名、平均年齢は35.7歳である。婦人消防隊については、現在、528名を委嘱している。

(福祉健康課)

- 福祉委員の活動内容と人数は。
- △ 坂城町福祉委員規則に基づき、民生委員に委嘱し、地域の福祉活動の推進や町と地域との橋渡し役を担っていただいている。人数は民生委員の定数と同数の39名である。
- ヤングヒューマンネットワーク事業の登録者数、相談件数、マッチングシステムの利用者数は。また、事業の実施にあたり、委託先の業務実施に対する管理の状況は。
- △ ヤングヒューマンネットワーク事業の登録者数は、4年度は男性11名、女性4名の計15名である。5年1月末現在で、相談件数211件、お見合いの件数4件。マッチングシステムは、相談件数が40件、お見合いの件数が9件であり、いずれもまだ成婚にはつながっていない。

この事業は町社協に委託しており、事業の進捗状況については随時確認し、年度末には実績報告が提出され、また、事業が円滑に実施できるよう情報共有に努めている。

- 高齢者生活支援事業の外出支援サービスの利用状況は。
- △ 外出支援サービスは、要介護認定者や身体障がい者で寝たきりの方などを送迎する有償サービスである。社協に委託し、1月末現在で26名の方が登録しており、今年度は延べ90回の利用があった。行き先は医療機関が主である。
- ふれあいセンターでの燃料費等高騰の影響は。また、管理業務の内容は。
- △ ふれあいセンターについては、ほかの施設等と同様、燃料費等高騰の影響を受け、光熱水費等の予算の増額を計上している。

管理業務の内容は、温泉ポンプ・タンクの保守点検、水質検査、浴槽・館内の清掃業務等である。

- 金婚式記念品贈呈の実績は。また、5年度の予定は。
- △ 令和4年度は、5組のご夫婦に記念写真を撮影し贈呈した。5年度は近年の状況を踏まえ15組と想定し予算計上した。
- 障害福祉計画と障害児福祉計画の策定の進め方と委託先の選定方法は。
- △ 両計画は同時に策定を進め、現在の計画期間が満了する令和5年度末までに策定する。まず委託業者を決定し、アンケートを行い、意見要望等を把握した上で計画(案)をまとめ、策定委員会の審議を経て決定、公表という流れを想定している。委託先については、計画策定の実績等を考慮する中で事業者を選定していく。
- 地域包括支援センターのケアマネジャーの体制は。また、相談件数の実績と今後の体制は。

△ 現在、地域包括支援センターでは、主任ケアマネジャー1名、ケアマネジャー1名と保健師、社会福祉士1名ずつを加えた4名体制である。令和4年度は12月末現在で2,112件の相談を受けており、今後の高齢者の増加を見据え、体制の強化について検討していきたい。

○ 生きがい活動支援通所事業の内容と利用対象者は。

△ 介護保険を利用していない65歳以上の方を対象に、運動機能や認知機能の維持向上のため、老人福祉センターやふれあいセンターで体操や脳トレ等を実施している。

○ 坂城町自殺対策推進計画策定の内容は。

△ 現行の計画が令和5年度で期間満了となるため、令和6年度から10年度までの計画を策定する。福祉、医療、保健、法務等の分野の有識者等を自殺対策連絡協議会委員に委嘱し、協議会において審議をいただき、策定を進める。

○ 信州上田医療センター医師確保事業についての状況は。

△ 令和4年4月時点での医師の確保数は85人で、令和5年度までに80人を確保するという目標は達成されたが、引き続き医療サービス向上のため、100人体制を目指すグランドデザインが示されている。

上田地域広域連合により6年度以降の計画策定が進められており、補助金についてもセンターから継続の要望が出ている。

○ 新型コロナワクチン接種について、今後の接種時期や対象者は。

△ 現在国から示されているのは、5月から8月にかけて65歳以上の方、重症化リスクの高い方、医療従事者等を対象として実施し、その後、9月から12月にかけて、5月から8月に接種した方も含めた全員を対象として接種を実施するというもので、詳細は今後決定される。町では集団接種での実施を検討している。

○ 妊産婦健診手数料について、見込み人数は。

△ 妊婦健診及び産婦健診とも80名を見込んでいる。

○ 後期高齢者健康増進事業の健診委託料について、見込み人数は。

△ 一般健診の見込みは400人、人間ドックは日帰り100人、1泊2日で30人を見込んでいる。

○ 食育・健康づくり推進事業について、健診受診者に対する保健指導の内容は。

△ 健康増進法に基づき、39歳以下の一般健診受診者の中からハイリスク対象者に保健指導を実施している。数値の高い方に対しては、医療機関の受診勧奨を含めた保健指導を実施している。

(教育文化課)

○ 令和5年度、各保育園のクラス担任の体制は。

△ 南条保育園は全16クラスに対し、正規職員8名、フルタイム5名、パートタイム3名。坂

城保育園は全10クラスに対し、正規職員6名、フルタイム4名。村上保育園は全8クラスに対し、正規職員5名、フルタイム2名、パートタイム1名を予定している。

- 広域入所、認可外保育施設の給付金の内訳は。
- △ 広域入所については、千曲市の私立保育園に通う2名分を計上している。認可外保育施設については、無償化対象分1名分を計上している。
- 児童館の職員研修の参加状況は。また5年度の予定は。
- △ 職員研修については、町外での研修は参加できなかったが、町内での研修として、教育コーディネーターによる講話を実施し好評であった。5年度も様々な研修に参加していきたい。
- 子育て短期支援事業の内容は。
- △ 子育て短期支援事業は、保護者の疾病等により子どもの養育が困難になった場合に利用するショートステイ（短期入所）事業と、夜間・休日に利用するトワイライトステイ事業があり、千曲市、上田市の施設に事業を委託している。
- 子育て支援センターへの相談内容は。
- △ 令和4年2月末で延べ1,500件の相談があった。家庭相談が全体の3分の1程度、そのほかは発達相談が主で、保育園児や小・中学生の保護者から、子どもの成長や進路、就職について、家庭内の問題等、多種多様な相談がある。
- 奨学金について、令和5年度の新規と継続の申請者数は。また、支給額増額への考えは。
- △ 新規5名、継続7名の12名を想定している。
奨学金の支給額については、引き続き検討をしていく。
- 令和5年度の坂城幼稚園の園児数は。
- △ 令和5年度においては、年長児17名、年中児16名、年少児14名、満3歳児9名の計56名である。全園児のうち、町外から通園している園児は3名である。
- 令和5年度から、QUテストがi-checkにデジタル化される。変更点は。
- △ 紙のテストがデジタル化されることで、1人1台の端末からの回答がクラウドで集計され、即結果を確認できるため、利便性は向上すると考えている。今までと比べ質問項目が工夫され、子どもたちの意見や思いも把握しやすくなる。
- GIGAスクール構想推進事業について、令和5年度の活用予定は。
- △ GIGAスクール構想推進事業は、令和5年度で導入3年目になる。今年度行った4人グループでの学び合いを授業においてさらに深めることと、一人一人のニーズや学習状況に応じた個別学習の推進などを進める。
また、端末の持ち帰りについて、今後は「家庭学習の手引き」を改訂し、家庭で端末が利用できるよう学校とともに検討をしていく。
- 地域クラブ負担金の内容は。

△ 休日の中学校部活動の地域移行に係る千曲坂城クラブへの負担金で、コーディネーター等の
人件費及び地域指導者への謝金やスポーツ保険料などの経費に対し、333万円の負担金を計
上している。

負担割合は、全体の1割を均等割、残りの9割を生徒数の割合とし、千曲市と坂城町で負担
する。坂城町の生徒は全体の2割である。

○ 地域クラブ移行で、保護者負担額は。また、指導者の人数及び謝金額は。

△ 保護者の負担額は、生徒のスポーツ保険料を含めて、生徒1人年額3千円である。現在のと
ころ、指導者数は約120名で、今後も募集をしていく。

指導者謝金は、教職員の休日部活動手当を参考に、1人2,700円とし、1日の活動時間
は3時間を想定している。

○ 令和5年度、公民館事業の春のスポーツ大会の概要は。また、見直し点は。

△ 春のスポーツ大会は、手指消毒などの感染対策を講じる中で、競技種目について、今までの
ソフトボールやビーチバレーに新たにマレットゴルフを加え参加年齢の範囲を広げ、参加者数
の確保を図っていきたい。

また、令和5年度の公民館事業の実施に向け、分館長さんなどにアンケート調査を行い、い
ただいた意見を基にスポーツ推進員等に新しい種目・形式を検討してもらうなど、内容の見直
しを行っている。

○ 貸出し図書のICタグ化についての考えは。

△ 図書ラベルにICタグをつけることで、図書の検索など資料管理が迅速に行えるなどメリッ
トもあるが、タグをつける作業に1か月程度の休館が必要となる。タグをつけなくても資料管
理ができるシステム管理技術も進んできているので、様々な方法について研究をしていく。

○ 文化財保存団体への補助金の内容は。また、コロナ禍で伝統文化の継承が危ぶまれている。
さらに支援をしていく考えは。

△ 指定文化財関係が7団体、神楽保存団体が10団体、計17団体に対する補助金は47万
8千円である。神楽などの伝統文化の継承は、地域にとって大事なものであると考えている。
支援については、状況を見ながら必要に応じて検討をしていく。

○ 文化センターグラウンドのスコアボードなど、屋外施設に劣化の状況がある。今後の施設等
の改修予定は。

△ 個別施設計画で、体育館改修後は文化センター、武道館、文化の館などの改修が予定されて
いる。文化センター等の屋外施設については、安全性等を考慮する中で更新などを検討してい
く。

○ 学校給食の地産地消の現状は。

△ 令和3年度における長野県産野菜の使用割合は33%で、そのうち町内産の比率は

64. 2%である。主食類では、米及びソフト麺の小麦については全て県内産、パン使用の小麦については県内産5割、北海道産5割である。

○ 小中学生の給食のカロリーは。また、町の特色ある給食は。

△ 小中学生の摂取カロリーについては文部科学省の基準が定められており、小学生は約650キロカロリー、中学生は約830キロカロリーの給食を提供している。

町の特産であるねずみ大根の切り干しを使ったメニューは、年間を通じ提供している。また、2月はねずみ大根御膳、3月はねずみ大根の切り干しを使ったおやきなどを特別メニューとして提供している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて社会文教常任委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

ここで換気のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時58分～再開 午前11時08分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

続けます。これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

10番（滝沢君） では、議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算について」、私から賛成の立場で討論をいたします。

2019年12月に中国武漢市で感染者が報告されてから、日本でも猛威を振るった新型コロナウイルス感染症は、3年が経過し、ようやく感染者の減少傾向により、5月8日から新型コロナウイルスの感染法上の位置づけの変更に伴い、2類から5類に引下げとなることが決定

しています。

このような状況の中、日本経済は持ち直しの動きが続いているものの、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化の影響は、原油高、物価高騰等を引き起こし、日本経済への影響が危惧されるところであります。

坂城町は言うまでもなく工業の町でありますので、国内外の経済動向や社会情勢などの影響による町内企業の動向は、地域住民の生活をはじめ町の財政にも大きな影響を与える可能性があります。国内外の経済動向や社会情勢、また、新型コロナウイルスの感染拡大による影響などに一層の注視を払いつつ、政策を実行していただきたいと思います。

それでは、討論に入ります。

坂城町の令和5年度当初予算につきましては、統一地方選挙を控えていることから経常経費と継続事業を中心とした骨格予算編成で、国・県の制度に伴うもの以外の投資的経費や新規施策などは計上されていないことから、前年度対比12.6%減の63億6千万円の予算規模となっています。

まず、歳入であります。町の収入の核となる町税について、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、企業の業績も回復傾向であるため、法人町民税は9,300万円の増収、個人町民税は2千万円の増収が見込まれる中、町税全体では、前年度対比3.5%増の約26億円が予算計上されております。

しかし、ロシアのウクライナ侵攻や円安の進行などの影響により、原油や原材料等の価格が高騰しており、物価が上昇しています。こうした状況が長期化した場合、企業活動に多大な影響を及ぼし、コロナ禍からの回復への足取りを阻みかねないことが懸念されることから、状況把握に引き続き努めていただきたいと思います。

また、公平な税負担の観点から、収納未済額の縮減に向けては、厳正な対応をいただくよう一層の取組をお願いするところでもあります。

国・県支出金については、継続事業である道路改良事業や橋梁修繕事業に加え、新たに会地排水門自動化や、ため池の耐性評価に係る防災・減災事業の補助金などが計上され、特定財源の確保に努められています。

町の魅力や特産品などの情報発信にも大きく寄与しているふるさと寄附金につきましては、さらに魅力ある返礼品の充実を図り、より多くの寄附がいただけるようなさらなる取組をお願いいたします。

次に歳出でございます。骨格予算でありますので、経常的経費や継続事業が中心となる予算計上になっていることから、普通建設事業費については、前年度比マイナス72.8%と大幅な減額となっておりますが、生活基盤の整備として、引き続きA01号線などの道路改良事業や橋梁修繕事業等の予算が計上され、各事業の推進が図られることを期待いたします。

また、新型コロナウイルスが5類へ引き下げられた後も、厚生労働省は新型コロナワクチン接種を引き続き実施の方向を示しましたので、感染拡大を防止する観点から、国や県、医療機関と連携し、対応いただきますよう要望いたします。

出産や子育てへの支援としては、妊娠期から出産後間もない産婦さんが心身ともに健康で安心して子育てができるよう、新生児の聴覚検査に係る費用の助成や出産・子育て応援交付金事業の経費が盛り込まれ、出産や子育ての環境が一層整うものと思われまます。

このほか、移住・定住施策、高齢者・障がい者などの福祉施策、GIGAスクール構想推進事業によるICT教育の推進や、外国語指導講師・支援員の配置など充実した教育施策等の予算が計上されており、行政の継続性にも配慮されたものとなっております。

最後に、町の最上位計画である第6次長期総合計画に掲げる「輝く未来を奏でるまち」につながる各施策の推進を願ひまして、私は議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算について」に賛成をいたします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

2番（大森君） 私は、議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算について」賛成討論を行います。

初めに、ロシアがウクライナに侵略して1年が経過しました。国連憲章は他国への侵略を禁止しています。ロシアは直ちにウクライナから撤退すべきであります。世界が軍事的枠組みを強めていることも重要な問題です。日本の岸田政権は、安保法制3文書を閣議決定し、5年間で43兆円の軍事費を費やすとしています。軍事対軍事では決して平和は築けません。日本は東アジアの平和のために積極的な平和外交を行うこと、これしか平和をつくることはできないのであります。

国内においては、物価高騰で国民の生活が大変な状況になっています。とりわけ、子育て世帯と低所得者の皆さんにとっては、死活の問題であります。先日、日本共産党坂城町委員会がアンケート調査を行いました。今の生活についての問いに、「苦しい」「とても苦しい」という回答が多く寄せられております。

国は、物価高騰の対策として現金のばらまきでごまかしています。一番有効な対策は、消費税を5%に引き下げることです。電気料金やガソリン代、食料など全ての商品が直接国民の生活支援に直結することになります。

これらは国政の問題だから、町議会にはそぐわない、このようなお考えもあるかもしれませんが、町政は国の施策も含めて町政は行われるわけでありまます。このことを念頭に町政を進めていただきたいと思ひます。

さて、町の新年度当初予算は、4月に行われる統一地方選挙で町長選挙のこともあり、義務的経費や制度によるもの、継続事業などが中心の骨格予算となっています。

また、町議会議員の選挙も同時に行われ、今後4年間のまちづくりを託すこととなります。誰もが誇れる坂城町にしたいものであります。

それでは、歳入について述べてまいります。町の元気度を示す自主財源の主要な財源である町民税について、法人町民税では、コロナ禍からウイズコロナに向けて徐々に社会活動が動き出してきており、企業の経済活動も回復傾向が見られ、前年度に対し31.3%、9,300万円の増で3億9,010万円を計上しております。

また、個人町民税についても、2千万円の増額を見込み7億2,350万円とし、町民税全体で前年度に対しプラス11.3%、1億1,300万円の増額で11億1,360万円を計上しております。

固定資産税については、償却資産における企業の現有資産の減少と鉄道施設などの減価償却に伴う大臣配分の減額などを見込んで、前年度比マイナス2.3%で3,115万3千円の減額としました。

町税全体では、前年度対比プラス3.5%、8,864万7千円の増額で、25億9,792万9千円を計上しております。

自主財源である繰入金については、前年度の体育館の耐震補強工事や湯さん館のリニューアル工事が終了したこと、そして骨格予算で新規事業が計上されていないこともあり、前年度比マイナス68.9%の8億2,441万3千円の減額で、3億7,249万円となっております。

自主財源の総額では、マイナス16.7%、7億4,251万4千円減の36億9,748万2千円となりました。

次に依存財源といたしまして、地方交付税は、地域のデジタル化の推進や光熱水費高騰分の対応経費が算定されることや、臨時財政対策債が大幅に抑制されるため、プラス22%の2億円増となる11億1千万円を計上しました。

国庫支出金では、新型コロナの予防接種の減少などでマイナス8.4%の5,185万7千円の減で、5億6,453万4千円の減額となりました。

町債については、臨時財政対策債が減額になるため、マイナス65.8%の3億3千万円で、1億7,140万円を減額にしております。

依存財源の総額では、マイナス6.2%、1億7,748万6千円の減額となる26億6,251万8千円を計上しております。

歳入の総額は、前年度比マイナス12.6%で、9億2千万円減の63億6千万円といたしました。

次に歳出については骨格予算でありますので、それを念頭に述べてまいります。

その中でも新規事業で子どもの少子化と教職員の勤務の軽減を図るため、中学校の部活動を地域に移行することに伴い、千曲市と坂城町の教育委員会が共同で新たに千曲坂城クラブを発足させて活動するため、3,300万円（同日「333万円」に訂正あり）を計上いたしました。保護者負担などがありますが、今後、保護者負担にならないよう進めていただきたいと思います。

2023年度、令和5年度は各種の計画も見直されます。特に次の2点について述べたいと思います。

第7期障害者計画等について、今度こそ地域福祉計画を念頭にした計画の策定をしてほしいと思います。

次に、農業振興地域整備計画が総合的に見直されます。特に農業振興が必要と認められる地域について、優良な農業生産基盤を確保するためとしています。18号バイパスやインター先線の延伸に伴い、沿線の優良農地が転用されるなど、大変難しいものとなると思います。優良農地をしっかりと守り、町の農業振興になるよう求めてまいります。

町民の移動権を保障する地域交通が、循環バスに加え、乗り合いタクシーの実証実験の事業が1年を経過しました。利用者に寄り添った意見などを大切に、利用しやすい運行に改善しながら、安定した事業に育ててほしいと思います。

次に、見直し、中止を求める事業について。

一運動団体である町解放同盟に対する補助金120万円は、やめるべきであります。ほかの運動団体と差別することは許されません。また、同和地区住宅新築資金等貸付金について、町が金融機関から借り入れ、町解放同盟が関与して貸し付けた残金が、この2月現在2,500円（同日「2,500万円」に訂正あり）もあります。町と運動団体の責任で早急な解決をすることを求めます。

松枯れ対策について、松枯れの防止のため、農薬の空中散布が行われております。子どもの発達障害の原因の一つに、農薬散布の原因との指摘もあります。空中散布は、上田市をはじめ千曲市など近隣では実施していません。空中散布は中止し、その予算を伐倒駆除や松の植栽や樹種転換などに軸足を移すことを求めます。

以上、前進面を評価し改善点を指摘して、議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算について」賛成討論といたします。

申し訳ございません。先ほどのところで2,500万円のところを2,500円と言い間違えました。訂正をよろしく願います。

議長（小宮山君） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時29分～再開 午前11時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

2番 大森茂彦議員から訂正を求められておりますので、これを許可します。

2番（大森君） 大切な時間を申し訳ございません。もう1点訂正がございます。中学校の地域移行に伴う千曲坂城クラブについて、3,300万円のところを333万円というふうには訂正をお願いいたします。よろしく申し上げます。千曲坂城クラブを発足させるにあたって、333万円を計上しているというふうには訂正をお願いしたいと思います。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第14号「令和5年度坂城町一般会計予算について」原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（小宮山君） 起立全員。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2「議案第15号 令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 坂城町国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第15号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、保健センター所長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

<歳入>

- 町の国保加入者数は。また、1世帯当たりの保険税額は。
- △ 国保加入者は、令和5年2月末で2,669人、前年度比で123人減である。また、1世帯当たりの保険税の見込額は14万8,146円である。
- 未就学児の均等割軽減対象人数は。
- △ 令和4年度賦課時点で、軽減人数は53名である。
- 町独自の激変緩和措置についての考え方は。

△ 保険税について、昨今の社会情勢を踏まえ、加入者の負担軽減に努めるため、基金残高等を勘案し、保険税算定方式の3方式に向けた改正にとどめ、前年度とほぼ同額程度としている。

この件について、2月7日の運営協議会においてお認めいただいた。

<歳出>

○ 保険税の軽減について、軽減割合別の世帯数は。また、増減の傾向は。

△ 令和5年2月末時点での軽減世帯数は、7割軽減が485世帯、5割軽減が298世帯、2割軽減が202世帯である。軽減世帯数について、7割軽減は増加傾向、5割軽減と2割軽減は減少傾向にある。

○ 二次健診の状況は。また、実施人数は。

△ 糖尿病、高血圧、脂質異常症を示す血液検査値が高い方に対して受診勧奨を行っている。令和4年度の実施人数は62名であった。

○ 保険証の資格証明書、短期証の交付状況と窓口預かり等の状況は。

△ 令和5年2月末時点で、資格証明書の交付が1世帯、1か月の短期証が15世帯、3か月及び6か月の短期証は交付なし、窓口預かりが4世帯である。

○ 出産育児一時金の300万円の内容は。また、国庫補助の状況は。

△ 令和5年4月から50万円となることから、6件分を計上している。国の補助金については、詳細がまだ確定していない。

○ 特定健診の受診率について、目標の65%への状況は。また、来年度の受診者数の見込みは。

△ 令和3年度の受診率は57.8%、県内15位であり、65%達成に向け、まずは60%を目指している。

受診者数は、令和5年2月末時点で1,058名である。来年度は1,500人と見込んで計上している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第15号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（小宮山君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

7番（玉川君） 議案第15号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、反対

の立場から討論を行います。

国保特別会計予算の歳入歳出、それぞれ14億3,693万6千円を計上しました。前年度と比較して1,927万1千円の減額です。

令和5年度の税額については、未就学児への均等割の5割軽減の国の政策は継続となり、税率で見ると医療分、介護分で所得割が据置き、資産割が2.7ポイント引下げ、支援分が所得割0.15ポイント増、介護分は据置きとなっています。

所得階層別で税額の年額を見ると、令和5年2月末で加入世帯が1,790、全世帯のうちの70%に当たる100万円と200万円未満の世帯で、それぞれ774円、346円の減額。国保税全体の平均税額では、76円の減額となりました。町の努力を評価します。

しかし、県が行う資産割をなくした3方式を行うことで、結果的に税額は上がってしまいます。税額を決める基礎となる課税額は、所得割額と資産割額、そして被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とし、課税限度額で見ると医療分は63万円で据置きとなっており、世帯所得600万円以上の高額所得者でも63万円が上限となっています。また、支援金分の賦課限度額は2万円増の22万円となっています。

昨年度もここを指摘しましたが、支払える人に払える額を払ってもらうのが税の公平性ではないでしょうか。税というなら累進課税で徴収すべきと考えます。

国保の加入者は、自営業者、農家、無職、小規模事業者などの被用者、非正規やアルバイトなどで働く人です。労働者派遣法の制定以降、2003年には派遣労働を製造業にまで拡大し、正社員を大量に派遣労働者に置き換えてきました。本来なら正規雇用として会社の健康保険などに加入するところですが、非正規雇用のため国保に加入することになります。また、法人などの正規労働者が会社の健康保険に加入していても、退職すれば次の会社で健康保険に加入するまでは国保に加入する国民皆保険制度であるわけです。

この国民皆保険を支えている国保ですが、国保税を1年以上滞納すれば、正規の保険証が交付されず、短期保険証または資格証明書での対応となります。

当町では、2023年2月末で短期保険証が15件、内訳は全てが1か月。資格証明書が1件、窓口預かりで未交付が4件です。前年度同期と比べて全体で10件減少したことは、町の努力として評価をします。資格証明書になれば、国保は使えるとしても、窓口全額負担が必要になります。国保税を滞納する方にとっては、税額や窓口での負担額が高過ぎることで、受診・治療の継続ができない深刻な状況が考えられます。実際に全国では保険証が交付されなかったり、治療費の負担ができずに、病院にかかった時点で既に手後れの状態で亡くなる方が後を絶ちません。

坂城町の所得階層別加入者数を見ても、70%が所得200万円未満という現状では、社会保障制度として窓口負担の減免を含む患者負担を減らし、安心して医療を受け、治療を継続で

きるように、国や自治体がしっかり責任を果たすべきです。

全国知事会が2014年に1兆円の公費投入を国に求めています。国民の命を守る国の責任として国費の投入が強く求められます。

一般会計からの繰入金などについても、国のペナルティーを受けない決算補填等以外の目的での法定外繰入れと、均等割と所得割の町独自の減免制度を町が設けるべきではないでしょうか。

特定健診の受診率は、令和4年度末で51.1%、県内順位は未定だそうです。重症化を減らすため、さらに個別の聞き取りをしたり、受診を勧めていくということです。引き続きお願いしたいと思います。

最後に、以下の点を要望します。

国保税の加入者負担を軽減し、協会けんぽ並みにするために、一般会計からの法定外繰入れを行ってください。

応益割の均等割について、所得のない15歳までの子に対し課税するのはやめるべきです。当面は軽減措置を求めます。

国保税の負担を軽減するため、国に対し、国費の投入を働きかけてください。

以上を要望しまして、議案第15号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」反対討論とします。

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

6番（大日向君） 私は、議案第15号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、国民皆保険制度の一翼を担う地域保険として、加入者の健康増進と適切な医療の提供に重要な役割を果たし、地域住民の福祉の向上に大きく貢献してきました。

一方、国保の運営を担う市町村においては、加入者の高齢化に伴う受診機会の増加や医療の高度化などを背景とした医療費の増大が、健全な財政運営を維持・確保していく上で大きな課題になっていたところです。

こうした中、平成30年度の制度改革により、都道府県も国民健康保険の保険者として財政運営の責任主体となり、制度の安定化が図られることになりました。また、県では、令和3年度から5年度までの国保運営方針を策定し、安定的な財政運営のほか、保健事業による医療費の増加抑制のための取組を、県と市町村が一体となって推進していくことを決めました。

町においては、年々増大する医療費の削減や給付の適正化の取組として、ジェネリック医薬品の利用促進に向けた普及啓発や、生活習慣病の重症化予防に向けた特定健診、特定保健指導を積極的に実施しており、加入者の健康増進に向けた取組をしております。

保険税に関しましては、県に支払う国保事業費納付金を賄うための税率設定が求められます。

令和5年度の納付金は、前年度より減額されたものの加入者の減少もあり、4年度は据置きとされましたが、税率の改定は避けられない状況であります。

しかし、昨今の社会情勢を踏まえ、町独自の激変緩和措置を講じる中で、前年度とほぼ同額、1世帯当たり年間賦課額では昨年度比76円の減額とするなど、加入者の負担軽減となる手だてが講じられるとともに、資産割の段階的縮小も行われており、将来的な保険料統一も見据えた配慮もされています。

徴収に関しては、コロナ禍という難しい状況の中、税収確保と負担の公平化に向けて、個別相談や納税相談の実施、年間を通じての滞納整理など、大変ご苦勞をいただいております。収入未済額も減少してきています。保険税の適正徴収は、国保財政の健全な運営を確保するための基本となるものでありますので、今後も引き続きご努力をお願いいたす次第であります。

将来的な県統一の仕組みに向け、さらなる財政の健全な運営と保健事業の充実、そして適切な保険税の賦課徴収等による安定的な制度運営の維持をお願いいたしまして、議案第15号「令和5年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」の賛成討論といたします。

議長（小宮山君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（進行の声あり）

議長（小宮山君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをそれぞれ押してください。押し忘れはございませんか。

押し忘れなしと見て、これにて採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決しました。

◎日程第3「議案第16号 令和5年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（小宮山君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（栗田君） 坂城町下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第16号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として、建設課長、建設技幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

○ 受益者負担金の件数と面積の見込みは。また、下水道使用料の予想増加人数と現在の水洗化

人口及び整備済みの面積は。

△ 令和5年度整備予定として、受益者負担金の対象件数は20件、面積は9千平方メートルを見込むとともに、使用者数は100件200名程度の増加を予定している。なお、令和4年度末の予定水洗化人口は1万657名、整備済み面積は595ヘクタールである。

○ 下水道事業債が増加になった理由は。

△ 公共下水道については、町内の整備面積拡大が終了し、今後は地形等の要因で未整備となっている箇所の整備を進めていく予定であるが、令和4年度は、県移設負担金の対象となる工事施工が主であったため、公共下水道事業債を活用した事業が減少となった。

5年度については、公共下水道事業債を活用し、未整備地区の事業を推進するとともに、令和6年度から開始となる公営企業会計に伴う適用債の増が主な要因となっている。

○ 中之条、上平地区の管渠工事の内容は。

△ 中之条地区は逆木通りから文化センターまでの御堂川沿い、また、上平北部地区の工場周辺を予定している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第16号「令和5年度坂城町下水道事業特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

議長（小宮山君） ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時58分～再開 午後 1時30分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎日程第4「議案第17号 令和5年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 坂城町介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第17号「令和5年度坂城町介護保険特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、収納対策推進幹、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告いたします。

<歳入>

○ 介護保険料1,200万円の減額について、その要因は。

- △ 令和4年度当初と比較して、特別徴収の賦課人数が約200人減となっていることに加え、前年度からの所得段階の変更分を加味し、減額した。
- 支払準備基金繰入金に関連して、基金の残高は。
- △ 令和5年度当初の基金取崩し分等を含め、3億5,349万円である。
＜歳出＞
- 介護保険の年間申請件数は。
- △ 令和5年2月末時点で、新規申請が204件、更新が251件、区分変更申請が132件の計587件である。
- 第9期介護保険事業計画（令和6年度から8年度）の策定スケジュールは。
- △ 来年度1年をかけて策定する。運営協議会は年3回を予定している。
- 特別養護老人ホームの待機者について、去年は52名であったが、現在は何名か。
- △ 令和4年4月1日現在で、待機者37名である。
- 高額介護サービス費について、前年度比110万円増となっている根拠は。また、令和4年度の件数と、その最高額は幾らか。
- △ 平成30年度から令和3年度、令和4年度上半期までの実績を加味し、伸び率を踏まえて見込んでいる。

4年度の2月支給分までの件数は1,810件、金額は1,589万円で、1件当たりの最高額は9万264円である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第17号「令和5年度坂城町介護保険特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎日程第5「議案第18号 令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（小宮山君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（滝沢君） 坂城町後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月10日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第18号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、3月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下、その概要について報告をいたします。

＜歳入歳出一括＞

- 被保険者の人数は。また、普通徴収と特別徴収の状況は。
 - △ 令和5年2月末時点で75歳以上が3,018名、障害認定56名となっている。保険料の納付方法は、1月末時点で普通徴収約17%、特別徴収約83%である。
 - 被保険者証、限度額適用認定証、減額認定証、特定疾病受療証の対象人数は。
 - △ 令和5年度当初の見込みは、被保険者証が3,195名、限度額適用認定証が35名、減額認定証が280名、特定疾病受療証が43名となっている。
 - 1人当たり医療費と県内順位は。
 - △ 1人当たり医療費は、令和3年度が93万6,953円で、高いほうから6番目であった。
- 以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第18号「令和5年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」、全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（小宮山君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、賛成多数により）可決」

議長（小宮山君） 次に、追加日程に入ります。

追加日程第1「議案第19号 令和4年度クレーン付きトラック売買変更契約の締結について」から追加日程第7「議案第25号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」までの7件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（小宮山君） 朗読が終わりました。最初に提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） 順次ご説明申し上げます。

まず、議案第19号「令和4年度クレーン付きトラック売買変更契約の締結について」ご説明申し上げます。

本案は、令和4年12月議会定例会において、売買契約について議決をいただいたクレーン付きトラック購入の変更に係るものであります。

本契約における納入期限を令和5年3月31日までとしておりましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響による部品不足等により、車両の納入に長期の時間を要する見込みであります。これに伴い、納入期限を令和5年11月30日までに変更するものであります。

議案第20号「令和4年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2億5,157万2千円を増額し、歳入

歳出予算の総額を83億8,436万7千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、町税1億8,900万円、地方消費税交付金8,478万2千円、国の補正予算により追加交付された普通交付税4,093万9千円、産地生産基盤パワーアップ事業などに係る県支出金1億2,782万8千円をそれぞれ増額し、財政調整基金などからの繰入金1億830万1千円、町債4,800万円をそれぞれ減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、国の補正予算により事業化が決定となったながの農協が実施するちくま果実流通センター改修事業に伴う産地生産基盤パワーアップ事業補助金1億5,067万3千円、都市計画マスタープラン及び立地適正化計画策定業務1,926万1千円のほか、びんぐし湯さん館への事業持続化負担金1,800万円、保健福祉等複合施設整備基金積立金1億7千万円（同日「1億7,174万5千円」に訂正あり）、文教施設整備等基金積立金1億円（同日「1億325万3千円」に訂正あり）、広域行政事業基金積立金4,800万円（同日「5,041万8千円」に訂正あり）、びんぐし湯さん館施設整備等基金積立金3千万円（同日「3,036万4千円」に訂正あり）、工業振興施設等整備等基金積立金1千万円（同日「1,098万4千円」に訂正あり）をそれぞれ増額し、ふるさと納税事業1,426万6千円、ふるさと寄附金分を基金へ積み立てるためのふるさとまちづくり基金積立金3,500万円（同日「1,407万5千円」に訂正あり）、児童手当1,200万円、町体育館耐震補強及び大規模改修事業1億1,475万3千円をそれぞれ減額するとともに、歳入・歳出全般にわたる事務事業の精算に伴う補正であります。

また、繰越明許費といたしまして、農業生産基盤パワーアップ事業、都市計画等策定事業、A01号線道路改良事業、橋梁修繕事業等について、令和5年度に事業繰越しをするものであります。

議案第21号「令和4年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ4,625万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億1,034万4千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、諸収入978万7千円を増額し、県支出金5,584万5千円を減額するものであり、歳出の主な内容につきましては、償還金1,028万5千円を増額し、保険給付費5,674万1千円を減額するものであります。

議案第22号「令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、南条産業団地2区画の土地取得と財産売払いが、当初計画に対し減少したことに伴う減額であります。

金額といたしましては、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ36万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億8,081万7千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、用地の売払いによる財産収入36万7千円を減額し、歳出の内容につきましては、用地の土地取得費36万7千円を減額するものであります。

議案第23号「令和4年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,034万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億2,618万8千円（同日「7億2,616万8千円」に訂正あり）とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、下水道受益者負担金1,736万4千円、維持管理負担金返還金902万7千円を増額し、下水道施設移設工事負担金2,550万1千円、公共下水道事業債4,200万円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、一般管理費392万5千円、施設管理費515万3千円、公共下水道事業費3,282万5千円、流域下水道事業費382万2千円、公債費461万8千円を減額するものであります。

また、令和4年度は、坂城・南条・中之条地区において工事を実施しておりますが、半導体不足によるポンプ機器材料の納期の遅延や、上水道移設補償工事の移設時期の工程調整が生じ、やむを得ず工事が年度内に終了しない工区につきまして、繰越明許費を計上するものであります。

議案第24号「令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,130万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を14億5,002万5千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、国庫支出金48万1千円を増額し、支払基金交付金468万6千円、県支出金379万9千円、一般会計繰入金255万円を減額するものであります。

一方、歳出の主な内容につきましては、保険給付費2,793万円を減額し、基金積立金1,179万7千円、地域支援事業費511万8千円を増額するものであります。

最後に、議案第25号「令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5万2千円を増額し、歳入歳出予算の総額を2億3,663万8千円とするものであります。

歳入の内容といたしましては、保険基盤安定繰入金9万8千円を減額し、保険料還付金

15万円を増額するものであり、歳出の内容につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金9万8千円を減額し、保険料還付金15万円を増額するものであります。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

すみません、一般会計補正予算（第8号）の中の、びんぐし湯さん館への事業持続化負担金1,800万円以下の端数につきまして述べませんでしたので、それを申し上げます。申し訳ありません。

保健福祉等複合施設整備基金積立金1億7,174万5千円、文教施設整備等基金積立金1億325万3千円、広域行政事業基金積立金5,041万8千円、びんぐし湯さん館施設整備等基金積立金3,036万4千円、工業振興施設等整備等基金積立金1,098万4千円をそれぞれ増額し、ふるさとまちづくり積立金1,407万5千円、以下、児童手当1,200万円でございますが、途中端数を述べませんでしたので、今補正いたしました。以上であります。

すみません、冒頭、議案第23号。本案は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,034万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億2,616万8千円とするものであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

議長（小宮山君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため10分間休憩します。

（休憩 午後 1時56分～再開 午後 2時06分）

議長（小宮山君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第19号 令和4年度クレーン付きトラック売買変更契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第2「議案第20号 令和4年度坂城町一般会計補正予算（第8号）について」

議長（小宮山君） これより質疑に入ります。

13番（塩野入君） まず、6ページであります。第2表繰越明許費、款8土木費、項1土木管理費の土木総務一般経費927万1千円ですが、これは部品の品不足が原因ということですが、その部品はどんなものなのか。その辺をお聞きします。

それから、これを繰越しして納品までに、さっき11月30日までということですが、そのスケジュールはどうなるのでしょうか。その辺をお聞きいたします。

それとですね、47ページです。款6農林水産業費、項1農業費の目3農業振興費の47ページ、18077産地生産基盤パワーアップ事業補助金1億5千万何がし、これは建物

が1棟の、屋根と外壁の改修というふうになっていますが、これはどんなふうに改修、どこを直すのか。細かいところをちょっとお聞きします。

それから、選果ライン2条とそれから光センサーの選果機を2台導入するというふうにお聞きをしましたが、これらを使ってどのように選果されていくのか。センサーも、この図面の中では内部品質センサーとか外観センサーとかありますが、これを新しくしてどうやっていくのか。選果されていくのか。それから、2階の部分へはどのようにつながっていくのか。全体の選果の仕組みとといいますか、選果の流れをお聞きします。

それから67ページ、款10教育費、項5保健体育費の目1保健体育総務費の中で14003施設改修工事、1億1,400何がし、大きな額が減額されております。これは何でしょうか。お聞きします。以上です。

建設課長（関君） 6ページ第2表繰越明許費のうち、上から三つ目の土木管理費、土木総務一般経費の内容、ご案内のとおりトラッククレーンの内容でございます。

質問は2点ご質問いただきました。繰越し理由としての部品の不足はどんな内容なのかというところが1点目になると思います。納期の遅れの要因となります自動車部品の供給不足の内容でございますが、大きくは半導体不足の影響が主なものとなっております。トラックをはじめとします自動車につきましては、駆動させるエンジン、またステアリングによります操舵、それから停止させるブレーキ部品、現在は多くの電子制御により運転されているということで、電子制御にかかるシステム全般で使用する半導体が大きく影響しまして、生産調整をする中で納期の遅れとなってしまっているという状況でございます。

それから納期、11月末までのスケジュールということで2点目のご質問をいただきました。納期の見込みにつきましては、先ほどご議決いただきましたが、11月末を目指しております。ただ、クレーン部、それからトラックにつきましては、9月末には完成になるのではないかといいものの中で、トラックにクレーンを架装する、そういった整備が一、二か月程度かかるのではないかといいということで、11月末を納期として目指しているというものでございます。以上です。

商工農林課長（竹内君） 47ページ、産地生産基盤パワーアップ事業補助金に係りますちくま果実流通センター改修事業についてのご質問にお答えをいたします。

まず、建物の屋根及び外壁の改修内容でございますが、今回、補助事業で建物改修を予定しているのは、出荷される果実類の選別、梱包作業などを行う選果棟であります。事前に実施された施設調査報告書によると、構造物自体は良好な状態で維持をされているものの、外装材、特に屋根からの雨漏りが発生しており、雨水対策による改修が課題とされています。

施設は、10年ほど前に再塗装と部分的な雨漏り部分の改修は行われたものの、雨漏りの根絶には至っていないため、今回、全面的に屋根のふき替えを実施する予定であります。このほ

かにも、外壁材の部分的な破損箇所や塗膜の劣化が見受けられますので、これらの補修のほか、劣化塗膜のほかさびの除去及び再塗装、また漏電検査の実施によります漏電箇所の特定と修繕などを重点的に実施する予定でございます。

次に、選果ラインの流れについてお答えいたします。農家が出荷したリンゴはラインに流されますが、ベルトコンベヤーで運ばれながら、光センサーにより1個ずつ糖度、酸度、内部褐変、要は変色具合などがチェックされまして、一定の基準を満たさない場合は規格外として除外されることとなります。その後、基準を満たしたリンゴは選果機で自動的に大きさごとに選果され、それぞれの等級ごとに箱詰めを行い、トラックで出荷されることとなります。

今回の改修計画では、1階の部分が選果に関わる一連のラインとなりますが、2階部分は梱包する段ボール箱の組立てラインとなっております、組み立てられた箱が1階の箱詰めの作業箇所へ流れるように設計をされているものでございます。

教育文化課長（長崎さん） 予算書67ページ、款10教育費、項5保健体育費、目1保健体育総務費、体育施設整備事業の中の施設改修工事の補正額の内容につきまして、ご質問にお答えいたします。

補正額の内容につきましては、町体育館耐震補強及び大規模改修工事に係る入札差金による工事費の減額でございます。工事の精算が進んでまいりましたので、不用額について減額補正するものでございます。

13番（塩野入君） トラックは、区などへ貸し出していると思うんですけども、年間貸出し数といたしますか、貸出し状況はどれくらいかお聞きします。

それと、これから春先には各区等で官役が行われるわけでありまして、そういうときに貸出しをしていると思うんですが、それまで古いトラックで間に合わせられるのか。故障などの心配もちょっと見受けられると思いますが、その辺の影響が及ばないかどうか、その辺をお聞きします。

それから、流通センターの関係では、まずこれを今議会で議決して、繰越しで5年度対応で、こういうことではありますが、統一地方選挙で、5月には多分臨時会もあるんじゃないかと思うんですが、なぜ今議会でこの議決を急がれるのか。その辺もお聞きしたいと思います。

それと、過去にも何回か選果機やセンサー導入に町の助成がされているわけでありまして。これは、JA組織、農業者が協同で農業生産性の推進などを農業協同組合法というもので独自の事業団体というものがあるんですが、これは生産者の所得向上や生産基盤の維持、継続という一事業所ということになると思うんですね。そういう一つの事業所という観点から、この助成に対する町の考え方ですね、その辺をお聞きをしたいと思います。

それから、施設の言わば地元にとということで、これは多分坂城町と千曲市に特別な助成を求める。こういうJAながのの方針をどう捉えるのか。その辺も併せてお聞きしたいと思います。

それから、体育施設改修工事ですけれども、予算と落札した差ですね、率、それはどのくらいでしょうか。

それと、これは遠隔のリモートのシステムと暗幕を後で追加したわけですね。これを追加しても、なおこれだけの1億1,400何がしのお金が差金で余るといのは、予算の見積りが甘かったのか。それとも、この大きな差額の原因は何なんでしょうか。その辺をお聞きます。以上です。

建設課長（関君）　トラッククレーンの貸出しの関係で2点再質問をいただきました。まず、区などへの貸出しの状況でございます。近年の各区における利用状況ということでございますが、コロナ禍以前の状況も含めて、ここ数年の直近の状況につきましては、年間で2から3区の貸出しという状況になっております。

それから、官役等への影響が心配されるがという内容でございます。トラックにつきましては、本年度から各区から申請いただいた段階で、物品の運搬等については建設課、また住民環境課のダンプを貸出しして使用していただくこととしておりまして、各区へのダンプ、トラックの使用は中止とさせていただいているという状況でございます。

ご案内のとおり、各区において、いわゆる官役の際には、代替として申請していただき利用するトラック以外のものを使ってできる作業、こういったものをお願いしてきております。今年度につきましても、引き続きお願いをさせていただきたいというように考えております。

なお、河川等における泥上げ、各区で実施して協力いただきながら、泥上げ等実施していただいているわけでございますが、例えば一級河川につきましては、千曲建設事務所のほうに相談する中で、堆積状況から優先的に泥上げをしてほしいという話をさせていただきながら多くの一級河川の泥上げの撤去をしていただいた状況もございます。

また、その他の作業につきましても、状況に応じて各区の皆さんと相談しながら、緊急性を要するもの、そういったものについては別の対応も検討していきたいというように考えております。

商工農林課長（竹内君）　再質問にお答えいたします。まず、今議会で議決する理由ということでございますけれども、今回の産地生産基盤パワーアップ事業の申請につきましては、当初、令和5年度の予算での対応も検討したところでございますが、選果ラインの製造が受注から半年以上必要とされていること、また、早期の施設再編を検討しているJAながのとしては、令和5年度内の竣工に間に合わせたいことなどから、今年度の国の第2次補正予算により設置された事業要望調査に申請することとなったものであります。

そのため、事業採択の内報が今月16日であったところであり、取り急ぎ年度内に、今月中ですね、事業計画の承認申請のほか交付申請などの手続を完了する予定でございます。

交付申請にあたっては、財政計画等を示す必要があるため、今議会に補正予算として計上さ

せていただきました。

続いて、J Aながのの助成に対する町の考え、J Aながのの方針をどう捉えるかということでございますけれども、今回の施設改修に関しましては、J Aながのの施設再編の一環で実施されるものではございますが、施設の効率的な利用によるコスト削減、省力化のほか、海外輸出向けのリンゴを令和6年度には18トンにする目標設定を行っており、これにより当町及び千曲市のリンゴの国際的な認知度の向上や市場での評価を踏まえた商品価格の維持、増進につながるものと考えております。

また、当管内におけるリンゴ農家から、J Aながのへの出荷割合は約8割と高く、J Aながので行っている生産販売が町内果樹農家の収益において大きなウエートを占めることから、この事業を支援することで町内果樹の生産振興に貢献するものと期待するところでございます。

教育文化課長（長崎さん） 再質問にお答えいたします。施設改修工事の当初予算額につきましては、3億9,500万円で行いました。当初予算の予算計上額につきましては、専門性を持った設計業者により適正に積算された実施設計書を基に予算計上をいたしました。5社による入札を行い、落札率は64%で行いました。そのため、おおむね1億1,400万円の予算減額となったものでございます。

また、予算額を上回る入札額で入札のあった事業所もあったことから、見積額、実施設計額等は適正であったと考えております。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第3「議案第21号 令和4年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第4「議案第22号 令和4年度坂城町工業地域開発事業特別会計補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第5「議案第23号 令和4年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第6「議案第24号 令和4年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第7「議案第25号 令和4年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、電子採決、全員賛成により）可決」

◎追加日程第8「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（小宮山君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査、調査の申出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（小宮山君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり閉会中の委員会継続審査、調査とすることに決定いたしました。

議長（小宮山君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会の挨拶があります。

町長（山村君） 令和5年第1回坂城町議会定例会の閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

3月1日に開会されました本定例会は、本日まで、20日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました人事案件、広域連合規約の変更、並びに財産処分の協議、条例の一部改正、令和5年度の一般会計・特別会計予算、さらに追加議案でお願いいたしました変更契約の締結、令和4年度の一般会計・特別会計の補正予算など、全ての議案に対して原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、長野県内におきましても、北信圏域以外の9圏域において、陽性者の発生が比較的落ち着いている状況となっており、県独自の感染警戒レベルにつきましても「小康期」とされております。

このような状況の中、国においてマスク着用についての考え方が示され、今月13日から、マスクの着用は個人の判断が基本となっております。町民の皆様におかれましては、医療機関を受診するときや、混雑した電車・バスに乗車するとき、重症化リスクの高い方が感染拡大時に混雑した場所に行くときは、マスクを着用していただくなど、周囲の方に感染を広げない、また、ご自身を感染から守るといったことを意識していただき、マスクの着用につい

て、場面に応じて適切にご判断いただきますようお願いいたします。

また、新型コロナワクチン接種につきましては、特例臨時接種の期間が、この3月末から1年間延長されることが国において決定され、令和5年度の接種についても方針が示されたところであります。

まず、5月から8月に、65歳以上の高齢者と基礎疾患のある方、医療従事者等を対象に接種を実施し、さらに9月から12月に、これらの方も含めた5歳以上の方全員を対象として、接種を実施することとされました。

町におきましては、接種を希望される方が速やかに接種できるよう、これまでと同様に集団接種を中心とした接種体制の整備に努めてまいりたいと考えております。

さて、坂城中学校の卒業式が先週15日に、また、町内3小学校の卒業式が翌16日に執り行われました。各学校とも、来賓の縮小や保護者の人数制限などをさせていただいての開催となりましたが、4年ぶりに卒業生、在校生が一堂に会しての卒業式を行うことができました。

卒業する児童・生徒の皆さんは、真っすぐ前を向いて入場し、卒業証書授与では、学校長から一人一人に証書が授与されました。式が終わると、お世話になった恩師や苦楽を共にした同級生との別れを惜しむ姿が各クラスで見られ、大変印象的でありました。

また、町内3保育園の卒園式につきましては、22日に実施いたします。令和4年度の卒園児童は、3園合計で73人です。小学校への期待を胸いっぱい、元気に入學式を迎えられることを願っております。

17日には、坂城町消防団任命式が行われました。「自分たちの地域は自分たちで守る」との消防精神の下、新たな分団長等の幹部と新入団員の皆様に辞令が交付されました。町民の安心・安全な生活を守るため、ご活躍を期待するところであります。

さて、新型コロナの影響などで工事の延期を余儀なくされた町体育館耐震補強及び大規模改修工事につきまして、地域の皆様をはじめ、関係する大勢の皆様のご理解、ご協力により、無事竣工の運びとなりました。この28日に施設のお披露目とともにボルダリングのデモンストラーションもご覧いただく中で竣工式を挙行いたしますので、議員の皆様方のご出席をお願いいたします。

さて、年度が替わり、4月3日には各保育園の入園式が、6日には小中学校の入學式が、また、7日には坂城高校の入學式と坂城幼稚園の入園式が執り行われます。未来を担い、希望を抱いて新たなステージに進む子どもたちの晴れ舞台を祝福していただければと思います。

また、16日には、第24回目となる千曲川クリーンキャンペーンを、共催の坂城ライオンズクラブとともに開催いたします。昨年は、新型コロナウイルス感染症対策のため、規模を縮小しての実施としたところですが、今年は、会場を従来の3会場とし、時間についても午前7時から8時30分までとして行う予定であります。町のシンボルである千曲川の自然環境を

守り、不法投棄やごみのポイ捨てなどに目を向けていただく機会として、大勢の皆様のご参加をお願いいたします。

さて、今年は統一地方選挙の年であり、県議会議員選挙が3月31日告示、4月9日投開票の日程で、また、町におきましても、町長、町議会議員選挙が4月18日告示、23日投開票の日程で行われる予定となっております。

私自身3期目となるこの4年間は、議会の皆様とともに、「坂城町第6次長期総合計画」や「第2期まち、ひと、しごと創生総合戦略」を策定し、デジタル変革への対応やSDGsの達成を図りながら、町の将来像として「輝く未来を奏でるまち」を掲げる中で、その実践に取り組んでまいりました。

また、今後の4年間につきましては、国道18号バイパス、県道インター先線の整備に伴う土地利用や、新複合施設をはじめとした公共施設管理の在り方など、「将来に向けた坂城町の姿」を具現化する大変重要な時期と認識するとともに、少子高齢化対策、子育て支援など、対応すべき課題も多いと感じているところであります。

本議会が任期最後の議会となりました。これまで支えていただきました町民の皆様、そして、議員の皆様のご理解とご協力に深く感謝を申し上げますと、厚く御礼申し上げます。

間もなく選挙を迎え、私も立候補いたしますが、この4月に立候補される皆様におかれましては、ご健闘いただき、共に新しい坂城町づくりを目指していければと思っております。

また、ご勇退される皆様方には、これまでのご労苦に深く感謝申し上げます次第であります。今後も、陰となりひなたとなって、町を支えていただければ幸いに存じます。

最後に、私とともに事業の推進や課題解決に取り組んでくれた副町長、教育長、各課長、そして全ての職員に心から感謝を申し上げまして、閉会の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（小宮山君） ここで、議長より挨拶を申し上げます。

閉会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。令和5年第1回定例会は、3月1日から本日までの20日間の会期で開催され、令和5年度本町行政の根幹となります各会計予算をはじめ令和4年度の補正予算、条例改正案等数多くの重要案件が上程されました。議員各位におかれましては、終始熱心にご審議、ご決定をなされ、滞りなく閉会の運びとなりました。円滑な議会運営へのご協力に感謝申し上げます。

また、町当局におかれましては、一般質問に対する答弁やそれぞれの案件の審議の際、常に真撃に対応していただきました。厚くお礼申し上げます。議員各位から一般質問あるいは質疑などで述べられた意見、要望などにつきましては、意を用いられ、町政を推進されますよう切望いたします。

さて、今議会はこれまでの4年の任期の最後の議会でもありました。振り返るまでもなく、

今までになく度重なる災厄に見舞われた4年間でありました。令和元年の台風19号に始まり、翌年からは新型コロナウイルス感染症が蔓延しました。現在までに、統計のない中国、北朝鮮を除き世界で6億7千万人余りが感染し、死者は700万人弱を数えるそうです。まさに大パンデミックとして後世の世界史に取り上げられるに違いありません。

そして、昨年2月に始まったロシアのウクライナへの軍事侵攻は、今やロシア・ウクライナ戦争として長期化の様相を呈し、既に世界中に暗雲をもたらしています。そんな災厄続きの4年間は、その対応に迫られることで町行政にも議会活動にも多くの制約を課しました。しかし、そんな中であってもできる限りのことをしたという思いは、町当局にも議会にもあるのではないのでしょうか。来期は、昨年策定された第6次長期総合計画にのっとりた各種施策の実現、さらなる進展が図られんことを期待したいと思います。

議員各位とは特別なことがない限り、この議会が最後となります。この場に5番 中島新一議員がおられないのは返す返す残念でなりません。このたび勇退される方々には心からご苦労さまでしたと申し上げます。また、次期町議選に立候補される方々には全員が当選の栄に浴され、精力的な議員活動をされるようお祈りいたします。

今年は例年に比べ桜の開花がかなり早いそうです。ほどなく春らんまん、美しい季節を迎えます。どうか皆様には、よき郷土のため、ますますのご活躍、より一層のご尽力を重ねてお願い申し上げます。

最後に、町理事者はじめ各課長、職員の皆様、そして議会事務局のお二人には大変お世話になりました。議員一同を代表し、心より厚く御礼申し上げ、閉会の挨拶といたします。

これにて令和5年第1回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 2時44分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 小宮山 定彦

坂城町議会議員 中 嶋 登

坂城町議会議員 大 森 茂彦

坂城町議会議員 山 城 峻 一

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 太陽光発電について イ. 条例について ロ. 廃棄処分について 2. ゼロ・カーボンへの取り組みについて イ. CO ₂ 濃度の目標値について ロ. 町の取り組みと補助金について 3. ゴミ問題について イ. 戸別収集について ロ. 資源物常設ステーションについて	8 番 栗 田 隆	町 長 企画政策課長 住民環境課長
2	1. 少子化問題について イ. 坂城町の現況は ロ. 坂城町の今後の対応は 2. 高齢化問題について イ. 70歳以上は、びんぐし湯さん館入館料無料に	14番 中 嶋 登	町 長 教 育 長 企画政策課長 子ども支援室長
3	1. 食物アレルギー対応給食について イ. 保育園及び小・中学校での対応は ロ. 今後の計画は 2. 町職員の体制は イ. 23年度の職員体制は ロ. 会計年度任用職員の状況は 3. 坂城町の認知度を高める戦略は イ. 認知度を高める戦略	2 番 大 森 茂 彦	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長 教育文化課長
4	1. 安心安全なまちづくりのために イ. 道路の改善を 2. 福祉医療制度等について イ. 利用状況と利用者数について ロ. 坂城町精神障がい者入院医療費助成制度について 3. 複合施設について イ. 複合施設について	7 番 玉 川 清 史	町 長 福祉健康課長 建 設 課 長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 山村町政を問う イ. 3期目4年間の実績 ロ. 目指す4期目に向けて 2. 交通網体制について イ. 交通網の現状と課題 ロ. 新たな交通網体制に向けて	13番 塩野入 猛	町 長 企画政策課長 建設課長
6	1. 認知症への理解を深めるために イ. 当事者・家族への支援について ロ. 認知症への理解促進について 2. 町立図書館について イ. 図書館の利用状況について ロ. イベントの開催について ハ. 学習室の利用について ニ. よりよい図書館にするために	3番 山城峻一	町 長 教 育 長 福祉健康課長 教育文化課長
7	1. ごみ減量化に向けて イ. 町より排出される可燃ごみ、不燃ごみについて ロ. ちくま環境エネルギーセンターについて ハ. 今後の葛尾組合ごみ焼却施設の後利用について ニ. ごみ減量化について	6番 大日向進也	町 長 住民環境課長
8	1. 安全安心なまちづくりについて イ. 地域防犯対策について 2. がん対策について イ. がん患者の支援について	4番 柘津明子	町 長 教 育 長 住民環境課長 教育文化課長
9	1. デマンド交通乗り合いタクシーについて イ. 実証実験1年目の状況は ロ. 今後の運行について 2. 出産・子育て支援について イ. 出産・子育て応援事業について ロ. 新生児スクリーニング検査について 3. 障がい者支援について イ. 非常用電源購入に助成を	11番 吉川まゆみ	町 長 教 育 長 福祉健康課長 建設課長 子ども支援室長 保健センター所長